下妻市地域防災計画

地震災害対策計画編

目次

第１章　総則 1
第１節　地震災害対策計画の概要 1
　第１　計画の目的 1
　第２　他の計画等との関係 2
　第３　計画の構成 3
　第４　基本方針 3
　第５　計画の修正 4
　第６　計画の習熟・周知 4
第２節　下妻市の防災環境 5
　第１　下妻市の概要 5
　第２　気　候 6
　第３　社会環境の特性 6
第３節　下妻市の地震災害 10
　第１　地震災害の履歴 10
　第２　下妻市に被害をもたらす可能性のある地震 15
　第３　東日本大震災における被害 17
第４節　各機関の業務の大綱 18
第２章　地震災害予防計画 27
第１節　地震災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備 27
　第１　対策に携わる組織の整備 27
　第２　相互応援体制の整備 31
　第３　自主防災組織等の活動体制の整備 35
　第４　情報通信ネットワークの整備 42
第２節　地震に強いまちづくり 46
　第１　防災まちづくりの推進 46
　第２　建築物の不燃化・耐震化等の推進 52
　第３　土木施設の耐震化の推進 57
　第４　ライフライン施設の耐震化の推進 59
　第５　地盤災害防止対策の推進 63
　第６　危険物等施設の災害予防の推進 67
第３節　被害軽減への備え 71
　第１　緊急輸送への備え 71
　第２　消火活動、救助・救急活動への備え 74

第３　医療救護活動への備え 79
第４　被災者支援のための備え 84
第５　要配慮者安全確保のための備え 91
第６　燃料不足への備え 97
第４節　防災教育・訓練 99
第１　防災教育 99
第２　防災訓練 102
第３　災害に関する調査研究 106
第３章　地震災害応急対策計画 109
第１節　初動対応 109
第１　職員参集・動員 109
第２　警戒本部 114
第３　災害対策本部 116
第２節　災害情報の収集・伝達 126
第１　通信手段の確保 126
第２　災害情報の収集・伝達・報告 130
第３　災害情報の広報 139
第３節　応援・派遣 144
第１　自衛隊の派遣要請・受入体制の確保 144
第２　応援要請・受入体制の確保 149
第３　他市町村被災時の応援 152
第４節　被害軽減対策 154
第１　警備対策 154
第２　避難指示、誘導 158
第３　緊急輸送 163
第４　消火活動、救助・救急活動、水防活動 169
第５　応急医療 174
第６　危険物等災害防止対策 178
第７　燃料対策 182
第５節　被災者生活支援 185
第１　被災状況の把握及び生活再建支援 185
第２　避難生活の確保、健康管理 187
第３　ボランティア活動の支援 194
第４　被災者のニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供 196
第５　生活救援物資の供給 200
第６　要配慮者安全確保対策 204
第７　応急教育・応急保育 207

第８　帰宅困難者対策 211
第９　義援物資対策 213
第１０　愛玩動物の保護対策 214
第６節　災害救助法の適用 215
第７節　応急復旧・事後処理 220
第１　建築物の応急復旧 220
第２　土木施設の応急復旧 224
第３　ライフライン施設の応急復旧 227
第４　災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去 236
第５　行方不明者の捜索・遺体の処理・火葬 241
第４章　復旧復興計画 245
第１節　被災者の生活の安定化 245
第１　義援金品の募集及び配分 245
第２　災害弔慰金等の支給及び災害援護資金などの貸付 247
第３　租税及び公共料金の特例措置計画 252
第４　雇用対策 253
第５　住宅建設の促進 256
第６　被災者生活再建支援法の適用 257
第７　茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給 260
第２節　被災施設の復旧 264
第３節　激甚災害の指定 268
第４節　復興計画の作成 272
付編 南海トラフ地震に関連する情報発表時等の対応計画 275
第１章　総則 275
第１節　計画策定の趣旨 275
第２節　南海トラフ地震の被害想定 276
第１　震度想定 276
第２　津波想定 276
第３　人的被害想定 276
第４　建物被害想定 276
第５　経済的な被害 276
第３節　南海トラフ地震に関連する情報 277
第１　情報の種類 277
第２　発表の流れ 278
第２章　対応方針 279
第１節　基本的な考え方 279
第２節　南海トラフ地震臨時情報発表時等の対応 280

第１　南海トラフ地震発生時 280
第２　南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時 280
第３　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時 280
第４　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時 281
第５　南海トラフ地震臨時情報（調査終了）発表時 281

第１章　総則

第１章　総則

第１節　地震災害対策計画の概要

第１　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づいて下妻市防災会議が策定する計画であり、本市の市域、施設及び市民に被害を及ぼす地震災害に備え、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興対策及び東海地震の警戒宣言時の対応措置の各計画を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

また、国土強靭化計画及び茨城県国土強靭化計画を踏まえ、本市においても、令和３年３月に下妻市国土強靭化地域計画が策定され、以下の４つの基本目標を掲げて、いかなる大規模災害が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築を推進することとなっている。

Ⅰ．　人命の保護が最大限図られる
Ⅱ．　市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持される
Ⅲ．　市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
Ⅳ．　迅速な復旧復興

第２　他の計画等との関係

この計画は、国が作成する「防災基本計画」、指定行政機関・指定公共機関が作成する「防災業務計画」及び茨城県が作成する「茨城県地域防災計画」と矛盾、または抵触することの無いように定める。

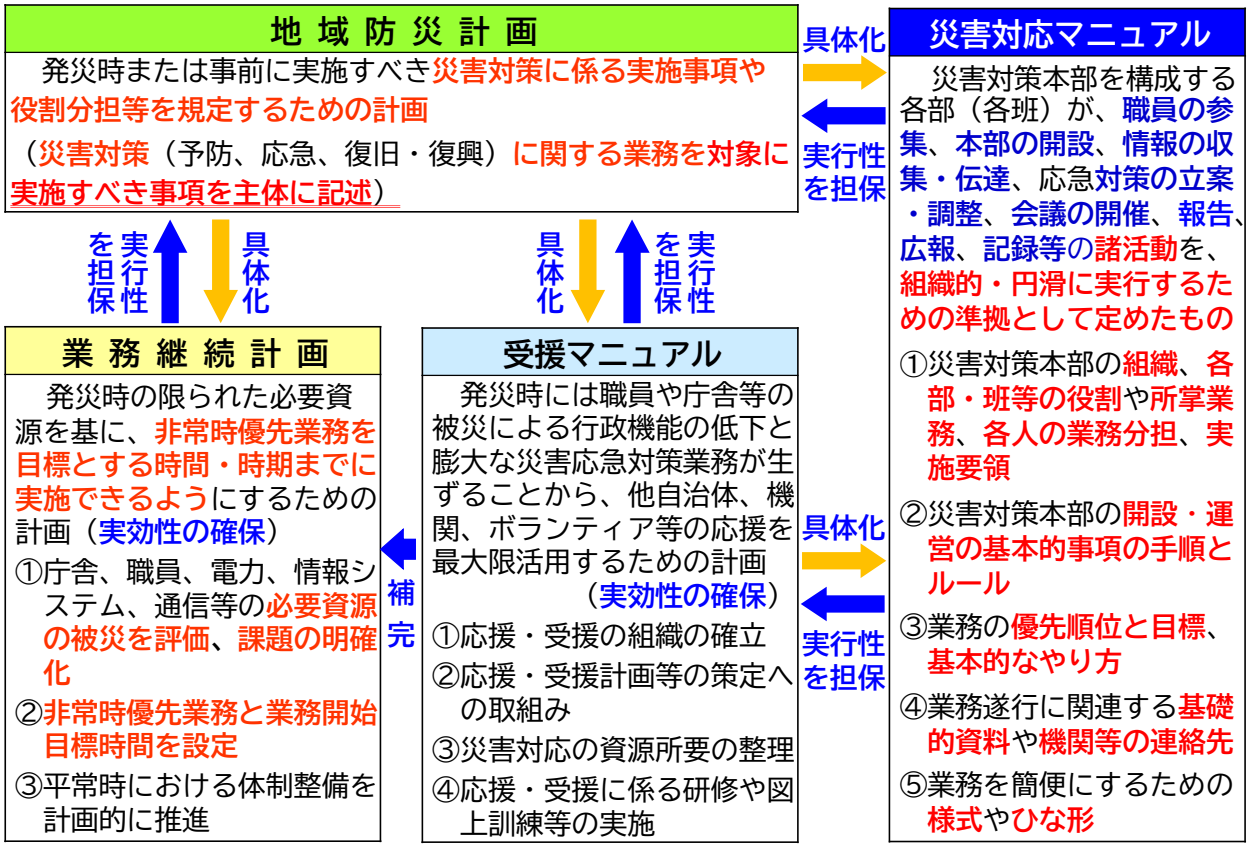

図　地域防災計画、業務継続計画、受援マニュアル、災害対応マニュアルの関係

また、市は、ＳＤＧｓ（※）の達成に資する施策を推進するため、本計画にＳＤＧｓで掲げる 17 の目標を取り入れるよう努めるものとする。

※ＳＤＧｓとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、経済、社会及び環境の３つの側面のバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標として、17 のゴール（目標）とその課題ごとに設定された 169 のターゲット（達成基準）から構成されている。

第３　計画の構成

この計画は、本市及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、これら防災関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な大綱を示すものであり、その実施細目等については別途各防災関係機関が定める。

市地域防災計画の構成は次のとおりである。

<table>
<tr><td colspan="2">地震災害対策計画編</td><td>総則
地震災害予防計画
地震災害応急対策計画
復旧復興計画
付編　南海トラフ地震に関連する情報発表時等の対応計画</td></tr>
<tr><td colspan="2">風水害対策計画編</td><td>総則
災害予防計画
災害応急対策計画
復旧復興計画</td></tr>
<tr><td rowspan="6">その他の
災害対策
計画編</td><td>航空災害対策</td><td rowspan="6">災害予防
災害応急対策</td></tr>
<tr><td>鉄道災害対策</td></tr>
<tr><td>道路災害対策</td></tr>
<tr><td>危険物等災害対策</td></tr>
<tr><td>大規模な火事災害対策</td></tr>
<tr><td>林野火災対策</td></tr>
<tr><td colspan="2">資料編</td><td></td></tr>
</table>

第４　基本方針

①この計画は、過去の災害の教訓を踏まえ、地震災害による被害を最小限にとどめるよう、災害予防、災害応急対策及び復旧・復興対策を含む総合的な計画とする。

②災害対策にあたって、その実施責任を明確なものとするため、「誰が」、「何をすべきか」を具体的に明示する。

③市をはじめとする防災関係機関はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、市民や事業者の役割も明示した計画とする。

④本計画においては、平成７年１月に発生した阪神・淡路大震災、平成 16 年 10 月に発生した新潟中越地震、平成 23 年３月に発生した東日本大震災及び平成 28 年４月に発生した熊本地震の教訓、並びに茨城県地震被害想定を踏まえ、震度７の地震や広域的な被害を発生させる地震を想定する。

⑤本計画は、豊かで持続可能な地域社会の実現に向けて、ＳＤＧｓとの調和を図るよう努めるものとする。

第５　計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められる場合はこれを修正するものとする。

各防災関係機関は、計画の修正が必要であると認められる事項がある場合には、修正案を下妻市防災会議に提出する。

第６　計画の習熟・周知

本市及び防災関係機関管理職員等並びに防災関係施設の管理者は、この計画の遂行にあたって十分な責務が果たせるよう、職員に対して計画の周知徹底に努めるとともに、特に必要と認める事項については、災害対策基本法第 42 条第５項に定める公表のほか、市民への周知徹底にも努める。

■　資料編　「下妻市防災会議条例」

■　資料編　「下妻市ＳＤＧｓに基づく持続可能なまちづくり推進条例」

第１章　総則

第２節　下妻市の防災環境

第１　下妻市の概要

下妻市は茨城県の西南部、東京から60km圏に位置し、北は筑西市、南は常総市、東はつくば市と筑西市、西は結城郡八千代町に接している。本市は筑波山を背景とした比較的平坦な地形であり、東には小貝川、西には鬼怒川、まちの中央には市民の憩いの場として知られる砂沼と、豊かな水環境に恵まれ、比較的肥沃な土地を活かした農業や畜産業が盛んである。本市には、「筑波サーキット」があり、レース開催時には全国から多くのモータースポーツファンが集まる。また、天然温泉と地ビールが楽しめる「ビアスパークしもつま」や国道294 号沿線に設置された「道の駅しもつま」、「やすらぎの里しもつま」や「さんぽの駅サン・ＳＵＮさぬま」、「Ｗａｉｗａｉドーム」などの観光施設が整備されている。これらの恵まれた自然環境や観光資源を活かして、「輝く自然・あふれるやさしさ・活力みなぎるまちしもつま」を目指し、まちづくりを進めている。

図　下妻市位置図

図　下妻市概況図

第２　気　候

本市は、気候帯的（大局的）に見た場合には太平洋側に属し、一般的に温暖な気候である。しかしながら、内陸に位置するため、夏季は湿度が高く厳しい暑さとなり、冬季は季節風が強く乾燥し、体感温度の低い厳しい寒さとなる。

過去 30 年間の平均年間降水量は 1,231.8㎜、平均気温は 14.3℃である。

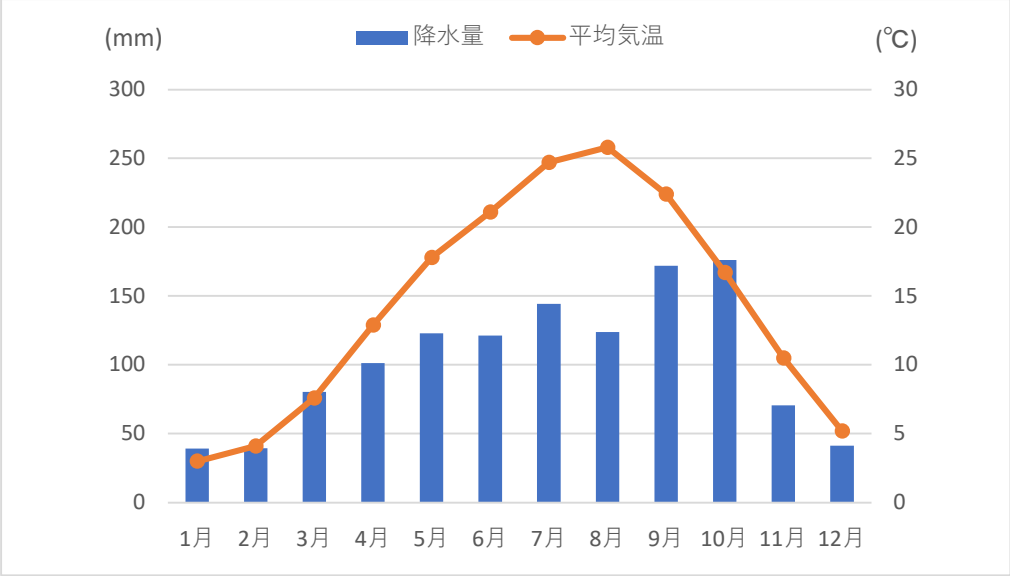

図　過去 30 年間の月別平均降水量・平均気温（出典：気象庁ホームページ）

第３　社会環境の特性

１　人口・世帯

本市の総人口は、令和２年 10 月１日現在で 42,521 人となっている。平成２年から平成 12 年にかけて増加傾向にあったが、平成 17 年からは、緩やかな減少傾向にある。

世帯数は、毎年、若干の変動はあるものの、全体的には増加傾向にあり、令和２年には 16,407 世帯となっている。

年齢別（３区分）の人口構成比率をみると、令和２年度では 14 歳未満の年少人口が 12.0%、15～64 歳の生産年齢人口が 59.2%、65 歳以上の老年人口が 28.8%となっている。平成２年以降、14 歳以下の年少人口比率が低下し、65 歳以上の老年人口比率が上昇傾向にある。

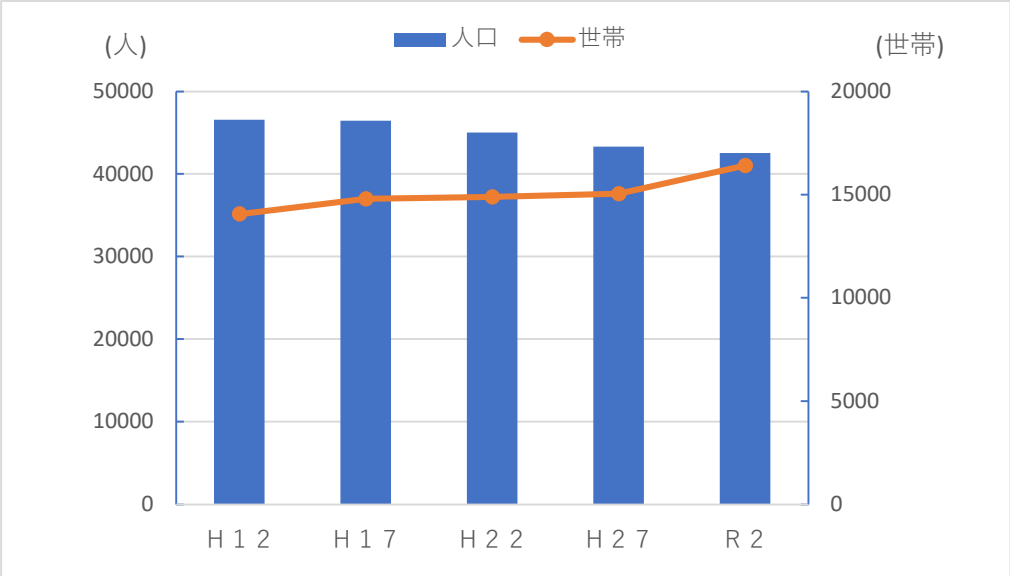

図　人口と世帯の推移（出典：R2 国勢調査）

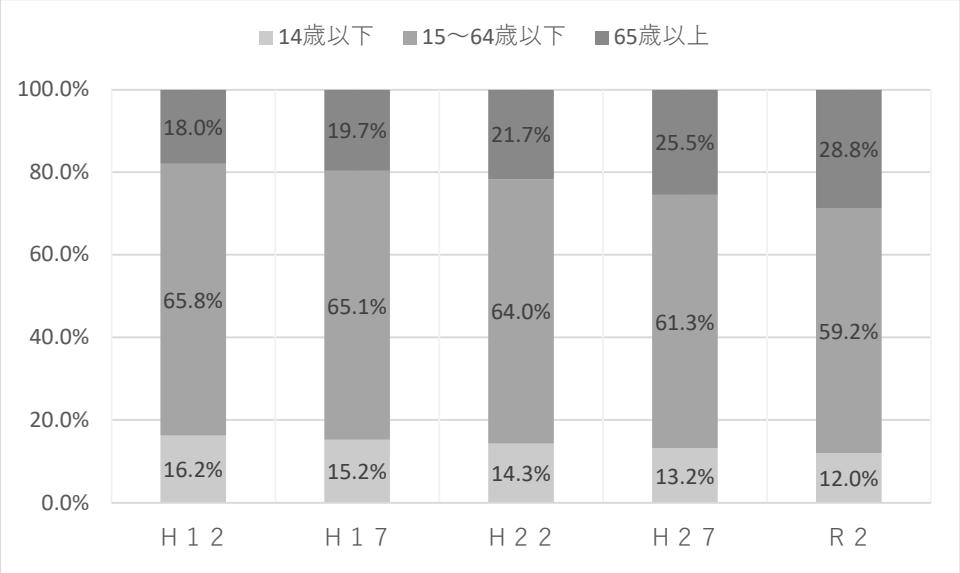

図　人口構成比の推移（出典：R2 国勢調査）

２　産　業

本市の産業別（３部門）就業者割合（平成 27 年国勢調査）は、第一次産業が 6.0%、第二次産業が 36.1%、第三次産業が 54.3%であり、茨城県全体よりも第二次産業がやや高く、第三次産業がやや低い。

市内には 2,171 の事業所があり、19,570 人が従業している（出典：統計　しもつま（平成 28 年６月１日現在）。

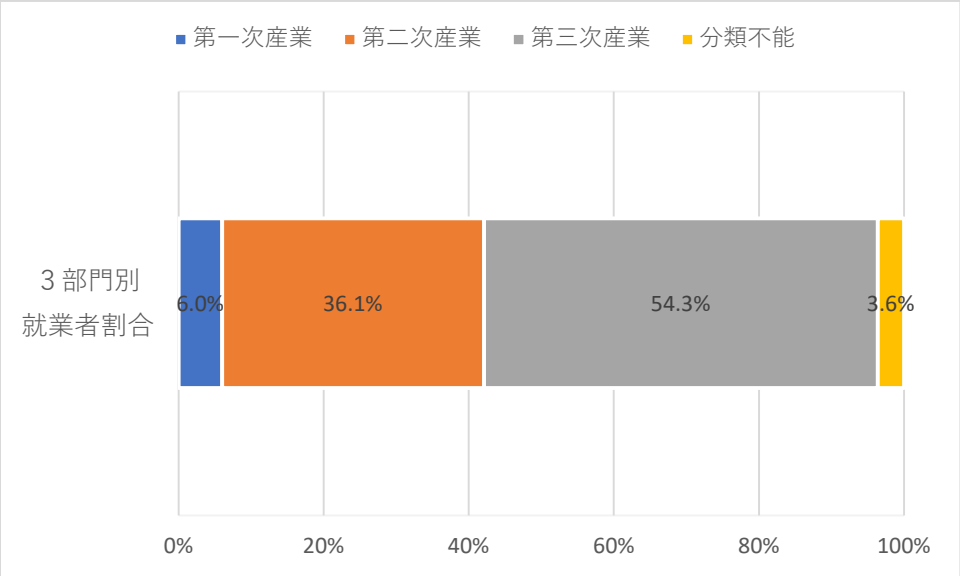

図　下妻市の産業別就業者の割合（出典：H27 国勢調査）

３　土地利用

本市の総面積は 80.88 ㎢であり、非線引き都市計画区域において、用途地域の指定に基づき、市街地や住宅地、工業団地等の整備を進めている。全般的には、農業的土地利用を中心としており、農地においては土地改良事業の推進により、優良農地の保全に努めている。一方、用途地域内及び市街地周辺部については、土地区画整理事業による計画的な住宅地の形成を進めるとともに、中心市街地の更なる活性化を図っている。

また、北関東自動車道や首都圏中央連絡自動車道の整備などに伴う道路交通体系やつくばエクスプレス沿線開発に伴う広域的環境の変化により、本市においても土地開発が増加しており、今後も、引き続き効率的な土地利用を進めるとともに、豊かな自然と調和しながら、生活環境の向上など地域活力を高める適切な対策を講じる。

４　公共施設整備状況

本市は、茨城県西部の中心都市として、市の施設のほか、国や県の出先機関が集まっており、その多くは市役所を中心とする市中心部に集中する。その他、県西部の広域事務組合に係る施設（下妻消防署、ごみ処理施設）などが分布するほか、大字毎に教育施設や公民館、公園等が立地しており、災害時の活動拠点としての役割を担っている。

５　交通の整備状況

本市を南北に縦断する関東鉄道常総線（取手ー下館間）は、市内に、騰波ノ江駅・大宝駅・下妻駅・宗道駅の４つの駅があり、市内事業所への通勤、市内高校への通学の手段として、また、市内からは隣接地への通勤・通学、さらには、つくばエクスプレスの開業により、身近になった都心への交通手段として多くの市民に利用されている。

関東鉄道常総線では、つくばエクスプレスの開業に伴い、近代化策として快速列車の運行やスピードアップ、増便などの整備を行い、利便性の拡大を図ってきた。

反面、市内の路線バスは、土浦方面行きとつくばセンター方面行きの２路線が主体であり、１日の運行回数、平均乗降客数ともに減少傾向にある。

本市の道路網の発達をみると、市域中央部を国道 294 号が南北に縦断しており、市域東西を結ぶ国道 125 号と、堀篭付近で交差している。この二つの国道により、筑西市、つくば市、土浦市、古河市、常総市の各都市との結節が図られ、この他、各県道により結城市、桜川市、坂東市との連接が図られている。市域は全般に低平な地勢を示すため、市域内及び周辺自治体との結節交通状況は総じて良好である。

図　交通網図

第１章　総則

第３節　下妻市の地震災害

第１　地震災害の履歴

茨城県に関連する地震災害の履歴は以下のとおりである。

表　茨城県に関連する主な地震災害の記録

発震年月日		震央の位置		マグニチュード	被害概要
西　暦	日本歴	北緯	東経		
799.9.18	延暦 18.8.11				常陸の国鹿島・那珂・久慈・多賀の４郡に津波、早朝より夕刻まで約 15 回。波は平常の汀線より１町（約 110m）の内陸に達し、平常の汀線より 20 余町（約 2.2 ㎞）の沖まで水が引いた。
818	弘仁 9.7.－	36° 0’～37° 0’	139° 0’～140° 0’	M≧7.5	相模・武蔵・下総・常陸・上野・下野等、山崩れ谷埋まること数里。百姓の圧死者多数
1420. 9.7	応永 27.7.20				常陸多賀郡の河原子及び相賀に津波寄すること４時間に９回。地震記事無し
1677.11.4	延宝 5.10.9	35° 5’	142° 0’	M≒8.0	上旬より地震しばしばあり。磐城から房総にかけて津波襲来。小名浜・中作・薄磯・四倉・江名・豊間などで家流倒約 550（あるいは 487）軒、死・不明 130 余（あるいは 189）。水戸領内で潰家 189、溺死 36。舟破損または流失 353。房総で倒家 233 余、溺死 246 余。奥州岩沼領で流家 490 余、死 123。八丈島や尾張も津波に襲われたという。
1855.11.11	安政 2.10.2	35° 65’	139° 8’	M＝7.0～7.1	江戸地震 激震地域は江戸の下町で、なかでも本所・深川・浅草・下谷・小川町・曲輪内が強く、山の手は比較的軽かったが、土蔵の全きものは一つもなかった。民家の潰も多く 14,346 軒。土蔵潰 1,410。死者は１万位。布佐、布川で破損家あり。水戸の下町で瓦落ち蔵大痛、上町でも瓦落ち、土蔵少損、土浦で蔵の潰、大破あり
1895.1.18	明治 28.1.18	36° 1’	140° 4’	7.2	霞ヶ浦付近の地震 局部的被害はそれほど大きいとはいえないが被災範囲が広い。特に被害の大きかったのは茨城県の鹿島・新治・那珂・行方各郡と水戸で、東京の下町にもかなりの被害があった。

1896.1.9	明治 29.1.9	36° 30’	141° －’	7.3	鹿島灘の地震 水戸付近から久慈・那珂両川の沿岸地方で家屋・土蔵の小破あり。また猪苗代湖でも小被害があった。弱い津波あり（周期８分）
1897.1.17	明治 30.1.17	36° 2’	139° 9’	5.6	利根川中流域の地震 利根川流域で障壁に多少の亀裂を生じた。とくに結城郡宗道寺村では、土蔵壁に亀裂が生じた。茨城県南西部で震度大
1921.12.8	大正 10.12.8	36° 0’	140° 2’	7.0	茨城県龍ヶ崎付近の地震 千葉県印旛沼で土蔵破損数ヶ所。道路に亀裂を生ず。茨城県龍ヶ崎で墓石多く倒れ、田畑・道路に亀裂。また、栃木県芳賀郡で石塀潰れ、河内郡で壁や瓦の落下などがあった。千葉・成田・東京でも微小被害があった。
1922.5.9	大正 11.5.9	36° 0’	140° 0’	6.1	茨城県谷田部付近の地震 土浦で電話線切断３、館野の高層気象台で壁に亀裂を生ず。
1923.1.14	大正 12.1.14	36° 1’	139° 9’	6.1	水海道付近の地震 東京で傷１、家屋小破数軒
1923.9.1	大正 12.9.1	35° 19’	139° 8’	7.9	関東大地震（関東大震災） 全潰 128,266。半潰 126,233。焼失 77,128。津波による流 868 。死者 99,331 。負傷 103,733。行方不明 43,476。茨城県の被害は死者５名、負傷 40 名、全潰 517、半潰 681
1930.6.1	昭和 5.6.1	36° 26’	140° 32’	6.5	那珂川下流域の地震 水戸(煉瓦塀倒る)、久慈(がけ崩れ１、倉庫傾斜１、煙突倒壊１)、鉾田(石垣崩る)、石岡(土蔵に亀裂)、真壁・土浦(壁の剥落)、宇都宮(神社の灯籠の頭が落ちた)などの被害があった。
1931.9.21	昭和 6.9.21	36° 10’	139° 15’	6.9	埼玉県中部の地震 笠原・深谷・鴻巣・吹上付近の被害が大きい。茨城県の被害は負傷１、非住家全潰２、半潰１、煙突倒壊１
1938.5.23	昭和 13.5.23	36° 34’	141° 19’	7.0	塩屋崎沖の地震 被害は小名浜付近の沿岸と内陸の福島・郡山・白河・会津若松付近にあった。とくに郡山・須賀川・猪苗代付近で強く、煉瓦煙突の折損、壁落、壁や道路の亀裂があった。茨城県では煙突５本折損し、磯原で土蔵の倒壊１。小名浜に震後 22 分で小津波(全震幅 83cm)が押し寄せた。
1938.9.22	昭和 13.9.22	36° 27’	141° 3’	6.5	鹿島灘の地震

					水戸は震度５、僅少被害
1938.11.5	昭和 13.11.5	36° 56’	141° 55’	7.5	福島県東方沖の地震 福島県で死１、傷９、住家全潰４、半潰 29、非住家全潰 16、半潰 42、その他小がけ崩れ、道路の亀裂、鉄路の被害が所々にあった。茨城・宮城両県でも微小被害、津波が沿岸を襲った。茨城の田中・祝では津波を観測
1974.8.4	昭和 49.8.4	36° 1’	139° 55’	5.8	茨城県南西部の地震 負傷者は埼玉８人、東京９人、千葉・茨城各１人、ショック死東京・茨城で各１名。震央付近で屋根瓦の落ちた家が 10 数軒あった。
1983.2.27	昭和 58.2.27	35° 56’	140° 9’	6.0	茨城県南部の地震 負傷者 11 人(東京８人、神奈川２人、千葉１人)。藤代・取手・牛久・船橋などでガス管の破損などの被害。藤代町で壁の亀裂、剥落あり
1987.12.17	昭和 62.12.17	35° 23’	140° 30’	6.7	千葉県東方沖の地震 銚子、勝浦、千葉で震度５であった。被害の特に大きかったのは山武郡、長生郡、市原市など。千葉県で死者２人、負傷者 144 人、住家全壊 16、半壊 102、一部破損 71,212。茨城県で負傷者４、住家一部破損 1,259
2000.7.21	平成 12.7.21	36° 32’	141° 7’	6.4	茨城県沖の地震 那珂町で住家一部破損２棟、阿見町で断水などの小被害
2004.10.6	平成 16.10.6	35° 59’	140° 5’	5.7	つくば市・関城町で震度５弱を記録。人的・物的被害は無し
2005.2.16	平成 17.2.16	36° 2’	139° 53’	5.3	石岡市・牛久市・つくば市で重傷者各１名、土浦市・総和町・利根町・藤代町で軽傷者各１名、龍ヶ崎市ではブロック塀が長さ 10ｍにわたり倒壊
2005.4.11	平成 17.4.11	35° 44’	140° 37’	6.1	茨城県における震度５強は震災階級改訂後初観測。人的・物的被害は無し
2005.8.16	平成 17.8.16	38° 9’	142° 17’	7.2	宮城県沖の地震 日本原子力研究所東海研究所（ＪＲＲ－４）が自動停止。人的・物的被害は無し
2005.10.19	平成 17.10.19	36° 23’	141° 3’	6.3	鉾田市で軽傷者１名、物的被害無し
2008.5.8	平成 20.5.8	36° 13’	141° 36’	7.0	水戸市で震度５弱を記録。常総市で軽傷者１名、下妻市で６棟、土浦市で１棟が住家一部破損
2008.7.5	平成 20.7. 5	36° 38’	140° 57’	5.2	日立市で震度５弱を記録。人的・物的被害は無し

2011.3.11	平成 23.3.11	36° 6’	142° 52’	9.0	平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震 ８市で震度６強、21 市町村で震度６弱を観測。同日 15:15 に茨城県沖で最大余震(M7.7)が発生し、鉾田市で６強、神栖市で６弱を観測 県内の人的被害：死者 66 名、行方不明者１名、負傷者 714 名 県内の住家被害：全壊 2,634 棟、半壊 24,995 棟、一部損壊 191,490 棟、床上浸水 75 棟、床下浸水 624 棟 （令和２年３月 31 日現在）
2011.3.23	平成 23.3.23	37° 05’	140° 47’	5.5	鉾田市で震度５弱を記録
2011.3.24	平成 23.3.24	36° 10’	140° 02’	4.8	鉾田市で震度５弱を記録
2011.4.11	平成 23.4.11	36° 56’	140° 40’	7.0	鉾田市で震度６弱、日立市、高萩市、北茨城市、小美玉市、筑西市、かすみがうら市、鉾田市で震度５強、水戸市、笠間市、ひたちなか市、茨城町、大子町、常陸大宮市、那珂市、城里町、土浦市、石岡市、つくば市、阿見町、坂東市、稲敷市、つくばみらい市、常総市で震度５弱を記録。北茨城市、坂東市、牛久市、日立市で負傷者各１名。県沿岸部に津波警報発表
2011.4.12	平成 23.4.12	37° 03’	140° 38’	6.4	北茨城市で震度６弱、高萩市で震度５強、日立市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、鉾田市で震度５弱を記録。北茨城市で軽傷１名、物的被害無し
2011.4.13	平成 23.4.13	36° 54’	140° 42’	5.7	北茨城市で震度５弱を記録。人的・物的被害無し
2011.4.16	平成 23.4.16	36° 20’	139° 56’	5.9	鉾田市で震度５強を、笠間市、常陸大宮市、桜川市で震度５弱を記録。笠間市、かすみがうら市で軽傷者各１名
2011.8.1	平成 23.8.1	36° 54’	141° 13’	6.5	日立市、常陸大宮市で震度５弱を記録。水戸市、ひたちなか市、常陸大宮市、筑西市、桜川市で軽傷者各１名、物的被害無し
2011.8.19	平成 23.8.19	37° 38’	141° 47’	6.5	日立市で震度４を記録。日立市で軽傷者１名
2011.11.20	平成 23.11.20	36° 42’	140° 35’	5.3	日立市で震度５強、高萩市で震度５弱を記録。日立市で軽傷者１名、物的被害無し
2012.2.19	平成 24.2.19	36° 45’	140° 35’	5.2	日立市で震度５弱を記録。つくばみらい市で軽傷１名、物的被害無し
2012.3.1	平成 24.3.1	36° 26’	140° 37’	5.3	東海村で震度５弱を記録。日立市で負傷者１名、物的被害無し

2012.3.10	平成 24.3.10	36° 43’	140° 36’	5.4	高萩市で震度５弱を記録。人的・物的被害無し
2012.3.14	平成 24.3.14	35° 44’	140° 55’	6.1	神栖市で震度５強、日立市で震度５弱を記録。人的・物的被害無し
2012.12.7	平成 24.12.7	38° 01’	143° 52’	7.3	常陸太田市、常陸大宮市で震度５弱を記録。水戸市で重傷１名、土浦市で軽傷１名、桜川市で非住家被害３棟。県沿岸部に津波注意報発表
2013.1.28	平成 25.1.28	36° 34’	140° 33’	4.8	水戸市で震度５弱を記録。人的・物的被害無し
2013.1.31	平成 25.1.31	36° 42’	140° 36’	4.7	日立市で震度５弱を記録。日立市で負傷者１名、物的被害無し
2013.9.20	平成 25.9.20	37° 03’	140° 41’	5.9	高萩市、鉾田市で震度５弱を記録。人的・物的被害無し
2013.11.10	平成 25.11.10	36° 00’	140° 05’	5.5	筑西市で震度５弱を記録。人的・物的被害無し
2013.12.31	平成 25.12.31	36° 41’	140° 37’	5.4	高萩市で震度５弱を記録。人的・物的被害無し
2015.5.25	平成 27.5.25	36° 03’	139° 38’	5.5	土浦市で震度５弱を記録。人的・物的被害無し
2016.5.16	平成 28.5.15	36° 02’	139° 53’	5.5	小美玉市で震度５弱を記録。つくば市で軽傷１名、物的被害無し
2016.7.27	平成 28.7.27	36° 27’	140° 36’	5.4	日立市、常陸太田市で震度５弱を記録。人的・物的被害は無し
2016.11.22	平成 28.11.22	37° 21’	141° 36’	7.4	高萩市で震度５弱を記録。津波注意報発表
2016.11.24	平成 28.11.24	37° 10’	141° 25’	6.2	高萩市で震度４を記録。水戸市で軽傷１名
2016.12.28	平成 28.12.28	36° 43’	140° 34’	6.3	高萩市で震度６弱、日立市で震度５強、常陸太田市で震度５弱を記録。高萩市、北茨城市で軽傷者各１名、高萩市で住家一部損壊５棟
2017.8.2	平成 29.8.2	36° 48’	140° 32’	5.5	水戸市、日立市などで震度４を記録。日立市で重傷１名、水戸市で軽傷１名、物的被害無し
2017.8.2	平成 29.8.2	36° 07’	140° 01’	4.6	土浦市などで震度４を記録。美浦村で軽傷１名、物的被害無し
2018.9.5	平成 30.9.5	36° 28’	141° 20’	5.5	日立市、高萩市で震度４を記録。人的被害無し。高萩市で住家一部損壊１棟

参考：茨城県地域防災計画地震災害対策編

緊急災害対策本部資料　平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)について

第２　下妻市に被害をもたらす可能性のある地震

１　茨城県地震被害想定

茨城県では、平成 28 年度から 30 年度にかけて、国の被害想定との整合を図りながら、約 20 年ぶりに地震被害想定の見直しを行った。最新の人口分布や建物分布状況、インフラの整備状況などを反映した、茨城県における首都直下地震等のきめ細かな被害を想定している。

茨城県及びその周辺における過去の地震災害や断層の分布状況をふまえ、本市に、極めて大きな被害をもたらすおそれのある想定地震として、以下の２つの地震が考えられる。

地震名	地震規模	想定の観点	地震動評価法	参考モデル
茨城県南部の地震（茨城県南部）	M7.3	首都直下のＭ７クラスの茨城県南部地域に影響のある地震の被害	詳細法	内閣府（2013）
茨城・埼玉県境の地震（茨城・埼玉県境）	M7.3			内閣府（2013）

なお、想定地震の震源位置、規模等はあくまでも想定であって、想定どおりの地震が発生するとは限らない。想定した地震以外にも、甚大な被害となる地震が県内、またはその周辺で発生する可能性があるという認識をもつことが重要である。

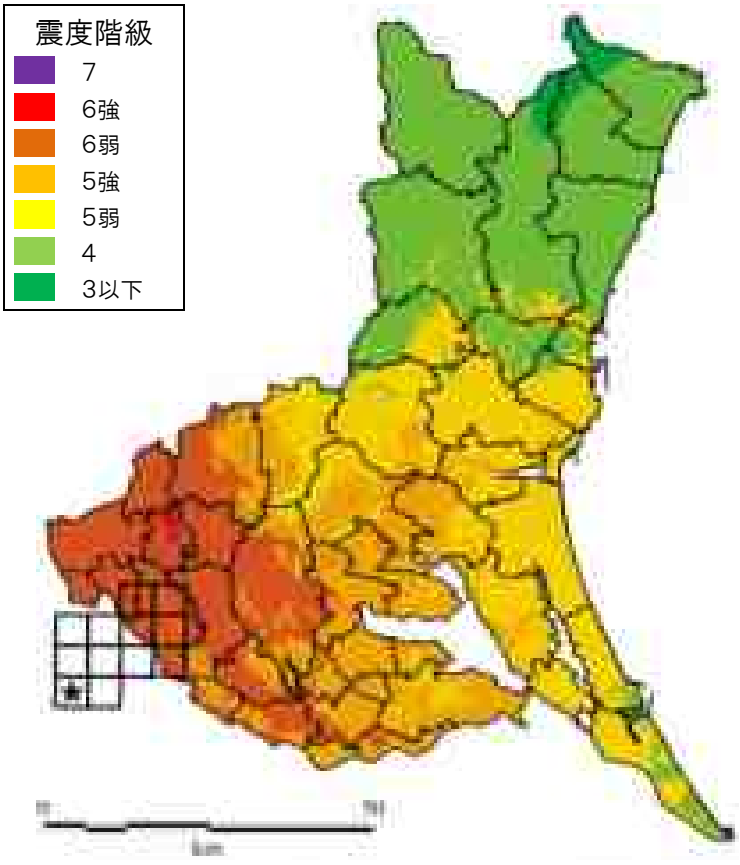

図　茨城・埼玉県境の地震の地表震度分布

２　南海トラフ地震及び首都直下地震

⑴ 南海トラフ地震

本市は、「南海トラフ地震防災対策推進地域」には指定されていないが、気象庁による「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合等には、社会的な混乱が発生することも懸念されるため、情報収集及び市民への広報等により、混乱や被害の未然防止と軽減を図る。

⑵ 首都直下地震

首都直下地震対策特別措置法第３条に基づき、本市は「首都直下地震緊急対策区域」に指定されている。

第３　東日本大震災における被害

平成 23 年３月 11 日午後２時 46 分に発生した東日本大震災において、本市では震度５強の揺れを観測し、以下のような被害が発生した。本計画の見直しにおいては、東日本大震災から得られた多くの教訓を、市民や企業とともに活かし、より具体的で実践的な計画としていく。

表　東日本大震災における下妻市の主な被害状況（平成 29 年４月１日現在）

主な被害項目	数　値
死　者	２ 名（うち市内において１名）
行方不明	０ 名
火災発生件数	０ 件
住家全壊	48 棟
住家大規模半壊	70 棟
住家半壊（大規模半壊含む）	325 棟
一部損壊（屋根等）	2,667 件
一部損壊（塀）	870 件
道路（亀裂、陥没等）	172 ヶ所（市道）
通行止め	14 ヶ所（市道）
田畑の液状化	11 ヶ所（32.9ha）
農業施設の地盤沈下	６ ヶ所（用水路）　　４ ヶ所（ポンプ場）
パイプラインの漏水	12 ヶ所
上水道本管漏水	６ ヶ所
上水道取水施設損壊	３ ヶ所
上水道浄水施設損壊	１ ヶ所
下水道マンホール損壊	15 ヶ所
下水道管路破損	21 ヶ所
小中学校の被害（窓ガラス等）	８ ヶ所（小学校）　　２ ヶ所（中学校）
停　電	３月 11 日～３月 13 日
断　水	３月 11 日～３月 19 日
関東鉄道常総線	４月６日から通常運行

第１章　総則

第４節　各機関の業務の大綱

第１　下妻市

１　下妻市防災会議及び下妻市災害対策本部に関すること
２　防災に関する施設、組織の整備と訓練
３　災害による被害の調査、報告と情報の収集・伝達及び広報
４　災害の防除と拡大の防止
５　救助、防疫等り災者の救助・保護
６　災害復旧資材の確保
７　被災産業に対する融資等の対策
８　被災市営施設の応急対策
９　災害時における文教対策
10　災害対策要員の動員
11　災害時における交通、輸送の確保
12　被災施設の復旧
13　管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整
14　応援の受入れ及び応援
15　広域避難の実施及び受入れ

第２　茨城西南広域消防本部

１　消防力等の整備に関すること
２　防災のための調査に関すること
３　防災教育・訓練に関すること
４　災害の予防・警戒及び防御に関すること
５　災害時の避難・救助及び救急に関すること
６　その他災害対策に関すること

第３　茨城県

１　茨城県防災会議及び茨城県災害対策本部に関する事務
２　防災に関する施設、組織の整備と訓練
３　地震による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報
４　災害の防御と拡大の防止
５　救助、防疫等り災者の救助・保護
６　災害復旧資材の確保と物価の安定

７　被災産業に対する融資等の対策
８　被災県営施設の応急対策
９　文教対策
10　震災時における社会秩序の維持
11　災害対策要員の動員
12　震災時における交通、輸送の確保
13　被災施設の復旧
14　市町村が処理する事務、事業の指導、指示、あっせん等
15　災害対策に関する隣接県間の相互応援協力

第４　指定地方行政機関

関東管区警察局

１　管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調達に関すること
２　他管区警察局及び警視庁との連携に関すること
３　管区内防災関係機関との連携に関すること
４　管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること
５　警察通信の確保及び統制に関すること
６　津波、火山警報等の伝達に関すること

関東総合通信局

１　非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること
２　災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること
３　非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること
４　電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること

関東財務局

１　災害復旧事業費の査定立ち会いに関すること
２　災害つなぎ資金の融資（短期）に関すること
３　災害復旧事業の融資（長期）に関すること
４　国有財産の無償貸付業務に関すること
５　金融上の措置に関すること

関東信越厚生局

１　管内の被害情報の収集及び伝達に関すること
２　防災関係機関との連絡調整に関すること

茨城労働局

1　工場、事業場における震災後の労働災害防止に関すること
2　災害時における賃金の支払いの確保に関すること
3　災害時における労働時間の延長、休日労働に関すること
4　労働保険給付に関すること
5　職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策に関すること

関東農政局

1　ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施または指導に関すること
2　農地の浸水防止対策などに係る防災ダム、ため池、農業用河川工作物等の施設の整備やたん水防除に関すること
3　災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること
4　災害時における災害救助用米穀の供給に関すること
5　災害時における生鮮食料品等の供給に関すること
6　災害時における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること
7　土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出し及び動員に関すること
8　災害による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関すること

関東森林管理局

1　国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること
2　災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること

関東経済産業局

1　生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること
2　商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること
3　被災中小企業の振興に関すること

関東東北産業保安監督部

1　火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなど危険物等の保全に関すること
2　鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること

関東地方整備局

1　防災上必要な教育及び訓練に関すること
2　公共施設等の整備に関すること
3　災害危険区域等の防災関係機関への通知に関すること
4　災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関すること

5　水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること
6　災害時における復旧資材の確保に関すること
7　災害時における応急工事等に関すること
8　災害復旧工事の施工に関すること
9　港湾施設、海岸保全施設等に係る災害情報の収集に関すること
10　港湾施設、海岸保全施設等の災害応急対策及び復旧対策に関すること
11　河川、道路等社会資本の応急復旧に関すること
12　大規模自然災害発生時のＴＥＣ－ＦＯＲＣＥの派遣（各種の技術的支援及び災害対策用機械の派遣など）に関すること
13　緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること
14　大規模災害発生時のリエゾン（情報連絡員）の派遣に関すること

関東運輸局

1　災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関すること
2　災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送力確保に関すること
3　災害時における応急海上輸送の輸送力確保に関すること

東京航空局

1　災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること
2　遭難航空機の捜索及び救助に関すること
3　指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること

関東地方測量部

1　災害時等における地理空間情報の整備・提供
2　復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言
3　地殻変動の監視

東京管区気象台（水戸地方気象台）

1　気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること
2　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な発表と防災関係機関への伝達、及び防災関係機関や報道機関による住民への情報等の周知に関すること
3　気象庁が発表する緊急地震速報についての周知・広報に関すること
4　市町村長が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること
5　災害の発生が予想される時、または災害発生時における、県及び市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関すること

6　県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること

第５　自衛隊

1　防災関係資料の基礎調査に関すること
2　災害派遣計画の作成に関すること
3　茨城県地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施に関すること
4　人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること
5　災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること

第６　指定公共機関

日本郵便株式会社

1　被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること
2　被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること
3　被災地あて救助用郵便物等の料金免除に関すること
4　災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること

日本銀行（水戸事務所）

1　通貨の円滑な供給の確保に関すること
2　金融機関の間の円滑な資金決済の確保に関すること
3　金融機関の業務運営の確保に関すること
4　金融機関による金融上の措置の実施に関すること
5　上記の各業務に係る広報に関すること

日本赤十字社（茨城県支部）

1　災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること
2　災害時における血液製剤の確保及び供給に関すること
3　災害救助の協力、奉仕団の連絡調整に関すること
4　義援金品の募集、配布に関すること

日本放送協会（水戸放送局）

1　気象予報、警報等の周知徹底に関すること
2　災害状況及び災害対策室の設置に関すること
3　社会事業等による義援金品の募集、配布に関すること

東日本高速道路株式会社

1　会社の管理する高速自動車国道及び一般有料道路に係る道路の保全及び応急復旧工事の施行に関すること

独立行政法人水資源機構

1　ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用用水路その他水資源の開発又は利用のための施設の新築又は改築に関すること

2　前号に掲げる施設の操作、維持、修繕その他の管理及び災害復旧工事に関すること

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力緊急時支援・研修センター等を通じての次のような原子力防災対策への支援・協力

1　国、県、所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力（緊急時モニタリング、緊急被ばく医療活動、広報活動等）

2　原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援（事故拡大防止、汚染拡大防止等）

3　原子力防災に必要な教育・訓練

東日本電信電話株式会社（茨城支店）

1　電気通信施設の整備及び点検に関すること

2　災害時における緊急電話の取扱いに関すること

3　被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

日本通運株式会社（茨城支店）

1　救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

東京電力パワーグリッド株式会社（下館支社）

1　災害時における電力供給に関すること

2　被災施設の応急対策と災害復旧に関すること

ＫＤＤＩ株式会社

1　電気通信施設の整備及び点検に関すること

2　被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること

株式会社ＮＴＴドコモ（茨城支店）

1　電気通信施設の整備及び点検に関すること

2　被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること

ソフトバンク株式会社

1　電気通信施設の整備及び点検に関すること
2　被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること

第７　指定地方公共機関

茨城県土地改良事業団体連合会

1　各土地改良区の農地・農業用施設の復旧に関する支援及び復旧計画書作成に関すること

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

1　災害時におけるボランティアの受入れに関すること
2　生活福祉資金の貸付に関すること

医療関係団体（一般社団法人茨城県医師会、公益社団法人茨城県歯科医師会、公益社団法人茨城県薬剤師会、公益社団法人茨城県看護協会）

1　災害時における応急医療活動に関すること

水防管理団体

1　水防施設・資材の整備に関すること
2　水防計画の樹立と水防訓練に関すること
3　水防活動に関すること

一般社団法人茨城県トラック協会

1　災害時における避難者、救助物資その他の輸送の協力に関すること

関東鉄道株式会社

1　鉄道施設等の整備、保全に関すること
2　災害時における避難者、救助物資その他の輸送の協力に関すること

ガス事業者

1　ガス施設の安全、保全に関すること
2　災害時におけるガスの供給に関すること
3　ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関すること

一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会

1　高圧ガス事業所の緊急出動態勢の確立に関すること
2　高圧ガス施設の自主点検、調査、巡視に関すること
3　高圧ガスの供給に関すること

４　行政機関、公共機関等が行う高圧ガス災害対策の協力に関すること

報道機関（株式会社茨城新聞社、株式会社茨城放送）

１　市民に対する防災知識の普及と警報等の周知に関すること
２　市民に対する災害応急対策等の周知に関すること
３　行政機関、公共機関等が行う災害広報活動の協力に関すること

第８　公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

江連八間土地改良区

１　農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること
２　たん水防除施設の整備と活動に関すること

大井口土地改良区

１　農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること
２　たん水防除施設の整備と活動に関すること

下妻市高道祖土地改良区

１　農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること
２　たん水防除施設の整備と活動に関すること

吉田用水土地改良区

１　農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること
２　たん水防除施設の整備と活動に関すること

霞ヶ浦用水土地改良区

１　農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること
２　たん水防除施設の整備と活動に関すること

常総ひかり農業協同組合

１　被害調査に関すること
２　物資、資材等の供給確保及び物価安定に関すること
３　融資希望者の取りまとめ、あっせん等に関すること

下妻市商工会

１　被害調査に関すること
２　物資、資材等の供給確保及び物価安定に関すること
３　融資希望者の取りまとめ、あっせん等に関すること

真壁医師会（下妻支部）

１　医療・救護体制の円滑な実施に関すること

２　一般診療所及び病院の医療活動の取りまとめに関すること

一般診療所・病院

１　災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること

２　災害時における負傷者等の医療救護に関すること

一般運輸事業者

１　災害時における緊急輸送の確保に関すること

危険物関係施設の管理者

１　災害時における危険物の保安措置に関すること

第２章　地震災害予防計画

第２章　地震災害予防計画

第１節　地震災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

第１　対策に携わる組織の整備

■　基本事項

１　趣　旨

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市及び防災関係機関は、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していくものとする。

２　留意事項

⑴　職員への災害時の役割と体制の周知徹底

市は、職員に対して、日常業務とは異なる災害時の担当業務やその実施体制等について、活動要領（マニュアル）を作成するとともに、研修・訓練の実施などにより周知徹底を図っておくことが必要である。

⑵　市各部局・課及び関係機関等の連携体制の強化

市は、各部局・課が平素の防災体制の整備及び災害発生時の対応にあたり緊密に連携が取れるよう、組織の確立、計画の作成及び研修・訓練を行うものとする。また、震災時には市独自では十分な対応ができないことが想定されることから、防災関係機関等との協力体制の強化を図っておくことが必要である。

⑶　男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

市及び防災関係機関は、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大を積極的に図っていくことが必要である。

３　体制整備の体系

第１　対策に携わる組織の整備
- １　活動体制の全体像
- ２　市の活動体制の整備
- ３　防災関係機関等の活動体制の整備
- ４　計画的な地震防災対策の推進

■　体制の整備

１　活動体制の全体像

(1) 市の防災体制の整備----------【市防災会議、市（総務部）】

災害対策基本法（以下「災対法」という。）によって定められている国、県及び市の防災会議と防災計画の体系は次のとおりである。

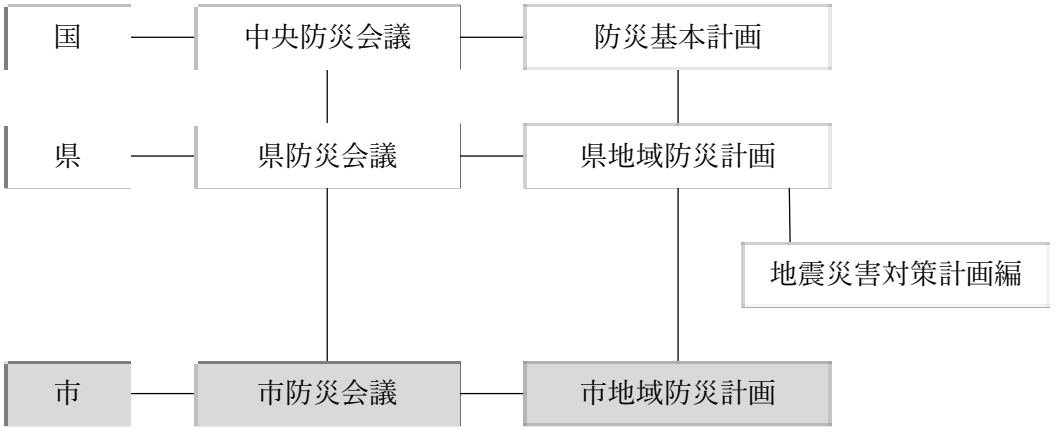

1）市防災会議

ア　設置の根拠	災対法第 16 条
イ　所掌事務	・市地域防災計画の作成及びその実施の推進 ・市の地域に係る防災に関する重要事項の審議
ウ　組織	市防災会議の組織は、下妻市防災会議条例により定める。

2）関連する市の防災組織

①市災害対策本部

ア　設置の根拠	災対法第 23 条の２
イ　所掌事務	市地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。 ・市の地域に係る災害に関する情報の収集 ・市の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成、並びに災害予防及び災害応急対策の実施
ウ　組織	市災害対策本部の組織は、下妻市災害対策本部条例により定める。

②下妻消防署

ア　設置の根拠	消防組織法第９条
イ　所掌事務	市域の消火及び水防に関する事務
ウ　組織	消防署の組織は、市町村長の承認を得て消防長が定める。（消防組織法第 10 条）

③消防団

ア　設置の根拠	消防組織法第９条
イ　所掌事務	市域の消火及び水防に関する事務
ウ　組織	消防団の組織は、市町村の規則で定める。（消防組織法第 18 条）

(2) 防災関係機関の防災体制の整備----------【下妻消防署、防災関係機関】

市域を管轄し、または市域内にある防災関係機関等は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、市との連携を密にする。

２　市の活動体制の整備

(1) 市職員への災害時の役割と体制の周知徹底----------【市（各部）】

市職員として、行政を進める中で、日頃より積極的に地震防災対策を推進し、かつ災害時において円滑に応急対策を実施するため、以下の事項について、市は、研修会などを通じて周知徹底を図る。

【周知内容】

1）災害時において各職員が果たすべき役割（防災業務の内容）
2）災害時における体制（動員体制等）
3）市地域防災計画の内容
4）県及び市域における地震被害想定調査の結果
5）地震に関する基礎知識

このうち、1)及び 2)については、各部により内容が異なるため、人事異動等を考慮し、年度当初に各部等において、所属職員に対し研修会等を通じて周知徹底を図る。

なお、その際、各部において(2)に示す活動要領（マニュアル）等を作成している場合は、これを用いて事前の周知徹底を図る。

(2) 各部における活動要領（マニュアル）の整備----------【市（各部）】

各部は、本計画に基づき、災害時の応急対策活動が円滑に行えるよう、地震防災対策に関する活動要領（マニュアル）等の整備を図り、その周知徹底を図る。

なお、活動要領（マニュアル）は組織の改編や人事異動、地震災害対策計画編の見直し等の状況の変化に対応して毎年検討を加え、必要があると認める場合は修正を行う。

(3) 部間及び防災関係機関等との連携体制の整備----------【市（各部）】

各部は、災害時に他部及び防災関係機関等とも円滑に連携が図れるよう、日常より情報交換を緊密に行うとともに、(2)の各部で作成した活動要領（マニュアル）の調整を図り、必要があれば修正等を行う。

⑷ 業務継続計画（ＢＣＰ）の実行----------【市（各部）】

災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、日頃より研修会等を通じ、職員に対し災害時の役割と体制の周知徹底を図るとともに、地域防災計画に基づき災害応急対策に関する活動要領（マニュアル）等の整備を図っていくものとする。

各部は、市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について、策定した業務継続計画（ＢＣＰ）に基づき、業務の優先順位を整理し、必要な人員や物資など資源の確保策や代替策等を検討・準備するものとする。

また、業務に影響を与える要因は職場ごとに異なるため、各部において、業務継続マニュアルを策定し、発災時はそれぞれの職場において整理した課題や対応策を実行することにより、業務立ち上げ時間の短縮や、発災後の速やかな業務レベルの向上を図ることとする。

なお、業務継続計画（ＢＣＰ）及び関連するマニュアルは、人事異動や事務分掌の変更、組織の改編など状況の変化に対応して検討を行い、必要に応じて、修正を行うものとする。

併せて、各部は、災害時に他の部局とも円滑に連携が図れるよう、情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行うなど部局間の連携体制を整備しておくものとする。

３　防災関係機関等の活動体制の整備----------【下妻消防署、防災関係機関等】

防災関係機関等は、災害時の災害応急対策活動を円滑に行えるよう、職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備するとともに、地震防災対策に関する活動要領（マニュアル）等の整備を図るものとする。

また、災害時に市各部及び他の機関とも円滑に連携が図れるよう情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行うなど、市各部及び各機関との連携体制を整備しておく。

４　計画的な地震防災対策の推進----------【市（総務部）】

市の地震防災対策を計画的に推進するため、県の「第５次地震防災緊急事業五箇年計画」と連携し、本計画に必要な事業を定める。

■　資料編　「下妻市災害対策本部条例」

第２　相互応援体制の整備

■　基本事項

１　趣　旨

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市及び防災関係機関等は自らの防災体制を整備するとともに、応援協定の締結及び訓練の実施等により相互の連携を強化して相互応援体制の実効性の確保に万全を期すものとする。

２　留意事項

(1) 他機関との連携体制の事前整備

他市町村並びに防災関係機関等との応援・協力体制の構築について、協定の締結、応援・受援組織の構築、マニュアルの整備及び平常時における訓練・情報交換の実施等の具体的な方策を着実に実行し、連携の強化を図っていくことが必要である。

(2) 広域的な相互応援体制の整備

大規模災害時（その後の復旧・復興対策を含む。）には、本市だけですべての対策を実施することは困難であり、また隣接する市町も同時に大きな被害を受ける可能性もあるため、近隣の市町のみならず、広域的な地方公共団体間の相互応援体制を確立しておくことが必要である。

(3) 実効性の確保

相互応援体制の構築にあたっては、実効性を確保することが必要である。

このため、作成した応援・受援に関する計画やマニュアルに基づき、

①円滑な応援要請の発出、受入れ、活動調整・支援ができるよう執務場所の確保及び資器材や資料等の整備を行う

②市単独または関係自治体・機関等と合同の研修・訓練等を実施して、職員等への周知と計画・マニュアルの検証・見直しを行う

など、相互応援体制の実効性の確保に努めるものとする。

３　体制整備の体系

第２　相互応援体制の整備
- １　応援要請・受入体制の整備
- ２　他市町村の災害時の応援活動のための体制整備

■　体制の整備

１　応援要請・受入体制の整備

(1) 都道府県間の相互応援----------【県】

1）協定の締結

県は、大規模災害時の応援要請を想定し、災対法第 74 条の規定による応援要請に関し、あらかじめ隣接都県をはじめ広範囲の都道府県との応援協定の締結を推進する。

現在、県は、全国都道府県間での応援協定を締結している他、東京都、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県との間で「震災時等の相互応援に関する協定」を、また福島県、栃木県、群馬県及び新潟県との間で「災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」を締結しており、要請手続き、要請内容、経費負担等について取り決めを行っている。

2）応援要請体制の整備

県に係る応援要請体制の整備については、茨城県地域防災計画を参照のこと

3）応援受入体制の整備

県に係る応援受入体制の整備については、茨城県地域防災計画を参照のこと

(2) 市町村間の相互応援----------【市（総務部）、他市町村】

1）協定の締結

市は、市域に係る災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時（その後の復旧・復興対策を含む。）の応援要請を想定し、災対法第 67 条の規定等に基づき、県外の市町村との応援協定の締結を推進するとともに、既に締結された協定については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直しを図っていく。

また、消防組織法第 39 条の規定に基づき、県下の消防本部間における「茨城県広域消防相互応援協定」、県境にある市町村が隣接する他県の市町村との間で「消防相互応援協定」を締結している。

【茨城県内の市町村が締結している協定】

①災害時等の相互応援に関する協定

この協定は、災対法（昭和 36 年法律第 223 号）第 67 条の規定に基づき、県内で暴風、豪雨、地震等による災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急処置ができない時に、市町村相互間の応援を円滑に遂行するため締結したものである。

応援する種類は次のとおりとする

1　食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
2　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の供給
3　救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
4　救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
5　被災者の一時収容のための施設の提供
6　前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

②消防相互応援協定｛平成７年 12 月１日締結　茨城西南地方広域市町村圏事務組合を構成する市

町村}

この協定は、火災及びその他の災害に対応するため、市町村及び茨城西南広域消防本部相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

応援の種別は、協定市町村の区域内で発生した災害で、発生市町村長の要請に基づいて出動する応援とする。

応援要請は現場最高指揮者の求めに応じ災害発生市町村の長から電話その他の方法により次の事項を明らかにして他の市町村の長に行う。

１　災害の種別
２　災害の発生場所
３　被害の状況
４　応援隊集結場所
５　その他必要な事項

2) 応援要請体制の整備

市では、災害時（その後の復旧・復興対策を含む。）の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請の窓口の明確化やその手続き、情報伝達方法、派遣を求める職員の業務や人数等の応援要請についてのマニュアルや資機材を整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておく。

3) 応援受入体制の整備

市では、応援要請後、他市町村からの応援隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入れ窓口や指揮連絡系統の確立及びマニュアルの整備を行うとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

(3) 国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん----------【市（総務部）】

市では、災害時の国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせんが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続き、情報伝達方法等について整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

(4) 市と防災関係機関及び防災関係機関間の連携----------【市（各部）、下妻消防署、防災関係機関】

1) 市と防災関係機関との連携

市は、災害時において防災関係機関への応援要請等の手続きが円滑に行えるよう、防災関係機関との間であらかじめ要請手続き、要請内容、経費負担等に関する協定の締結、あるいは事前協議を行い、その内容について整備して職員への周知徹底を図るとともに、平常時から訓練及び情報交換等を実施する。

2) 防災関係機関間の連携

市域を管轄し、または市域にある防災関係機関は、災害時において相互に連携し、円滑かつ効率的に対策が講じられるよう平常時から情報交換、連絡調整の場を整備するとともに、連絡を密にしておくものとする。

⑸ 公共的団体との協力体制の確立----------【市（各部）、公共的団体】

市では、市域内または所掌事務に関係する公共的団体に対して災害時において応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

このため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に十分な連携・協力ができるよう体制の整備を図る。

⑹ 民間事業者及び民間団体・個人との協力体制の確立----------【市（各部）、民間団体等】

災害時の人員、応急資機材、救援物資等に関する協力活動を迅速かつ円滑に実施できるよう、民間事業者及び民間団体と平常時から訓練、情報交換等を行い、協力体制を整える。

個人においては人的・物的支援をいただける登録事業を進め、データバンク化を図るとともに、民間事業者及び民間団体においては人的・物的支援の協定の締結を図る。

２　他市町村の災害時の応援活動のための体制整備

⑴ 応援要請に対応するための体制整備----------【市（各部）】

市は、被災市町村より職員等の応援要請を受けた場合において、直ちに人員派遣の措置が講じられ、かつ日常業務に支障をきたさないよう、支援対策本部、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等についてマニュアルを整備しておく。その際、派遣される職員が派遣先の被災地において被災市町村から援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで、各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。また、日常より研修及び訓練の実施を行っておく。

⑵ 市の職員派遣に対応するための資料整備----------【市（総務部）】

市長は、各防災関係機関からの職員等の派遣要請を受けた場合において、直ちに人員派遣の措置が講じられるよう、あらかじめ関係資料を整備しておく。

■　資料編　「防災に関する主な協定等一覧」

第３　自主防災組織等の活動体制の整備

■　基本事項

１　趣　旨

大規模な地震災害が発生した場合に、被害の防止または軽減を図るためには、行政や防災関係機関のみならず、市民や事業所が自主的に防災活動に参加して地域で助け合っていくこと、また、市内外から各種ボランティア支援を効果的に活用することが重要である。

このため、市は、地域住民による自助・共助の機運の醸成と自主防災組織の活動環境の整備、及び事業所の防災体制の強化と地域防災への協力の促進を積極的に行っていくものとする。

また、市内において災害時に幅広い知識や技能を持って対応できるボランティアの養成及び登録を行うとともに、市外からのボランティアによる支援活動が円滑に実施されるよう、平常時からボランティア団体間のネットワーク化と受入れ体制の整備を促進していくものとする。

２　留意事項

⑴　「自助」「共助」による地域防災力の向上

防災の基本は、自分の安全は自分で守るということ、及び大規模災害では市、警察、消防等の公的な支援には限界があることから、隣近所や地域の人々及び事業所等による自主防災組織による地域防災力の向上を図ることが必要である。

⑵　事業所の防災体制の強化と地域防災力への協力の促進

災害発生時の事業者の役割（生命の安全確保、二次災害防止、事業継続、地域貢献）を果たすため、自らの防災体制の整備・向上を図るとともに、その組織力を活用し、地域の自主防災組織の一員として各種防災対策の推進に協力することが求められる。

⑶　ボランティア養成と活動体制の整備

大規模災害発生時においては地域の防災力だけでは被災住民に寄り添う災害対応には限界があることから、平素からボランティア意識の醸成と育成を図るとともに、既存のボランティア組織との連携の強化と活動環境の整備に努め、市内外のボランティアの「力」を効果的に活用することが重要である。

３　体制整備の体系

- 第３　自主防災組織等の活動体制の整備
  - １　自主防災組織の育成・連携
  - ２　事業所の防災体制の強化・連携
  - ３　ボランティア組織の活動促進

■　体制の整備

１　自主防災組織の育成・連携----------【市（総務部）、自主防災組織】

(1) 自主防災組織の整備

市は、自主防災組織の結成や育成の強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

また、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

1) 普及啓発活動の実施

市は、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、広く市民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発していく。

2) 自主防災組織の編成

①自主防災組織は、地域既存のコミュニティである自治区等を活用し、それらの規模が大きすぎる場合は、さらにブロック分けする。
②地域内の事業所と協議の上、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置付けて連携を図っていく。
③地域における昼夜間人口の構成を考慮し、昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。このため、各自主防災組織の構成員の属性をあらかじめ調査し、昼間の構成員が確保できない組織に対しては、比較的地域内にいることが多い女性、定年退職者や職場が自宅にある人々の参加を促進していくこと等で構成員の調整を図っていく。

3) 自主防災組織の活動内容

【平常時】

①要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
②地区防災計画の作成及び防災活動体制の構築
③日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及や、地域の危険箇所の点検・把握、防災カルテの作成・配布等
④要配慮者に関する情報の収集、支援体制の構築
⑤情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
⑥消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
⑦災害発生時における、行政や消防団など地域内との連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再確認

【発災時】

①初期消火の実施
②情報の収集・伝達
③避難誘導、救出・救護の実施及び協力
④避難所の開設・運営、炊き出し及び給水、救助物資の分配に対する協力

⑤避難行動要支援者の安全確保・避難支援等

■　資料編　「自主防災組織一覧」

⑵ 協力体制の整備

市は、自主防災組織間の協力体制の整備を目的として、連絡協議会などの組織を設置し、組織間の情報交換等を行う。

⑶ 自主防災組織への活動支援

市は、自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備等について支援及び助成を行う。

⑷ リーダーの養成

市は、自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等を実施し、自主防災組織の活動の活性化を図る。

２　事業所の防災体制の強化・連携----------【下妻消防署、事業所】

⑴ 事業所の防災体制の強化と地域防災力への協力の促進

1) 事業継続計画の策定及び事業継続マネジメントの構築----------【市（各部）、事業所、商工会】

事業所は、災害時の事業所の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合せによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。

具体的には、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組みを通じて防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業所や医療機関など、災害応急対策等に係る業務に従事する事業所等は、国及び地方公共団体が実施する協定の締結や防災訓練等の防災施策に協力するよう努めるものとする。

このため、市及び各業界の民間団体等は、事業所の防災に資する情報の提供等を進め、事業所の管理者から一般社員に至るまで、防災意識の高揚を図るとともに、優良事業所表彰、事業所の防災に係る取組みの積極的評価等により、事業所の防災力向上を促進するものとする。また、市は、事業所防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に努める。

また、市、商工会及び商工会議所は、中小事業所等の事業継続力強化計画に基づく取組み等による防災・減災対策の普及を促進するため、互いに連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるも

のとする。

2) 情報連絡体制の整備----------【市（総務部）、事業所、商工会】

市は、あらかじめ商工会及び商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小事業所等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

3) 施設利用者の安全確保・帰宅困難者対策----------【事業所】

事業所においては、地震発生時の施設利用者等の安全確保や突発的な機械の停止等による被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

また、地震発生時に従業員等を一定期間、事業所内等に留めておくことができるよう、従業員等に対する安否確認方法の周知や必要な物資等の備蓄など、帰宅困難者対策に努めるものとする。

4) 施設利用者の安全確保・帰宅困難者対策----------【市、事業所】

市は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等へ積極的に参加を呼びかけるなど、自主防災組織や消防団等と積極的な連携を図るよう、防災に関するアドバイスを行う。

事業所は、平素から地域活動への参加及び自主防災組織等との連携・協力を進めるとともに、災害時においてはその組織や保有する施設・資機材、水、食料等の非常用品等をもって地域の防災に貢献するよう努める。

(2) 防火管理体制の強化

学校・病院・百貨店等多数の人が出入りする施設について、施設管理者は消防法第８条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備等を行うことになっていることから、下妻消防署は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導するものとする。特に、複数の用途が存在し、管理権限が分かれている建物の防災体制については、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導する。

［消防法第８条］

> 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（中略）複合用途防火対象物（中略）、その他多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、（中略）当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、（中略）その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

(3) 危険物等施設及び高圧ガス関係事業所等の防災体制の整備

危険物等施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び関係事業所相互間の応援体制を確立するものとする。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガスの取扱施設等に被害が生じた場合には、消防署、消防団のみでは十分な対応が図れないことが考えられる。

このため、下妻消防署は、高圧ガスなどの危険物等施設の管理者に対し、自主防災体制の確立を図るよう指導する。

３　ボランティア組織の活動促進

⑴ 防災ボランティアの定義

防災ボランティアは、個人の立場で活動するボランティアとＮＰＯ等の組織化されたボランティアの両者の意味を持つ。このうち、一般ボランティアと専門ボランティア（医療・防疫、語学、アマチュア無線）については、次の表に示す関係団体等がそれぞれ受入れ、紹介等に係る調整を行う。なお、一般ボランティアの取扱いについては、⑵から⑷のとおりとする。

表　ボランティアの区分

区　分	活動内容	養成・登録の有無	担当窓口	受入れ窓口
一　般	炊き出し、食事の配布、水汲み、清掃、救援物資の仕分け・配布、情報収集・提供、介助、手話等	養成有り 登録有り	県（保健福祉部） 市（保健福祉部）	県社会福祉協議会 市社会福祉協議会
医　療 ・ 防　疫	医療活動（医師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士）、調剤業務、医薬品の仕分け・管理、消毒等の防疫指導（薬剤師）、健康管理・栄養指導（保健師、助産師、栄養士）、歯科診療（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士）、メンタルケア（精神保健福祉士、臨床心理士）、医業類似行為業務の提供（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師）	養成無し 登録無し	県（保健福祉部）	県医師会 県歯科医師会 県薬剤師会 県看護協会 県助産師会 県臨床検査技師会 県診療放射線技師会 県理学療法士会 県作業療法士会 県栄養士会 県歯科技工士会 県精神保健福祉士会 県臨床心理士会 県鍼灸師会 県鍼灸マッサージ師会
語　学	外国語通訳・翻訳	養成有り 登録有り	県（県民生活環境部）	県国際交流協会
アマチュア 無　線	非常通信	養成無し 登録無し	県（防災・危機管理部）	県(防災・危機管理部)

⑵ 一般ボランティアの担当窓口の設置----------【市(保健福祉部)、下妻市社会福祉協議会】

市は、大規模災害時（その後の復旧・復興対策を含む。）におけるボランティア活動を支援するため、あらかじめ一般ボランティアの「担当窓口」を設置する。

市社会福祉協議会は、大規模災害時（その後の復旧・復興対策を含む。）におけるボランティア活

動の「受入れ窓口」となることとし、その活動が円滑に行われるよう、被災地ニーズの集約体制等あらかじめその機能を整備するものとする。また、市や市社会福祉協議会は、ホームページに「ボランティアの受入れ窓口」を掲載するなど、広く市内外に周知する。

⑶ 「受入れ窓口」の整備と応援体制の確立----------【市（保健福祉部）、下妻市社会福祉協議会、茨城県社会福祉協議会】

市は、県社会福祉協議会と共同で、ボランティアの受入れを円滑に進めるため、市町村社会福祉協議会間における相互応援協定を締結し、災害時の体制強化を図るものとする。

⑷ 一般ボランティアの養成・登録----------【市（保健福祉部）、下妻市社会福祉協議会、茨城県社会福祉協議会】

1）コーディネートシステムの構築

市は、県社会福祉協議会と共同で、大規模災害時（その後の復旧・復興対策を含む。）にボランティアの受入れ、調整、紹介が一元化して行えるようボランティアのコーディネートシステムをあらかじめ整備するとともに、防災関係機関等と共同でマニュアルを作成し、ボランティアのニーズに的確に対応できる体制の構築を図るものとする。

なお、市においてコーディネーターが行う業務は次のとおりとする。

【コーディネーターが行う業務】

①紹介先、紹介人数、活動内容等のボランティアの調整
②上記事項に基づくボランティアの紹介
③ボランティアが不足している場合の県社会福祉協議会への応援の要請

2）ボランティアリーダーの養成

市は、大規模災害時（その後の復旧・復興対策を含む。）に、ボランティアが能力を十分に発揮し、組織的なボランティア活動が行えるよう、ボランティアリーダーを養成するための研修を実施する。

3）ボランティアコーディネーターの養成

市社会福祉協議会のボランティアコーディネーターは、災害時にボランティア活動の需給調整、行政との連絡調整等を円滑に行うため、平常時から県社会福祉協議会による、災害時における対応のノウハウに関する研修を受ける。

4）一般ボランティアの登録

市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会が登録したボランティア活動を希望する者の登録リストを受け取り、登録情報の共有化を図る。

⑸ 防災ボランティア団体との連携----------【県、市（保健福祉部）、茨城県社会福祉協議会、下妻市社会福祉協議会】

県内のボランティア団体、ボランティア関連団体、ＮＰＯ、事業所、大学等とのネットワーク化を進めるとともに、全国災害ボランティア支援団体ネットワークとの交流等により、災害時における協

力体制を整備する。

また、県及び市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びＮＰＯ等との連携を図るとともに、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。さらに、行政・ＮＰＯ・ボランティアの三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。なお、社会福祉協議会やＮＰＯ等との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。

(6) 防災ボランティアの活動環境の整備----------【市（保健福祉部）、下妻市社会福祉協議会】

1) ボランティア活動の普及啓発

市は、災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、市民・事業所等に対するボランティア活動の普及啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努める。

また、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

2) 防災ボランティアの活動拠点等の整備

市は、災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、ＦＡＸ、パソコン等の資機材の整備を進める。

【ボランティア活動拠点】

・市役所（本庁舎、千代川庁舎）

3) ボランティア保険への加入促進

市はボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険への加入者に対する助成に努める。

第４　情報通信ネットワークの整備

■　基本事項

１　趣　旨

災害発生時には、国、県、市、防災関係機関の間で緊密な情報連絡を取ることが、すべての対策の基本となる。そのため、平常時より、ソフト・ハード両面で情報通信ネットワークの強化を図る。

２　留意事項

(1) 多様なネットワークの構築

災害時の通信の基本は防災行政無線等の無線通信であるが、災害時にとりかわされる多種多様な情報を扱うためには、様々なレベルの情報通信手段を活用したネットワークが必要である。

このため、市は、ホームページ、ソーシャルメディア（Twitter、LINE、Yahoo!防災情報）、携帯端末の緊急速報メール機能、Ｌアラート等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。また、Ｌアラートで発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

(2) 業務継続性の強化

市は、情報システムの耐災性の向上とバックアップの強化を図り、各種重要データの消失を防止するとともに、それを扱う情報システムを継続的に維持・稼動させるよう努める。

(3) 最新の情報通信関連技術の導入

被害情報及び防災関係機関が実施する応急対策の実施情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

３　体制整備の体系

第４　情報通信ネットワークの整備
- １　情報通信設備の整備
- ２　防災情報ネットワークシステムの整備
- ３　アマチュア無線ボランティアの確保

■　体制の整備

１　情報通信設備の整備

(1) 県の情報通信設備

1) 防災情報ネットワーク

県は、災害時の確実な通信の確保を図るため、地上系回線に衛星系回線を加え、通信を２ルート化し、迅速な情報伝達手段を確保する防災情報ネットワークを整備している。

県庁の統制局の下、各県民センター、土木事務所、保健所等の県出先機関、市町村、消防本部、その他の防災関係機関がネットワークで結ばれている。

2) 震度情報ネットワークシステム等の維持・整備

県は、初動対応に遅れが生じることがないよう、震度の分布状況を把握するため、震度情報ネットワークシステム等の適正な維持・整備に努める。

3) 災害時の優先通信

県の電話の一部は、災害時にも発信規制を受けない災害時優先電話（固定・携帯）として登録している。

市町村や防災関係機関についても、災害時優先電話の登録が可能であることから、県は、登録を促進するとともに、登録状況について把握し、防災関係機関との情報共有を図っている。

(2) 市の情報通信設備

1) 防災行政無線等----------【市（総務部）】

市は、市民に対して緊急地震速報も含めた災害情報等の伝達を図るため、防災行政無線システム（同報無線、移動無線、戸別受信機等）及び携帯電話を含めた多様な手段の整備とともに、その伝達体制の充実を図るよう努める。

2) 市防災メール----------【市（総務部）】

市は、市域全体を対象に災害・避難情報等の緊急防災情報を提供する市防災メールの普及やＰＲに努める。

3) 消防無線----------【下妻消防署】

いばらき消防指令センターと茨城県防災情報ネットワークシステムを接続することにより、大規模災害時に全国各地から応援出動する緊急消防援助隊と県庁に設置する消防応援活動調整本部の間で、無線により、直接、連絡調整を行うことができる。下妻消防署は、特に、広域応援体制による消火活動が円滑に実施できるよう消防無線の運用に努める。

4) 災害時の優先通信----------【市（総務部）】

市は、必要な部署等に災害時優先電話を配置するとともに、登録情報について管理し、関係機関との情報共有を図る。

(3) 防災関係機関の情報通信設備----------【防災関係機関】

本市に係る、各防災関係機関が整備している専用通信設備としては次のものがある。

【専用通信設備】

1）関東管区警察局：警察無線設備
2）気象庁：気象通信設備、防災情報提供システム（専用回線・インターネット）
3）国土交通省関東地方整備局：国土交通省無線設備（多重回線）
4）東京電力パワーグリッド㈱茨城通信ネットワークセンター：東京電力通信設備

(4) 情報通信設備の耐震化----------【市(総務部)】

市は、災害時の情報通信設備の機能を確保するため、保守点検の実施と的確な操作の徹底に努めるとともに、次の事項に留意し、その耐震化対策を十分に行うものとする。

1) バックアップ化

通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等に努め、中枢機器や通信幹線が被災した場合でも通信が確保できるようにする。

2) 非常用電源の確保

地震時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努めるとともに、発電機等の燃料の確保を図る。

3) 耐震化、免震化

通信設備全体に関して、強い地震動に耐えられるような耐震措置を行うとともに、特に重要な設備に対しては免震措置を施す。

(5) サーバの負荷分散----------【市(総務部)】

災害時の機器の損傷や電力の枯渇によるサーバの停止、災害発生後のホームページ用サーバにアクセスが集中し、情報が閲覧しにくい状況が生じる場合においても、情報発信を継続できるよう、ミラーリング（代替）サーバの確保など、サーバの負荷を分散する手段について情報通信事業者等と調整を図っておくものとする。

２　防災情報ネットワークシステムの整備

(1) 防災情報ネットワークシステムの概要

県の防災情報ネットワークシステムは、気象情報、被害情報、映像情報等の多様な情報を一元的に収集管理し、県、市、消防本部、救急医療機関及びその他の防災関係機関において、当該情報を共有することができるシステムである。

市災害対策本部や消防本部等は、防災情報ネットワークシステムに被害情報を入力することができ、県災害対策本部等全ての構成機関はそれらの情報を閲覧することができる。

このシステムにより、気象情報等を迅速・的確に防災関係機関に伝達できるとともに、多様な情報を防災関係機関で共有できるようになり、より円滑な防災対策を講じることができる。

また、Ｌアラート等と連携し、多様な手段を通じて県民に対して気象情報等を広く伝達することができる。

(2) 防災情報ネットワークシステムの機能

防災情報ネットワークシステムの主な機能は次のとおりである。

1) 気象情報等（予・警報、地震情報、避難情報、避難所開設情報等）の迅速な伝達
2) 各機関における被害情報（人的・住家・道路・鉄道・ライフライン被害情報等）等の登録・共有
3) 防災情報ネットワークシステムを活用した携帯電話の通信事情に左右されない救急車から救

急医療機関への無線を含む連絡網の構築
4）いばらき消防指令センターが取得した消防・救急情報の県、市等における共有
5）国や県がそれぞれ整備した河川監視リアルタイム映像情報の共有

⑶ 防災情報ネットワークシステムの平常時の活用----------【市（各部）、県】

県の防災情報ネットワークシステムの構築を踏まえ、市においても防災情報のデータベース化、情報収集、伝達訓練の高度化、防災行政事務の効率化等を図り、平常時の予防対策等の円滑な推進に資する。

３　アマチュア無線ボランティアの確保----------【市（総務部）】

市は、災害発生時におけるアマチュア無線ボランティア活動を支援するため、あらかじめアマチュア無線ボランティアの「担当窓口」を総務部に設置する。

なお、このアマチュア無線ボランティアについては、茨城地区非常通信協議会に協力を要請する。

【担当窓口】

アマチュア無線ボランティア担当窓口：総務部

第２章　地震災害予防計画

第２節　地震に強いまちづくり

第１　防災まちづくりの推進

■　基本事項

１　趣　旨

まちづくりの基本は安全であり、「生活者重視の原点は安全と安心」ということを基本に捉えて、震災による被害を最小限にするために、地震に強いまちづくりを進めることが重要である。

地震に強いまちづくりを進めるにあたっては、防災安全空間づくりの総合的な計画に基づき、延焼遮断空間等の防災空間の確保、防災拠点の整備、面的整備による木造密集市街地等の防災上危険な地域の解消、避難地、避難路ネットワークの整備等の各種防災対策を、計画的かつ総合的に推進する。

２　留意事項

⑴　計画的な対策の推進

財政的・時間的な制約のもとで地震に強いまちづくりを着実に推進していくためには、防災まちづくりを計画的に推進することが必要である。このため、市は、「まち」の防災力についての総点検を行い、防災まちづくりの計画を策定して、災害危険度の高い地域に係る施設整備などの、緊急性・重要性の高いものから重点的に実施し、市全体の安全性の水準を段階的に引き上げていくことが必要である。

⑵　都市計画の観点からの対策の展開

建築物や各インフラストラクチャーの防災対策をそれぞれ個別に推進するのではなく、各対策を都市計画の観点から総合化して都市構造の減災対策を図り、その機能の信頼性を向上させるよう、計画的かつ積極的に防災まちづくりを行っていくことが必要である。

⑶　ソフト対策とハード対策の効果的な連携

防災まちづくりは、大きく予防対策と被害軽減対策に分けられる。

予防対策としてのハードの整備は、一朝一夕には完了するものではなく、都市構造が防災上不完全な状態で地震災害に遭遇することも想定しなければならない。このため、発災後の避難のための施設や応急対策活動のための拠点の整備等の、ソフト対策の実施を容易にするためのハード対策が必要となってくる。

このようなことから、ソフト対策とハード対策の密接な連携を図りつつ、被害の発生及び発生した被害を最小限に抑えることが可能な都市構造を構築する上で重要である。

⑷ 民間企業等との協力体制の整備

都市基盤を形成しているインフラには、鉄道やライフライン施設等、民間企業が管理するものが多く、また、公共施設についても、その設計や施工等の多くは民間企業により実施されている。

防災まちづくりを円滑に実施するためには、これらの関係する民間企業等との連携が不可欠であり、その協力体制の整備が必要である。

⑸ 住民主体の防災まちづくりの推進

防災まちづくりでは、個人の所有物の耐震化や不燃化、市街地再開発や土地区画整理等の市街地開発、及びインフラ整備にあたっての用地取得等は、市民の協力・合意無しでは円滑に実施することはできない。

したがって、市は防災教育やまちづくり教育などの市民に対して普及啓発を行う機会を設け、市民の気運を高めることが必要である。

３　対策の体系

第１　防災まちづくりの推進

- １　防災まちづくり方針の策定
- ２　防災空間の確保
- ３　防災拠点の整備
- ４　市街地開発の推進
- ５　避難施設の整備

■　対　策

１　防災まちづくり方針の策定----------【市（総務部）】

防災まちづくりの計画的な推進の観点から、市では都市計画マスタープラン（平成 28 年５月）を一部改定し、「安全な都市づくりの方針」を定め、都市の防災性の向上を図っている。

【安全な都市づくりの方針（防災性の向上）】

震災発生時の被害を極力小さくするため、防災基盤の整備や建築物の耐震・耐火化に取り組むとともに、水害を防止するための対策を総合的に講じます。

a. 防災基盤の整備

震災時に避難・救助活動の拠点となる避難場所を地区の防災拠点として位置づけ、防火用貯水槽の整備、緊急物資の備蓄や十分な空閑地を確保します。

また、震災時に避難、救急、消火活動が行えるよう、道路水準の低い市街地において、緊急車両の通行できる主要な区画道路の整備に努めます。

b. 市街地建築物の耐震・耐火化

現在の耐震基準に適合していない建築物の耐震改修を促進し、地震による建築物の倒壊を防止します。

総合拠点などの一定の土地の高度利用が想定される地区について、防火・準防火地域の指定を検討します。また、木造住宅が密集する地区においては、地区レベルの道路の整備と建築物の防火・耐火性の高い建築物への建替えを誘導します。

C. 自然災害への対応

河川改修や排水路整備等、雨水排水路の系統的な整備を進めるとともに、雨水流出量を極力抑制し、水害を防止します。

２　防災空間の確保----------【市（建設部）】

防災まちづくりを進めるため、市街地の同時多発的な火災へ対応するための延焼遮断空間、避難や救急車両の通行のための交通路、防災拠点や避難地などの防災空間の確保が不可欠である。そのため、市街地における防災空間を形成する道路や公園等の公共施設の整備を推進する。

(1) 緑地保全地域・特別緑地保全地区の決定

都市緑地法に基づき、緑地保全地域等を指定し、良好な緑地を保全し、健全な生活環境を確保するとともに、都市における災害の防止に役立てるものとする。

(2) 延焼遮断空間を形成する公園や道路などの整備の推進

延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、都市公園、防災遮断緑地、河川等の整備や建築物の壁面後退、都市防災不燃化促進事業等の総合的な推進を図る。

(3) 防災通路や避難路となる道路の整備の推進

震災時においては、道路は単なる交通機能のみならず、火災の延焼防止効果や避難・緊急物資の輸送ルートとしての機能も有している。そのため、道路の新設・拡幅は、沿道構築物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに貢献するところが大きい。

よって、災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、地域住民の円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する。

その際、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を促進する。

(4) 防災拠点や避難地となる都市公園、緑地の整備の推進

防災拠点や避難地となる都市公園、緑地等の整備を推進するとともに、これらの公園において耐震性貯水槽、ヘリポートなどの災害応急対応施設の整備を行い、公園の防災機能の一層の充実を図る。

⑸ 消防活動空間確保のための街路整備

道路等の基盤が未整備な市街地においては、火災発生の危険性が高いだけではなく、消防車両が進入できない道路が多く、消防活動の困難性が特徴としてあげられることから、消防活動が効果的に実施できる最低限の空間としての消防用道路を確保する必要がある。

このため、消防活動困難区域においての街路事業等により、消防活動困難区域の解消に資する道路の計画的な整備を推進する。

３　防災拠点の整備

⑴ 県の防災活動拠点の整備----------【県】

県は、市町村が行う災害応急対策を支援するため、県の広域公園等を活用した物資の備蓄及び支援物資の輸送・集積・配分拠点としての広域活動拠点の整備や食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備えた一次避難地や広域避難地となる公園（防災公園）の整備を行い、県内における広域的かつ総合的な防災活動拠点網の整備に努めることになっている。

本市においては、砂沼広域公園が災害時の自衛隊等の防災活動拠点として位置づけられている。

⑵ 市の防災活動拠点の整備----------【市（建設部）】

市は、災害応急活動の中枢拠点として、地域の防災活動拠点を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備に努める。

４　市街地開発の推進----------【市（建設部）】

市街地の同時多発的な火災への対処等のため、木造密集市街地の延焼拡大等により、他に大きな被害を及ぼす危険性の高い地域について、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備促進事業等の面的整備事業を推進する。

５　避難施設の整備

⑴ 避難施設整備計画の作成----------【市（総務部）】

市は、夜間、昼間の人口の分布及び道路や避難場所としての活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、避難場所、避難所及び避難路等の整備に関する計画を作成する。

⑵ 指定緊急避難場所・指定避難所----------【市（総務部）】

市は、延焼火災及び建物倒壊等から避難者の生命を保護することを目的とし、設置基準に従って、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定する。

指定緊急避難場所は、集合した人の安全がある程度確保されるスペースを持った学校、公園、緑地等とし、指定避難所は、避難者の生活の場として、指定基準を満たす学校等の施設とする。

【指定緊急避難場所指定基準】

異常な現象の種類（洪水、がけ崩れ、地滑り、地震、大規模な火事、内水氾濫）ごとに、指定する。

＜地震以外の場合の指定基準＞

①管理条件：災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること

②立地条件：異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること

③構造条件：指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地する場合には、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること

＜地震を対象とする指定緊急避難場所の指定基準＞

上記管理条件に加えて、

①当該施設が地震に対して安全な構造であること

②場所・その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと

【指定避難所指定基準】

①規　模　条　件：被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること

②構　造　条　件：速やかに被災者等を受入れ、生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること

③立　地　条　件：想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること

④交　通　条　件：車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあること

⑤福祉避難所関係：専ら要介護高齢者、障害者等の要配慮者のための指定避難所については、バリアフリー化され、また、相談や介助等の支援体制等を有すること

(3) 広域避難場所の指定----------【市（総務部）】

密集市街地等をかかえる地区については、震災時の延焼火災の発生が想定されるため、(2)で指定した避難場所に加え、さらに規模の大きい緊急避難場所が必要となる。このため、次の設置基準に従って、広域避難場所の整備を行う。

市では砂沼広域公園を広域避難場所に指定し、県が砂沼広域公園の防災拠点整備を行っている。

【広域避難場所設置基準】

①広域避難場所は、周辺市街地大火による輻射熱から安全な有効面積を確保することができるスペースを有する公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド、公共空地とする。有効面積は、広域避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として１人あたり２㎡以上を確保することを原則とする。

②広域避難場所は要避難地区のすべての住民を収容できるよう配置する。

③広域避難場所の木造建築物の割合は、総面積の２％未満であり、かつ散在していなければならない。
④広域避難場所は、大規模ながけ崩れや浸水等の危険のないところで、付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。
⑤広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から 300m以上、建ぺい率５％程度の疎開地では 200m以上、耐火建築物からは 50m以上離れているところとする。
⑥地区分けをする場合においては、町丁単位を原則とするが、主要道路・鉄道・河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。到達距離は２㎞以内とする。

(4) 避難路の確保----------【市(総務部、建設部)】

市は、市街地の状況に応じ原則として次の基準により避難道路を選定する。さらに、市職員、警察官、消防職員、その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為を排除し、避難道路の確保に努める。

【避難道路選定基準】

1）避難道路はおおむね８ｍ～10m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと
2）地盤が耐震的で、地下に危険な埋設物がないこと
3）避難道路は、相互に交差しないこと

■　資料編　「避難所及び緊急避難場所リスト」

第２　建築物の不燃化・耐震化等の推進

■　基本事項

１　趣　旨

地震による建設物の損壊、焼失を軽減するため、耐震化、不燃化を推進していく。特に、旧耐震基準の建築物については、茨城県耐震改修促進計画及び下妻市耐震改修促進計画に基づき耐震化を推進していく。

２　留意事項

⑴　耐震診断・耐震改修

既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進を効率的に実施していくためには、耐震診断を行う建築技術者を養成しつつ、一般市民、特に建築物の所有者等への理解を求めるため普及啓発を行う必要がある。

また、公共施設については、耐震改修プログラム等を策定し計画的な耐震化に取り組む必要がある。

⑵　被災建築物等に係る危険度判定制度の充実

地震により被災した建築物の危険度判定（以下「応急危険度判定」という。）を行う茨城県震災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）及び大規模災害(地震等)により被災した宅地の危険度判定（以下「被災宅地危険度判定」という。）を行う茨城県被災宅地危険度判定士（以下「被災宅地判定士」という。）を計画的に養成し、応急危険度判定制度の確立と災害時に迅速に活動するための体制の整備を図る必要がある。

⑶　地域特性との対応

市内においても、地域によって地形、地質及び地盤等の自然条件が大きく異なり、地域ごとに建築物の受ける被害の要因や内容が異なってくる。従って、地域の地形、地質及び地盤等の自然条件に対応した対策を実施していくことが重要となる。

また、延焼危険性は、木造住宅が密集している地域が高く、不燃化対策はこのような地域を中心に進めていく必要がある。

⑷　防災上重要な建築物の耐震化等

地震発生後の避難、救護、その他応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物の耐震化は、震災対策全体に対して果たす役割が大きいことから、優先順位をつけて計画的に推進していく必要がある。

また、地震発生時の停電に備え、応急対策活動に必要な非常用電源の確保に努めていく必要がある。

３　対策の体系

第２　建築物の不燃化・耐震化等の推進

- １　建築物の耐震化の推進
- ２　建築物の不燃化の推進
- ３　建築物の液状化被害予防対策の推進
- ４　防災対策拠点施設の耐震性の確保
- ５　文化財保護

■　対　策

１　建築物の耐震化の推進

(1) 既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進

1) 耐震改修促進計画に基づく耐震化の推進----------【県、市(各部)】

茨城県耐震改修促進計画及び下妻市耐震改修促進計画（令和３年３月改訂）に基づき、市と県との連携を図りながら、住宅、多数の者が利用する建築物、公共施設の耐震化を推進する。

特に市有施設については、耐震改修プログラムを策定し、計画的な耐震化を図る。

2) 耐震診断基準の周知----------【県、市(建設部)】

市内の建築士による耐震診断の促進を図るため、(財)日本建築防災協会発行の耐震診断基準及びその講習会等の案内・周知を行う。

3) 住宅の耐震化の促進----------【市(建設部)】

地震による家屋の倒壊等を未然に防止するため、県が養成した木造住宅耐震診断士による耐震診断を推進し、木造住宅の耐震化を促進する。

4) 広報活動等----------【市(建設部)】

建築技術者及び建築物所有者等を対象に、建築物の耐震化に関する意識啓発を目的とした講習会を開催し、併せて、一般市民等の耐震診断等に関する相談窓口を開設するなどの広報活動を展開する。

5) 所有者等への指導等----------【市(建設部)】

特に、定期報告対象建築物(主に不特定多数の者が利用する建築物)の所有者等を対象とし、耐震診断・耐震改修の実施を積極的に促進する。

(2) 応急危険度判定体制の充実

1) 判定士の養成----------【県、市(建設部)】

地震等による二次災害を防止するため、応急危険度判定を行う判定士を、市内で 40 人確保することを目標として計画的に養成する。

2) 動員体制の整備----------【市（建設部）】

災害時に迅速かつ効率的な応急危険度判定活動を行うため、市の応急危険度判定コーディネーターの養成、判定士の応急危険度判定訓練の実施や、判定士の連絡・動員のための組織体制の整備を図る。

(3) 被災宅地危険度判定体制の充実

1) 被災宅地判定士の養成----------【県、市（建設部）】

宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し、市民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定を行う被災宅地判定士を計画的に養成する。

2) 動員・実施体制の整備----------【市（建設部）】

災害時に迅速かつ効率的な被災宅地危険度判定を行うため、実施主体と被災宅地判定士との連絡調整等を行う判定調整員の養成や、被災宅地判定士の速やかな動員のための連絡網の強化など、組織体制の整備を図る。

(4) 建築物の落下物対策の推進

市は、地震によるブロック塀（石塀を含む。）の倒壊を防止するため次の施策を推進する。

1) 市は、市民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について国土交通省のＨＰや（財）日本建築防災協会発行のリーフレット等を活用し、知識の普及を図る。

2) 市は市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。

3) 市は、ブロック塀を設置している市民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては除却等を奨励する。

4) 市は、ブロック塀を新設又は改修しようとする市民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

２　建築物の不燃化の推進 5

(1) 防火・準防火地域の指定----------【市（建設部）】

市は、建築物が密集し火災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物または防火建築物の建築を促進する。この防火地域は、容積率が 500%以上の商業地域について指定を行うほか、集団的地域としての「建築密集地域」、「公共施設等重要施設の集合地域」、あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連たんする地域」等都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域についても、容積率の高い地域から順次指定を進める。

また、準防火地域は、防火地域以外の商業地域、近隣商業地域及び建物が密集し、また用途が混在し、火災の危険が予想される地域等について指定を進める。

なお、これら防火地域及び準防火地域の指定にあたっては、該当地域の選定を行った上で、地元住民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が整ったところから順次行うものとする。

３　建築物の液状化被害予防対策の推進

「南関東地域直下の地震対策に関する大綱（中央防災会議、平成 10 年６月 23 日改定）」においては以下の対策の推進が必要とされている。

①地盤改良、基礎杭の打設等の施設対策の推進
②液状化危険度を表示した地図等を利用した指導体制の整備
③大規模開発での液状化対策にむけた連携、調整
④液状化による被害軽減のための調査研究

(1) 液状化予防対策----------【市（建設部）】

1) 木造建築物については、必要に応じて、地盤が軟弱な区域を指定する。（根拠指定：建築基準法施行令第 42 条）
2) 小規模建築物（階数が３以下）を対象に、液状化発生予測手法等を指導する。

(2) 液状化対策工法----------【市（建設部）】

地盤に液状化可能性がある場合、次の対策を指導する。

①基礎を一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とする。
②締固め、置換、固結等有効な地盤改良を行う。
③基礎杭を用いる。

４　防災対策拠点施設の耐震性の確保

(1) 県有施設の耐震性の確保----------【県】

県は、大規模な地震災害が発生した時に、応急対策活動の拠点となる施設を、防災上重要建築物として指定し、計画的に耐震診断を行い、必要に応じ耐震補強工事を行うなど、耐震性の確保を図った。

(2) 市及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化----------【市（建設部）、防災上重要な施設の管理者】

市及び病院、学校、不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設の管理者は、「下妻市耐震改修促進計画」に基づき、県が行っている耐震化事業に準じて耐震診断及び耐震補強工事を推進するとともに、地震発生後の停電に備え、バッテリー、自家発電設備、ＬＰガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を推進する。

⑶　不特定多数の者が利用する特定建築物の所有者による施設の耐震化----------【市（建設部）、特定建築物の管理者】

不特定多数の者が利用する一定の建築物（以下「特定建築物」という。）の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めるものとする。

市は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。

５　文化財保護----------【市（教育委員会）】

市は、防災施設・設備（収蔵庫・火災報知器・消火栓・貯水槽・避雷針）の整備の促進を図る。

また、災害発生時において文化財の被害状況の把握を容易にするとともに盗難・散逸を防止するため、文化財の所在の明確化を図るとともに、文化財の見学者の安全を確保するための誘導標識等を設置する。5

■　資料編　「文化財一覧」

第３　土木施設の耐震化の推進

■　基本事項

１　趣　旨

道路等の公共施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。従って、これら公共施設について、事前の予防措置を講じることは重要である。このため、施設ごとに耐震性を備えるよう設計指針を考慮し、被害を最小限にとどめるための耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施する。

２　留意事項

(1) 地域特性を考慮した対策

市内においても、地域によって地形、地質及び地盤等の自然条件が大きく異なり、地域ごとに建築物の受ける被害の要因や内容が異なってくる。このため、地域の地形、地質及び地盤等の自然条件に対応した対策を実施していくことが必要である。

(2) 耐震性劣化に対する対策の必要性

市内の場所によっては、地下水の過剰揚水等により地盤沈下が広範囲にわたっている地域があり、このような地域においては、基礎の不同沈下等により、土木施設の耐震性能が建設時点に比して短期間に著しく劣化する危険性がある。このため、こうした地盤沈下等地盤災害の対策との連携を図り、土木施設の耐震性劣化の状況を正確に把握したうえで対策を行っていくことが必要である。

３　対策の体系

- 第３　土木施設の耐震化の推進
  - １　道路施設の耐震化の推進
  - ２　鉄道施設の耐震化の推進
  - ３　河川、ため池の耐震化の推進

■　対　策

１　道路施設の耐震化の推進

本市の主要幹線道路は、以下のとおりであり、これらの道路の地震による被害を防止するため、耐震化を進める。

【主要幹線道路】

国道 125 号（第一次緊急輸送道路）、国道 294 号（第一次緊急輸送道路）

山王・下妻線、結城・下妻線（第二次緊急輸送道路）、下妻・真壁線、赤浜・谷田部線、谷和原・筑西線（第二次緊急輸送道路）、下妻・常総線、つくば・古河線（第二次緊急輸送道路）、高崎・坂東線、皆葉・崎房線等

(1) 道路施設の耐震性の向上----------【市（建設部）、道路管理者】

1) 道路防災について点検調査を実施する。
2) 橋梁部について、落橋防止構造の設置、橋脚補強等を実施する。
3) 落石や斜面崩壊などの恐れのある箇所について、落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を実施する。

(2) 道路ネットワークの確保----------【市（建設部）】

1) 都市の防災拠点間の連絡道路、あるいは避難路の整備を推進する。
2) 都市の防災区画を形成する道路の整備を推進する。
3) 円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上のため、広幅員の歩道等を整備するとともに電線類の地中化を推進する。

２　鉄道施設の耐震化の推進----------【関東鉄道】

災害に伴う被害が予想される線路建造物の高架橋・橋梁・盛土・土留・トンネル等の定期的な検査により、耐震性及びその他の災害による被害防止等のチェックを行い、防災強度を把握し、その機能が低下しているものは、補強・取替え等の事業を推進する。

３　河川、ため池の耐震化の推進

(1) 河川の耐震化の推進----------【国、県、市（建設部）】

本市は、鬼怒川と小貝川に挟まれ、多数の中小河川があり、堤防や水門、樋管、橋梁等の河川施設も多く、河川流域の安全確保が必要である。このため、河川施設の状況に応じ、以下のような対策を推進する。

①河川管理関連施設の確保すべき耐震性の点検やその耐震性向上の検討を行い、適切な対応策を実施する。

②浸水等による二次災害発生が想定される地域における水門、樋管などの河川構造物の改築改良を優先的に行う。

③水防情報テレメーターシステムの更新・充実を図り、水防活動に必要な情報を的確かつ迅速に収集・配信し、河川等における二次的な災害防止に対処できる体制を確立する。

(2) ため池の耐震化の推進----------【土地改良区】

市は、受益者の協力のもとに、ため池に係る諸元等（面積、周囲、水質、土質等）の詳細情報の整理を行い、地震発生後に緊急点検を要するため池を決定し、耐震事業化を進める。県は、国庫補助制度を最大限に活用し、耐震事業が計画的に実施できるよう支援を行う。

表　主要ため池一覧

名　称	堤　高	堤頂長	総貯水量
砂　沼	5.2m	6,000m	2,200 千m^3

第４　ライフライン施設の耐震化の推進

■　基本事項

１　趣　旨

電力、電話、ガス、上下水道等のライフライン施設は、災害時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。従って、これらの施設について、地震発生後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前に予防措置を講じておくことはより重要かつ有効である。このため、施設ごとに設計指針に基づいて耐震性の強化を図るとともに、代替性の確保や系統多重化などの被害軽減のための諸施策を実施して、被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講じていく。

特に、医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。

２　留意事項

(1) 被害想定結果の対策への反映

被害想定調査を行うことにより、それぞれの地域における各ライフライン施設の被害状況が予測できる。このことから、この被害想定調査結果を活用し、各地域特性に応じた耐震性の確保や資機材の配備等の対策を実施していくことが必要である。

(2) 都市機能確保のための事前対策の実施

大規模な地震によってライフライン施設が被害を受け、その復旧に長期間を要することは、震災時の応急対策活動や市民生活に大きな影響を与えることとなる。このため、事前に各施設の耐震化を実施することは極めて重要である。

３　対策の体系

- 第４　ライフライン施設の耐震化の推進
  - 1　電力施設の耐震化
  - 2　電話施設の耐震化
  - 3　ガス施設の耐震化
  - 4　上水道施設の耐震化
  - 5　下水道施設の耐震化

■　対　策

１　電力施設の耐震化----------【東京電力パワーグリッド（下館支社）】

(1) 電力施設の現況

1) 変電設備

機器の耐震性は、変電設備の重要性やその地域で予想される地震動などを勘案するほか、「変電所等における電気設備の耐震対策指針（1980 年制定）」に基づいて設計を行い、また、建物については、建築基準法による耐震設計を行っている。

2) 送電設備

①架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

②地中電線路

終端接続箱及び給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震設計指針（2019 年改定）」に基づき設計を行い、洞道は「トンネル標準示方書（土木学会）」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

3) 配電設備

①架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

②地中電線路

地盤条件に応じて可とう性のある継手や管路を設計するなど耐震性を配慮した設計とする。

4) 通信設備

屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

(2) 耐震化の方針

電力施設は、過去の地震災害の記録を基に、実際に震動波形を与えた実証試験など、設備ごとに科学的な分析に基づいた耐震設計方針を定め施工を行う。

(3) 事業計画

全体計画及び実施計画は、「電力施設の現況」に準じ実施するよう努める。

２　電話施設の耐震化----------【東日本電信電話（茨城支店）】

災害等が発生した場合において電気通信サービスを確保するため、次に掲げる事項を基本方針として、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し実施する。

⑴ 電気通信設備等の耐災性向上対策

耐水、耐浪、耐風、耐雪、耐震、耐火構造化の推進等

⑵ 電気通信システムの信頼性向上対策

1) 主要伝送路の多ルート化・ループ化（ループ分割等によるサービス影響の極小化等）
2) 主要中継交換機の分散設置
3) 通信ケーブル地中化の推進
4) 大都市におけるとう道（共同溝を含）網の構築
5) 電気通信設備に対する予備電源の確保
6) 重要加入者の高信頼化（協議による２ルート化の推進等）
7) 社内システムの高信頼化等

⑶ 重要通信の確保に向けた通信手段の確保対策

1) 重要通信に関するデータベースの整備（回線リスト等）
2) 災害等時のトラヒックコントロール
3) そ通状況の常時管理による通信リソースの効率的運用等

３　ガス施設の耐震化----------【ガス事業者】

市内で普及している液化石油ガス（ＬＰガス）は、管路等での漏えいが問題となる都市ガスとは異なり、災害時でも高い安全性を有するとされているが、より一層の安全を期するため、以下の対応を検討するものとする。

⑴ 防災システムの強化

以下の災害防止対策を検討し、防災対策を図ることとする。

①地震による配管の損傷を防ぐため、地震に強い配管の導入促進を図る。

②ガス漏れ 24 時間集中監視システムの導入を図る。

③ガス漏れ警報器等の安全機器の設置を図る。

⑵ 一般消費者への災害防止のための普及啓発

ガス漏れが発生した場合の措置や日常の点検等について、消費者に対して周知を図る。

４　上水道施設の耐震化----------【市（建設部）】

市は、水道施設の耐震化、液状化対策について目標を定め、計画的に事業を推進する。

⑴ 配水池・貯水池の緊急補強または更新

配水池等市街地に存する重要施設のうち、耐震性に問題があるものについては、二次災害を回避するため緊急に補強または更新を図る。

表　水道現況

給水人口	１日最大給水量	１日平均給水量	総配水量
40,221 人	11,432 ㎥	10,434 ㎥	3,818,999 ㎥

（令和２年３月 31 日現在）

⑵ 老朽管等の更新

老朽化した管等の耐震性に劣る管路について、速やかに更新を終えることを目標に整備を図る。

⑶ 給水装置・受水槽の耐震化

利用者の理解と協力を求め、給水装置や受水槽の耐震化を進めるよう指導する。特に、避難所や病院等の防災上重要な施設について優先する。

⑷ 緊急時給水能力の強化

緊急時の給水量を確保するため、浄水場間を結ぶ緊急連絡管や非常用発電設備を設置するなど緊急時に備えた施設整備を図る。

５　下水道施設の耐震化----------【市（建設部）】

⑴ 既存施設の耐震化

市は、被災した場合の影響度を考慮して、処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設について、より高い耐震性能が保持できるよう配慮する。

1) 耐震診断

新耐震設計基準に適合しない施設を中心に耐震診断を実施する。

2) 耐震補強工事

補強対策工事の年度計画に従い、耐震補強工事を実施する。

3) 耐震化の具体例

・可とう性・伸縮性を有する継手の採用
・地盤改良等による液状化対策の実施

⑵ 新設施設の耐震化

市は、施設の計画、調査、設計及び施工の各段階において、耐震化対策を講ずる。

６　ごみ処理施設----------【下妻地方広域事務組合】

ごみ処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

第５　地盤災害防止対策の推進

■　基本事項

１　趣　旨

災害による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地の災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。また、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、市民の生命、財産の保全に努める。

２　留意事項

(1) 地盤情報の一元化

地盤災害の防止のためには、その土地の性状を知ることが重要である。地盤、地質、地形等に関する調査は様々な機関により実施されており、これらのデータの一元化を進め、各種の行政施策へ反映させていくことが必要である。

(2) 警戒体制の確立

地震による土砂災害は地震後時間をおいて発生することもあり、地震発生後は危険度の高い斜面を中心に、危険な徴候がないか警戒することが重要であり、そのための体制、通信手段等を平常時から確立しておく必要がある。

３　対策の体系

- 第５　地盤災害防止対策の推進
  - １　地盤災害危険度の把握
  - ２　土地利用の適正化の誘導
  - ３　斜面崩壊防止対策の推進
  - ４　造成地災害防止対策の推進
  - ５　地盤沈下防止対策の推進
  - ６　液状化防止対策の推進

■　対　策

１　地盤災害危険度の把握

(1) 地盤情報のデータベース化----------【市（建設部）】

市内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査から得られる情報を収集し、データベース化することにより、地盤災害の危険度の把握に役立てる。

⑵ 地盤情報の公開----------【市（総務部、建設部）】

上記により作成したデータベースを広く公開し、公共工事、民間工事における液状化対策工法の必要性の判定などに活用していく。

また、データベースを利用して、地域の災害危険度に関する調査を行い、その結果を防災カルテや液状化マップ等の防災地図により形で公開していく。

２　土地利用の適正化の誘導

市は、安全を重視した総合的な土地利用の確保を図る。

⑴ 防災まちづくり方針の策定に基づく安全を重視した土地利用----------【市（総務部、建設部）】

市は、都市の災害危険度の把握を的確に行うとともに、これらの災害を周知する。

また、災害に弱い地区については土地利用について、安全性の確保という観点から総合的な検討を行い、土地利用の適正化を誘導する。

⑵ 土砂災害警戒区域の周知の徹底と砂防法等の適切な運用----------【市（建設部）】

土砂災害ハザードマップの作成等により土砂災害警戒区域の周知を図るとともに、砂防法等の適切な運用を図る。

３　斜面崩壊防止対策の推進----------【市（建設部）】

地震等による土砂災害から、市民の生命及び身体を保護し、安全で快適な生活環境を確保するため、区域指定を行い、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等を推進する。

また、地震が発生すると地盤の緩みが生じ、その後の降雨等による二次災害の発生が懸念されることから、現在、国が制度を創設し、全国的に実施しようとしている「斜面判定士」制度に沿って、本市も積極的に対応する。

ソフト対策については、土砂災害警戒区域を地域防災計画に掲載し、土砂災害警戒区域に標識を設置する等警戒区域の周知及び土砂災害に対する意識の高揚に努める。

【急傾斜地危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域の指定】

①崩壊の恐れのある急傾斜地は、法律に基づき、県知事が急傾斜地崩壊危険区域を指定するため、市長は、県知事と協議し指定を依頼する。
②区域の指定を受けた急傾斜地崩壊区域については、県知事が市と連携をとり、急傾斜地の崩壊が生じないよう所有者を指導する。
③区域の指定を受けた土地所有者または居住者に対し、県・市の補助を用いて防災工事を行うよう指導をする。

【土地所有者等に対する指導】

①危険な擁壁や自然崖について改善の指導、勧告等を行う。

②所有者に維持保全義務を認識させる。
③地震発生後や大雨時にパトロールを実施し、危険箇所付近の住民に注意を促す。

【崩壊防止工事の実施】

①建築物の建て替え時に、法律に基づき擁壁の設置等の指導を行う。
②市が行う防災関連の補助を用いて工事を行うよう指導する。

【急傾斜地崩壊危険箇所の指定基準】

①傾斜度が 30 度以上、高さが５m以上の斜面で崩壊により危害が生ずる恐れがある人家５戸以上ある区域
②同様な斜面で人家は５戸未満であっても、官公署、学校、病院、公民館、旅館等に危害が生ずる恐れがある区域

【急傾斜地崩壊危険区域】

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」において「急傾斜地」とは、傾斜度が 30 度以上である土地をいう。県知事が市長の意見をきいて、崩壊する恐れのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずる恐れのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、または誘発される恐れがないようにするため、以下の行為が行われることを制限する必要がある土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するもの

【制限される行為】

①水を放流し、または停滞させる行為その他水の浸透を助長する行為
②ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設または工作物の設置または改造
③のり切り、切土、掘さくまたは盛土
④立木竹の伐採
⑤木竹の滑下または地引きによる搬出
⑥土石の採取または集積
⑦全各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、または誘発する恐れのある行為で、政令で定めるもの

４　造成地災害防止対策の推進

(1) 災害防止に関する指導、監督----------【市（建設部）】

造成地に発生する災害の防止は都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。

また、造成後は巡視等により違法開発行為の取り締まり、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

(2) 災害防止に関する指導基準----------【市(建設部)】

1) 災害危険度の高い区域

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の土地については都市計画法に基づき、原則として開発行為を認めない。

2) 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

3) 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

５　地盤沈下防止対策の推進----------【市(建設部)】

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は、地震による水害を増大させる可能性がある。また、地盤沈下による建築物、土木構造物等の耐震性の劣化の可能性が指摘されている。このため、地盤沈下の進行を停止させるよう、広域的な地盤沈下の原因である、地下水の過剰揚水を規制する。

６ 液状化防止対策の推進----------【市(建設部)】

液状化による被害を軽減するため、市は、埋め立て地や旧河道敷等の液状化のおそれのある箇所等の地盤データの収集とデータベース化の充実に努めるとともに、締固め、置換、固結等の有効な地盤改良等により液状化防止対策に努める。

また、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、ハザードマップの作成・周知等により適切な情報提供を図るものとする。

■　資料編　「急傾斜地崩壊危険区域・危険箇所及び土砂災害警戒区域等の指定」

第６　危険物等施設の災害予防の推進

■　基本事項

１　趣　旨

地震による火災及び死傷者を最小限にとどめるためには、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、危険物等（石油類等、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質をいう。以下同じ。）の取扱施設の現況を把握し、消防法令等関係法令に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図る必要がある。そのためには、各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル（災害時の応急措置・連絡系統の確保など）作成指導の徹底のほか、各消防本部等関係機関の施設立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進する。

また、施設全体の耐震性能向上の確立を図る。

２　留意事項

⑴　震災時の被害の予測と対策の推進

危険物等の貯蔵等については各種法令の規制及び消防機関をはじめとする各防災関係機関の調査・指導が平常時より行われており、その管理状況は比較的良好であるが、災害時には各種ライフライン途絶や、液状化現象等のために通常では考えにくい被害が起こる可能性がある。それらに備えて、地震発生時の状況を予測し、各種安全装置の点検等を実施し、より耐震性を高めていく必要がある。

また、危険物等の取扱者は取扱う危険物等の管理・責任体制を明確にし、それらの流出による被害を未然に防止するため、管理に係るマニュアル等を整備することが必要である。

さらに、大規模な地震の際の危険物等施設の被害・機能障害を想定し、応急措置が速やかに実施されるよう、訓練・従業員啓発・自衛消防隊育成の推進を図り、体制面の強化を進めていく必要がある。

⑵　新たな危険物への対応

先端技術産業で使用される新たな危険物等の出現、流通形態等の変遷及び施設の大規模化・多様化に備えた安全対策マニュアルの整備も必要である。

３　対策の体系

- 第６　危険物等施設の災害予防の推進
  - １　石油類等危険物施設の予防対策
  - ２　高圧ガス及び火薬類取扱施設の予防対策
  - ３　毒劇物取扱施設の予防対策
  - ４　放射線使用施設の予防対策

■　対　策

１　石油類等危険物施設の予防対策

石油類等危険物施設は消防法及び関係法令により、細部にわたり規制基準が示されており、市はこれらの法令に基づき、規制の強化、事業所に対する指導の強化を行なう。

また、石油類等危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進し、マニュアルに基づく訓練、啓発などの実施励行による、防災意識の高揚を図る。

⑴ 施設の保全及び耐震化----------【石油類等危険物施設管理者】

石油類等危険物施設の管理者等は、消防法第 12 条（施設の基準維持義務）及び同法第 14 条の３の２（定期点検義務）等の規定を遵守し、石油類等危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震化に努める。

⑵ 大規模タンクの耐震化----------【石油類等危険物施設管理者】

市は、一定規模以下の貯蔵タンクについても、不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。また、既設タンクについては、事業所に対し、常時沈下測定をして基礎修正を行うとともに、各種試験による自主検査体制を確立するよう指導する。

また、石油類等危険物施設の管理者等は、万一の漏えいに備えた、防油堤、各種の安全装置等の整備に努める。

⑶ 保安確保の指導----------【下妻消防署】

下妻消防署は、石油類等危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言または指導を行う。

⑷ 自主防災体制の確立----------【石油類等危険物施設管理者】

石油類等危険物施設の管理者等は、消防法第 14 条の２の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

２　高圧ガス及び火薬類取扱施設の予防対策

⑴ 高圧ガス設備等の予防対策----------【高圧ガス施設等管理者】

市は、高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の安全化を促進するため、次の対策を推進する。

なお、円滑かつ効果的に予防対策を推進するため、一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接に連携し、事業者に対する周知徹底を図るとともに、事業者の一層の自主保安を促進する。

1）防災マニュアルの整備

高圧ガス施設等の管理者等は、事業所の高圧ガス設備、液化石油ガスの販売施設及び一般家庭用消費設備の耐震化対策や地震発生時の行動基準等に関するマニュアルを策定するとともに、関係者に周知徹底を図る。

2）高圧ガス設備等の耐震化の促進

市は、法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備について、その遵守を徹底させるとともに、それ以外の設備についても、必要に応じ耐震化の促進を図る。さらに、一般家庭用液化石油ガス消費設備等についても耐震化の促進を図る。

3）事業者間の相互応援体制の整備

高圧ガス施設等の管理者等は、地震発生時に高圧ガスまたは液化石油ガスによる被害が発生し、またはそのおそれがある時、その被害等の状況を速やかに把握しつつ、被害の発生またはその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間または液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制の整備を図る。

4）地震対策用安全器具の普及

市は、液化石油ガス消費設備について、地震発生時に一般家庭の液化石油ガスによる被害を防止するため、地震対策用安全器具の普及促進を図る。

5）ＬＰガス集中監視システムの普及

市は、液化石油ガス販売事業者が、地震発生時に、液化石油ガス消費設備の発災状況等の情報収集や緊急措置を行う上で有効な、電話回線を利用した集中監視システムの普及促進を図る。

(2) 火薬類の予防対策----------【火薬類取扱施設管理者】

1）製造所への対策

①従事者に対する保安教育を実施し、保安意識の高揚と技術指導を図る。

②定期自主検査の完全実施を指導する。

2）火薬庫への対策

①火薬類取扱保安責任者の講習会を実施し、保安意識の高揚を図る。

②定期自主検査の完全実施を指導する。

3）点検及び通報

火薬庫等は人家から離れた場所に設置される例が多いため、地震による影響が発生した場合も発見に時間を要することから、一定規模以上の地震が市内で観測された場合は、火薬庫、製造所等の所有者または占有者は、速やかにその施設の点検に赴き、被害の有無等を市及び県へ通報するよう指導する。

３　毒劇物取扱施設の予防対策

(1) 毒劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実----------【毒劇物取扱施設管理者】

1) 危害防止規程の整備

毒劇物取扱施設管理者は、毒物または劇物による危害を防止するため次の事項について危害防止規程を整備する。

①毒物または劇物関連設備の管理者の選任に関する事項
②次に掲げる者に係る職務及び組織に関する事項
　ア　毒物または劇物の製造、貯蔵または取扱いの作業を行う者
　イ　設備等の点検・保守を行う者
　ウ　事故時における関係機関への通報を行う者
　エ　事故時における応急措置を行う者
③次に掲げる毒物または劇物関連設備の点検方法に関する事項
　製造設備、配管、貯蔵設備、防液堤、除害設備、緊急移送設備、散水設備、排水設備、非常用電源設備、非常用照明設備、緊急制御設備等
④③に掲げる毒物または劇物関連設備の整備または補修に関する事項
⑤事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項
⑥②に掲げる者に関する教育訓練に関する事項

2) 防災訓練の実施

上記⑤に掲げる事項が適切かつ迅速に行えるよう定期的に防災訓練を実施する。

(2) 毒劇物多量取扱施設における耐震化の推進----------【毒劇物取扱施設管理者】

毒劇物取扱施設の管理者等は、毒物または劇物関連の製造設備、配管及びタンク等貯蔵設備の耐震化について検討し、計画的に整備する。

４　放射線使用施設の予防対策----------【県、放射線使用施設管理者】

放射線同位元素及び放射線使用施設はその特性から、漏えいすることにより環境を汚染する等の被害が発生するおそれがある。このため、放射線使用施設は、関係機関と連携して保安体制を強化し、法令に定める適正な障害防止のための予防措置、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図る。

放射線使用施設管理者に対する指導は、県が行うものとする。

第２章　地震災害予防計画

第３節　被害軽減への備え

第１　緊急輸送への備え

■　基本事項

１　趣　旨

地震による被害を最小限にとどめるためには、地震発生後の消防や人命救助、応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施が必要である。そのためには、緊急通行車両の調達と、その交通経路（緊急交通経路）の確保のための道路啓開等を、地震発生後、迅速に行うことが求められ、その事前対策として、緊急輸送道路を指定・整備し、道路啓開車両や資機材及び緊急通行車両等の調達体制を整備する。

２　留意事項

⑴ 陸上及び空の交通手段を用いた総合的なネットワークの構築

地域の道路やヘリポート等を総合的に活用し、応急対策活動の拠点間を効率的に結ぶ緊急輸送道路ネットワークの整備を図っていく。また、災害時の物流拠点となる施設については、こうした陸上及び空の各輸送手段の連結性を考慮し、隣接地域、関係機関、関連企業との協力体制の中で、整備を進めることが必要である。

⑵ 地域特性と対策

地域の社会特性（人口、交通及び防災拠点施設等の整備状況及び交通利便性等）や想定される被害特性（地域の孤立可能性等）を基に、緊急輸送道路の指定、整備を行うことが必要である。

⑶ 民間企業等との効果的な連携体制の整備

実際の道路啓開の作業等は、建設会社等の協力により行われるため、関連業界団体を通じて、建設会社等との地震発生後の効果的な連携が講じられるよう、平常時より、防災訓練等や協定締結等による体制を整備しておくことが必要である。

また、緊急通行車両等が不足した場合においては、民間から車両等を調達する必要があり、これについても、関連業界団体を通じて、平常時より、協定等の締結による車両等の調達体制を整備しておくことが必要である。

⑷ 地震発生後の情報連絡手段の整備

地震発生後に、整備した民間企業等との連携体制を効果的に活用し、迅速に道路啓開や緊急輸送に着手するためには、震災時においても有効に機能する関係者間の情報連絡手段の確保が必要である。

また、電気通信設備に被害が発生した場合においても、確実に情報連絡がとれるような環境を整備することが必要である。

３　対策の体系

第１　緊急輸送への備え
- １　緊急輸送道路の指定・整備
- ２　ヘリポートの指定・整備
- ３　緊急輸送資機材、車両の調達体制の整備

■　対　策

１　緊急輸送道路の指定・整備----------【市（建設部）、県、国】

県は、陸上及び空の交通手段を活用した効率的な緊急輸送を行うため、地震被害想定結果や地域の現況等に基づいて、あらかじめ緊急輸送道路の指定をしている。

市は、緊急輸送道路のうち、市が管理する部分について、地域防災計画の地震災害対策計画編で、緊急輸送道路の耐震強化を示し、その計画に基づき緊急輸送道路の整備を行う。

本市においては、特に市街地の街路が複雑な上、狭隘なため、被災時に市街地を中心として市内各地への円滑な輸送・交通体制を実現するための道路体系の整備を図る必要がある。また、市内を縦横に走る河川や水路をまたぐ橋梁等に関して、特に十分な耐震強化を図り、被災時に道路ネットワークを十分に活用できるよう、幹線道路網を整備することが重要である。

【緊急輸送道路の考え方】

①第一次緊急輸送道路ネットワーク
- 広域、地域間の緊急輸送を担う交通軸
- 交通軸と防災拠点（Ａランク）を連絡する道路、又は防災拠点（Ａランク）を相互に連絡する道路

②第二次緊急輸送道路ネットワーク
- 第一次緊急輸送道路と防災拠点（Ｂランク）を連絡する道路、又は防災拠点（Ａ、Ｂランク）を相互に連絡する道路
- 第１次緊急輸送道路を補完し、地域内の緊急輸送を担う道路

③第三次緊急輸送道路ネットワーク
- 第一次及び第二次緊急輸送道路を補完し、防災拠点までを接続する道路

※防災拠点

Ａランク：特に重要な防災拠点（県庁、重要港湾、空港、災害拠点病院等）
Ｂランク：重要な防災拠点（市町村役場、指定行政機関、港湾、自衛隊等）
Ｃランク：その他の防災拠点（運輸機関、指定公共機関、救急告示医療機関等）

表　緊急輸送道路一覧

区分	路線番号	路線名	起点側	終点側
第一次緊急輸送道路	125	国道 125 号	土浦市若松町　土浦笠間線(若松町交差点)から	古河市旭町　国道 4 号(三杉町交差点)まで
	294	国道 294 号	取手市白山　国道 6 号(国道 294 号入口交差点)から	筑西市県境(栃木県)まで
第三次緊急輸送道路		下妻市道 2031 号線	平間病院から	県道結城下妻線まで
	15	結城下妻線	下妻江　市道 2031 号線交差から	下妻市長塚　国道 125 号(砂沼公園入口交差点)まで
	56	つくば古河線	下妻市宗道　県道谷和原筑西線(宗道十字路交差点)から	下妻市鎌庭　市道 5576 号線(大貝下川原線)交差まで
		下妻市道 5576 号線(大貝下川原線)、5116 号線	下妻市鎌庭　県道つくば古河線交差から	県西流域下水道事務所まで
	357	谷和原筑西線	常総市水海道諏訪町　国道 354 号(水海道郵便局前交差点)から	筑西市西方　国道 294 号線(鎌田南交差点)まで

２　ヘリポートの指定・整備----------【市(総務部)】

市は、緊急輸送の中継基地となる臨時ヘリポートを防災関係機関と協議の上指定する。

さらに、ヘリポートが災害時に有効に利用し得るよう、防災関係機関及び市民に対し周知徹底を図るなど、所要の措置を講じる。

３　緊急輸送資機材、車両の調達体制の整備

(1) 道路啓開用資機材、車両の調達体制の整備----------【市(各部)、防災関係団体】

道路啓開作業（道路上の各種障害物の除去及び道路施設の応急修復を行うこと等）に必要な資機材及び車両等の調達については、防災関係団体への協力を要請する。その際の具体的な資機材、車両の種類及び数量について事前検討し、調達体制を整備する。

(2) 緊急通行車両等の調達体制の整備----------【市(総務部)、防災関係団体】

市は、保有車両等を把握するとともに、必要に応じて防災関係団体と協定を締結するなど緊急通行車両等の調達体制の整備に努める。

■　資料編　「ヘリポート一覧」

第２　消火活動、救助・救急活動への備え

■　基本事項

１　趣　旨

地震による火災及び死傷者を最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救助、救急体制の整備など、消防対応力・救急対応力の強化を図る。

また、特に初期段階で重要となる地域住民、自主防災組織等による初期消火、救出、応急手当能力の向上を図る。

２　留意事項

⑴　地震発生時の出火要因への対処

過去の地震事例を中心に出火に結びつく要因を把握し、それらを予防する対策を実施していく。

特に通電火災等の新たな出火要因に対する対策を十分に検討しておくことが重要である。

⑵　広域受援体制の確立

県内の消防本部間の相互応援、緊急消防援助隊等による県外からの受援体制の確立を図る。

また、応援隊との連携体制、資機材・通信設備の共同利用、ヘリコプターによる広域搬送等を重点的に訓練しておく必要がある。

⑶　地域の初期消火、救出、応急手当能力の強化

災害の規模が大きい場合、消防署、消防団等の防災関係機関のみでは十分な消火活動、救助活動は不可能である。

地域の住民は自らの地域は自らで守るという気概のもと、自主防災組織等の結成と地区防災計画の作成や防災研修・訓練等により、初期消火、救出、応急手当能力の強化に努めることが必要である。

⑷　ヘリコプターの有効活用の検討

県防災ヘリコプター、県警ヘリコプター、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておく必要がある。

また、地震後の消防活動需要に適切に対応するため、ヘリコプター等を利用した消防活動の有効性について検討しておく必要がある。

３　対策の体系

第２　消火活動、救助・救急活動への備え

- １　出火予防
- ２　消防力の強化
- ３　救助力の強化
- ４　救急力の強化
- ５　地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上

■　対　策

１　出火予防----------【市（総務部）、ガス事業者】

(1) 一般火気器具からの出火の予防

1) コンロ、ストーブ等からの出火の予防

市は、市民に対し、以下の事項を普及啓発する。

・地震を感じたら身体の安全を図るとともに、すばやく火を消すこと
・耐震自動消火装置の設置とその定期的な点検
・火気周辺に可燃物を置かないこと

2) 電気器具からの出火の予防

市は、市民に対し、以下の事項を普及啓発する。

・地震を感じたら安全が確認できるまで、電気器具のプラグを抜くこと
・避難など長期に自宅を離れる場合には、ブレーカーを落とすこと

3) ガス遮断装置の普及

ガス事業者は、地震を感じた場合、自動的にガスの供給を遮断する機能を有する装置の普及を行う。

(2) 化学薬品からの出火の予防----------【市（総務部）、化学薬品等管理者】

化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等は、地震による容器の破損が生じないよう、管理を適切かつ厳重に行う。また、市はその旨を周知、指導する。

２　消防力の強化

地震による火災の消火、人命救助等の初動活動が速やかに実施できる体制を確立するために、消防本部の消防対応力を強化するとともに、消防車両・資機材の適正配備を行う。

(1) 消防体制の再編の推進----------【下妻消防署】

市及び下妻消防署は、大規模災害時の対応を迅速かつ効率よく実施するため、市内の消防体制の見直しを行い、あらゆる災害に対応しえる能力のある消防本部の構築に努める。

⑵ 署所の適正配置----------【市（市長公室、総務部）、下妻消防署】

市及び下妻消防署は、消防本部の署所の配置について、地理的にバランスのとれた、かつ効率的な適正配置を図る。

⑶ 消防水利の確保----------【市（総務部）、下妻消防署】

市は、防火水槽の設置及び耐震化を促進するほか、ビル保有水の活用、河川・ため池の利用、プールの利用など水利の多様化を図るとともに、消火栓使用不能時等の緊急時に備え管内の水利状況の把握に努める。

⑷ 消防車両・資機材の充実----------【下妻消防署、消防団】

下妻消防署及び消防団は、通常の消防力の強化に加え、大規模災害時の活用が期待される消防車両、水槽車等の整備を推進する。また、停電による通信機能支障に備え、発電機や消防団無線の充実を図るとともに、署所においては燃料の確保対策や自家発電設備の整備を推進する。

⑸ 消防団の育成・強化----------【市、下妻消防署、消防団】

市は下妻消防署と連携し、大規模災害時の活動が十分にできるよう、資機材の整備、体制の確立、団員の訓練等を総合的に推進、消防団の充実強化を図るとともに、震災時活動マニュアル等を整備し、参集基準の明確化に努める。

表　消防団の状況

分団数	部数	団員数
7	20	371

（令和３年５月１日現在）

⑹ 広域応援体制の整備----------【下妻消防署】

大規模震災時に相互に応援活動を行なうため、各消防本部は広域消防応援協定を締結する。また、複数の消防本部合同での消火、救助訓練を実施し、いざという場合の対応力の強化を図る。

また、応援側、受援側のそれぞれの対応計画を具体的に立案しておく。その際には、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化しておくことが重要である。

３　救助力の強化

⑴ 救助体制の強化----------【下妻消防署】

下妻消防署は、災害現場から要救助者を敏速に救出するため、救助隊の育成を進めるとともに、救助工作車・救助用資機材等の計画的な整備を促進し、救助体制の整備を図る。

⑵ 救助隊員に対する教育訓練の実施----------【下妻消防署】

下妻消防署は、大規模かつ広域的な災害に対応するため、救助隊員に対する教育訓練を充実強化し、適切な状況判断能力と救助技術の向上を図る。

⑶ 消防団の育成・強化----------【下妻消防署、消防団】

前項(5)を準用する。

⑷ 広域部隊との連携･協同体制の整備----------【市、下妻消防署】

前項までの救助体制の強化に加え、県内外からの消防、警察、自衛隊等の部隊の受入れ体制の整備や訓練等により、連携・協同体制の整備を図る。

４　救急力の強化

⑴ 救急活動体制の強化----------【下妻消防署、医療機関】

大規模な地震によって大量に発生することが予想される傷病者に対し、迅速・的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するため、次の事業を推進する。

①救急救命士の計画的な養成
②高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進
③救急隊員の専任化の促進
④救急教育の早急かつ計画的な実施
⑤消防本部管内の医療機関との連携強化（緊急時の通信機能の確保）
⑥市民に対する応急手当の普及啓発

⑵ ヘリコプター等による傷病者の搬送体制の確立----------【県、市(総務部)、下妻消防署】

大規模災害時に予想される交通の途絶等に対応するため、臨時離発着場の整備及び県との連携強化を図り、県防災ヘリ、ドクターヘリ等による救急搬送体制を確立する。

また、民間航空会社と協定を締結し、救急搬送体制の充実を図る。

⑶ 集団救急事故対策----------【下妻消防署、医療機関】

救急業務計画に基づき、集団救急事故発生時を想定した救急事故対策訓練を防災関係機関との連携により実施する。

５　地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上

⑴ 初期消火力の向上----------【自主防災組織、住民】

初期消火の主体は地域の住民であることから、家庭、自主防災組織を中心に、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおきなどを地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

(2) 救出・応急手当能力の向上----------【市(総務部)、自主防災組織、住民】

1) 救出資機材の備蓄

自主防災組織等は、家屋の倒壊現場からの救出などに役立つ、ジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなどの救出資機材の備蓄や、地域内の建築業者等からの調達を推進する。

また、市はこうした地域の取組みを支援する。

【自主防災組織備蓄品（例）】

①応急救護資機材（担架・医薬品）
②簡易救助資機材（バール・のこぎり・ハンマー・スコップ等）
③消火用機材（消火器・ポンプ等）

【一般家庭備蓄品（例）】

①応急救急セット（医薬品等）
②防火用水等（風呂水・消火器）

2) 救助訓練

自主防災組織を中心として家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う。市はその指導助言にあたるとともに訓練上の安全の確保について十分な配慮をするものとする。救急隊到着前の地域での応急手当は救命のために極めて重要であることから、市は市民に対する応急手当方法の周知を図る。

第３　医療救護活動への備え

■　基本事項

１　趣　旨

地震災害においては、広域あるいは局地的に、多数の傷病者が発生することが予想され、情報の混乱と医療機関自体の被災などがあいまって、被災地域内では十分な医療が提供されないおそれがある。

これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時より、市及び医療機関等は医療救護活動への備えを図る。

２　留意事項

(1) 情報伝達体制の確立

大規模な地震災害発生時には公衆回線の途絶、輻輳等が十分予想される。そのために、平常時から衛星携帯電話等の通信機器を整備するなど災害医療に係る情報連絡体制を確立しておくことが必要である。

(2) 災害医療専門家の養成

災害時において、限られた医療資源が十分に活用されるためには、災害医療コーディネーター、災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）養成研修【基礎編】修了者等、災害医療の知識と経験の豊富な専門家の養成を図るとともに、病院レベルでの災害対策の強化が必要である。

３　対策の体系

- 第３　医療救護活動への備え
  - 1　医療救護施設の確保
  - 2　後方医療施設の整備
  - 3　医療品等の確保
  - 4　医療機関間情報網の整備
  - 5　医療関係者に対する訓練等の実施
  - 6　医療関係団体との協力体制の強化
  - 7　医療ボランティアの確保

■　対　策

１　医療救護施設の確保

(1) 医療救護施設の耐震性の確保----------【市（保健福祉部）、医療機関】

市は、医療救護の活動上重要な拠点となる医療救護施設について計画的に耐震診断を行い、必要に応じ、耐震・免震改修を行う。また、災害時に医療救護を担う災害拠点病院等の施設において

も、建築物の倒壊等を未然に防止するため、法令等に従い、必要に応じて耐震診断や耐震・免震改修に努める。

⑵ ライフライン施設の代替設備の確保----------【医療機関】

1) 自家発電装置の整備

病院は、ライフラインが寸断された場合でも、診療能力を維持するため、３日分程度の電気供給が可能な自家発電装置の整備を図る。

2) 災害用井戸等の整備

病院は、ライフラインが寸断された場合、診療能力を維持するための水を確保するため、自家用の井戸を確保する必要がある。また、受水槽（貯水槽）の耐震性の強化等により、貯水されている水の漏えい防止対策を図るとともに、容量拡充を図る。

２　後方医療施設の整備

⑴ 災害拠点病院の整備----------【県】

県は、被災地の医療の確保、被災した地域の医療支援等を行うための災害拠点病院として、基幹災害拠点病院を２ヶ所、地域災害拠点病院を 16 ヶ所指定している。

災害拠点病院は次の支援機能を有している。

①多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱症等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための診療機能
②患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応
③自己完結型の医療救護チームの派遣機能
④地域の医療機関への応急用資器材の貸出機能
⑤研修機能（基幹災害拠点病院のみ）

また、災害拠点病院の整備基準に基づき、診療棟の耐震化、患者多発時に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の収納スペースの確保、電気等のライフラインの機能の維持、ヘリポートなどの施設や救命医療を行うために必要な診療設備の整備、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の導入、自己完結型の医療救護に対応できる携行用の応急医療資器材等の備蓄などを促進する。

表　災害拠点病院の指定状況

区分	医療圏	医療機関名
地域	筑西・下妻	茨城県西部メディカルセンター

⑵ 災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）指定医療機関の指定----------【県】

県は、地震等による大規模な災害の急性期（おおむね 48 時間）における被災地で救助・治療を行うＤＭＡＴを派遣するＤＭＡＴ指定医療機関を指定し、大規模災害への対応を図る。

⑶ 災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の体制整備----------【県】

県は、地震等による大規模な災害の被災地で被災者への心のケア活動等を行うＤＰＡＴの体制整備に努める。

３　医療品等の確保

市は、病院に対して、災害時に必要な医薬品、医療用品等の備蓄を要請するとともに、災害時に必要な医薬品、医療用品等を調達するため、あらかじめ医薬品・医療用品等の販売事業者と協定の締結に努める。

⑴ 医薬品、医療用品等の備蓄----------【市（保健福祉部）、茨城県赤十字血液センター】

災害時に必要な医薬品、医療用品等の備蓄は、病院等のほか、市役所（防災活動拠点）、防災備蓄倉庫、地区活動拠点となる小・中学校に災害用医薬品セット等として配備、備蓄を図るとともに、医薬品の調達のため、県医薬品卸売業組合と応援協力協定の締結を進める。

また、輸血用血液製剤は、県赤十字血液センターにおいて確保する。

⑵ 真壁医師会、県医薬品卸業組合等との連携----------【市（保健福祉部）】

防災活動拠点、地区活動拠点への災害用医薬品セット等の配備にあたっては、配備する医薬品・医療用品等について、医師会との調整を図り、医療分野の進歩等に応じた更新に努める。また、医師会、県医薬品卸業組合等との協定締結を推進し、それぞれの専門的技術の提供を依頼する。

４　医療機関間情報網の整備

⑴ 広域災害医療情報ネットワークの充実----------【県、医療機関】

県は、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）等を活用し、平常時における応需状況のほか、災害時には県域を越えて広域的に医療機関の稼働状況、医師・看護師等医療スタッフの状況、ライフラインの確保及び医薬品の備蓄状況等災害医療に係わる情報の収集、提供を行う。

病院は、電力・通信が寸断された場合でも、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）が入力できるよう、データ通信が可能な通信機器（衛星電話等）の整備促進に努める。

⑵ 医療機関間連絡網の整備----------【県、医療機関】

県は、災害時に各病院間で連絡がとれるよう緊急連絡網を整備するとともに、関係者による災害医療保健対策会議を随時開催するなどにより災害時における連携強化を図る。

また、病院は、衛星携帯電話の設置等非常時の通信手段の整備に努める。

５　医療関係者に対する訓練等の実施

⑴ 病院防災マニュアルの作成----------【医療機関】

病院防災にあたっては、災害により病院が陥る様々なケース分けに応じて、適切な対応が行われる必要がある。

病院は、防災体制、災害時の応急対策、自病院内の入院患者への対応策、医薬品、食料・水・物資・燃料等の備蓄及び確保等並びに病院施設からの避難や転院などについて留意した病院防災マニュアルを作成するとともに、災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画（ＢＣＰ）の策定に努める。

なお、この内容について定期的に検証し、必要に応じて見直しを図る。

⑵ 防災訓練の実施----------【医療機関】

防災は、日常からの心構えが重要であり、訓練を通じて、病院防災マニュアルの職員への徹底が必要であることから、病院は、防火訓練に加え、年１回以上の防災訓練の実施に努める。

防災訓練の実施にあたっては、夜間時の発災を想定した訓練も交えて実施するとともに、地域の防災関係機関や地域住民との共同による訓練実施にも努める。

また、医療関係団体は、病院や市が実施する防災訓練に積極的に参加する。

⑶ トリアージ技術等の教育研修----------【国、県、医療機関】

国（厚生労働省）及び県は、発災時の医療関係者の役割やトリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）技術、災害時に多発する傷病の治療技術等に関しての教育研修を推進している。病院等医療関係者は、これらの教育研修を積極的に取り組む。

⑷ 災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の研修

国及び県は、ＤＭＡＴが災害発生時に迅速な派遣が可能となるよう、医師、看護師等に対する教育研修や養成研修を推進するものとする。

⑸ 災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の研修

国及び県は、ＤＰＡＴが災害発生時に迅速な派遣が可能となるよう、ＤＰＡＴに参加する医師、看護師等に対する教育研修や養成研修を推進するものとする。

⑹ 災害医療コーディネーターの研修

国及び県は、救護班等の派遣等に関する調整体制を強化するため、災害対策本部保健福祉部及び保健所現地対策班において、救護班等の派遣調整業務等を行う災害医療コーディネーター、小児・周産期医療に関して災害医療コーディネーターのサポートを行う災害時小児周産期リエゾンに対する教育研修や養成研修を推進するものとする。

⑺ 災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）の研修

国、被災地方公共団体における円滑な保健医療活動を支援するＤＨＥＡＴが災害発生時に迅速な派遣が可能となるよう、支援活動に関する研究及び都道府県等の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等に対する教育研修や養成研修を推進する。

県は、ＤＨＥＡＴの構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。

６　医療関係団体との協力体制の強化----------【市、医療機関】

市は、災害時における医師や看護師等の派遣をはじめとした医療救護活動について、医療関係団体との協定の締結を進めることにより協力体制の強化を図る。

医療関係団体は、市が実施する防災訓練に積極的に参加するものとし、さらに、協議会の設置または会議等を通じ、平常時より相互の連携を図る。

特に、災害時に医療救護所が速やかに設置でき、効果的な運営を図れるよう、医師会や薬剤師会等と連携を強化し、医療機関間の役割分担の明確化や活動手順等を定めておくものとする。また、医療救護所の設置運営の訓練等を実施する。

７　医療ボランティアの確保----------【県、医療機関】

県は、医療ボランティアの支援に関して、あらかじめ医療ボランティアの担当窓口を設置する。市内の医療関係団体は、災害発生時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、医療ボランティアの「受入れ窓口」としての機能を備えておく。

第４　被災者支援のための備え

■　基本事項

１　趣　旨

発災後、避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど、引き続き救助を必要とする者に対しては、収容保護を目的とした施設の提供とその開設・運営の体制が構築されていることが必要である。このため、避難所としての施設の指定及び開設・運営の整備を積極的に行っていく。

また、住宅の被災等による各家庭での食料、飲料水、生活必需品の喪失、地域での流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。このため、発災直後から被災者に対し、円滑に食料、飲料水及び生活必需品の供給が行えるよう、物資の備蓄並びに調達体制の整備を行っていく。

２　留意事項

⑴ 協力体制の整備

直下型地震など被害が一部の地域に限られる災害が発生した場合には、避難所の開設及び生活救援物資の供給について、相互利用及び相互応援ができることが望ましい。このため、災害時に近隣市町やその他防災関係機関と連携が図れるよう協力体制を整備しておくことが必要である。

また、県内全域が被災するような大規模な災害が発生した場合には、近隣市町やその他防災関係機関との連携が機能しないという認識に立って、他の都道府県や遠方の市町村等との広域連携体制を整備しておく必要がある。

⑵ 最大規模の被害を想定した対策

備蓄・調達数量の目標値は、市内での被害が最大となる地震を想定して設定することが必要である。

⑶ ライフライン施設の被害に対応した備蓄品目の確保

電気、水道、ガス等市民生活に必要不可欠なライフライン施設の供給停止等に対応した食料、飲料水及び毛布等生活必需品を確保することが必要である。

⑷ 発災時の確実かつ迅速な対応及びリスクの分散

災害時に確実かつ迅速な対応を図るため、集中備蓄を行うとともに、広域的な分散備蓄を行い、災害時のリスクを分散させる必要がある。

⑸ ニーズに応じた調達・確保

被災地で求められる物資は、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するとともに、時間の経過により変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する必要がある。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含めるなど、季節的特性を考慮した物資の調達・確

保を行う必要がある。

(6) 要配慮者に配慮した備蓄・調達

高齢者、乳幼児等要配慮者に配慮した備蓄品目を選定し、必要量を確保することが必要である。

(7) 感染症予防のための備蓄・調達

避難所等における新型コロナウイルス感染症等の予防に必要なマスク、フェイスシールド、消毒液及びゴム手袋等の資器材を確保することが必要である。

３　対策の体系

第４　被災者支援のための備え

- １　避難所の整備
- ２　避難所の開設・運営体制の整備
- ３　食料の備蓄並びに調達体制の整備
- ４　応急給水・応急復旧体制の整備
- ５　り災証明書の交付

■　対　策

１　避難所の整備

(1) 避難所の指定----------【市（総務部）】

市に関連する地震被害想定の結果に基づき、被災者のうち居住場所を確保できなくなった者を収容・保護することを目的として避難所を指定する。

避難所の設置場所は、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮し、学校、体育館、公民館、市民センター等の公共建築物とする。

なお、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、民間施設の活用を図るほか、被災者用の住宅として利用可能な公営住宅や空屋等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

(2) 避難所の耐震性の確保・代替施設の確保----------【市（各部）】

市は、平常時より建物の耐震診断を積極的に推進していくものとし、特に避難所に指定されている学校施設等で、昭和 56 年度以前に建築された建物については、耐震診断した結果に基づき必要に応じて補強や耐力度調査による改築に努めるものとする。

なお、大規模な地震が発生した場合には、指定されている避難所が被災することも想定されることから、事前に代替施設を選定しておくものとする。

⑶ 避難所の備蓄物資及び設備の整備----------【市（総務部）、東日本電信電話（茨城支店）】

市は、避難所またはその近傍において地域完結型の備蓄施設を確保し、必要な食料等を確保するとともに、通信途絶や停電等を想定し、通信機材や非常用発電設備等の整備に努めるものとする。主なものは次に示すとおりである。

- 食料、飲料水（断水を想定した井戸水の活用を含む。）
- マスク、フェイスシールド、消毒液、ゴム手袋、ビニール袋等の新型コロナウイルス感染症等の予防に必要な資器材
- 生活必需品（毛布、簡易トイレ、生理用品）
- ラジオ、テレビ
- 通信機材（衛星携帯電話、災害時用公衆電話（特設公衆電話）、市防災行政無線を含む。）
- 放送設備
- 照明設備（非常用発電機、太陽光発電等再生可能エネルギーを活用したものを含む。）
- 炊き出しに必要な機材及び燃料
- 給水用機材
- 救護所及び医療資機材（常備薬含む。）
- 物資の集積所（備蓄倉庫等）
- 仮設の小屋またはテント、仮設のトイレ、マンホールトイレ、ポータブルトイレ
- マット、簡易ベッド、段ボールベッド
- 工具類
- 清掃用具・資材

また、避難所の設備の整備については、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレなど高齢者や障害者等の要配慮者への配慮や専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置など乳児や女性への配慮を積極的に行っていく。

加えて、東日本電信電話**株式会社**（茨城支店）は、避難所に指定された学校等に、特設公衆電話回線を整備するものとする。

２　避難所の開設・運営体制の整備----------【市、住民】

市及び住民は、突発する地震災害においても速やかに避難所を開設し、被災者の収容・保護の活動が円滑に行われるよう、以下により避難所の開設・運営の体制を整備しておくことが必要である。

⑴ 避難所の運営組織の確立

地震災害においては市職員も被災するとともに、災害対応のための業務量が膨大なものになることから、市職員による避難所の開設・運営の活動は制約されたものになることが予想される。このため、指定する避難所ごとに、自主防災組織を主体とし、市職員、施設管理者及び地域の団体等による避難所の運営組織を編成する。

⑵ 避難所開設・運営マニュアルの整備

災害時において避難所の開設・運営が円滑かつ効率的になされるためには、その避難所の特性に応じたマニュアルが整備されていることが必要である。このため、市は避難所の開設・運営に関する基本的な事項を網羅したマニュアルを作成・提示するとともに、自主防災組織が避難所ごとのマニュアルを作成する活動が推進されるよう支援を行う。

⑶ 避難所の開設・運営訓練の実施

災害時において確立した避難所運営組織及び避難所の開設・運営マニュアルが効果を発揮するためには、それらに基づいた活動に習熟するとともにマニュアル等の検証が行われる必要がある。このため、市は自主防災組織による避難所の開設・運営に関する訓練の実施を支援する。

３　食料の備蓄並びに調達体制の整備

⑴ 市の体制整備----------【市（総務部、経済部】

市は、茨城県地震被害想定を踏まえ、当日を含む３日間の物資需要量を目標として食料等の備蓄に努めるものとする。その際、避難所に指定されている施設またはその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとし、必要に応じ、備蓄倉庫の整備を実施することとする。

備蓄の確保にあたっては、地域における生産者、生活協同組合、農業協同組合、スーパーその他販売業者等との物資調達に関する契約及び協定の締結・更新等に努める必要があるが、大規模な地震が発生した場合には、企業等が被災して流通在庫備蓄が機能しないことも想定し、十分な量の公的備蓄の確保に努めるものとする。

また、市において、十分な量を確保できない場合は、県や他市町村に要請を行い、必要量を確保する必要があることから、防災関係機関との連絡・協力体制の整備を図っておくものとする。

なお、備蓄・調達品目の設定においては、高齢者、障害者、乳幼児や妊産婦等の要配慮者への配慮、アレルギー及び新型コロナウイルス感染症対策等を考慮するものとする。

⑵ 県の体制整備----------【県】

県は、災害救助法が適用されるような一定規模以上の災害や、市町村段階での必要量の確保が困難になった場合に備えて、避難所生活で必要不可欠な食料及び飲料水、生活必需品等の計画的な備蓄・調達体制の整備を行うものとする。

県の備蓄形態は、公的備蓄及び流通在庫備蓄の２形態とし、茨城県地震被害想定を踏まえ、当日を含む３日間の物資需要量を目標として市町村との協力により食料等の公的備蓄を行うものとする。

なお、４日目以降は、国（非常（緊急）災害対策本部）からの物資支援を受入れるほか、流通在庫備蓄を活用する。

さらに、備蓄数量の設定にあたっては、市町村の備蓄状況等も勘案するとともに、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、備蓄計画を策定するとともに定期的に見直しを図るものとする。

1）公的備蓄

ア　備蓄品目

（ア）食料等

パン、アルファ米、クラッカー、乳児用粉ミルク・液体ミルク、飲料水等

（イ）生活必需品等

毛布、ビニールシート、簡易トイレ、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、生理用品、トイレットペーパー等

なお、品目については、市町村における備蓄状況、高齢者や障害者等の要配慮者への配慮、アレルギー対策等を考慮し、選定・更新を行っていくものとする。

イ　備蓄場所

県は、県有施設等を利用し、備蓄の分散化を図るとともに、県内全域を担う集中備蓄の拠点や各地域の拠点となる備蓄倉庫の整備に努めることにより、確実かつ迅速な物資の配送及びリスクの分散化に努める。

2）流通在庫備蓄

県は、県内の食品製造業者及び小売業者等の協力を得て、「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」の締結等を行うことにより、次の食料及び飲料水、生活必需品等の確保を行うとともに、定期的に備蓄量や担当窓口の確認を行うなど緊急時における当該事業者等との情報連絡体制の整備に努める。

○　調達品目

（ア）食料等

パックごはん、おにぎり、弁当、パン、ビスケット・クッキー、即席めん、味噌汁・スープ、レトルト食品、缶詰、乳児用粉ミルク・液体ミルク、飲料水等

（イ）生活必需品等

・寝具（毛布等、段ボール製ベッド・シート・間仕切り等）
・日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、マウスウォッシュ、トイレットペーパー、ごみ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、おしりふき、使い捨てカイロ、マスク、ガムテープ等）
・衣料品（作業着、下着（上下）、靴下、運動靴、雨具等）
・炊事用具（鍋、釜、やかん、ケトル、包丁、缶切等）
・食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）
・光熱材料（発電機、ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、ＬＰガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等）
・その他（ビニールシート、仮設トイレ、土のう袋等）

（ウ）一般用医療品

なお、品目については、市町村における備蓄状況、高齢者や障害者等の要配慮者への配慮、アレルギー及び新型コロナウイルス感染症対策等を考慮し、選定・更新を行っていくものとする。

3) 国・他都道府県からの調達

ア　政府所有の米穀の調達

県は、救助法が適用され応急食料が必要と認める場合、農林水産省政策統括官に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年５月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）」に基づき災害救助用米穀等の緊急引渡しを要請し、必要量を確保する。

また、県及び関東農政局茨城県拠点は、円滑に買い受け・引き渡しが行えるよう連絡、協力体制の整備を図っておくものとする。

イ　他都道府県との応援協定

県は、県のみでは十分な食料の調達・供給ができないと認めた時は、災害時応援協定を締結している都道府県に対して応援を要請し、必要量を確保する。

また、構成都道府県は、円滑に要請・応援が実施できるよう、担当窓口の把握や通信手段の確保、備蓄量の把握、訓練の実施など連絡体制の整備を図っておくものとする。

（ア）全国都道府県における災害時等の広域応援協定（全国知事会）

（イ）１都９県震災時等の相互応援に関する協定（関東地方知事会）

（ウ）災害時における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定

(3) 住民及び地域、事業所等の備蓄----------【住民、事業所】

住民及び地域では、災害時におけるライフラインの寸断や食料等の流通途絶、行政庁舎被災等による支援の途絶等を想定し、前記 1) 公的備蓄及び 2) 流通在庫備蓄に掲げる品目等、必要な物資を最低３日分、推奨１週間分備蓄するとともに、災害時に非常持出ができるよう努めるものとする。また、事業所等は、発災後、安全が確保されるまでは従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、食料等必要な物資を概ね３日分備蓄するよう努めるものとする。

４　応急給水・応急復旧体制の整備

(1) 行動指針の作成----------【市（建設部）】

市が応急給水・応急復旧の行動指針として定めておくべき事項は次のとおりとする。

なお、行動指針は職員に周知徹底しておくとともに、水道施設の耐震化の進展等、状況の変化に応じ見直す。

①災害時の指揮命令系統、給水拠点及び水道施設並びに道路の図面の保管場所（同一図面の複数の場所への保管場所を含む。）、指揮命令者等との連絡に必要な手順等を定めること

②県及び他の都道府県への人員要請、厚生労働省、自衛隊等の他の機関に対する支援要請を行う場合の手順を定めること

③外部の支援者に期待する役割とその受入れ体制を定めること

⇒集結場所、駐車場所、居留場所
⇒職員と支援者の役割分担と連絡手段
④市民に理解と協力を呼びかけるために広報する内容等を定めること
⇒緊急時給水拠点の位置等の情報についての広報や給水拠点の表示の徹底
⇒地震規模に応じた断水解消時期の目処
⇒市民に求める飲料水備蓄量及び水質保持の方法
⑤他の水道事業者等の応急対策を支援する場合の留意事項を定めること
⇒指揮命令系統の整った支援班の編成
⇒自らの食事、宿泊用具、工事用資材の携行

(2) 応急給水資機材の備蓄並びに調達体制の整備----------【市(建設部)】

市は、地震により水道施設が損壊し、供給が不能となった場合、施設の早期復旧を図るとともに、速やかに応急給水活動が行えるよう、応急給水資機材の備蓄・更新並びに調達体制の整備を行う。

〈品目〉 1)給水タンク車　2)給水タンク　3)浄水器　4)ポリ容器　5)ポリ袋等

(3) 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備----------【市(建設部)】

市は、避難所またはその周辺地域において、飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を進める。

(4) 検査体制の整備----------【市(各部)】

市は、井戸水等を飲用しなければならない場合に、飲用の適否を調べるため、水質検査を行う体制を整備しておくものとする。

５　り災証明書の交付

市は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の市町村や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の充実強化に努めるものとする。

■　資料編　「避難所必要物資等」
■　資料編　「備蓄目標」
■　資料編　「飲料水兼用耐震性貯水槽一覧、給水車等配備状況一覧」

第５　要配慮者安全確保のための備え

■　基本事項

１　趣　旨

近年の災害では、要配慮者（災害時の避難行動や情報受伝達、避難生活等に「特に配慮を要する者」）の犠牲が多くなっており、平成 25 年６月に災対法が一部改正され、要配慮者のうち、避難行動要支援者の名簿の作成を義務付けること等が規定された。また、平成 27 年９月関東・東北豪雨などで、介護老人ホーム入所者に多くの犠牲者が発生したことなどから、平成 29 年６月に「水防法」及び「土砂災害防止法」が改正され、河川洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者には、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化された。

このため、市や避難行動要支援者を支援する避難支援等関係者、並びに社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、災害から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域において要配慮者の支援及び避難を確実にする体制を整備するとともに、社会福祉施設等を要配慮者の避難施設として機能するよう整備に努めていくものとする。

また、市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者に配慮した防災基盤整備を促進していくものとする。

２　留意事項

⑴ 要配慮者の状況把握

災害時に迅速な救助活動を実施するためには、平常時から要配慮者の所在等の状況について把握しておくことが必要である。

特に避難行動要支援者については、災対法に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、同意を得た上で、事前に避難支援等関係者に名簿を提供する。

⑵ 夜間、休日等の対応

災害の発生時期は、事前には特定できないため、夜間、休日等考えうる最悪の場合にも対応できるよう、要配慮者の安全確保体制の整備を行うことが必要である。

⑶ 行政と地域住民及びボランティア等との協力体制の整備

広域にわたって被害をもたらす災害に対しては、行政とともに地域の住民やボランティア等が協力しあい、一体となって要配慮者の安全確保に取り組んでいくことが必要である。このため市は、あらかじめ施設等管理者、地域住民、自主防災組織等との協力体制やボランティア等とのネットワークを整備しておくことが必要である。

３　対策の体系

第５　要配慮者安全確保のための備え
- １　社会福祉施設等の安全体制の確保
- ２　要配慮者の支援体制の確保
- ３　外国人に対する防災対策の充実

■　対　策

１　社会福祉施設等の安全体制の確保

⑴　防災組織体制の整備----------【市（保健福祉部）、社会福祉施設等管理者】

施設等管理者は、災害時に備え、あらかじめ防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導体制等の整備を図るとともに、地震防災応急計画を作成する。また、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度）について整理・保管する。

市は、社会福祉施設等における防災組織体制の整備を促進し、また地震防災応急計画や避難確保計画の作成についての指導・助言を行い、施設入所者等の安全を図る。

⑵　緊急応援連絡体制の整備----------【市（保健福祉部）、社会福祉施設等管理者】

施設等管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段の整備を図るとともに、他の社会福祉施設との相互応援協定の締結、地域住民(自主防災組織)、ボランティア組織等との連携等施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。

市は、福祉関係団体と要配慮者の支援に係る協定の締結等を進めることにより、協力体制の強化を図るとともに、施設相互間の応援協定の締結、施設と地域住民（自主防災組織）、ボランティア組織等の連携の確保について必要な助言を行う。

⑶　社会福祉施設等の耐震性の確保----------【市（建設部）、社会福祉施設等管理者】

施設等管理者は、震災時における建築物の倒壊等を未然に防止するため、耐震診断の実施や耐震補強工事に努めるものとし、市はこれを促進する。

また、市は要配慮者向けの避難所の拠点となる公立社会福祉施設について、施設入所者の安全を図るため、計画的に耐震診断を行い、必要に応じ耐震補強工事を行う。

⑷　防災資機材の整備、食料等の備蓄----------【市（総務部）、社会福祉施設等管理者】

施設等管理者は、非常用自家発電機等防災資機材を整備するとともに、食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

市は、要配慮者向けの避難所となる社会福祉施設等に対し、防災資機材等の整備や食料等の備蓄を促進する。

⑸ 防災教育、防災訓練の実施----------【市（総務部、保健福祉部）、社会福祉施設等管理者】

施設等管理者は、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに、夜間または休日における防災訓練や防災関係機関、地域住民（自主防災組織）、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的に実施する。

市は、施設等管理者に対し、防災知識の普及及び防災意識の啓発を図るとともに、防災関係機関、地域住民（自主防災組織）、ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

２　要配慮者の支援体制の確保

⑴ 避難行動要支援者状況把握----------【市（保健福祉部）】

市は、要配慮者のうち自ら避難することが困難な避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるとともに、地域防災計画に基づき、総務部と保健福祉部との連携のもと、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

市は、避難支援等に携わる関係者としての消防署、消防団、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治区、自主防災組織、福祉事業者等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

1) 避難支援等関係者となる者

・下妻消防署
・下妻市消防団
・下妻警察署
・民生委員・児童委員
・下妻市社会福祉協議会
・自治区
・自主防災組織
・福祉事業者
・その他市長が必要と認める者

2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者

①75 歳以上の高齢者のみで構成する世帯に属する者

②介護保険要介護３～５を受けている者
③身体障害者手帳（１、２級）または旅客鉄道株式会社旅客運賃減額第１種身体障害者
④療育手帳（Ⓐ、Ａ）を受けている者
⑤精神障害者保健福祉手帳（１、２級）を受けている者
⑥上記以外で市が支援の必要を認めた方
※社会福祉施設等への長期入所者等は除く。

3）名簿作成に必要な個人情報とその入手方法

【個人情報】

・要支援者の氏名
・要支援者の生年月日
・要支援者の性別
・要支援者の住所または居所
・要支援者の電話番号その他の連絡先
・要支援者が避難支援等を必要とする事由
・上記のほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

【入手方法】

・ 2）の①～⑤は、市が対象者に通知をし、平常時における名簿提供の可否を確認する。
・ 2）の⑥は市のホームページ等によりお知らせし、随時受付をする。
・名簿の提供に同意した方については、民生委員・児童委員等が対象者宅を訪問し、必要な個人情報を入手する。

4）名簿の更新に関する事項

・転入した該当者、あらたに該当した者を名簿に追加
・平常時における名簿提供の可否を確認
・転居、死亡、社会福祉施設等への長期入所者は名簿から削除する。
・民生委員・児童委員等が、名簿提供に同意した新規申請者宅を訪問する。

5）名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講じる措置

【市が求める措置】

・名簿の取扱いは情報漏えいに注意し、避難支援の目的以外には使用しない。
・名簿は、施錠できる場所で保管する。
・必要の無い複製は行わない。
・避難支援等関係者には法律に基づく秘密保持義務があり、関係者でなくなった後も同様である。

【市が講じる措置】

・個人情報漏えい防止のため、市は避難支援等関係者に対し名簿の取扱いに関する所要の説明を実施するとともに、「誓約書」の提出を求めるものとする。

6）要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知または警告の配慮

第３章　第４節　第２「避難指示・誘導」を準用する。

7) 避難支援等関係者の安全確保

・市は、避難行動要支援者に対し、名簿提供の同意を得る段階で、市からの通知・警告により適切に避難すること、避難支援等関係者は全力で支援しようとするが、助けられない可能性もあることなどへの理解を得る。

・避難支援等関係者の安全確保の措置を決めるにあたっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で話し合ってルール・計画を作り、周知する。

⑵ 災害時の情報提供、緊急通報システムの整備----------【市（保健福祉部）】

市は、災害時における迅速かつ適切な情報提供を行うため、聴覚障害者など情報入手が困難な障害者に対して、ＦＡＸなど通信装置の給付や障害者団体との連携により情報伝達体制の確立に努める。

特に、市は、要配慮者が迅速に避難できるよう、総務部と保健福祉部との連携のもと、防災関係機関及び福祉関係団体と協力して、避難に関する情報の伝達マニュアルを策定するとともに、情報伝達体制の整備に努める。

また、市は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進など、緊急通報システムの整備を図る。

⑶ 相互協力体制の整備----------【市（保健福祉部）】

市は、民生委員・児童委員を中心として、要配慮者の地域住民（自主防災組織や地域防災協力員）、要配慮者を対象とする地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などとの連携により、要配慮者安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

特に、市は、要配慮者が迅速に避難できるよう、総務部と保健福祉部との連携のもと、防災関係機関及び福祉関係団体と協力して、避難支援計画を策定するとともに、避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿の事前配布等、避難支援体制の整備に努める。

⑷ 防災知識の普及啓発、防災訓練の実施----------【市（総務部）、自主防災組織、在宅ケアチーム】

市は、地域住民（自主防災組織）、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などの協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、避難行動要支援者の防災行動マニュアルの策定など、要配慮者に十分配慮したきめ細かな防災対策に関する普及啓発を図る。

３　外国人に対する防災対策の充実

⑴ 外国人の所在の把握----------【市（市民部）】

市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、平常時における外国人の人数や所在の把握に努める。

⑵ 外国人を含めた防災訓練の実施----------【市（総務部）】

市は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

⑶ 防災知識の普及啓発----------【市（総務部）】

市は、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人雇用事業所や様々な受入れ機関における交流機会などを通じて配布を行い、防災知識の普及啓発に努める。

⑷ ライフラインカードの携行促進----------【市（市民部）】

市は、外国人が被災した場合の確認、連絡や医療活動等を円滑に行うため、様々な機会を捉え、氏名や住所、連絡先、言語、血液型などを記載する災害時マニュアルを配布し、携行の促進に努める。

⑸ 外国人が安心して生活できる環境の整備----------【市（総務部）】

1) 外国人相談体制の充実

外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるように、市は外国人の相談にも配慮していく。

2) 外国人にやさしいまちづくりの促進

市は、避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。

また、県と案内板の表示やデザインの統一化について検討を進める。

3) 外国人への行政情報の提供

市は、生活情報や防災情報などの行政情報を外国人に周知するため、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等、各種の広報媒体を利用して、外国語による情報提供を行う。

4) 外国人と日本人とのネットワークの形成

市は、外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

5) 語学ボランティアの支援

市は、災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめその「担当窓口」を設置する。

第６　燃料不足への備え

■　基本事項

１　趣　旨

災害の発生に伴い、本市への燃料供給が滞る事態が発生した場合に備え、県石油業協同組合等と連携し、災害応急対策車両の優先・専用給油所や優先的に燃料を供給すべき施設及び車両をあらかじめ指定しておくなど、燃料の優先供給体制を整備し、災害応急対策活動の円滑な推進及び市民の生命・生活の維持等を図る。

２　留意事項

⑴ 連絡体制の整備

大規模地震が発生した場合には、電話の輻輳等による通信の断絶が危惧されるため、あらかじめ、県、市、県石油業協同組合等の間で連絡方法を複数用意するとともに、日頃から確認しておく必要がある。

⑵ 燃料の優先供給を行うべき重要施設の指定

災害時において、優先的に燃料を供給すべき市の庁舎や災害拠点病院等の重要な施設をあらかじめ指定し、自家発電用燃料の供給方法を定めておくことが必要である。

⑶ 応急復旧等を実施する車両の指定

災害時において、応急復旧や市民の生活を維持するために優先的に燃料を供給すべき車両をあらかじめ指定するとともに、優先供給するための給油所も指定しておくことが必要である。

⑷ 市民への普及啓発

災害応急対策活動や市民の生命・生活の維持のために必要な施設や車両への優先的な燃料供給について、市民への理解を促進するとともに、災害に備え、市民や事業者に対し、燃料の備蓄等自らできる備えについての啓発を行う必要がある。

３　対策の体系

- 第６　燃料不足への備え
  - １　燃料の調達、供給体制の整備
  - ２　重要施設・災害応急対策車両等の指定
  - ３　災害応急対策車両専用・優先給油所の指定
  - ４　平常時の心構え

■　対　策

１　燃料の調達、供給体制の整備----------【市（総務部）】

市は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、あらかじめ、県石油業協同組合各支部と必要な協定等を締結するなどして、災害応急対策に必要な車両に対し、優先的な給油を受ける給油所を指定しておく。

２　重要施設・災害応急対策車両等の指定

⑴　重要施設の指定----------【市（総務部）】

市は、県が定める基準に基づき災害発生時においても、その機能を維持する必要のある重要施設をあらかじめ指定しておく。

⑵　災害応急対策車両の指定----------【市（総務部）、防災関係機関】

市及び防災関係機関等は、県の定める基準に基づき、災害応急対策や医療の提供を行うための車両を、あらかじめ指定しておく。

また、指定車両には県の定める基準に基づき、ステッカーを作成し備えておく。

⑶　重要施設・災害応急対策車両管理者等の責務----------【市（総務部）、防災関係機関】

重要施設の管理者は、災害に伴う停電が発生した場合においても、最低限３日間継続して電力を賄うことができるよう、自家発電設備を備えるとともに、必要な燃料の備蓄を行う。

災害応急対策車両に指定された車両の所有者または使用者は、日頃から燃料を満量近く給油しておくことを心がける。

上記の対策を含め、重要施設及び災害応急対策車両の管理者は、災害発生時にも必要最低限の業務が継続できるよう、業務継続計画を策定するよう努めるとともに、指定された施設及び車両に変更等が生じた場合には速やかに県に報告する。

３　災害応急対策車両専用・優先給油所の指定----------【市（総務部）】

市は、協定などに基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用または優先により給油を受けることのできる給油所をあらかじめ指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。

市から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所は、市と協力して日頃からその旨を明示し、災害時に混乱が生じないよう周知を図る。

４　平常時の心構え----------【市（総務部）】

市は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、市民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。

また、日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な市民及び事業所等は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、自助努力に努める。

第２章　地震災害予防計画

第４節　防災教育・訓練

第１　防災教育

■　基本事項

１　趣　旨

地震による被害を最小限にとどめるためには、市民の一人ひとりが日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。また、行政による「公助」、個々人の自覚に根ざした「自助」、地域コミュニティ等による「共助」が連携して減災のための社会をつくる市民運動の展開が必要である。このため、市、防災関係機関及び自主防災組織は防災教育活動を推進するものとする。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、防災対策要員は、市民の先頭に立って対策を推進していく必要があり、災害とその対策に関する知識と高い意識を身につけられるよう防災教育・研修に努める。

２　留意事項

⑴　体験重視の教育

テキスト中心の教育では十分な教育効果が得られにくいため、ワークショップ等の体験・参加型の教育が必要である。

⑵　幅広い教育

防災はすべての人々に関連のあるテーマであるため、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、学校教育、社会教育のあらゆる機会を通じて、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、幅広い層に対する教育を実施していく必要がある。特に災害時の地域活動の中心となる自主防災組織、事業所を通じた教育が必要である。この場合、地域の防災リーダーを防災教育に積極的に活用する。

３　対策の体系

- 第１　防災教育
  - １　一般市民向けの防災教育
  - ２　児童生徒等に対する防災教育
  - ３　防災対策要員に対する防災教育

■　対　策

１　一般市民向けの防災教育

市民の一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけ、発災時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、初期消火、負傷者の救助、避難・誘導及び避難行動要支援者の避難支援を行うなどの活動が求められる。このため、市及び防災関係機関は、一般市民向けの防災教育や研修等を企画し、自助・共助による防災意識の向上と防災活動能力の向上を図るものとする。

(1) 普及啓発すべき内容----------【市、防災関係機関】

市、防災関係機関は、市民に対し、防災ガイドブックやハザードマップなどを示しながらその危険性を周知させるとともに、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明のほか、以下の事項について普及啓発を図るものとする。

1) 「自助」「共助」の推進

①最低３日間、推奨１週間分に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄

非常持出し袋の準備や定期的な点検、玄関や寝室への配置などについても推進する。

②家具・ブロック塀等の転倒防止対策

寝室等における家具の配置などについても、見直しを推進する。

③避難行動をあらかじめ認識するための取組み

地域の避難所、危険箇所等を記載した地図などの作成を促進する。

④災害時の家族内の連絡体制の確保

発災当初の安否確認等による輻輳を回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル、ソーシャル・ネットワーキングシステム等の利用及び複数の手段の確保を促進する。

また、災害時の家庭内の連絡体制等（避難方法や避難ルールの取り決め等）について、あらかじめ決めておく。

⑤地域で実施する防災訓練への積極的参加

初期消火など初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築を促進する。

⑥保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

地震保険・共済加入をはじめとした自助による地震への備えについて普及啓発を図る。

⑦「茨城県地震被害想定」に係る被害状況等

平成 30 年 12 月に公表された「茨城県地震被害想定」にて想定される被害状況について周知するとともに、被害軽減のための対策や行動について理解促進を図る。

2) 緊急地震速報

地震による大きな揺れの到達に先立ち、気象庁から発表される「緊急地震速報」について、利用者が緊急地震速報を混乱なく有効に活用できるような環境の整備を目指し、緊急地震速報の適切な理解、緊急地震速報認知度向上のための普及啓発に努める。

3) 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被

災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、県及び市は、その制度の普及促進に努めるものとする。

4) 防災資器材・設備等の整備

①非常用持出し袋
②消火器等消火資器材
③住宅用火災警報器
④その他防災関連設備等

(2) 普及啓発手段----------【市、防災関係機関】

市は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを、以下の普及啓発手段を用いるなどしてわかりやすく発信するものとする。

1) 広報紙、パンフレットの配布

市、防災関係機関は、広報紙、パンフレット等を作成し、広く市民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

2) 講習会等の開催

市、防災関係機関は、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

3) その他メディアの活用

①テレビ・ラジオ局の番組の活用
②ビデオ等の製作、貸出し
③文字放送の活用
④インターネット（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等）の活用
⑤地震体験車等の教育設備の貸出し

２　児童生徒等に対する防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育----------【市（教育部）、学校等】

1) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）においては、各学校で策定した学校安全計画に従って幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。

2) 地理的要件など地域の実情に応じ、津波、がけ崩れ、液状化など、様々な災害を想定した防災教育を行う。

3) 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営などを行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。

実施にあたっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努めるとともに、保護者等も一緒に防災に関する知識等を学べる機会を

設けるよう努める。

(2) 指導者に対する防災教育----------【市(教育部)、学校等】

指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。

３　防災対策要員に対する防災教育

応急対策を実施する防災対策要員は災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下の様な計画的かつ継続的な防災教育・研修の実施に努め、長期的な視点に基づいた人材育成を図る。

(1) 応急対策活動の習熟----------【市(各部)】

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等に従事するすべての防災対策要員に対して、災害対応マニュアル等による研修等を行うことにより、対策の周知徹底を図る。

また、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル等安否確認手段の使用方法や家具転倒防止対策など、災害予防に関する基礎的な知識について、日頃から市民へ普及啓発できるよう周知徹底を図る。

(2) 研修会及び講演会の開催----------【市(総務部)、下妻消防署】

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の防災担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催するとともに、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤルを実際に体験してもらうなどの体験型の項目を組み込んでいくよう努める。

第２　防災訓練

■　基本事項

１　趣　旨

災害時において迅速かつ適確な行動をとるためには、日常の訓練により知識、判断力及び活動能力を身に付けておくことが重要である。このため、市及び関係機関相互の連携のもと、地震発生時の対応行動の習熟が図れるよう、緊急地震速報、被害の発生が想定される施設・場所及び防災資器材等を活用するなど地震発生時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施する。また、訓練の実施にあたっては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

２　留意事項

(1) 実践的な訓練の実施

訓練実施の際にはリアリティーが大切である。安全性を確保しつつ、より実践的な訓練環境を作るとともに、参加者自身の判断が求められる内容も盛り込み、体験することにより、災害対応力の強化を図る必要がある。

(2) 図上訓練による計画等の周知及び検証

具体的な状況想定に基づく図上での災害対応のシミュレーションの実施は、防災対策要員の計画やマニュアル内容理解と災害応急対策活動への習熟及び計画等の検証に効果的であるばかりでなく、防災関係機関間での役割の明確化等の副次的な効果が高い。

(3) 地域の実状に即した訓練の実施

地震被害は地域によりその様相が大きく異なる。そこで地盤、土地利用、建築物状況、道路状況、人口流動及び防災施設状況等の地域の特性を踏まえた訓練計画を作成していく必要がある。

３　対策の体系

- 第２　防災訓練
  - １　総合防災訓練
  - ２　市及び防災関係機関等が実施する訓練
  - ３　事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

■　対　策

１　総合防災訓練

(1) 訓練種目

訓練種目の選定にあたり、以下を参考とする。

【市が主に実施する種目】

1) 災害対策本部設置・運営訓練
2) 災害情報の収集・伝達・広報訓練
3) 避難準備及び避難誘導訓練、避難所の設置・運営支援訓練
4) 救出・救助訓練、救護・応急医療訓練
5) 道路復旧、障害物排除訓練
6) 救援物資の受入れ・配分訓練
7) 避難行動要支援者の支援(避難所への避難等)訓練
8) 応急給水活動訓練
9) 物資集積所、遺体安置所等の開設・運営訓練

【防災関係機関が主に実施する種目】

1) 消火、救出救助訓練
2) 救急救護訓練
3) 災害医療訓練
4) 学校・福祉施設・大規模店舗・駅などにおける混乱防止訓練

5）ライフライン復旧訓練
6）緊急物資輸送訓練

【自主防災組織・住民が主に実施する種目】

1）初期消火訓練
2）救出・応急救護訓練
3）炊き出し訓練
4）巡回パトロール訓練
5）避難行動要支援者の安全確保、避難支援訓練
6）避難訓練、避難誘導訓練
7）避難所の開設・運営訓練

また、訓練にあたっては、展示・体験スペースを設置し、住民が災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板、救急法等を体験できる機会を積極的に設けるよう努める。

⑵ 訓練参加機関----------【市（各部）、防災関連機関、事業所、住民】

市は訓練目的を効果的に達成するため、防災関係機関、自治区・自主防災組織、災害応援協定締結機関、事業所、避難行動要支援者、ボランティア組織及び一般市民等の参加を呼びかける。

⑶ 防災訓練時の交通規制----------【市（総務部）、下妻警察署】

市及び市域に係る防災関係機関は、防災訓練を実施するにあたって交通規制が必要であると認めた場合、警察にその旨申し出る。

警察署は、防災訓練を効果的に実施するため、特に必要があると認める時は、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域または道路の区間を指定して、歩行者または車両の道路における通行を禁止または制限する。

２　市及び防災関係機関等が実施する訓練

⑴ 避難訓練

1）市による避難訓練----------【市（総務部）】

市は、地震時における避難指示及び立ち退き勧告等の円滑、迅速、確実な実施を期するため、警察、消防及びその他の防災関係機関の参加のもと、事業者、自主防災組織、要配慮者も含めた住民の協力を得て避難訓練を実施するものとする。

2）幼稚園、保育所、小学校、中学校、病院及び社会福祉施設等における訓練----------【学校等】

市は、幼児、児童、生徒、傷病者、身体障害者及び高齢者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

3) 学校と地域が連携した訓練の実施----------【学校等】

市は学校と連携し、児童、生徒を含めた地域住民の参加により、学校における避難所運営や炊き出し等の実践的な訓練を行うよう努める。

(2) 非常参集訓練----------【防災関連機関】

各防災関係機関は災害時の迅速な職員参集のため、非常参集訓練を実施するとともに災害時の即応体制の強化に努める。また、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も合わせて実施する。

(3) 通信訓練----------【市(各部)、茨城地区非常通信協議会】

市は、地震の発生を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施するとともに、非常用電源設備を活用しての通信訓練も実施する。

また、有線及び県防災行政無線が使用不能になった時に備え、茨城地区非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

３　事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

(1) 事業所(防火管理者)における訓練----------【事業所】

学校、病院、工場、事業所、百貨店及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき消火活動や避難等の訓練を定期的に実施する。また、地域の一員として、市、茨城西南広域消防本部及び地域の防災関係機関等の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努めるものとする。

(2) 自主防災組織等における訓練----------【自主防災組織】

各自主防災組織等は、地域住民の防災意識の向上、防災行動力の強化、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、市及び茨城西南広域消防本部の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年１回以上の組織的な訓練を実施するよう努めるものとする。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。

(3) 一般市民の訓練----------【住民】

市民一人ひとりの災害時の行動の重要性にかんがみ、市をはじめとする防災関係機関は、防災訓練に際して広く要配慮者も含めた住民の参加を求め、防災知識の普及啓発及び防災行動力の強化に努める。

また、市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災施設での災害体験、避難経路の確認、家庭での防災に対する会議、話し合いの実施等の防災行動を継続的に実施するよう努めるものとする。

第３　災害に関する調査研究

■　基本事項

１　趣　旨

地震による災害は、建物の倒壊や火災の延焼、ライフライン施設の破壊等災害事象が広範でかつ複雑である。このため、市及び防災関係機関は、地震及び地震防災に関する調査研究機関との連携を図りながら、地域の自然特性、社会特性等を正確に把握し、災害対策を総合的、効果的に推進していくものとする。

２　留意点

⑴　調査研究に用いるデータ及び手法

調査研究は、実際の災害対策に資することを目的として行うため、できる限り最新のデータを用い、現実に即した成果が得られるよう努めるとともに、時間の経過に対応し、データを更新していくことが必要である。

また、調査研究に用いる手法としては、科学技術等の進歩に対応し、その時点で最も有効な手法を活用していくよう努めることが必要である。

⑵　既存の調査研究成果の活用

県内の各市町村、あるいはその他の機関及び県外の地方公共団体あるいはその他の機関が行った既存の調査研究の成果に関する情報を有効に活用できるようにしていくことが必要である。

⑶　対策に資するための計画的な調査研究の実施

災害予防の一環として行う調査研究は、最終的には災害対策に資することを目的としており、そのために必要な基礎的調査や被害想定調査を行うものである。このため、解決すべき問題の優先順位を明確化し、計画的な調査研究を実施していくことが必要である。

３　対策の体系

- 第３　災害に関する調査研究
  - １　基礎的調査研究
  - ２　防災アセスメントの実施
  - ３　被害想定調査の実施
  - ４　災害対策に関する調査研究

■　対　策

１　基礎的調査研究----------【県、市（総務部）】

市内の自然条件並びに社会条件の把握は、災害に関する調査研究の基礎となるものであり、ハード、ソフト両面で全市の地域別データを調査、収集し、データベース化して、情報の利用を図る。

また、地震及び地震防災に関する観測、調査、研究を実施している官民の各研究機関との連携、観測データ及び研究成果の流通並びに情報の一元化等を行い、総合的な視点から調査研究が行える体制を強化する。

(1) 自然条件

1) 地盤及び地質

ボーリング柱状図、表層地質図等

2) 活断層の状況（活断層の分布、活断層の動態等）

活断層の分布及び活動状況等

3) 地震観測

気象庁等防災関係機関の設置している地震観測機器のネットワーク化を図る。

(2) 社会条件

1) ハード面

①建築物の用途、規模、構造等の現況

②道路、橋梁、ライフライン施設等公共土木施設の現況

③ガソリンスタンド等危険物施設の現況

④耐震性貯水槽等消防水利の現況等

2) ソフト面

①昼夜間人口、避難行動要支援者等の人口分布

②市民の防災意識等

3) 災害事例

国内外において発生した地震の被害及びその後の社会的混乱、復旧・復興対策等過去の災害事例に対する調査研究を行い、対策立案に資する。

２　防災アセスメントの実施----------【県、市（総務部）】

災害対策の立案や公共施設の耐震強化等予防対策、市民の普及啓発のための資料として、市内の危険度評価等を行う防災アセスメントは効果的であり、県、市、防災関係機関で協力して実施する。なお、実施に際しては、基礎的調査研究の成果等を十分に活用する。

３　被害想定調査の実施----------【県、市（総務部）】

(1) 市全域を対象とした被害想定の実施

災害に関する総合的な被害想定調査は、災害対策を具体化するための目標を設定するために有効

であり、市及び防災関係機関で協力し、実施していく。このため、特に、あらかじめ震源の特定が困難である直下の地震については、市の中枢機能に与える影響の想定を行う必要があり、市全域を対象とした想定調査を推進する。

⑵ 地震被害予測システム利用体制の確立

市は、県の構築する地震被害想定システムを利用して、通常時の防災訓練や震災対策立案支援等への活用を図る。

⑶ 継続的な見直しの実施

被害想定の手法及び結果については、社会状況の変化等に応じるため、原則として 10 年ごとに見直しを図る。

４　災害対策に関する調査研究----------【市（総務部）】

災害の発生に地域性、時代性があることは過去の実例から明らかである。したがって過去の災害の経験を基礎として、災害の拡大原因となるものは何か、被害を最小限にくい止める方法は何かを常に調査研究して災害の防止策の向上に努める。

災害対策に関する調査研究テーマとしては、以下のものがあげられる。

①災害に強いまちづくりのための調査研究
②地震被害軽減のための調査研究
③防災教育・訓練のための調査研究
④応援・派遣に関する調査研究
⑤災害情報の収集・伝達に関する調査研究
⑥被災者生活救援のための調査研究
⑦応急復旧・事後処理のための調査研究
⑧災害復興のための調査研究

５　災害教訓の伝承----------【市（総務部）】

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援するよう努めるものとする。

第３章　地震災害応急対策計画

第３章　地震災害応急対策計画

第１節　初動対応

第１　職員参集・動員

■　基本事項

１　趣　旨

市及び防災関係機関は、市内において災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える必要がある。地震発生直後、あらかじめ定められた職員は業務時間内、時間外を問わず速やかに参集し、所定の業務にあたる。

２　留意事項

⑴　参集基準の明確化及び周知徹底

地震の発生時間が夜間あるいは休日となる場合、情報連絡機能が低下した場合等を考慮し、あらかじめ職員の参集基準を明確に定め、その内容を周知徹底しておくことにより、災害発生時の参集の遅れや混乱が生じないようにすることが必要である。

⑵　公共交通機関停止時の参集手段の事前検討

大規模な災害が発生した場合、通常利用している公共交通機関が停止するとともに、道路の損壊等により車両での参集が困難になることも予想されることから、自転車や自動二輪車、徒歩による参集について、職員個々にあらかじめ検討させておくことが必要である。

⑶　参集・動員のための情報連絡手段の確保

発災直後の職員の参集・動員を確実にするため、携帯電話等の災害時の情報連絡手段を確保するとともに、連絡網図等を作成しておくことが必要である。

３　対策項目

１　職員の動員配備体制区分の基準及び内容
２　職員の参集・動員

■　対　策

１　職員の動員配備体制区分の基準及び内容

職員の動員配備は、市内での震度、災害の状況等により、次のとおり決定する。

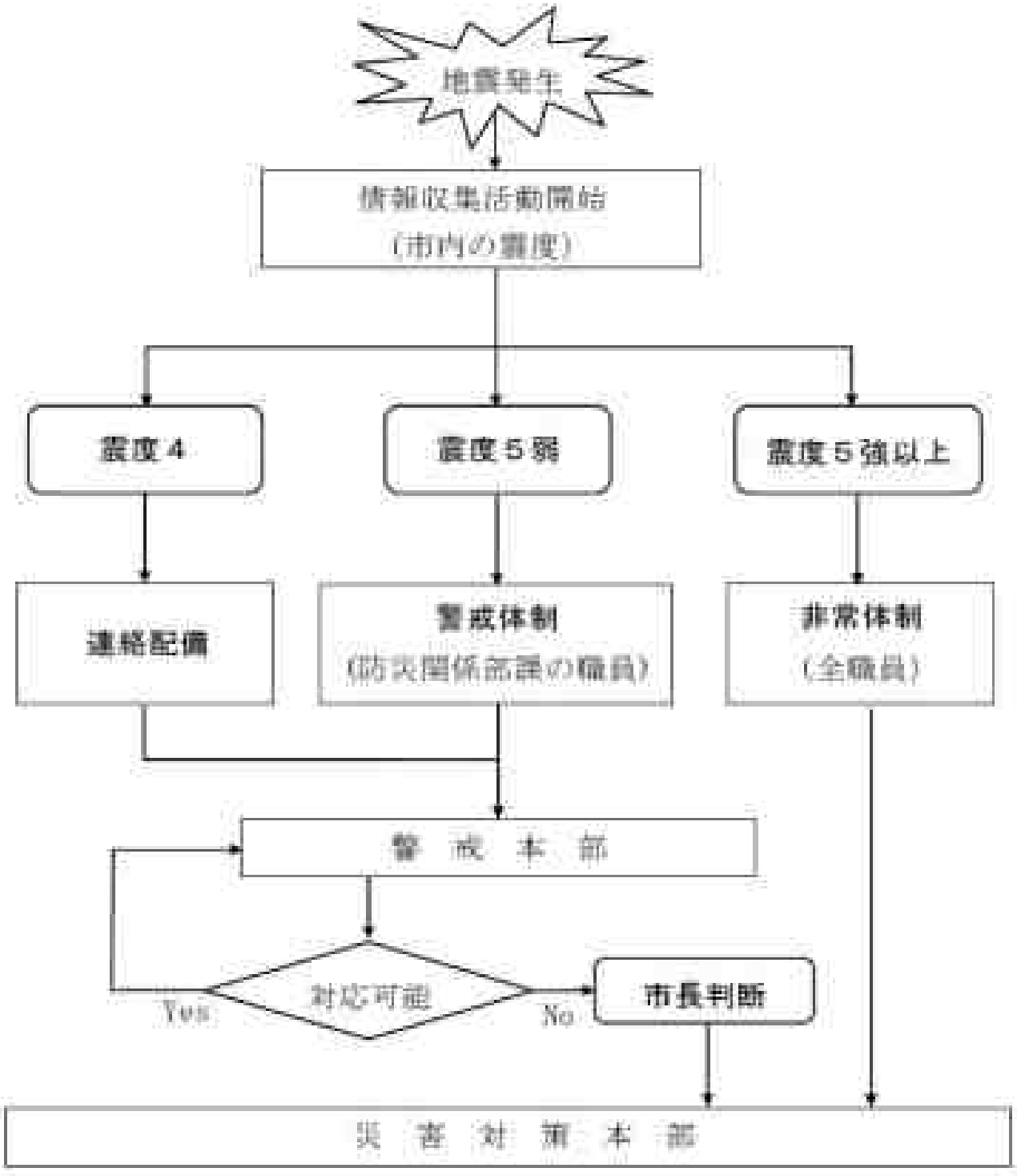

図　地震発生からの動員の流れ

【動員配備体制区分】

体制区分	配備基準	配備人員	災害対策本部等の変更
連絡配備	市内の地震計で**震度４以上**を観測した時、または「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」のうち、調査を開始したとする情報が発表された時	消防交通課において連絡調整を行うために必要な人員体制	
警戒体制（事前配備）	市内の地震計で**震度５弱**を観測した時、または「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」のうち、大規模地震発生の可能性が高まったとする情報が発表された時。その他市長が必要と認めた時	各部課において情報収集、連絡活動等が円滑に行える人員を配し、状況により速やかに高次の配備体制に移行できる体制	「警戒本部」を設置
非常体制	市内の地震計で**震度５強以上**を観測した時、または地震により大規模な災害が発生した時。その他市長が必要と認めた時	全職員をもって、大規模な災害に対応して災害応急対策にあたる体制	「災害対策本部」を設置

※警戒体制の配備人員：防災関係部課の課長以上及び課長が指定した職員

※非常体制の配備人員：全職員

２　職員の参集・動員

(1) 職員の動員配備体制の決定----------【市（本部長、総務部）】

警戒または非常体制のいずれにするかは、地震情報及び被害情報等に関する総務部長の報告をもとに市長が決定する。

市長不在の場合には、副市長、次いで教育長がその決定を代行する。

(2) 職員の動員----------【市（総務部）】

総務部長は、(1)における動員配備体制の決定に基づき、災害応急対策実施のため、必要な職員の動員を行う。また、動員にあたっては職員の安否を確認する必要があるため、安否確認の手順についてあらかじめ定める。

1）動員の伝達系統

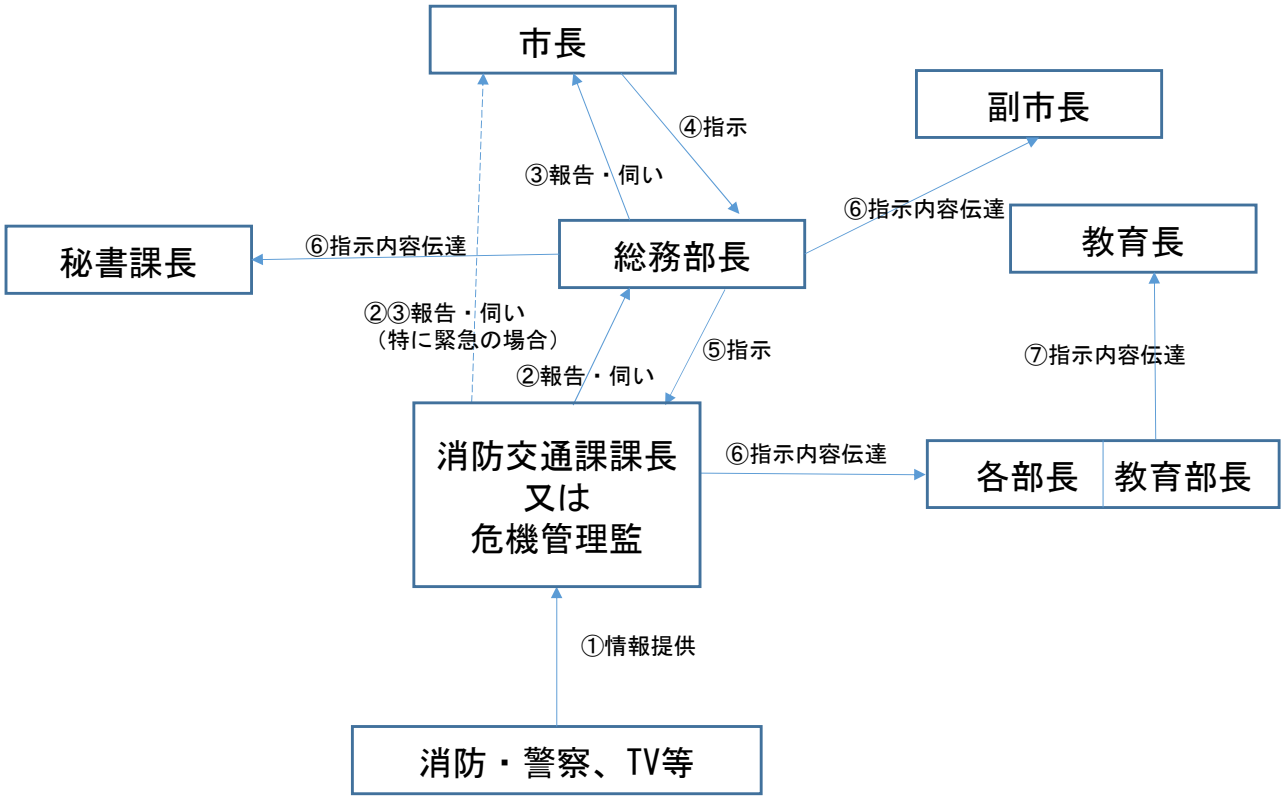

2）動員の伝達手段

ア　勤務時間中における動員の伝達

①庁舎内の放送設備及び電話による伝達

人事班長（総務部総務課長）は、庁舎内の放送設備及び庁舎内の電話により職員に対し、動員の伝達をする。

〇庁内放送文（例）

「市長の緊急命令を伝達します。（２　回繰返す。）ただいまの強い地震で市内に被害が発生した模様である。市は、〇〇時〇〇分、災害対策本部（警戒本部）を設置し、災害応急対策を実施することとした。職員は、直ちに所定の配置につき、災害応急対策の実施に万全を期されたい。以上繰返します。」

②使送による伝達

・庁舎内の放送設備及び庁舎内の電話が使用できない場合、人事班長（総務部総務課長）は、班員の使送により、動員伝達の担当課を通じ各部長に動員の伝達をする。

・各部の動員伝達の担当課は、各班長に、また、各班長は分担し、各班員に伝達する。

イ　勤務時間外における動員の伝達

①一般加入電話または携帯電話（メール機能を含む。）による伝達

㋐災害対策本部事務局長は、災害対策本部員、災害対策本部事務局員（消防交通課職員）、各

班長及び防災関係機関の長に動員を伝達する。

㋑各班長及び防災関係機関の長は、それぞれの非常連絡系統図により、所属職員に動員を伝達する。

②ラジオ・テレビによる伝達

総務部人事班は、一般加入電話が使用可能の場合、災害対策本部事務局長を通じて災害時優先電話により、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、ＮＨＫ及び茨城放送に、動員に関する放送を要請し伝達する。

職員は、地震発生後速やかにラジオ・テレビ放送を視聴するよう努める。

3）動員状況の報告

各部長は、職員の動員状況を速やかに把握し、災害対策本部事務局長に報告する。

また、災害対策本部事務局長は市長に報告する。

【報告事項】

①部・班名
②動員連絡済人員数
③動員連絡不可能人員数及び同地域
④登庁人員数
⑤登庁不可能のため最寄りの出先機関に非常参集した人員
⑥その他

(3) 非常時の職員の行動----------【市（全職員）】

1）職員は、勤務時間外に震度５強以上の地震を感じた場合、または市内震度が５強以上を記録したことを覚知した場合は、参集の指示を待つことなく、速やかにあらかじめ定められた課所へ参集するものとする。

2）身分証明書、食料（３食分程度）、飲料水（水筒）、ラジオ等の携行に努めるものとする。

3）通常利用している公共交通機関等が停止することも予想されることから、その際の手段は、自転車、バイク、徒歩とする。

4）災害により勤務場所への参集が不可能となった場合は、次に基づき行動する。

①参集場所

交通・通信が途絶し、または利用できないため参集が不可能となった場合は、次の順位により参集可能な最寄りの庁舎及び市施設等に参集し、当該施設の長の指示を受けて災害応急対策に従事する。

第１順位：最寄りの市庁舎または市施設
第２順位：最寄りの防災関係機関

②参集した施設等での措置

職員は、市施設等の責任者に自己の所属課、職氏名及び勤務場所へ参集できない理由を報告する。

市施設等の責任者は、一般加入電話が利用できる状態になった時は、報告を受けた職員の職氏名

及び勤務状況等について当該職員の所属課長等に速やかに連絡する。

③勤務場所への復帰

市施設等の責任者は、災害状況の好転に伴い、非常参集職員の復帰が可能と認める場合は、当該職員に勤務場所への復帰を命ずるとともに、その旨を当該職員の所属課長等に連絡する。

第２　警戒本部

■　基本事項

１　趣　旨

市及び防災関係機関は、市内の地域において災害が発生した場合、民間団体及び住民等も含め、一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめなければならない。このため市及び防災関係機関は、防災対策の中枢機関として、それぞれ災害警戒本部等を速やかに設置し、防災業務の遂行にあたるものとする。

２　留意事項

⑴ 市長等との情報連絡手段の確保

警戒本部は、原則として市長が必要と認めた場合に、その決定に基づき設置されるものであることから、休日・夜間あるいは市長の外出・出張中等において災害が発生した場合であっても、市長への迅速な情報提供を行い、判断を仰ぐことができるよう情報連絡手段を確保しておくことが必要である。また、市長と連絡が取れない場合においても代決者である副市長または教育長が、速やかに意思決定ができるよう情報連絡手段を確保しておくこともものとする。

⑵ 各部課等における意思決定者不在の場合への対応

各部課等において、交通や通信の途絶により、意思決定者に連絡不能状態となるといった最悪のケースも想定し、速やかな意思決定ができるよう意思決定の代決者を設定しておくことが必要である。

⑶ 組織及び所掌事項の明確化

災害発生から警戒本部設置までの対応を迅速かつ適切に行うため、あらかじめ警戒本部の組織、所掌事務及び参集基準を明確にしておくことが必要である。

３　対策項目

１　県の警戒体制
２　市における警戒本部の設置

■　対　策

１　県の警戒体制----------【県】

県の警戒体制、配備基準、配備人員等については、茨城県地域防災計画を参照のこと

２　市における警戒本部の設置

⑴ 設置及び廃止の基準

【設置基準】

①市内の震度計で５弱を観測した時
②「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」のうち、大規模地震発生の可能性が高まったとする情報が発表された時
③その他市長が必要と認めた時

【廃止基準】

①災害対策本部が設置された時
②その他市長が必要なしと認めた時

⑵ 動員配備基準との関係

警戒本部の設置基準と動員配備基準との関係は、第３章　第１節　第１「職員参集・動員」に示したとおりである。

⑶ 組　織

【警戒本部の概要】

組　　織	本部長	市長
	副本部長	副市長 教育長
	本部員	市長公室長 総務部長 市民部長 保健福祉部長 経済部長 建設部長 議会事務局長 教育部長 消防署長 消防団長 本部長が必要と認めた者（防災関係機関職員等）
所掌事務	①災害対策本部を設置するにいたるまでの措置 ②災害対策本部を設置する必要がないと認められる災害についての措置を迅速かつ的確に行う。	
庶務担当	総務部消防交通課	

【警戒本部の各部の所掌事務】

部　名	所　掌　事　務	担当職員
総務部	・各部の連絡調整 ・県本部との連絡調整 ・本部内の事務 ・災害対策活動に関する物資（無線機、雨具、懐中電灯等）の準備 ・被害状況の調査 ・発生速報の提供	部長及びあらかじめ定められた職員
建設部	・応急処置の実施 ・危険箇所の点検及び情報収集	部長及びあらかじめ定められた職員
消防署	・危険箇所の点検 ・市内巡回による情報収集	消防署長
上記以外の全ての部局等	・所管する施設及び人的被害等の発生情報収集 ・他部からの要請等に基づく応援	部長及びあらかじめ定められた職員

⑷ 設置の決定----------【市（総務部）】

警戒本部の設置は、地震情報及び被害情報等に関する総務部長の報告をもとに市長が決定する。

市長不在の場合には、副市長、次いで教育長がその決定を代行する。

第３　災害対策本部

■　基本事項

１　趣　旨

市及び防災関係機関は、市内の地域において災害が発生した場合、民間団体及び住民等も含め、一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめなければならない。このため市及び防災関係機関は、防災対策の中枢機関として、それぞれ災害対策本部等を速やかに設置し、防災業務の遂行にあたるものとする。

２　留意点

⑴ 市長等との情報連絡手段の確保

災害対策本部は、市内で震度５強以上を観測した場合に、自動的に設置されるものであることから、休日・夜間あるいは市長の外出・出張中等において災害が発生した場合であっても、市長への迅速な情報提供を行い、判断を仰ぐことができるよう情報連絡手段を確保しておくことが必要である。また、市長と連絡が取れない場合においても代決者である副市長または教育長が、速やかに意思決定ができるよう情報連絡手段を確保しておくこととものとする。

⑵ 各部課等における意思決定者不在の場合への対応

各部課等において、交通や通信の途絶により、意思決定者に連絡不能状態となるといった最悪のケースも想定し、速やかな意思決定ができるよう意思決定の代決者を設定しておくことが必要である。

⑶ 組織及び所掌事項の明確化

災害発生から災害対策本部設置までの対応を迅速かつ適切に行うため、あらかじめ災害対策本部の組織、所掌事務及び参集基準を明確にしておくことが必要である。

⑷ 災害対策本部の機能の充実・強化

災害情報を一元的に把握し、共有するとともに、対応方針の決定と災害応急対策の立案・調整及び災害広報等の諸活動が適時適切にできる体制の整備に努めることが必要である。

３　対策項目

１　県の災害対策本部
２　市における災害対策本部の設置
３　県の現地対策本部との連携

■　対　策

１　県の災害対策本部----------【県】

茨城県の災害対策本部の設置、組織動員体制等については、茨城県地域防災計画を参照のこと

２　市における災害対策本部の設置

⑴ 市災害対策本部の役割----------【市（災害対策本部）】

市災害対策本部は、本市の地域に係る総合防災体制の中核として防災関係機関等との連絡調整を図り、総合的かつ効果的な災害応急対策の実施を推進する。

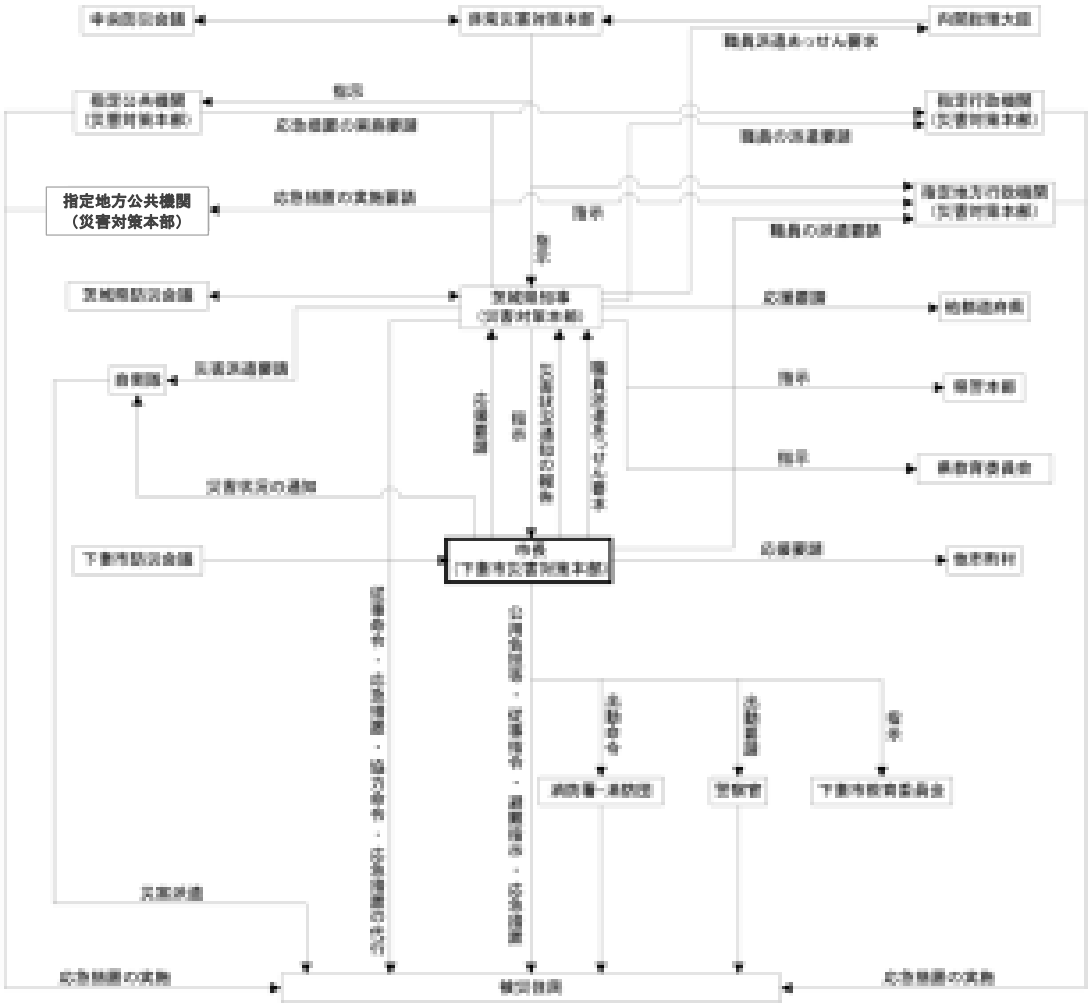

図　市に係る総合防災体制

(2) 設置及び廃止の基準

【設置基準】

①市内の震度計で５強以上を観測した時 ②地震により相当程度の局地災害が発生した時 ③大規模な災害が発生した時 ④その他市長が必要と認めた時

【廃止基準】

①災害応急対策が概ね完了した時 ②その他市長が必要なしと認めた時

(3) 動員配備基準との関係

災害対策本部の設置基準と動員配備基準との関係は、第３章　第１節　第１「職員参集・動員」に示したとおりである。

(4) 組　織

災害対策本部は以下の者をもってあてる。

本部長	市長
副本部長	副市長 教育長
本部員	市長公室長 総務部長 市民部長 保健福祉部長 経済部長 建設部長 議会事務局長 教育部長 消防署長 消防団長 本部長が必要と認めた者（防災関係機関職員等）

なお、本部長に事故がある時、または本部長が欠けた時は、市長の職務代理の順序により、副市長、次いで教育長がその職務を代理する。

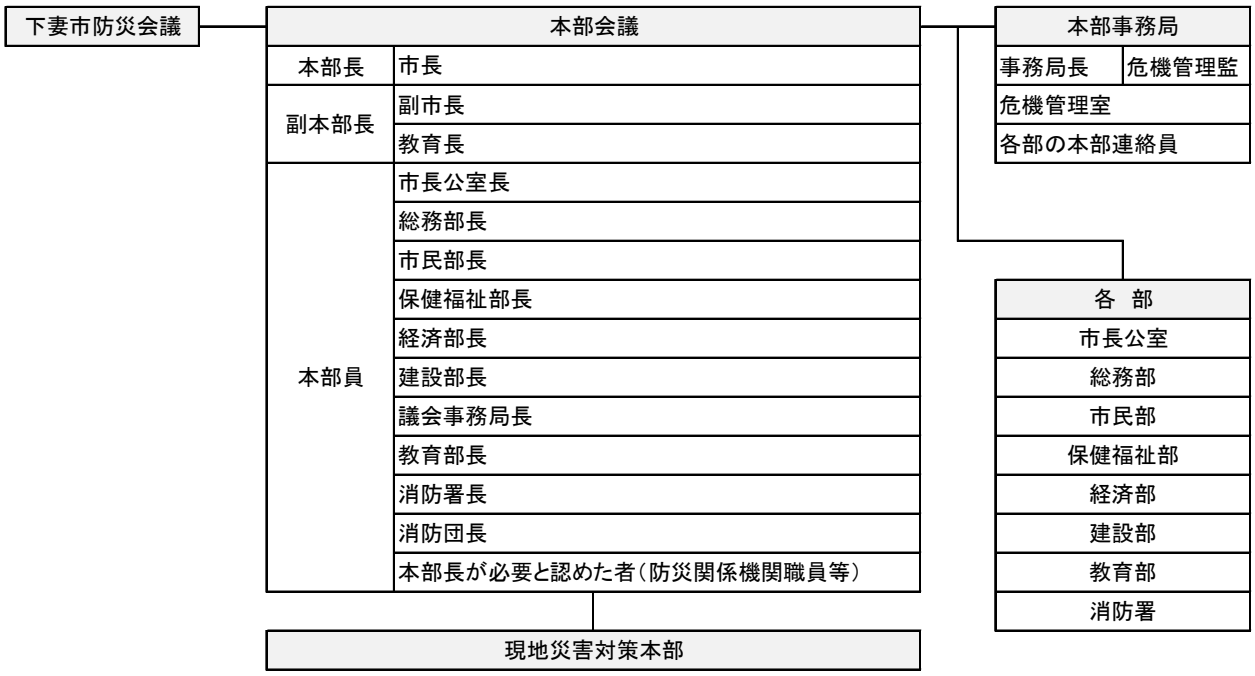

図　災害対策本部組織図

1）各部等の編成及び分掌事務

部名	班名	構成課名	分掌事務
	本部事務局	危機管理監 危機管理室 各部の本部連絡員	①災害対策本部活動の総合調整 ②災害対策本部会議の開催・運営

部名	班名	構成課名	分掌事務
市長公室 総務部	総務班	総務部 　消防交通課 　総務課 市長公室 　市民協働課 　議会事務局	①本部事務局の支援 ②国、県、近隣市町、自衛隊、防災関係機関への応援要請及び連絡調整 ③自主防災組織及び各自治区への協力要請等 ④県本部との連絡及び報告 ⑤気象情報の収集及び伝達 ⑥防災無線の運用統制 ⑦議会関係の連絡調整 ⑧交通規制の協力、避難誘導 ⑨避難所、被災地の防犯
	情報班	市長公室 　秘書課（秘書係、広報広聴係） 総務部 　総務課（情報管理係）	①災害情報の収集及び広報 ②被害状況の記録・収集・整理 ③報道関係機関との連絡 ④基幹業務システムの復旧及び稼動確認 ⑤ホームページ公開サーバー・メールサーバー等、情報系システムの復旧及び稼動確認
	人事班	総務部 　総務課(人事係)	①職員の動員に関すること ②部外職員の派遣要請 ③災害派遣職員の受入れ ④災害対策従事職員の名簿作成及び給食、被服、給与の支給
	企画班	市長公室 　企画課	①部内の連絡調整 ②災害復旧計画の策定 ③国、県への災害に係わる要望、陳情 ④被災者に対する住宅供給計画の作成・実施 ⑤応急仮設住宅の設営の作成・実施
	財政班	総務部 　財政課	①災害時の応急財政措置 ②国、県等の補助金申請 ③部内対策の応援 ④庁舎施設の機能保全、応急復旧 ⑤市有財産の災害調査 ⑥非常用備品及び消耗品等の購入(応急仮設トイレ等含む。) ⑦応急措置のための土地収用 ⑧庁内及び出先機関の情報通信手段の確保 ⑨庁内電話の管理 ⑩災害対策用車両の指示・確保、燃料の確保

	会計班	会計管理者 　会計課	①金銭の出納及び保管 ②部内対策の応援 ③義援金の受領・管理

部名	班名	構成課名	分掌事務
市民部	調査班	市民部 　税務課 　収納課	①家屋及び土地の被害状況の調査 ②被災者等への租税の減免等 ③り災証明書の発行 ④部内の連絡調整
	市民班	市民部 　市民課 　くらしの窓口課	①災害に伴う戸籍事務 ②死亡者等の帳簿、要捜索者名簿の作成 ③災害総合相談窓口の開設運営 ④遺体の埋・火葬の協力（収容・処置に関することを含む。） ⑤千代川庁舎の管理
	環境衛生班	市民部 　生活環境課	①被災地における環境保全及び公害発生の防止 ②し尿・汚水の非常処理 ③ごみの非常処理、災害廃棄物の処理 ④仮設トイレの管理 ⑤衛生活動 ⑥清掃施設、斎場施設の被害調査及び使用確保 ⑦ペット、放浪動物対策

部名	班名	構成課名	分掌事務
保健福祉部	福祉班	保健福祉部 福祉事務所 　福祉課 　子育て支援課 　介護保険課	①部内の連絡調整 ②災害救助法の申請 ③避難行動要支援者の支援 ④災害弔慰金、災害見舞金の支給及び災害援護資金等の貸付 ⑤被災者生活再建支援法 ⑥日本赤十字社からの支援受入れ ⑦義援金の配分 ⑧福祉関係団体との連絡調整 ⑨福祉関係被害状況の調査 ⑩ボランティアの調整、配慮 ⑪園児の保護、施設等の被災状況確認 ⑫応急保育
	医療救護班	保健福祉部 　保険年金課 　保健センター	①医療、助産及び救護 ②被災者収容の医療機関との連絡調整 ③被災者の健康管理、精神のケア ④食中毒・感染症予防活動 ⑤災害時保健師活動マニュアルの運用や改訂

部名	班名	構成課名	分掌事務
経済部	農業班	経済部 農政課 農業委員会事務局	①食料その他救援物資の確保、調達及び配給の協力 ②農業関係被害状況の調査 ③農業施設の被害状況調査、応急対策 ④り災農家に対する緊急融資 ⑤家畜の伝染病予防、防疫活動
	商工班	経済部 商工観光課	①食料その他救援物資の確保、調達及び配給 ②り災中小企業に対する緊急融資 ③被災者の就労促進

部名	班名	構成課名	分掌事務
建設部	建設班	建設部 建設課 都市整備課	①部内の連絡調整 ②幹線市道・橋梁・建物等の調査、巡視及び応急処理 ③災害時の道路占有及び通行制限 ④緊急輸送路の確保 ⑤被災住宅及び公共建築物応急危険度判定 ⑥道路、河川等の障害物の除去 ⑦市営住宅の被害調査、応急修理 ⑧公園施設の被害状況調査及び復旧 ⑨臨時ヘリポートの開設
	上下水道班	建設部 上下水道課	①水道施設の点検、被害調査及び応急･復旧 ②下水道施設の点検、被害調査及び応急･復旧 ③飲料水の確保・供給 ④病院及び防災拠点、市民への給水

部名	班名	構成課名	分掌事務
教育部	教育対策班	教育部 学校教育課 指導課	①部内の連絡調整 ②児童・生徒の避難、安全確保及び被災状況の把握 ③被災児童及び生徒の学用品等の供給 ④学校施設（幼稚園含む。）等の被害状況調査及び応急・復旧対策 ⑤避難所として開設及び維持管理の協力 ⑥教職員との連携 ⑦応急教育計画の作成・実施
	一般対策班	教育部 生涯学習課 図書館 公民館	①避難所の開設及び維持管理 ②物資集積所(総合体育館)の開設及び運営 ③社会教育施設の被害状況調査及び応急、復旧対策 ④文化財の被害状況調査及び応急、保護対策

2) 動員配備体制別人員数

動員配備体制別人員数の基準は、原則として第３章　第１節　第１「職員参集・動員」によることとするが、各部長は災害対策状況の推移に応じ、適宜人員数を増減して、対策の効率的運営に努める。

ただし特例として、本部長は、災害の状況等により必要があると認めた時は、当該災害の状況等に応じた組織編成及び分掌事務を定めることができる。

(5) 設置の決定----------【市（総務部）】

災害対策本部の設置は、地震情報及び被害情報等に関する総務部長の報告をもとに市長が決定する。市長不在の場合には、副市長、次いで教育長がその決定を代行する。

(6) 本部の設置----------【市（本部事務局、各部）】

1) 設置に関する指示及び伝達

①本部員及び関係機関等への連絡

総務部長は、本部設置及び動員配備体制について市長の指示を受けた時は、災害対策本部事務局長を通じ本部員及び関係機関等に連絡する。

②本部設置に関する指示

本部設置に関する指示の流れは、以下のとおり。

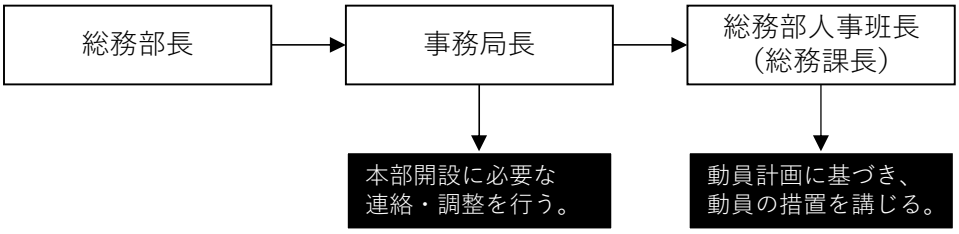

2) 災害対策本部室の設営

災害対策本部室は、市役所第２庁舎会議室とする。

3) 現地災害対策本部の設置

災害が局地的であり、かつ、特定の地域に著しい被害が生じた時は、災対法第 23 条の規定に基づき、より被災地に近い場所に現地災害対策本部を設置する。

①現地災害対策本部の組織

現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

②現地災害対策本部の設置基準

ア　災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合
イ　被害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合

③現地災害対策本部の分掌事務

ア　現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関すること
イ　現地における災害応急対策の指揮・指令に関すること

(7) 本部員の動員----------【市(総務部)】

総務部長は、災害対策本部の設置の決定に基づき、災害応急対策実施のため必要な職員の動員を行う。

なお、動員の手順については、第３章　第１節　第１「職員参集・動員」において示したとおりである。

(8) 本部の運営----------【市(本部事務局、各部)】

1) 本部会議

ア　組織及び協議事項

本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって組織し、概ね次に掲げる災害予防、災害応急対策その他の防災に関する重要な事項について協議する。

各部長は、災害情報、被害状況及び災害応急対策の状況、その他必要な事項について、随時、本部会議に報告する。

会議の庶務は、本部事務局が担当する。

①災害救助法の適用に関すること
②災害対策本部の設置及び廃止に関すること
③現地災害対策本部の設置及び廃止に関すること
④災害応急対策の実施及び調整に関すること
⑤応援・受援に関すること
⑥自衛隊の災害派遣要請及び配備に係る調整に関すること
⑦災害広報に関すること
⑧県に対する要望に関すること
⑨その他重要な事項に関すること

イ　招　集

・本部長が必要の都度招集する。
・招集の伝達は、本部事務局長が、庁内放送及び電話等により行う。

2) 本部設置等の通知及び公表

本部を設置または廃止した時は、担当する各班が、庁内、市民及び防災関係機関に対し速やかに通知及び公表する。

通知及び公表先	方　法	担　当	備　考
県　庁	電話、県防災情報システム、衛星電話	総務班	左記の通信手段の使用が不能となった場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、ＮＨＫ及び茨城放送を通じて公表を行う。（報道機関を除く。）
下妻消防署	電話、口頭、消防防災無線	総務班	
下妻警察署	電話	総務班	
報道機関	口頭または文面、電話	情報班	

市　　民	防災行政無線 広報車 ＮＨＫ水戸放送局放送部 （TEL 029-232-9830） （防 TEL 8-855-8400） （防 FAX 8-855-8450） 茨城放送 （TEL 029-244-3991） （防 TEL 8-873-8400） （防 FAX 8-873-8450）	情報班	１　ＮＨＫ水戸ＦＭ （83.2MHz） ２　茨城放送水戸放送局 （1197KHz） 茨城放送土浦放送局 （1458KHz） ３　ＮＨＫ－ＴＶ（総合） ４　ＮＨＫラジオ第１放送 （594KHz）
災害及び対策の状況に応じ必要と認める機関	電話、口頭または文面	総務班	

3）防災関係機関等に対する連絡員の派遣要請

本部長は、被害状況及災害応急対策実施状況に関する情報を交換し、効率的な災害応急対策を実施するために必要があると認める場合は、防災関係機関等に対し連絡員の派遣を要請する。

要請を受けた防災関係機関は、速やかに連絡員を派遣する。この際、連絡員には、所属機関との連絡を確保するための、無線機等を携行させるよう配慮する。

4）職員の健康管理及び給食等

本部事務局長は、本部勤務職員の健康管理及び給食等に必要な基本的な措置を講じるものとし、各部長及び各班長は、班員の健康及び勤務の状態等を常に配慮し、適切な措置をとるものとする。

5）関係者以外の立入り制限

本部室は、円滑に業務を行うため、関係者以外の立入りを制限する。

３　県の現地対策本部との連携----------【市（本部事務局、各部）】

市は、県の非常（緊急）災害現地対策本部との連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施する。

第３章　地震災害応急対策計画

第２節　災害情報の収集・伝達

第１　通信手段の確保

■　基本事項

１　趣　旨

災害発生後における迅速な災害応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を的確に把握するための通信手段を確保する。

２　留意事項

⑴　優先度の高い情報伝達のための通信手段の確保

大規模な地震が発生した場合には、無線通信を含め通信手段の確保が困難な場合も生ずると考えられる。このため、市及び防災関係機関間の協力を密にし、優先度の高い情報を伝達するための通信設備を確保・運用することが重要である。

⑵　情報通信手段の機能確認

市及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

⑶　緊急情報連絡用回線の設定

市及び電気通信事業者は、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用回線の設定に努める。

３　対策項目

１　専用通信設備の運用
２　代替通信機能の確保
３　アマチュア無線ボランティアの活用

■　対　策

１　専用通信設備の運用----------【県、市（各部）、防災関係機関】

専用の無線、有線通信設備を有する機関は、災害後直ちに自設備の機能確認を行い、支障が生じている場合には緊急に復旧させる。

ＮＴＴ等の公衆回線を含め、すべての情報機器が使用不能となった場合には、他の防災関係機関に依頼してその旨を総務省に連絡し、代替通信手段の確保を依頼する。

自機関で保有する設備の機能が確保された場合は、情報的に孤立している他の防災関係機関の行う情報連絡を積極的に支援する。

２　代替通信機能の確保----------【県、市（各部）、防災関係機関】

災害応急対策実施上必要な情報通信手段の使用が著しく困難で対策の実施に支障が生じる場合は、次の様な代替手段を用いる。

⑴ ＮＴＴの災害時優先通信等の利用

ＮＴＴの災害時優先通信等は、災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法令に基づき、防災関係機関等に対し、提供しているサービスである。

1）災害時優先電話の指定

防災関係機関は、既設の電話番号を「災害時優先電話」として、ＮＴＴ東日本茨城支店長に申請し、承認を受け登録しておくものとする。（事前対策）

2）災害時優先電話の利用

一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的かかりやすいが、相手等の通信設備の被害状況によっては利用が困難な場合もある。

なお、災害時優先電話は発信のみ優先扱いとなり、着信については、一般電話と同じであるので、緊急時には発信用として使用することが望ましい。

3）非常・緊急電報の利用

①非常・緊急電報を利用する場合は、市外局番なしの「１１５番」にダイヤルし、次の事項をオペレータに告げ申込むこととする。

（※受付時間：８時から 19 時まで）

・非常扱い電報または緊急扱い電報の申込みであること
・発信電話番号と機関名称等
・電報の宛先住所と機関名称等
・通信文と発信人名

なお、電報が著しく輻輳する時は、受付を制限する場合がある。

②非常・緊急電報の内容及び利用し得る機関の範囲は、資料編「非常・緊急電報の内容等」のとおりである。

⑵ 非常通信の実施

市長及び防災関係機関は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、またはこれを利用することが著しく困難である時に、災害応急対策等のため必要と認める時は、電波法第 52 条第４項の規定による非常通信を利用する。

なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。この場合あらかじめ関東地方非常通信協議会に対し非常の際の協力を依頼しておくものとする。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険または

緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上行う。

1）通信の内容

非常通信における通報（以下「非常通報」という。）の内容は、次に掲げるもの、またはこれに準ずる。

①人命の救助に関するもの
②天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関するもの
③緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
④電波法第 74 条実施の指令及びその他の指令
⑤非常事態に際しての実態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持または非常事態に伴う緊急措置に関するもの
⑥暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
⑦非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
⑧遭難者救護に関するもの
⑨非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
⑩鉄道、道路、電力設備、電信電話回線の破壊または障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの
⑪中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物質及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
⑫災害救助法第７条及び災対法第 71 条第１項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事または輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

2）取扱い無線局

官公庁、会社、船舶等の総ての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信を取り扱うことができる。

ただし、無線局の機能及び通信可能範囲はさまざまなので、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局の機能（通信範囲）を十分把握しておくことが必要である。

なお、機関名は、資料編「非常無線通信を取り扱う無線局を有する主な機関」のとおりである。

3）発信の手続き

非常通信を依頼する場合は、通信文を次の順序で、電報発信紙（無ければどんな用紙でもよい。）に電文形式（カタカナ）または平文ではっきり書いて、無線局に依頼する。

①あて先の住所・氏名（職名）及びわかれば電話番号
②本文はできる限り簡潔に記載し、字数は 200 字以内（平文の場合はカタカナ換算）にする。
③本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。したがって次のマスを空けない。
④応援要請を内容とする場合は、その具体的な項目を記入する。（例えば「自衛隊 100 名派遣」、「毛布 1,000 枚を送られたい。」など）
⑤用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書し、末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記

入する。

(3) 他機関の通信設備の利用

県知事及び市長は、予警報の伝達等に際して緊急通信のため特別の必要がある時は、次の者が設置する有線電気通信設備もしくは無線設備を使用することができる（災対法第 55～57 条）。

また、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長または県知事もしくは市長は、災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要がある時は、次の者が設置する有線電気通信設備もしくは無線設備を使用することができる（災対法第 79 条）。

1) 使用または利用できる通信設備

・警察通信設備　・航空通信設備　・鉄道通信設備　・消防通信設備　・電力通信設備
・水防通信設備　・気象通信設備　・自衛隊通信設備

2) 事前協議

①市長は、災対法第 57 条（警報の伝達等のための通信設備の優先利用等）に基づく他機関の通信設備の使用については、あらかじめ当該機関と使用協定を締結する等の措置を講じておく。（事前対策）
②災対法第 79 条（通信設備の優先使用権）に基づく、災害が発生した場合の優先使用についてはこの限りではない。

3) 警察通信設備の使用

市が警察通信設備を使用する場合は、資料編「警察通信設備の使用手続き」に示す手続きによって行う。

(4) 放送機能の利用

市長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備または無線設備による通信ができない場合、または、著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続きにより、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送をＮＨＫ水戸放送局及び㈱茨城放送に要請する。

なお、市長の放送要請は県知事を通じて行うものとする。

(5) 防災相互通信用無線電話の利用

災害の現地において防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は、防災相互通信用無線電話を利用する。

(6) 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能もしくは困難な場合、各防災関係機関は使送（自動車・バイク・自転車等を利用し、または徒歩により通信文を発信依頼先に直接届けること）により通信を確保する。

(7) 自衛隊の通信支援

市及び防災関係機関は、自衛隊による通信支援の必要が生じた時は、第３章　第３節　第１「自衛

隊派遣要請・受入体制の確保」に基づき要請手続きを行う。

３　アマチュア無線ボランティアの活用

⑴ アマチュア無線ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力----------【市（総務部）】

市は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」の開設時にコーディネートを担当する職員を配置し、県・市内部及びボランティア「受入れ窓口」との連絡調整、情報収集、提供及び広報活動等を行う。

⑵ アマチュア無線ボランティアの活動内容

1）非常通信

2）その他の情報収集活動

■資料編　「非常・緊急電報の内容等」
■資料編　「非常無線通信を取り扱う無線局を有する主な機関」
■資料編　「警察通信設備の使用手続き」
■資料編　「防災相互通信用無線局一覧」

第２　災害情報の収集・伝達・報告

■　基本事項

１　趣　旨

地震発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な地震情報、被害情報及び措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達する。

２　留意事項

⑴ 被害の全体像の把握

被害に関する細かい数値は初動段階では不要である。むしろ、災害全体の規模（被害概数）を知ることが重要であり、応援を含めた災害対応体制の確保に遅れが生じないようにする必要がある。

⑵ 積極的な情報収集

被害が甚大であればあるほど、被災地での情報収集と報告は困難となる。そのため現地から情報があがってくるのを待つのではなく、周辺の防災関係機関または災害対策本部から人員を派遣し、自ら積極的に情報収集を行う必要がある。

⑶ 収集した情報の処理及び共有

収集した情報を各種の災害応急対策活動に生かすため、市災害対策本部及び各部・防災関係機関において収集した情報の処理（整理、分析）を行い、これを共有することが必要である。

３　対策項目

１　地震情報の収集・伝達
２　被害概況の把握
３　被害情報・措置情報の収集・処理・伝達

■　対　策

１　地震情報の収集・伝達

市及び防災関係機関は、気象庁から発せられた地震情報等を収集し、相互に共有するとともに市民に伝達する。

(1) 地震情報の収集----------【市(総務部)、下妻消防署、防災関係機関】

市及び防災関係機関は、茨城県震度情報ネットワークシステム及び気象庁から得られる震度情報を迅速に入手し、必要な防災体制をとるとともに、必要な機関及び市民に伝達するものとする。

情報の種類	発表基準	内　　容
震度速報	**震度３以上**	地震発生後１分半後に、**震度３以上**を観測した地域名（全国を約 190 地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	**震度３以上**（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない。）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配なし」、または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」の旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・**震度３以上** ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、**震度３以上**の地域名と市町村名を発表。なお、**震度５弱以上**と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	**震度１以上**	**震度１以上**を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。**震度５以上**と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の**震度１以上**を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	**震度５弱以上**	観測した各地の震度データを基に、１km 四方ごとに推計した震度（**震度４以上**）を図情報として発表

(2) 地震情報の伝達----------【市(総務部)、下妻消防署、防災関係機関】

1) 水戸地方気象台からの伝達系統

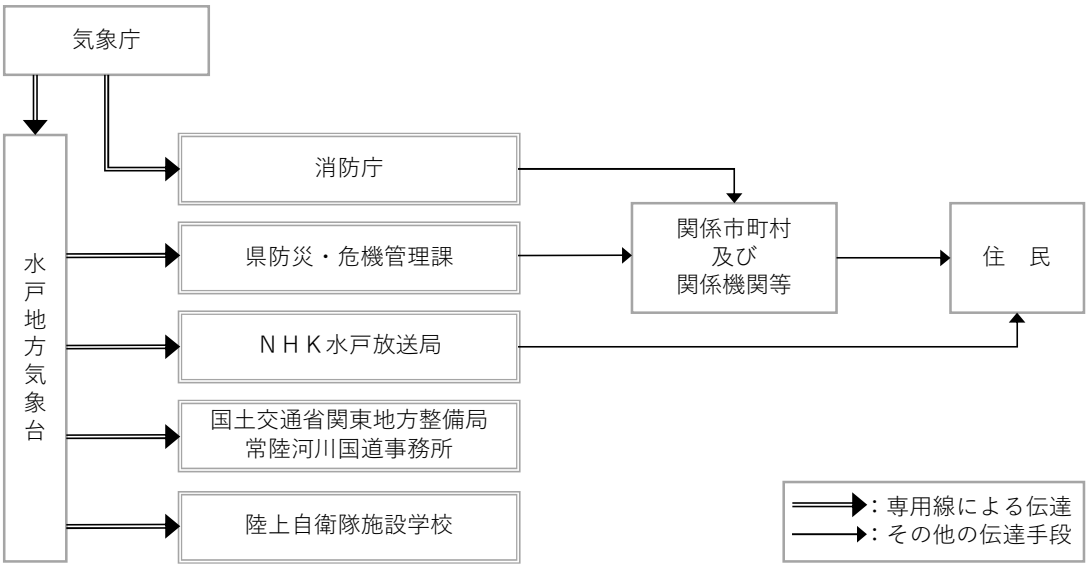

2) 市及び防災関係機関の措置

①市長は、情報の受領にあたっては、関係部課に周知徹底し得るよう、あらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。

②市長は、情報の伝達を受けた時は、本計画の定めるところにより、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底させるものとする。特に、緊急地震速報を受信した場合は、地域衛星通信ネットワーク及び防災行政無線等を活用し、速やかに住民等に伝達するよう努めるものとする。

③水戸地方気象台から直接情報を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意するとともに県、他市町村と積極的に連絡をとるなど防災関係機関が互いに協力して情報の周知徹底を図るものとする。

(3) 地震解説資料の収集----------【市（総務部）、下妻消防署、防災関係機関】

発生した地震現象への理解を深め、今後の防災対応に資するため、水戸地方気象台で作成された地震解説資料等が提供される。提供される地震解説資料等は下表のとおり。

解説資料等の種類	発表基準	内　　容
地震解説資料（速報版）	以下のいずれかを満たした場合 ・大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・**震度４以上**（但し、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後 30 分程度を目途に、防災関係機関の初動対応に資するため、津波警報等の発表状況、震度分布、地震・津波の情報、防災上の留意事項等を取りまとめた防災関係機関向けに提供する資料
地震解説資料（詳細版）	以下のいずれかを満たした場合 ・大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・**震度５弱以上** ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後１～２時間を目途に、地震や津波の特徴を解説するため、より詳しい状況等を取りまとめ、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、関連する情報を編集した資料
管内地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料

(4) 異常現象発見者の通報義務----------【市（各部）、下妻消防署、防災関係機関、住民）】

地割れなど、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を市長または警察官に通報しなければならない。また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。この通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に、また市長は、水戸地方気象台、県（防災・危機管理部防災・危機管理課）、その他の防災関係機関に通報しなければならない。

２　被害概況の把握

(1) 震度情報ネットワークシステムの活用----------【市（総務部）】

市内に設置された震度計の情報は、茨城県によりオンライン収集され、県内の震度分布の把握に役立てられる。

(2) 県への報告----------【市（総務部）、下妻消防署、防災関係機関】

市及び防災関係機関は、地震後直ちに被害概況の把握を行い、県に対し報告する。

市が、震度６弱以上の地震等大規模災害により被災した場合は、自らの行政機能の確保状況を的確に把握し、次の３点について市町村行政機能チェックリストに記入し、原則として発災後 12 時間以内に、県に報告する。

①トップマネジメントは機能しているか

②人的体制（マンパワー）は充足しているか
③物的環境（庁舎施設等）は整っているか
なお、被災状況等により都道府県の担当部署に連絡がとれない場合には、総務省自治行政局市町村課に直接報告する。

⑶ ヘリコプターによる概況把握----------【県】

県は、地震発生後直ちに防災ヘリコプター、県警ヘリコプターを出動させ、上空からの概況把握を行う。

⑷ 現地調査班の派遣----------【県】

県は、災害による被害程度が相当のものと認められ、当該市町村での情報収集活動が十分に行えないおそれがある場合には、現地での被害状況調査と連絡・調整のため、災害対策本部の職員を派遣する。

現地調査班が重点的に調査すべき項目は次のとおり。

【調査項目】

①火災の状況(炎上、延焼、消防隊の配置)
②建築物の被害状況(木造住宅の倒壊状況、ブロック塀、要支援者の有無)
③道路、鉄道の被害(橋梁、盛土、倒壊家屋、電柱)
④がけ崩れの状況(位置、被災戸数、要援護者の有無)
⑤道路渋滞の状況
⑥住民の行動、避難状況、要望
⑦現地での応急対策活動での問題点

３　被害情報・措置情報の収集・伝達

⑴ 被害情報・措置情報の種類

1) 被害情報

被害情報とは、死者、行方不明者、負傷者、要救助者、建物損壊、火災、道路・橋梁・鉄道・公共施設等の被害に関することである。

①被害発生時刻
②被害地域（場所）
③被害様相（程度）
④被害の原因

2) 措置情報

①災害対策本部の設置状況
②主な応急措置（実施、実施予定）
③応急措置実施にあたり処置した事項

④応援の必要性の有無 ⑤災害救助法適用の必要性

(2) 収集した情報の報告の方法 ----------**【市（各部）】**

被害情報、措置情報の報告は、原則として防災情報システムを利用して、資料編「火災・災害等即報要領の様式」及び「市の各種報告様式等」により行う。

なお、報告すべき内容の主なものは、次のとおりである。

①災害概況即報 ②人的被害状況 ③災害対策本部設置状況 ④事務所状況 ⑤避難所状況 ⑥避難指示・警戒区域設定状況 ⑦道路規制情報 ⑧鉄道運行状況 ⑨被害状況

(3) 各機関の情報収集・伝達活動----------**【市（各部）、防災関係機関】**

被害等の情報は、防災関係機関及び住民等から収集し、市災害対策本部において集約する。なお、市災害対策本部未設置段階では、総務部が情報を収集する。

1) 市の情報収集・伝達活動

ア　市は市域内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び災害応急対策の実施状況に関する情報を収集し、資料編「被害状況等報告様式（茨城県）」に基づき、県災害対策本部、その他必要とする機関に対して防災情報システム等を利用して報告する。ただし、緊急を要する場合は概要を電話等により行い、事後速やかに防災情報システム等により報告する。

また、被害の把握が十分でない場合においても、把握できた情報の迅速な報告に努める。なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、被害状況等報告様式を用い災害応急対策完了後 10 日以内に県に報告する。

①市災害対策本部が設置された時 ②災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生した時 ③災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがある時 ④地震が発生し、震度４以上を観測した時 ⑤災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められる時

併せて、資料編「火災・災害等即報要領の様式」に基づく直接即報基準該当事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後 30 分以内に可能な限り早く報告するものとする。

イ　県に報告することができない場合には、国（消防庁）に対して直接報告するものとし、報告後

速やかにその内容について連絡するものとする。

ウ　災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請するものとする。

エ　地域住民等から 119 番への通報が殺到している状況を把握した場合には、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告するものとする。

オ　行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、当該市域内で行方不明となった者について、警察等防災関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村または都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接または必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

2）防災関係機関の活動

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、所掌する事務または業務に係る被害状況について速やかに県災害対策本部に報告するとともに、必要と認める防災関係機関及び市等に伝達するよう努める。

(5) 被害種類別の情報収集・伝達方法----------【市（各部）】

発生する被害の種類によって関係する機関、伝達経路が異なるため、以下の要領で情報の収集・伝達を実施する。

1）情報収集・伝達系統❶：人的被害（死者、負傷者）、建物被害、その他の被害

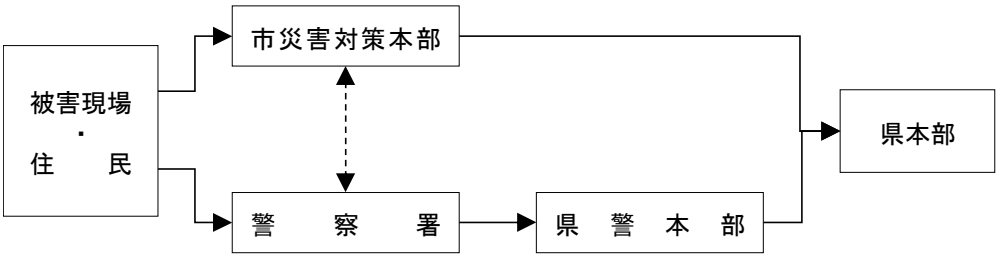

2）情報収集・伝達系統❷：道路・橋梁被害

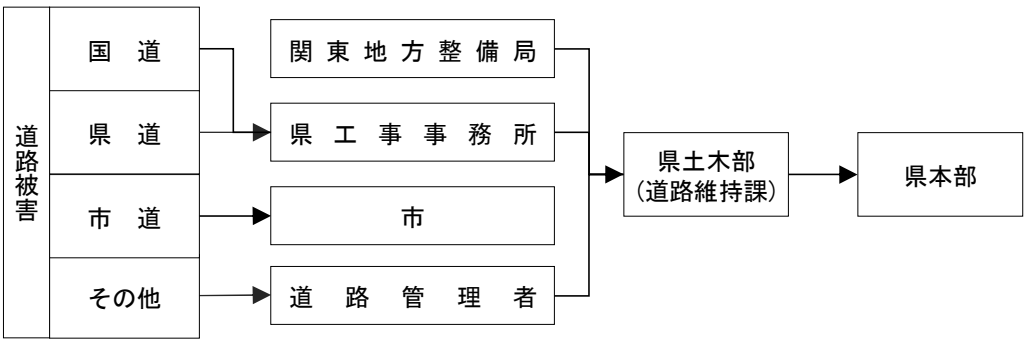

3）情報収集・伝達系統❸：鉄道被害

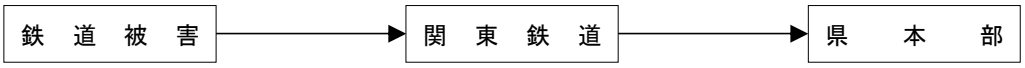

4）情報収集・伝達系統❹：ライフライン被害

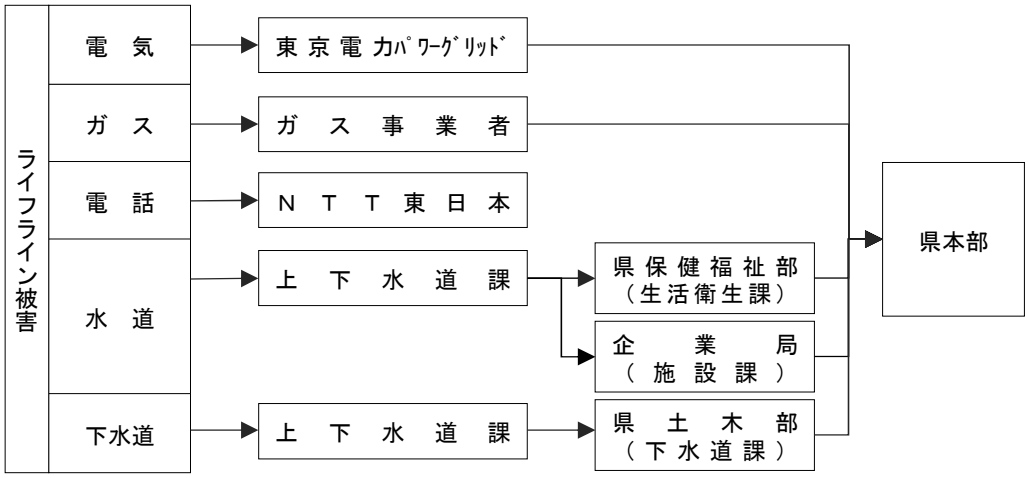

5）情報収集・伝達系統❺：河川被害

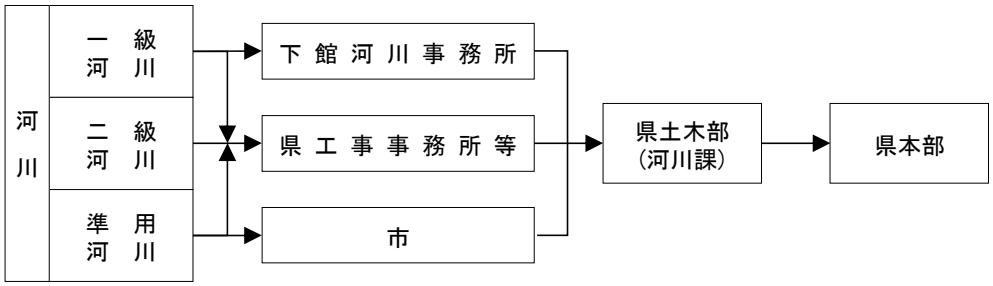

6）情報収集・伝達系統❻：農産物、農地、農業基盤、林産物、林地、林業基盤、山地被害

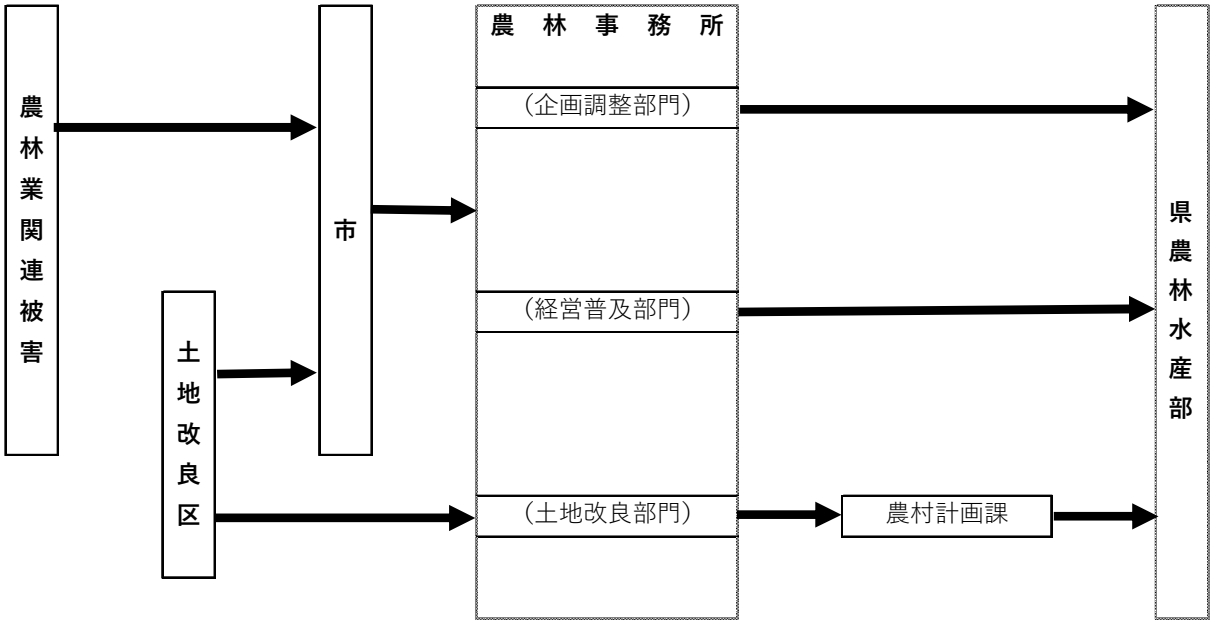

7）情報収集・伝達系統❼：その他公共施設被害

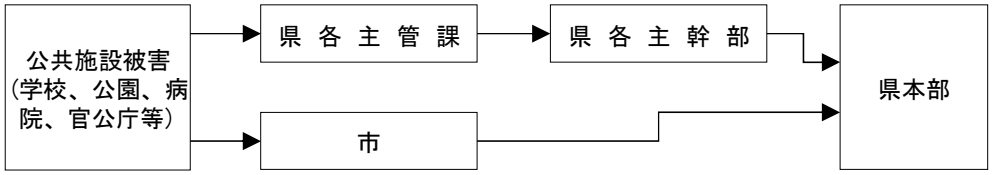

(6) 被害の判定基準

被害の判定にあたっては、資料編「被害状況の判定基準」に示す被害区分別の判定基準表を参照する。

■　資料編　「火災・災害等即報要領の様式」
■　資料編　「市の各種報告様式等」
■　資料編　「被害状況等報告様式（茨城県）」
■　資料編　「被害状況の判定基準」
■　資料編　「気象庁震度階級関連解説表」

第３　災害情報の広報

■　基本事項

１　趣　旨

地震発生後、速やかに市民及び報道機関等に対して被害状況・地震情報・生活情報等の各種情報を正確、迅速に提供し、市民の適切な行動の促進と人心の安定及び災害応急対策の円滑な推進を図るとともに、異なる情報の同時発信や流言、飛語などの誤った情報流布による混乱の発生を防止するため、市及び防災関係機関は相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達を行う。

２　留意事項

⑴ 組織的な対応と情報の一元的な管理

災害時における広報の適否は、市の災害応急対策に対する内外からの理解と協力を得、その円滑かつ適切な推進に大きな影響を及ぼすものであることから、市災害対策本部は、防災関係機関との連携のもと、組織的な広報体制の確立と情報の一元的な管理により、伝えたい情報の選別と能動的な発信を行うことが必要である。

⑵ 報道機関との連携

市及び防災関係機関は、報道機関各社と連携を密にし、特に被災住民への情報提供媒体として活躍してもらえるよう、必要な情報の提供を適時適切に行うことが必要である。

⑶ 情報が入手困難な被災者への対応

市は、要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者、在日外国人及び訪日外国人等、情報の入手困難な被災者等に対する情報の伝達に配慮するものとする。

⑷ 各種情報伝達手段の住民への周知

市及び防災関係機関は、災害情報を市民に提供するための各種情報伝達手段について、あらゆる機会を利用して平常時より周知するものとする。

⑸ 各種情報伝達手段を用いた訓練の実施

市及び防災関係機関は、災害時に使用する各種情報伝達手段を用いた訓練を、平常時より実施するものとする。

⑹ 危機感が伝わる情報提供の実施

市及び防災関係機関が避難情報等の災害情報を市民に伝達する際は、一人ひとりに確実に事態の危機感が伝わるよう、わかりやすい情報提供、状況に応じた切迫感のある情報の発信に留意する。

３　対策項目

１　広報活動
２　報道機関への対応

■　対　策

１　広報活動

(1) 広報内容----------【市（総務部）、防災関係機関】

1) 被災地の住民に対する広報内容

市及び防災関係機関は、被災者の情報ニーズが時期的に変化することを踏まえつつ、住民の安全・安心と生活再建に関わる以下の情報を優先的に広報する。

また、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

被災者の中に、配偶者からの暴力等（ＤＶ）を受け加害者から追及されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

ア　安全・安心に関する情報

①防災行政無線等による呼びかけ
- 通電火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等
- 避難指示等の出されている地域及びその内容
- 流言、飛語の防止
- 近隣の助け合い、避難誘導等
- 犯罪の防止

②地震等の情報
③災害の発生状況
④市の体制、災害応急対策の状況
⑤二次災害に関する情報（火災、崖崩れ、建物倒壊）
⑥避難指示の情報、避難所の開設状況
⑦安否情報
⑧応急救護所、医療機関の開設状況
⑨道路・交通規制情報

イ　生活の維持に関する情報

①被災者への相談サービスの開設状況
②ライフラインの情報（電気、ガス、電話、水道、下水道等の被害状況と復旧見込み）
③食料、物資等の配布の情報
④風呂、店舗等開業の状況
⑤鉄道・バス等交通機関の運行、復旧見込みの情報

⑥道路の情報
⑦医療機関の活動状況
⑧治安情報
⑨廃棄物・し尿処理、衛生に関する情報
⑩遺体の安置場所、死亡手続き等の情報
⑪臨時休校等の情報
⑫家屋・宅地の被害調査に関する情報
⑬ボランティア組織からの連絡
⑭全般的な被害状況
⑮市及び防災関係機関が実施している対策の状況

ウ　生活の再建に関する情報

①住宅情報（応急仮設住宅、空家あっせん等）
②各種相談窓口の開設情報
③り災証明書の発行情報
④税・手数料等の減免措置の状況
⑤災害援護金等の融資

2）被災地外の住民に対する広報内容

市及び防災関係機関は、被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送等による。また、必要に応じて、被災地の住民向けの情報と同様の内容についても広報する。

(2) 広報手段----------【県、市(総務部)、防災関係機関】

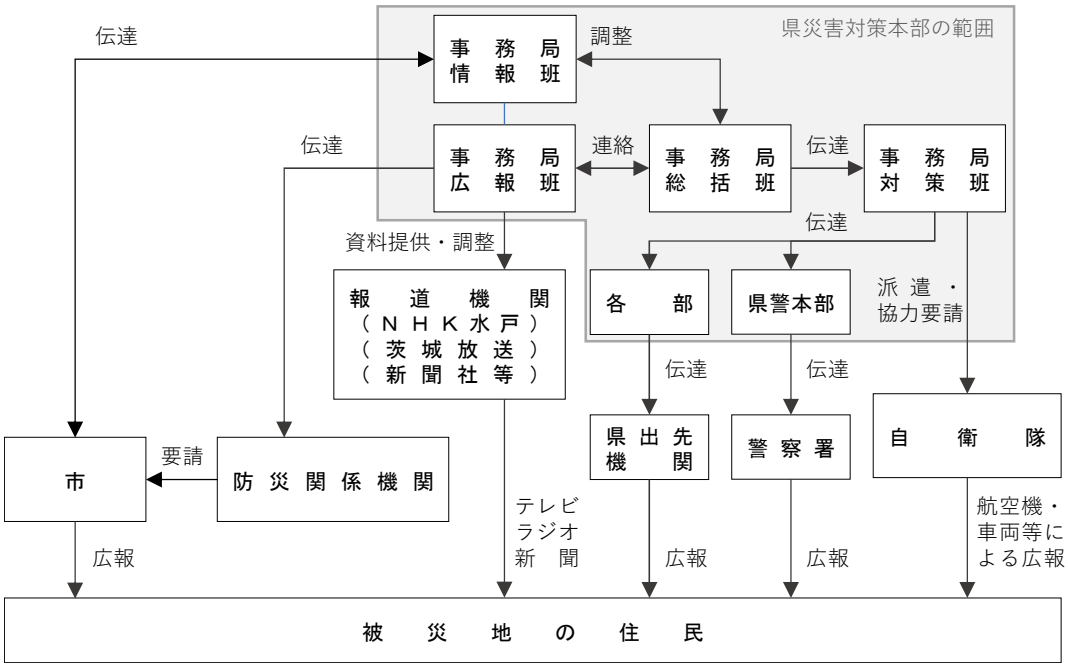

図　広報活動実施系統図

1) 報道機関への依頼

報道機関（ＮＨＫ水戸放送局、茨城放送等）に対する依頼は、あらかじめ定めた協定に基づき県が行う。

市は、防災関係機関より、報道機関を通じた広報に関する要請を受けた場合、その旨を県に対して伝達し、防災関係機関の行う応急対策活動を支援する。

2) 独自の手段による広報

県、市及び防災関係機関は、次のような多種多様な手段を活用して住民に対する効果的な広報活動を行う。

①防災行政無線（同報系）
②防災ヘリコプターによる呼びかけ（県）
③広報車による呼びかけ
④ハンドマイク等による呼びかけ
⑤ビラの配布
⑥防災アプリ
⑦インターネット（緊急速報メール、ホームページ、防災ポータル、ＳＮＳ）
⑧立看板、掲示板
⑨広報紙

3) 自衛隊等への広報要請

市は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、自衛隊等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の実施を依頼する。要請方法の詳細は、第３章　第３節　第１「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」を参照する。

4) Ｌアラートの活用

市は、避難情報を発令または解除した場合及び避難所を開設または閉鎖した場合、Ｌアラートに迅速・確実に情報を送信するものとする。

なお、庁舎の被災等、特段の事情により市が上記の情報送信を実施することができない場合は、市に代わって県が実施する。

5) 民間アプリの活用

市、防災関係機関は、Twitter やLINE、Yahoo!防災速報などの民間アプリを活用して市民に情報提供するものとする。

また、迅速性・拡散性に優れているTwitter などのＳＮＳについては、市等が発する信頼のおける情報を積極的にリツイートするなどして拡散するとともに、他の公的機関等が発する被災者支援に有益な情報等についても、複数の者で正確性を確認しながら、情報の拡散を行うものとする。

２　報道機関への対応

(1) 報道活動への情報提供----------【市（各部）、防災関係機関】

報道機関の独自の記事、番組制作にあたっての資料提供依頼については、市及び防災関係機関は可能な範囲で提供するものとする。

(2) 報道機関の取材対応----------【市（総務部）、防災関係機関】

1) 震災に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部が必要と認める情報について、あらかじめ定めた様式に基づき、速やかに実施するものとする。

2) 発表は、原則として本部長または各部長が行うものとする。なお、発表を行う場合は、あらかじめ総務部情報班長に発表事項及び発表場所等について調整するものとし、発表後速やかにその内容について報告するものとする。

3) 指定公共機関、指定地方公共機関及び市内に事業所を有する事業者が震災に関する情報を公表・広報する場合は、原則として総務部情報班と協議の上実施する。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容について報告する。

4) 総務部情報班長は、報道機関に発表した情報を、災害対策本部各部、各班のうち必要と認められる部、班及び防災関係機関に送付する。

5) 報道関係者への対応は、総務部情報班が行うものとし、職員個々の取材対応は禁止する。また、報道関係者の災害対策本部事務局及び各部執務室への立入りは禁止する。

6) 災害対策本部会議は原則非公開とし、状況により会議開始冒頭の取材のみ許可することとする。
会議の内容については、会議終了後に記者会見及び資料提供等により発表する。

第３章　地震災害応急対策計画

第３節　応援・派遣

第１　自衛隊の派遣要請・受入体制の確保

■　基本事項

１　趣　旨

市長は、災害が発生し、人命または財産の保護のため必要があると認めた場合は、県知事に対し自衛隊の災害派遣を要求するものとする。

２　留意事項

⑴　被害状況の早期把握

市は自衛隊の災害派遣を必要とする被害が発生しているか否かを、地震発生後できるだけ早期に判断しなければならない。そのためには被害の概要をできるだけ短時間で把握する必要がある。

⑵　自衛隊と県・市との情報連絡体制の確保

自衛隊は独自の情報網により、被害状況を把握するとともに、独自の判断による派遣もできることとなっているが、その場合であっても受入れ側である県・市との連携や、被害状況に鑑みた活動先・活動内容等の調整は不可欠である。そのため県・市及び自衛隊は情報連絡体制の確保に積極的に努めることが必要である。

３　対策項目

１　自衛隊に対する災害派遣要請
２　自衛隊の判断による災害派遣
３　自衛隊の受入体制の確立
４　災害派遣部隊の撤収要請
５　経費の負担

■　対　策

１　自衛隊に対する災害派遣要請

⑴　災害派遣要請の要求----------【市】

市長は、地震の規模や収集した被害情報から判断し、次の災害派遣判断の要件の範囲に照らして必要があれば直ちに自衛隊の災害派遣を県知事に要求する。

【災害派遣判断の要件】

①公共性：公共の秩序を維持するため、人命または財産を社会的に保護しなければならない必要

性があること
②緊急性：差し迫った必要性があること
③非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと

(2) 災害派遣要請の手続き----------【市(総務部)】

1) 市長は、当該地域に係る災害が発生し、または発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認める時は、資料編「自衛隊に対する災害派遣要請依頼書」により、県知事に対してその旨を申し出る。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

2) 市長は前記 1) の要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を、直接最寄りの部隊に通知し、速やかに県知事に対してその旨を通知するものとする。

(3) 災害派遣の活動範囲----------【自衛隊】

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示すものとする。

項　目	内　容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行なって被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要がある時は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行なう。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行なう。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路または水路の啓開	道路もしくは水路が損壊し、または障害物がある場合は、それらの啓開または除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行なうが、薬剤等は通常、防災関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行なう。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与または譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」（昭和 33. 総理府令第１号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし、または譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。

そ　の　他	その他臨機に必要なもので、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

⑷ 自衛隊との連絡----------【市（総務部）、自衛隊】

市長は、自衛隊の派遣要請が予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、陸上自衛隊施設学校（警備課）または当該地域を担当する古河・霞ヶ浦分区（第１施設団長、古河駐屯地所在部隊）に通報するほか、必要な情報の交換をするものとする。

２　自衛隊の判断による災害派遣----------【自衛隊】

自衛隊は、災害が発生または発生のおそれがある場合で、災害派遣要請を受けた場合は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要性の有無を判断し、部隊等を派遣する。

ただし、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで部隊等を派遣する。

なお、要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりである。

①災害に際し、防災関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること
②災害に際し、都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること
③災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること
④その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、都道府県知事等からの要請を待ついとまがないと認められること

３　自衛隊の受入体制の確立

⑴ 受入れのための活動----------【市（総務部）】

災害派遣要請を要求した市長は、派遣部隊の受入れに際しては、次の事項に留意して、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるように努めなければならない。

1）災害派遣部隊到着前

①応援を求める活動内容について、速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。
②連絡職員を指名する。
③派遣部隊の展開や宿営のための活動拠点等を提供する。

2）災害派遣部隊到着後

①派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の防災関係機関と競合・重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。
②派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を県に報告する。

(2) ヘリコプターの受入れ----------【市(総務部)】

市長は、本計画に定める箇所、または他の適切な箇所に下記 1) の基準によりヘリコプター受入れ箇所を選定し、 2) 及び 3) の要領によりヘリポートを設営する。なお、ヘリコプター受入れ箇所は、障害物等を除去し、整備するものとする。

1) ヘリポートの確保

下記基準を満たすヘリポートを確保する。この際、土地の所有者または管理者との調整を確実に実施する。

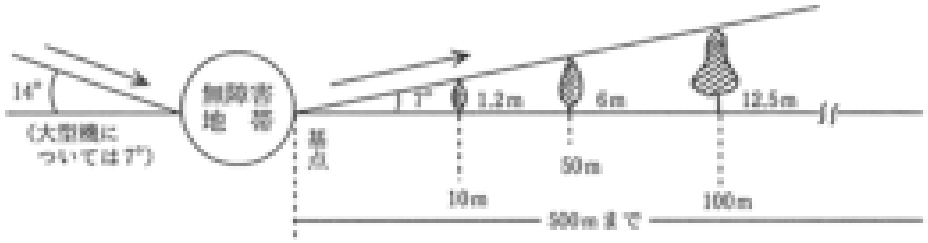

①離着地点及び無障害地帯の基準は以下のとおり。

・小型機（ＯＨ－６）の場合

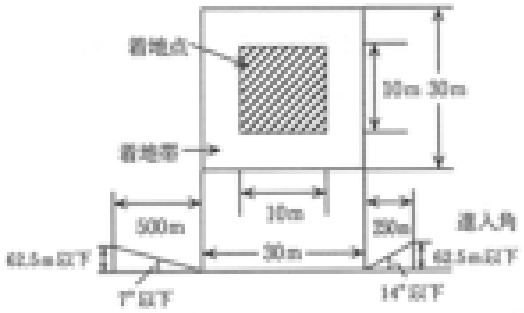

・中型機（ＵＨ－１(１j)、ＵＨ－60ＪＡ）の場合

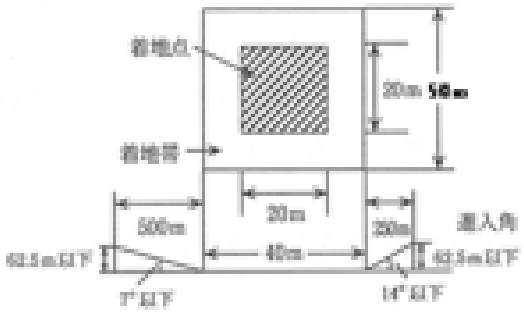

・大型機（ＣＨ－47）の場合

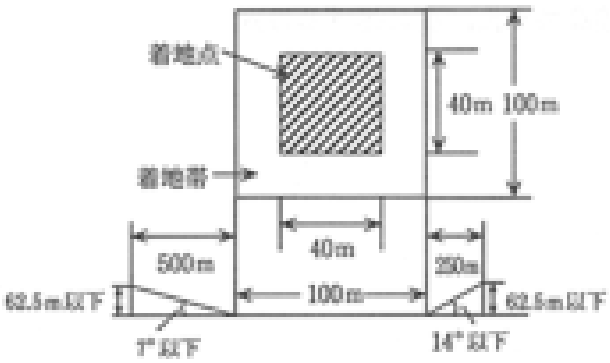

②離着地点の地盤は堅固で平坦であること

2）着陸地点の設置物等

着陸地点には、下記標準のH記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。なお、夜間使用時においては、着陸に必要な灯火施設を設置する。

①H記号の基準

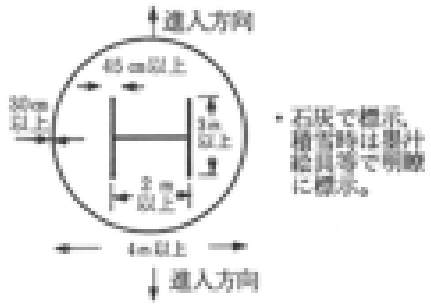

②吹き流しの基準

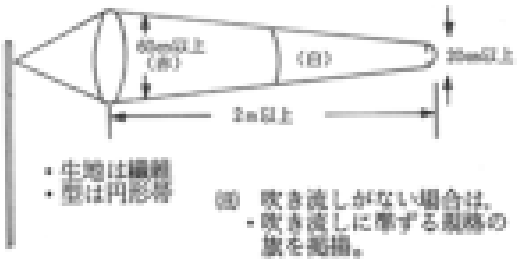

3）危害予防の措置

①離着陸地帯への立入禁止

離着陸地帯及びその近傍において運行上の障害となるおそれのある範囲には、立ち入りを禁止する。

②防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずる。

4　災害派遣部隊の撤収要請----------【県、市（総務部）】

市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成した時は、速やかに県知事に対して撤収要請を要求する。

5　経費の負担----------【市（総務部）】

自衛隊の災害派遣活動に要した経費のうち、要求者が負担する経費は概ね次のとおりである。

①派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上げ料及び修繕費
②派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上げ料
③派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
④派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と要求者が協議する。

■　資料編　「自衛隊に対する災害派遣要請依頼書」
■　資料編　「自衛隊活動拠点候補地一覧」

第２　応援要請・受入体制の確保

■　基本事項

１　趣　旨

市は、市内において災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入れ体制の確保を図る。

２　留意事項

⑴ 広域的な相互応援・受援体制の整備

大規模災害時には、被災地の地方公共団体だけですべて対策を行うことは困難であり、また、隣接する地方公共団体は、同時に大きな被害を受ける可能性もある。このため、市は、近隣の都県及び市町村のみならず、防災関係機関等及び広域的な地方公共団体間の相互応援・受援を円滑に実施するために必要な応援・受援の関する計画・マニュアルの作成、組織の確立及び訓練による習熟に努めることが必要である。

⑵ 密接な情報交換

災害時の相互応援を効果的に実施するために、市は、平常時より他都道府県・市町村等と応援要請・受入れ体制等についての情報交換を密接に行うことが必要である。

⑶ 応援手続きの迅速化

市は、応援要請実施の判断等を迅速に行うため、被害の的確な把握を速やかに行うことができるよう被害情報の収集・伝達体制を整備することが必要である。

３　対策項目

１　県等への応援要請
２　応援受入体制の確保
３　消防機関の応援要請・受入体制の確保

■　対　策

１　県等への応援要請

⑴ 他市町村への要請----------【市（総務部）、他市町村】

市長は、市域に係る災害について適切な災害応急対策を実施するために支援を受ける必要があると認める時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、他の市町村長に対して応援要請を行う。

応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。

応援に従事する者は、災害応急対策の実施について市の指揮の下で行動するものとする。

⑵ 県への応援要請または職員派遣のあっせん----------【県、市（総務部）】

市長は、県知事（または指定地方行政機関等）に応援または職員派遣のあっせんを求める場合は、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができない時は、口頭または電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

1）応援要請時に記載する事項

①災害の状況
②応援（応急措置の実施）を要請する理由
③応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
④応援（応急措置の実施）を必要とする場所
⑤応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
⑥その他必要な事項

2）職員派遣あっせん時に記載する事項

①派遣のあっせんを求める理由
②派遣のあっせんを求める職員の職種別人員
③派遣を必要とする期間
④その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

⑶ 国の機関に対する職員派遣の要請----------【国、市（総務部）】

市長は、市域における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認める時は、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

①派遣を要請する理由
②派遣を要請する職員の職種別人員
③派遣を必要とする期間
④その他職員の派遣について必要な事項

⑷ 民間団体等に対する要請----------【市（総務部）、各公共団体】

市長は、市域における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認める時は、民間団体等に協力を要請する。

２　応援受入体制の確保

⑴ 連絡体制の確保----------【市（各部）】

市長は、応援要請が予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国及び関係都道府県・市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行うものとする。

⑵ 受入体制の確保----------【市（総務部）】

1) 連絡・調整窓口の明確化

市長は、国及び関係都道府県・市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を定めておくものとする。また、市災害対策本部内における応援受援に関する連絡・調整を円滑に行うための組織や手順等を周知しておくものとする。

2) 応援を円滑に受入れ、活動を容易にするための体制の整備

市長は、国及び関係都道府県・市町村等からの職員及び物資等の応援を円滑に受入れ、業務の実施を容易にするため、あらかじめ応援を受けることが必要な業務の選別、業務の実施要領、資器材及び受入れるための施設等を整備しておくものとする。また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておくものとする。

3) 海外からの支援の受入れ

市長は、国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その円滑な受入れに努める。

⑶ 経費の負担----------【市（総務部）】

応援に要した費用は次に掲げるものとし、原則として応援を受けた本市が負担する。

①職員等の応援に要した交通費、諸手当、食料費
②応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等

また、指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度定めたもの、あるいは事前に相互に協議して定めた方法に従う。

３　消防機関の応援要請・受入体制の確保

⑴ 応援要請----------【市（総務部）、下妻消防署、他消防機関】

市は、消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合、県内の他の消防機関に対し、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うものとする。

【応援派遣要請を必要とする災害規模】

①大規模災害または災の多発等により、災害の防御が困難または困難が予想される災害
②災害が拡大し茨城県内の他市町村または茨城県外に被害が及ぶおそれのある災害
③多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害
④特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害
⑤その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

⑵ 応援受入体制の確保----------【市（総務部）、下妻消防署】

1) 受入窓口の明確化

消防応援の受入窓口は、原則的に市総務部消防交通課または下妻消防署とする。ただし、災害対策本部が設置された場合は、市災害対策本部総務部総務班とする。

2）応援隊等の受入体制の整備

市長は、市外からの応援隊等の応援を速やかに受入れ、消防活動を容易にするため、受援計画等に基づき体制をあらかじめ整備しておくものとする。

3）応援隊との連携

指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、茨城県消防広域応援基本計画に基づき、応援隊との連携により効率的な消防活動を行う。

【応援隊との連携を容易にするための措置事項】

①災害状況の情報提供、連絡・調整（応援部隊指揮本部等の設置）
②応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示（指揮本部と代表消防機関協議）
③部隊の活動、宿営等の拠点の整備・提供（公園等）
④消防活動資機材の調達・提供

4）経費負担

応援隊が応援活動に要した費用は、原則として応援を受けた本市が負担する。

第３　他市町村被災時の応援

■基本事項

１　趣　旨

他市町村で発生した災害において、自力による応急対策等が困難な場合には、災害時相互応援協定等に基づき、物的・人的応援を迅速・的確に実施する。

２　留意事項

⑴ 密接な情報交換

災害時の他市町村への応援を効果的に実施するために、平常時より他市町村と応援についての情報交換を密接に行うことが必要である。

⑵ 被害情報の収集・伝達体制の整備

応援実施の判断等を迅速に行うためには、他市町村との被害情報の収集・伝達体制の整備が必要である。

⑶ 職員派遣の際の自己完結型体制の整備

被災地に職員を派遣する際、派遣先から援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで、各自で賄うことができる自己完結型の体制であることが必要である。

⑷ 地域や災害の特性を考慮した派遣職員の選定

市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

３　対策項目

１　他市町村への応援・派遣

■　対　策

１　他市町村への応援・派遣

他市町村において災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、自力による応急対策が困難なため応援要請がされた場合は、災対法及び災害時相互応援協定に基づき、他市町村に対し応援を実施する。ただし、緊急を要し要請を待ついとまがないと認められる場合は、自主的に他市町村に応援を実施する。

⑴　支援対策本部の設置----------【市（総務部）】

他市町村において地震等による大規模な災害が発生した場合には、関係部局から構成する支援対策本部を速やかに設置し、被災市町村への物資の供給や職員の派遣等の指示及び調整を行うものとする。

⑵　被害情報の収集----------【支援対策本部】

支援対策本部は、応援を迅速かつ的確に行うため被災都道府県へ職員を派遣するなどし、被害情報の収集を速やかに行うものとする。

⑶　応援の実施----------【支援対策本部】

支援対策本部は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、被災市町村への職員の派遣、物資の供給等の応援を実施する。その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで、各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。

⑷　被災者受入れ施設の提供等----------【支援対策本部】

支援対策本部は、被災市町村の被災者を一時受入れするための公的住宅、医療機関並びに要配慮者を受入れるための社会福祉施設等の提供もしくはあっせんを行うものとする。

第３章　地震災害応急対策計画

第４節　被害軽減対策

第１　警備対策

■　基本事項

１　趣　旨

大規模災害が発生した場合には、防災関係機関による応急対策及び復旧・復興対策を迅速・的確に推進し、地震災害から市民の生命、身体、財産を保護することが極めて重要である。

発災時の市に係る警察事務に関しては、下妻警察署の災害時警備計画に記されており、この計画に沿って警備対策を行う。

２　留意事項

(1)　初期的段階においては、被害実態を早期に把握するとともに、人命の保護を第一とし、避難誘導、負傷者等の救出救助及び必要な交通規制を行う。

(2) 初期的段階以降は、交通の秩序回復、犯罪の予防等各種地域安全活動、人心の安心を図るための広報及び情報活動にあたる。

(3) 関係機関の行う救援復旧活動及び防災活動に対しては、必要により所要の警備要員または部隊を派遣して協力支援する。

３　対策項目

１　警備体制
２　警備の実施
３　警備活動に対する援助要請

■　対　策

１　警備体制----------【県警察本部、下妻警察署】

(1) 職員の参集、招集

別に定める「茨城県警察災害警備計画」及び「下妻警察署災害警備計画」による。

(2) 警備本部の設置

大規模な災害が発生した時は、県警察本部に警備本部を、下妻警察署には下妻警察署警備本部を設置し指揮体制を確立する。

(3) 警備部隊の編成及び配置運用

別に定める「茨城県警察災害警備計画」及び「下妻警察署災害警備計画」による。

２　警備の実施----------【県警察本部、下妻警察署】

(1) 被害状況の把握

被害状況の把握は、次の事項について行う。

1) 初期的段階における被害状況の把握

【把握事項】

①火災の発生状況
②死傷者等人的被害の発生状況
③家屋等の倒壊等建物被害の状況
④住民の避難状況
⑤主要道路、橋梁及び鉄道の被害状況
⑥危険物貯蔵所等及び重要施設の被害状況
⑦電気・上下水道・ガス及び通信施設等ライフラインの被害状況
⑧堤防・護岸等の損壊状況

2) 初期的段階以降における被害状況の把握

【把握事項】

①被災者の動向
②被災地・避難所等の被害状況及び流言飛語の状況
③被災道路・橋梁及び鉄道の復旧状況及び見通し
④電気・上下水道・ガス及び通信施設等ライフラインの復旧状況及び見通し
⑤市町村・日本赤十字社・病院等の救護対策の状況

(2) 救出救助活動等

大規模な地震発生時等において、速やかに所要の部隊を編成し、人命を最優先とした被災者の救出救助活動及び行方不明者の捜索活動を実施する。

また、災害の種別、規模等に応じて必要があると認める時は、市と連携して被災地域に居住する住民の安否確認活動を実施する。

(3) 避難誘導等

避難誘導等は、緊急性及び重要性を踏まえて次により実施する。

1) 避難情報発令時の措置

市長が避難情報を発令した時は、被災地及びその周辺の災害危険箇所等の現状を把握した上で、安全な避難経路を選定し、市及び消防の職員等と連携及び協力の上、避難誘導、広報等を実施する。

また、避難のための立退きを行うことにより、かえって危険を伴う場合は、屋内での安全確保の措置を考慮する。

2) 雑踏事故等予想時の措置

大規模な地震発生時等において、鉄道の途絶、道路の寸断等により、駅、大規模集客施設等に帰宅困難者が集中的に滞留し、雑踏事故等の発生が予想される時は、施設等の管理者及び防災関係機関の職員と連携及び協力の上、入場規制、避難所等への誘導、広報等を実施する。

3) 災害危険箇所における災害発生時の措置

災害危険箇所等について、災害発生が予想される時は、市災害対策本部に連絡し、避難情報の発令を促す。

4) 通報受理時の措置

災害危険箇所等の管理者等から災害発生等の通報を受けた時は、滞在者及び周辺住民の避難誘導、交通規制、立入禁止措置等被害の拡大を防止するための措置を講ずる。

5) 危険性切迫時の措置

災害発生の危険性が切迫している時は、法令（警察官職務執行法）に規定する避難等の措置を講ずる。

(4) 交通対策

第３章　第４節　第３「緊急輸送」を準用する。

(5) 死体の見分及び検視

大規模な地震発生時等における死体の見分及び検視については、警察及び医師等と協力の上、法令等に基づき、迅速かつ的確な措置に努める。

その他、細部は、第３章　第７節　第５「行方不明者の捜索・遺体の処理・火葬」による。

(6) 地域安全対策

被災地における安全な生活を確保するため、災害の発生に便乗するなどの各種犯罪の予防活動等を次により実施する。

1) 犯罪の予防等

①地域安全情報の収集、提供

被災地における各種犯罪の発生状況及び被災地住民の要望など、各種地域安全情報を収集するとともに、必要な情報を地域安全ニュースとして積極的に提供し、被災地における犯罪の未然防止等に努める。

②地域安全活動

ア　被災地及びその周辺における警戒活動を強化して一般防犯活動に努めるとともに、避難場所、食料、救援物資、復旧資材その他生活必需物資の集積所等に対する重点的な警戒活動を行う。

イ　必要により警察安全相談所を開設し、避難行動要支援者に対する便宜供与、死傷者の確認、

その他の相談活動を行う。

2) 行方不明者の調査及び迷子等の保護

①行方不明者相談所の開設

必要に応じ、警察署及びその他の場所に、行方不明者相談所を開設し、行方不明者の捜索及び要保護者等の保護に関する相談活動を行う。

②要保護者等の措置

ア　要保護者を保護した時は、避難所、病院その他関係機関・施設に対する必要な照会、手配を行い、保護者等の発見に努める。

イ　保護した要保護者のうち、保護者等の引取人がない者、及びそれが容易に判明しない者については、児童相談所、福祉事務所、病院その他の適当な機関もしくは施設に通告し、または引き継ぐ。

③行方不明者に関する届出を受理したときの措置

ア　行方不明者に関する届出を受理した時は、避難所、病院その他関係機関または施設に必要な手配を行うなど、該当者の発見に努める。

イ　行方不明者が多数に及ぶ時は、必要により部隊を編成し、被災地域を重点とした大規模な捜索活動を行い、行方不明者の発見に努める。

3) 流言飛語に対する措置

災害の発生時には流言飛語が発生して人心の不安を招くほか、各種犯罪を誘発する要因ともなることから、被災地域等の住民に対し、災害の実態、避難者の状況、関係防災機関の活動状況等の情報を積極的に提供し、住民の不安除去に努める。

(7) 保安対策

1) 危険物等への対策

火薬類、高圧ガス、石油類等の貯蔵、または取扱施設において、事故の発生、または発生のおそれがある時は、防災関係機関と連携を図るほか、所要の部隊を派遣して周辺住民の避難、警戒線の設定等の危険予防措置を講ずる。

2) 各種犯罪への対策

大規模な地震発生後速やかに、所要の部隊を編成し、被災地の混乱に乗じた各種犯罪の予防、警戒、取締り等を実施する。

(8) 防災関係機関に対する協力

1) 消防活動に対する協力

火災発生等の場合における消防自動車の通行の確保、警戒区域（警戒線）の設定等にあたっては、警備要員を派遣して協力する。

2) 水防活動に対する協力

堤防、護岸の決壊・亀裂等が発生した場合は、必要な警備要員を派遣し、水防関係車両の優先通行

及び警戒区域内の立入り禁止の措置を行うとともに、水防活動に協力する。

3）その他

防災関係機関が行う防疫、緊急物資及び救援物資の輸送、道路の応急復旧、救護等の活動に対しては、必要により所要の警備要員または部隊を派遣して側面から支援する。

３　警備活動に対する援助要求----------【県警察本部、下妻警察署】

⑴ 他の都道府県警に対する援助要求

災害の規模が大きく、被災地域内の警備要員、車両及び資機材をもって対処できない時は、茨城県警察本部を通じて警察庁または他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊（広域緊急援助隊）の派遣等警察法第 60 条第１項の規定による援助要求を行う。

⑵ 防災関係機関に対する援助要請

警備実施上必要がある時は、防災関係機関に援助要請を行う。この場合、自衛隊に対しては、県災害対策本部を通じて行い、その他の防災関係機関に対しては当該機関に対し直接行う。

第２　避難指示、誘導

■　基本事項

１　趣　旨

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、市民の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、市長は防災関係機関の協力を得て、避難指示のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で「高齢者等避難」の伝達を行い、また、安全に誘導して未然に被害をくい止めるものとする。

２　留意事項

⑴ 迅速かつ的確な情報収集

避難情報発令の決定に際して必要な情報を、迅速かつ的確に収集する。災害時にはこれらの情報は市よりも消防や警察に集まりやすいため、これらの防災関係機関との連携を密にして情報収集に遺漏がないようにする必要がある。

⑵ 防災関係機関の協力

混乱なく速やかに避難を実施するためには、市、消防、警察、その他機関の足なみが揃っている必要があり、情報の共有化の徹底を図ることが必要である。

⑶ 要配慮者に配慮した避難誘導

避難は地域住民（自主防災組織）、ボランティアなどの協力を得て、地域の全員が安全に行うこ

とが重要である。そのためには、高齢者、病弱者、乳幼児、障害者、外国人等の要配慮者への配慮が必要である。

３　対策項目

１　避難情報の発令
２　警戒区域の設定
３　避難の誘導
４　指定緊急避難場所
５　広域避難（広域一時滞在）

■　対　策

１　避難情報の発令

(1) 避難が必要となる災害

地震発生後、被害の拡大要因となる災害としては、次のようなものがある。これらについては十分な警戒を行い、積極的な情報収集に努め、適時適切に避難指示等を伝達する。

また、必要に応じ、高齢者等避難を適切に出すように努める。

・地震による建物倒壊	・がけ崩れ、地すべり
・地震水害（河川、ため池等）	・延焼火災
・危険物漏洩えい（毒劇物、爆発物）	・その他

(2) 避難情報の発令----------【県、市(総務部、保健福祉部)、下妻警察署、自衛隊】

市長は、火災、がけ崩れ、ため池の決壊、洪水等の事態が発生し、または発生するおそれがあり、市民の生命、身体に危険を及ぼすと認める時は、危険地域の住民に対し、速やかに避難及び立退きの指示等を行う。

また、市長は、必要に応じ、立退きの指示等の前の段階で、住民に立退きの準備、または立退きに時間を要する者に対して早期に立退きを実施するよう促す。

なお、市は、避難情報を発令する際に、国または県に必要な助言を求めることができる。

また、市は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時において優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

1) 警察官

警察官は、地震に伴う災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、市長が指示できないと認める時、または市長から要求があった時、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認める時は、直ちに当該地域住民に対し立退きを指示するものとする。

2) 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその

場にいない時は、危険な場所にいる住民に避難の指示をするものとする。

【避難情報と居住者等がとるべき行動等】

避難情報等	発令される状況	とるべき行動等
警戒レベル３　高齢者等避難	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難
警戒レベル４　避難指示	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難
警戒レベル５　緊急安全確保	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保

【避難情報の発令者】

発令者	発令の要件	根拠法令
市　長	・市民の生命、身体に危険を及ぼすと認められる時	災対法第 60 条
県知事	・市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなった時	
警察官	・市長が指示できないと認める時 ・市長から要求があった時 ・住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認める時	災対法第 61 条 警察官職務執行法第４条
自衛官	・（災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官）危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいない時	自衛隊法第 94 条
消防長または消防署長	・ガス、火薬等事故の火災により、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められる時	消防法第 23 条の２
水防管理者	・洪水等によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められる時	水防法第 29 条

(3) 避難情報の内容----------【市（総務部）、下妻警察署、自衛官】

避難情報（緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難）の発令は、次の内容を明示して実施する。

①要避難（準備）対象地域
②避難先及び避難経路
③避難情報（緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難）の発令の理由
④その他必要な事項

(4) 避難措置の周知----------【市（総務部）、下妻警察署、自衛官】

1) 住民への周知徹底

避難情報を発令した者は、速やかにその旨を住民に対して周知する。また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知する。この場合、次により周知を行うこととし、視聴覚障害者への周知徹底を期するとともに、情報の混乱を防止する。

①直接的な周知として、市防災行政無線、広報車、Ｌアラート、ホームページ及びメール等を活用する。また、これによる避難呼びかけの際には、住民の避難行動を促すため、緊迫感を持たせるような工夫をほどこした呼びかけを行うものとする。

②間接的な周知として、報道機関等の協力を得て、テレビやラジオ等により広報する。また、市は、

自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携を図り、要配慮者を含めた住民への周知漏れを防ぐ。

2) 防災関係機関相互の連絡

避難情報を発令、及び解除した者は、その旨を防災関係機関に連絡し、現場での情報の混乱を未然に防止を図る。

また、避難情報の解除にあたっては、十分に安全性の配慮に努めるものとする。

２　警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定----------【市（総務部）、下妻消防署】

市長は、避難が必要となる災害の場合、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限もしくは禁止し、または退去を命ずる。

1) 警察官

市長またはその職権を行う吏員が現場にいない場合、または、これらの者から要請があった場合、警察官は、市長の権限を代行する。この場合は、直ちに市長に対して通知する。

2) 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、市長、警察官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

3) 消防職員

消防活動、水防活動を確保するために、消防または水防関係者以外を現場近くに近づけないよう措置をすることができる（消防法第 28 条及び水防法第 21 条）。

【警戒区域設定者】

設定権者	警戒区域設定の要件	根拠法令
市　長	市民の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める時	災対法第 63 条
警察官	市長もしくはその委任を受けて法令に規定する市長の職権を行なう市職員が現場にいない時、またはこれらの者から要求があった時	災対法第 63 条
自衛官	（災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官）市長その他法令に規定する市長の職権を行うことができる市職員や警察官がその場にいない場合に限る。	災対法第 63 条
消防職員	火災の現場においては、消防吏員または消防団員は、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、またはその区域への出入を禁止しもしくは制限することができる。	消防法第 28 条
水防管理者	水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員または消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、もしくは制限し、またはその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第 21 条

⑵ 警戒区域設定の周知----------【市（総務部）、下妻警察署、自衛官】

警戒区域の設定を行った者は、避難情報と同様に、市民への周知及び防災関係機関への連絡を行う。

３　避難の誘導

⑴ 避難誘導の方法----------【市（総務部、保健福祉部）、下妻警察署、下妻消防署】

市、警察、その他が行う避難誘導は、市民の安全のため次の事項に留意して速やかに行う。

特に、要配慮者が円滑に避難できるよう、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

1）指定緊急避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めること

2）避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生場所を避け、安全な経路を選定すること

3）危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること

4）自主防災組織、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること

5）住民に対し、高齢者、乳幼児、小児、障害者等要配慮者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること

6）避難誘導は受入れ先での救援物資の配給等を考慮して、できれば自治区等の単位で行うこと

⑵ 住民の避難対応----------【住民】

1）避難の優先

避難にあたっては、病弱者、高齢者（ＷＨＯでは 65 歳以上と定義）、障害者等の避難を優先する。

2）携行品の一例

緊急を要する場合は、貴重品（現金、貯金通帳、印鑑、有価証券等）、タオル、ティッシュペーパー、マスク等とし、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食料、日用身の回り品等とする。

４　指定緊急避難場所----------【市（総務部）】

市は、災害発生時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、市民等に対し周知徹底を図るものとする。

５　広域避難（広域一時滞在）----------【国、県、市（総務部）】

市は、市域外への広域避難が必要となるような大規模広域災害時に、円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、災害発生時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

また、市は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域

的な避難及び応急仮設住宅等への入居が必要であると判断した場合においては、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがない時は、市町村の要求を待つことなく、広域一時滞在のための要求協議を市に代わって行うものとする。

国は、市及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市から要求を待ついとまがない時は、市の要求を待つことなく、県に代わって、国が広域一時滞在のための協議を行うものとする。

第３　緊急輸送

■　基本事項

１　趣　旨

災害応急対策の実施において、人員及び救援物資の輸送を迅速かつ円滑に行うことは極めて重要である。

このため、市は災害時の緊急輸送を効率的に行うため、防災関係機関と協議の上、指定の緊急輸送道路の被害状況を迅速に把握し、必要に応じて啓開作業を行う。また、人員及び物資の輸送についての調整、輸送車両等の確保及び救援物資の輸送拠点の整備等を行うとともに、緊急交通路の確保、被災地並びにその周辺道路の交通渋滞の解消等を目的とした、交通規制を迅速・的確に実施する。

２　留意事項

⑴　迅速な道路被害状況等の収集

緊急輸送道路の各管理者は、迅速に緊急輸送道路の応急復旧に着手することから、災害発生後、防災関係機関と協力し、また、交通情報提供者、トライアル車等を効果的に活用して、迅速に緊急輸送道路及び沿道の被害状況等を収集することが必要である。

⑵　人員及び資機材等の確保のための建設業者等との協力体制の強化

道路管理者等は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者等との協定の締結に努めるものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、相互の連携のもと、あらかじめ道路啓開等の計画を立案しておくものとする。

⑶　車両、船舶、ヘリコプターによる総合的な輸送体制の構築

各種災害応急対策を円滑かつ効果的に推進するためには、道路、河川、ヘリポート等を活用し、災害対策活動の拠点間を効率的に結ぶ緊急輸送ネットワークの整備などによる総合的な輸送体制を

構築することが必要である。また、災害時の物流拠点となる施設については、このような輸送手段の連結性を考慮して整備を進めていくことが必要である。

⑷ 運送事業者等との連携体制の整備

実際の緊急輸送にあたっては、県や市の物資調整業務等への運送事業者等の参加や、運送事業者等との協定などを通じて、物資輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点としての運送事業者等の施設の活用に努めることが必要である。

⑸ 隣接県警察及び防災関係機関との連携

緊急交通路における交通規制等が迅速・的確に実施できるよう、隣接県警察、防災関係機関、道路管理者、隣接市町等と平常時から連絡を密にし、有事における協力体制を確立しておくことが必要である。

⑹ 交通規制に関する情報の市民に対する周知措置

一般車両等の混乱を防止するため、
①緊急交通路指定路線及び災害発生時の交通規制内容
②災害発生時における運転者の採るべき措置
等について、各種広報媒体、パンフレット等により、広く市民に知らせることが必要である。

３　対策項目

１　緊急輸送の実施
２　緊急輸送道路の確保
３　輸送車両、ヘリコプターの確保
４　緊急輸送状況の把握
５　交通規制

■　対　策

１　緊急輸送の実施

緊急輸送は次の優先順位に従って行う。

⑴ 総括的に優先されるもの

①人命の救助、安全の確保
②被害の拡大防止
③災害応急対策の円滑な実施

(2) 災害発生後の各段階において優先されるもの

1) 第１段階（災害発生直後の初動期）

①救助・救急活動、医療活動等人命救助に要する人員、物資
②消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
③被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者
④自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
⑤緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

2) 第２段階（応急対策活動）

①前記 1) の続行
②食料、水等生命の維持に必要な物資
③傷病者及び被災地外へ退去する被災者
④輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

3) 第３段階（復旧活動期）

①前記 2) の続行
②災害復旧に必要な人員、物資
③生活用品
④郵便物
⑤廃棄物の搬出

２　緊急輸送道路の確保

(1) 被害状況の把握----------【市（建設部）、道路管理者】

市及び各道路管理者は、所管する緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握するため、県防災ヘリコプター、トライアル車等を効果的に活用し、速やかに調査を実施するとともに、災害応急対策を実施する防災関係機関に対し調査結果を伝達する。また、防災関係機関に対して把握した道路の被害状況等の情報を提供するよう要請する。

(2) 緊急輸送道路啓開の実施----------【市（建設部）】

市は、行政区域内の緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握し、速やかに県土木・工事事務所（常総工事事務所）に報告するとともに、所管する緊急輸送道路については、啓開作業を実施する。

(3) 放置車両対策----------【市（総務部、建設部）、道路管理者】

市及び各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある時は、防災関係機関と協力して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

(4) 啓開資機材の確保----------【市(建設部)、道路管理者】

市及び各道路管理者は、建設業者等との災害協定等に基づき、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

３　輸送車両、ヘリコプターの確保

(1) 車両、ヘリコプターの調達----------【県、市(各部)】

県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認める時は、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、運送すべき物資または資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、必要な物資または資材の運送を要請するものとする。

市は、本計画に基づき、車両等の調達先、予定数を明確にしておくとともに、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合、県に対して調達・あっせんを要請する。

(2) 輸送車両等の配車----------【市(各部)】

輸送車両等の配車手続きの流れは、以下のとおり。

1) 配　車

各部への車両等の配分は、使用できる車両数及び実施する災害応急対策の緊急度や重要度等を勘案して定める。

2) 配車手続き

各部は必要とする車両等の請求を総務部財務班に提出し、総務部財務班は所要車両等を請求部局に引き渡す。

3) 料金の支払い

調達した車両等の料金については、総務部会計班において支払い手続きを行う。

(3) 緊急通行車両の確認(緊急通行車両標章及び証明書の交付)--------【県、県警察本部、市(総務部)】

災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送及びその他の災害応急対策を実施するため運転中の車両（道路交通法に規定する緊急自動車を除く。）について、緊急通行車両としての申請に基づき、緊急通行車両標章及び証明書を以下の手続きにより適正に交付する。

①緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者は、県知事または県公安委員会に対し、緊急通行車両確認申請書により当該車両が緊急通行車両であることの確認を求めるものとする。
②前記により確認した時は、県知事または県公安委員会は、緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者に対し、災対法施行規則第６条に規定する標章及び証明書を交付する。
③交付を受けた標章は当該車両の前面の見やすい部位に表示する。なお、緊急通行車両の標章及び証明書の様式は、資料編「緊急通行車両確認証明書等」のとおりである。
④県公安委員会は、緊急通行車両についてあらかじめ災害応急対策用として届出があった場合、事前に審査し、災害時に速やかに標章等の交付を図るものとする。また、この事前届け出の取扱いについて、災害応急対策に携わる見込みのある者に対し、平常時から周知に努める。

４　緊急輸送状況の把握----------【市（各部）】

市は、緊急輸送道路・緊急交通路の応急復旧状況、交通規制の状況、交通量の状況等の情報を、県及び関係機関等から入手して取りまとめ、各部で共有するとともに防災関係機関や緊急輸送主体からの問い合わせに対応できるよう努める。

５　交通規制

(1) 初動期及び応急対策活動期----------【県警察本部、下妻警察署】

1) 被災地への流入車両の制限

災害発生直後において、速やかに被災地を中心としたおおむね 30 ㎞地点の主要交差点において、被災地方面に進行する緊急通行車両以外の通行を禁止または制限する。

2) 緊急交通路の交通規制

災対法の規定に基づき、被災者の救難、救助のための人員の輸送車両、緊急物資輸送車両等緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両以外の通行を禁止または制限する。同法の規定に基づく標識の様式は、次のとおりである。

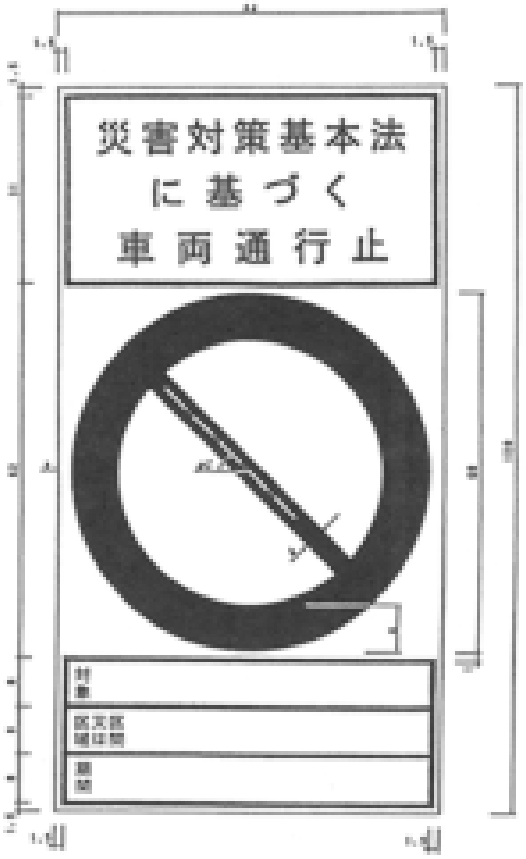

備考１　色彩は文字、縁線及び区分線を青色、斜めの線及び枠を赤色、地を白色とする。
　　２　縁線及び区分線の太さは、１cm とする。
　　３　図示の長さの単位は、cm とする。
　　４　道路の形状または交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図形の寸法の２倍まで拡大し、または図形の寸法の２分の１まで縮小することができる。

なお、被災想定地区ごとの緊急交通路指定予定路線は、次のとおりである。

【緊急交通路指定予定路線】

常磐道、東関道、北関東道、圏央道、東水戸道路、常陸那珂道路、日立有料道路

3) 区域指定による規制

災害状況により、災害現場及びその周辺の道路すべてを緊急輸送のため確保することが必要な場合には、その必要な区域を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止または制限する。

4) 緊急交通路等における警察官等の措置

警察官は、緊急交通路等に放置車両その他交通障害となる車両その他の物件がある場合は、直ちに立退き・撤去の広報・指示を行う。また、著しく障害となる車両その他の物件については、道路管理者等の協力を得て排除するほか、状況により必要な措置を講じるものとする。

なお、災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、警察官の職務を代行するものとし、自衛隊、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を実施する。

5) 広報活動

交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、交通情報板、警察車両、立看板、横断幕、現場の警察官による広報のほか、テレビ、ラジオ等のあらゆる広報媒体を通じて、ドライバーをはじめ居住者等広く市民に周知する。

(2) 復旧活動期----------【県警察本部、下妻警察署】

1) 復旧・復興のための輸送路の交通規制

緊急交通路については、被災地における活動が、災害応急対策から復旧・復興対策に重点が移行する段階においては、災害の状況、災害応急対策の状況等を勘案して漸次見直しを行い、復旧・復興のための輸送路（復旧、復興関連物資輸送ルート）として運用する。

この場合、復旧・復興の円滑化のため、原則として、復旧・復興関連物資輸送車両以外の車両の通行を禁止または制限する。

2) 応急対策活動期の交通規制の見直し

緊急交通路のほか、応急対策活動期から実施中の交通規制についても災害応急対策等の推移を勘案しながら、規制区間、箇所等の見直しを行い、実態に即した交通規制を実施する。

3) 広報活動

復旧・復興期における交通関連情報について、あらゆる広報媒体を通じて市民への周知を図る。

(3) 運転者のとるべき措置----------【運転者】

1) 走行中の運転者がとるべき行動

走行中の車両の運転者は、次の要領により行動する。

①できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること ②停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応

じて行動すること
③車両を置いて避難する時は、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難する時は、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと
④駐車する時は、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと

2）車両による避難

避難のために車両を使用しない。

3）通行禁止区域等内の運転者がとるべき行動

災対法に基づく交通規制が行われた時には、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域または道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止または制限されることから、同区域等内に至る運転者は次の措置をとる。

①速やかに、車両を次の場所に移動させること
㋐道路の区間を指定して交通の規制が行われた時は、規制が行われている道路の区間以外の場所
㋑区域を指定して交通の規制が行われた時は、道路外の場所
②速やかな移動が困難な時は、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること
③通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けた時は、その指示に従って車両を移動または駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置することができなかったりした時は、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

■　資料編　「緊急輸送車両確認証明書等」

第４　消火活動、救助・救急活動、水防活動

■　基本事項

１　趣　旨

大規模な地震による建物の倒壊、火災、がけ崩れなどの災害による死傷者等をできる限り軽減するため、市及び防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な対策を実施する。

２　留意事項

(1) 被害情報の早期把握

通信回線が途絶した場合等を想定した情報収集体制を確立し、被害情報を早期に把握する必要が

ある。

⑵ 災害応急対策活動の優先度を考慮した対応

大規模な地震では、火災、建物倒壊による救助事案、がけ崩れなどが同時に多発する。特に地震発生初期においては、これらに対処する要員、資機材、車両等の資源は限られるため、活動の優先順位を適切に判断し、それに応じた人的・物的資源の配分を的確にする必要がある。

⑶ 応援隊との連携

大規模な地震では、被災地域のみでの対応は困難であるため、他地域からの応援隊との連携をいかにうまくとって対応するかが鍵となる。このため、早期に指揮系統、役割分担や活動地域、情報伝達方法及び連携協力要領などを明確にし、混乱なく効率的な対策活動を行うことが必要である。

⑷ 活動障害発生を考慮した対応

発災直後の混乱期には消火栓の水圧低下による使用不能や、道路通行支障による緊急車両の到着遅れなどの、様々な障害が発生することがある。このため、あらかじめ発生が予想される障害への対策を検討しておくとともに、災害時は臨機応変な活動を実施する必要がある。

⑸ 住民及び自主防災組織等による防災行動の呼びかけ

大規模な地震が発生した際の火災や死傷者の発生を予防し、拡大を防ぐためには、被災地域の住民や自主防災組織等による防災行動が極めて重要である。このため、市及び消防は地震発生後直ちに住民等に対し、安全を確保しつつ消火、救助・救急等の活動を行い、被害の発生と拡大の防止に努めるよう呼びかける。

３　対策項目

１　消火活動
２　救助・救急活動
３　水防活動
４　危険区域の調査及び被害想定図の作成
５　消防通信体制の確立

■　対　策

１　消火活動

⑴ 下妻消防署による消火活動----------【下妻消防署】

1）情報収集、伝達

①被害状況の把握

119 番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などから、被害の状況を総合的に把握し、初動体制を整える。

②災害状況の報告

消防署長は、災害の状況を市長及び茨城西南広域消防本部長に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れのないよう努める。

2）同時多発火災への対応

火災の発生状況に応じて、次の原則にのっとりそれぞれの防御計画に基づき鎮圧にあたる。

①避難地及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消火活動を行う。

②重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

③市街地火災消火活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、部隊を集中して消火活動にあたる。

④重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。

⑤火災現場活動の原則

㋐出場隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

㋑火災規模と対比して消防力が優勢と判断した時は、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

㋒火災規模と対比して消防力が劣勢と判断した時は、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

3）応援派遣要請

下妻消防署は自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき代表消防本部を通じて他の消防本部に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、代表消防本部は、県知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

4）応援隊の派遣

下妻消防署は、消防相互応援協定及び県知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、現地の消防活動を応援する。特に、近隣都県での災害に対してはあらかじめ定めた消防計画等により直ちに出動できる体制を確保する。

⑵ 自主防災組織等による消火活動----------【自主防災組織、住民】

住民及び自主防災組織等は、地震発生後直ちに次のような活動を行い、火災の発生と拡大の防止

に努める。

1）出火防止

地震発生後直ちに火気、ガス・電気の使用停止等を近隣へ呼びかけるとともに、倒壊家屋、留守宅等の出火に関する警戒活動に努める。

2）消火活動

火災が発見された場合は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防署、消防団に協力しまたは単独で地域での消火活動を行うよう努める。

２　救助・救急活動

(1) 消防機関による救助・救急活動----------【下妻消防署】

1）情報収集、伝達

①被害状況の把握

119 番通報、駆け込み通報、参集職員からの被害の状況を総合的に把握し、初動体制を整える。

②災害状況の報告

消防署長は、被害の状況を市長及び茨城西南広域消防本部長に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れのないよう努める。

2）救助・救急要請への対応

発災後、多発すると予想される救助・救急要請に対して、あらかじめ定めた救助・救急計画に基づき次の組織的な対策をとる。

①救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災関係機関との連携の上実施する。
②延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急事案が発生した場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。

3）救助資機材の調達

家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた時は、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

4）応急救護所の設置

災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者の応急手当、トリアージを行う。

5）後方医療機関への搬送

①応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い医療機関に搬送する。
②消防機関は、搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、いばらき消防指令センター等から、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。

③県防災ヘリコプターによる重篤傷病者等の搬送について、搬送体制の整備を行い、積極的に活用を図る。

6）応援派遣要請

下妻消防署は自らの消防力で十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき代表消防本部を通じて他の消防本部に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、代表消防本部は、県知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

7）応援隊の派遣

下妻消防署は、消防相互応援協定及び県知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、救助隊、救急隊を被災地に派遣し、現地の救助・救急活動を応援する。特に、近隣都県での被害に対してはあらかじめ定めた救助・救急計画等により直ちに出動できる体制を確保する。

⑵ 自主防災組織等による救助・救急活動----------【自主防災組織、住民】

住民及び自主防災組織等は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各防災関係機関に協力するよう努める。

３　水防活動

災害時における水防活動は、茨城県地域防災計画及び県水防計画、水防管理者が定める水防計画によるほか、本計画の定めるところによる。

⑴ 市の措置----------【市（総務部、建設部）】

地震が発生した場合、ため池、河川等の堤防の決壊、または放流による洪水の発生が予想されるので、市長は、地震（震度４以上）が発生した場合は、水防計画またはその他水防に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化するとともに、水防活動にあたっては、ダム、堤防等の施設の管理者、警察・消防の各防災関係機関及び自主防災組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点を置く。

⑵ その他の措置

1）施設の管理者----------【市（経済部、建設部）、水防施設管理者】

ため池、堤防、水閘門等の管理者は、地震（震度４以上）が発生した場合は、直ちに施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じ防災関係機関及び地域住民に連絡するとともに、ダム、水閘門等の操作体制を整え、状況により適切な開閉等の措置を講じる。

2）水防警報----------【県、国】

国土交通省及び県は、ダムからの事前放流、ダム等が決壊しまたは決壊が予想され、洪水などの危険があると認める時には、迅速・的確に水防警報を発表するとともに、防災関係機関に伝達し、

地域住民に周知させる。

４　危険区域の調査及び被害想定図の作成----------【市（総務部、建設部）】

市は、市域内における防災上危険な地域のうち、次に掲げる危険区域についてあらかじめ調査し、必要に応じ具体的な被害想定図を作成して消防活動の円滑な実施に努める。

①住宅密集地帯の火災危険区域
②がけ崩れ等の危険区域
③浸水危険区域
④特殊火災危険区域（高層建築物、地下街、危険物及び放射線関係施設等）

５　消防通信体制の確立----------【県、市（総務部）】

災害時における市町村間の相互応援が円滑に行われるよう、通信体制の整備を図る。とくに、消防無線通信については、全県共通波の活用を図ることとし、この運用等にあたり県は、必要な指導・助言を行うよう努める。なお、有線通信についても、市は相互に専用線の確保に努める。

■　資料編　「消防関係施設一覧」
■　資料編　「消防施設及び資機材」

第５　応急医療

■　基本事項

１　趣　旨

地震発生時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における応急医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携のもとに一刻も早い医療救護活動を行う。

２　留意事項

⑴　地域レベルでの災害対策の強化

被災者に対する医療・助産は市が実施責任者となり、市災害対策本部は、災害派遣医療チームなどの派遣を一般社団法人真壁医師会や県に要請するとともに、連絡調整など災害時医療の維持運営を関係機関の協力を得て実施する。また、医療救護活動が円滑に実施できるよう、市は、真壁医師会及び市内医療機関等の協力を得るために事前の調整を行うとともに、防災訓練を通じ、連絡体制を確立するよう努めていく。

⑵　情報途絶を前提とした医療救護体制の確立

地震動による医療施設の被災による医療機能の低下及び情報通信設備の損傷によるアクセス障害を前提とした医療救護体制を構築する必要がある。

⑶ 後方搬送体制の確立

傷病者搬送を円滑に行うため、消防機関と医療機関との間において災害に強い通信手段を確保する。また、消防機関以外の車両等を使った搬送手段の確保やヘリコプターによる広域医療搬送体制を確立する必要がある。

⑷ 医療ボランティアの確保

災害における多数の傷病者に対する医療救護活動においては、あらかじめ計画された災害派遣医療チームだけでは十分な対応が困難になることが予想されるため、医療ボランティアを確保し、災害時に迅速に対応できる体制を整備する必要がある。

３　対策項目

１　応急医療体制の確保
２　応急医療活動
３　後方支援活動

■　対　策

１　応急医療体制の確保

⑴ 初動体制の確保----------【市（保健福祉部）、県、医療機関】

災害時に迅速かつ的確に救援・救助を行うため、市の災害対策本部は、災害派遣医療チームなどの派遣を一般社団法人真壁医師会や県に要請するとともに、連絡調整など災害時医療の維持運営を関係機関の協力を得て実施する。

1）全体の体制

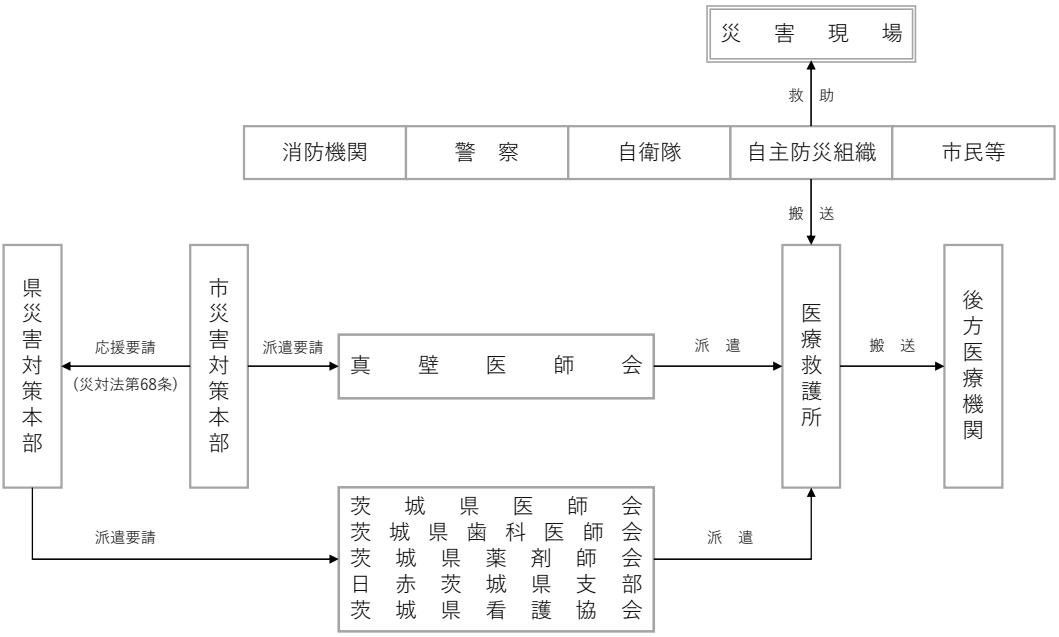

2）情報収集

市医療救護班は、次の項目について情報を収集する。

①市内の医療機関及び防災協力医療機関の被災状況

医師・看護師等の医療スタッフや建物、医療機器等の施設損壊状況、患者受け入れ状況の情報収集を行う。また、保健所や下妻消防署からも医療機関の被災状況の把握を行う。

②重傷者等の受け入れ可能な被災地外の病院の把握

クラッシュ症候群等重傷者や人工透析患者等の受け入れ

3）災害派遣医療チーム等の協力要請

市災害対策本部は、災害時の医療救護活動に関する協定に基づき、一般社団法人真壁医師会へ派遣を要請する。また、災害の程度により、県、自衛隊、日本赤十字社等へ協力を要請し、応急医療体制を確保する。

4）救護所の設置

多数の負傷者が同時に発生し、市内医療機関が被災した等、混乱が予想される場合、市は医療活動を円滑かつ的確に実施するため、救護所を設置し、対応体制を整える。また、救護所を開設する施設等をあらかじめ調査し、把握しておく。

２　応急医療活動

(1) 医療施設による医療活動----------【医療機関】

市内の医療機関は、設備・人員等において患者の急増に即応できる体制を確保するとともに、トリアージ（治療における優先順位による患者の振り分け）を効果的に実施する。

(2) 災害派遣医療チームによる医療活動----------【県、市（保健福祉部）、医療機関】

1）医療救護所の活動

①被災者のスクリーニング（症状判別）

②傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供

③医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定

④防疫対策への支援

⑤その他状況に応じた処置

2）後方医療機関の活動

①転送された重傷者の受入れ

②特殊な治療を要する慢性疾患患者に対する後方医療（慢性腎不全のため透析療法を要する患者等の受入れ等）

3）搬送（転送）活動

重傷者等の後方医療機関への搬送（転送）は、原則として下妻消防署が実施する。ただし、救急車両が確保できない場合等については、次による。

①近距離の場合は、市災害対策本部及び市民等が確保した車両による。

②遠距離及び道路の破損等の場合は、県もしくは自衛隊等のヘリコプターによる。

③医療救護活動が円滑に実施できるよう、災害派遣医療チーム及び患者の搬送にあたっては、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。

④災害派遣医療チームは、被災者の健康相談を行うために医師及び保健師等で構成された保健医療チーム等との連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、医療活動を行う。

(3) 医薬品等の供給

医薬品及び衛生材料については、医療品販売業者等から必要に応じ調達するものとする。また、県により流通備蓄されている災害用医薬品等の供給を受ける。

また、輸血用血液製剤は、県より茨城県赤十字血液センター及び中央血液センターからの供給を受ける。

３　後方支援活動

(1) 患者受入れ先病院の確保----------【県、下妻消防署、医療機関】

1) 後方医療施設の確保

医療救護所では対応できない重傷者については、後方医療施設（被災をまぬがれた全医療施設）に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。この際、下妻消防署は、県全域の救急医療施設の情報を基に、後方医療施設を選定する。

2) 被災病院等の入院患者の受入れ

県及び市災害対策本部は、市内病院等が、被災により当該施設の入院患者に継続して医療を提供できない場合、あるいは治療困難等により被災地域外の後方医療施設へ重傷者を転院搬送する必要性が生じた場合は、病院等からの要請に基づき、後方医療施設（精神科病院を含む。）の確保に努める。

(2) 搬送体制の確保----------【下妻消防署、市（保健福祉部）】

1) 後方医療施設への搬送

災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の程度に応じて茨城県救急医療情報コントロールセンターや県保健福祉部対策本部の情報に基づき、迅速かつ的確に後方医療施設を選定の上、傷病者を搬送する。

なお、病院等が独自に後方医療施設へ転院搬送を行う場合、自己所有の患者搬送車等により重傷者を搬送するほか、必要に応じて下妻消防署または市災害対策本部に対し救急自動車、ヘリコプター等の出動を要請する。

2) 搬送手段の確保

病院等から患者搬送の要請を受けた消防機関は、自己所有の救急自動車または応援側消防機関の救急自動車により後方搬送を実施する。

ただし、消防機関の救急自動車が確保できない場合、県または市災害対策本部が輸送車両の確保に努める。

⑶ 保健医療チームの活動----------【県、医療機関】

1) 受入れ体制の確保

災害発生後、直ちに各医療関係団体は医療ボランティア調整本部を設置し、医療ボランティア活動を希望する者の登録を行い、医療ボランティアを確保する。

市または保健所は県を通して、保健医療チームの登録状況を把握し、医療救護所または後方医療施設へ振り分ける。

2) 活動内容

保健医療チームの活動内容は、次のとおりである。

①医師・看護師

㋐災害派遣医療チームに加わり、医療救護所で医療活動を行う。

㋑被災地の医療機関において医療活動を行う。

㋒後方医療施設において医療活動を行う。

㋓保健医療チームとして、避難所、在宅避難者に保健活動を行う。

②薬剤師

㋐災害派遣医療チームに加わり、医療救護所で調剤業務及び服薬指導を行う。

㋑被災患者の持参薬識別と必要に応じた医師への代替薬の提案を行う。なお、薬を滅失した被災患者からは、聞き取り情報等により、服用薬の特定を行う。

㋒医薬品集積センターにおいて、医薬品の仕分け・在庫管理等の業務を行う。

③保健師

㋐保健医療チームとして、避難所等を巡回し、被災者の健康管理や栄養指導を行うとともに、医療ニーズを把握し、医療救護班に連絡する。

㋑在宅の要配慮者や在宅避難者への健康管理や栄養指導を行うとともに、医療ニーズを把握する。

④歯科医師・歯科衛生士

・避難所等を巡回し、被災者の歯科診療、口腔ケア指導等を行う。

⑤その他

■　資料編　「救急告示病院」

■　資料編　「災害拠点病院」

第６　危険物等災害防止対策

■　基本事項

１　趣　旨

地震等による危険物等災害を最小限にとどめるためには、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じて施設の被害を最小限にとどめ、施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図るために、防災関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を

確立するものとする。

２　留意事項

⑴ 被害状況の緊急点検

地震等による危険物等施設の損壊を早期に発見することは、その後の二次災害を防止あるいは軽減することにつながる。したがって、危険物等取扱事業所は、地震が発生した場合、被害状況を緊急に点検する必要がある。

⑵ 連絡体制の確保

地震等により危険物等施設が損傷した場合、危険物等の流出等二次災害の発生するおそれがあり、これらの事故に対する対策に万全を期するため、危険物等取扱事業所と防災関係機関相互の情報連絡体制を確保する必要がある。

３　対策項目

１　危険物等流出対策
２　石油類等危険物施設の安全確保
３　高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保
４　毒劇物取扱施設の安全確保
５　有害物質の漏えい及び石綿飛散防止対策

■対　策

１　危険物等流出対策

地震等により危険物等施設が損傷し、河川等に大量の危険物等が流出または漏えいした場合は、市並びに危険物等取扱事業所は次の対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止あるいは軽減に努める。

⑴ 連絡体制の確保----------【危険物等取扱事業所】

危険物等取扱事業所は、地震等により危険物等流出事故が発生した場合、速やかにその状況を把握し、県、市等に通報するとともに、防災関係機関、隣接事業所とそれぞれの業務等について相互に密接な連携を図り、応急措置が迅速かつ的確に行えるよう協力して実施する。

⑵ 危険物等取扱事業所の自衛対策----------【危険物等取扱事業所】

危険物等取扱事業所は、危険物等が大量に流出した場合には拡散を防止するため、あらかじめ定めた防災マニュアルに基づき、迅速に危険物等の取扱作業の停止、施設等の緊急停止、オイルフェンスの展張等の自衛措置を実施するとともに、化学処理材等により処理する。

⑶ 県及び市の対応----------【県、市（総務部）】

市は、危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告する。

県は、市から危険物等流出の報告を受けた場合には、防災関係機関と連携を図り、速やかに応急処置を実施する。

⑷ 地域住民に対する広報----------【市（総務部）、危険物等取扱事業所】

地震等により危険物等流出事故が発生した場合、地域住民の安全を図るため、次により広報活動を実施する。

１）危険物等取扱事業所

危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、迅速かつ的確に広報するとともに、市、県、防災関係機関に必要な広報を依頼する。

２）市

市は、広報車、防災行政無線等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。

２　石油類等危険物施設の安全確保

⑴ 事業所における応急処置の実施----------【石油類等危険物施設管理者】

地震等による被害が発生した場合、危険物施設の管理者は各危険物施設の災害マニュアルなどに基づく応急処置を適正かつ速やかに実施する。また、被害状況等については消防、警察等防災関係機関に速やかに報告する。

⑵ 被害の把握と応急措置----------【県、下妻消防署】

茨城西南広域消防本部は、管轄範囲の危険物施設の被害の有無を確認し、被害が生じている場合は、消火・救助等の措置を講じる。また、被害状況を県に対して報告し、自地域のみでは十分な対応が困難な場合には応援を要請する。

県は、要請に応じて、応援隊の派遣要請・指示等の措置を講じる。

３　高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保

⑴ 防災活動の実施----------【高圧ガス設備等取扱事業所】

高圧ガス取扱事業所、液化石油ガス販売事業者及び火薬類取扱事業所は、地震発生後、緊急に行う高圧ガス設備等の点検や応急措置について定めた防災マニュアルに基づき、適切な処置を行う。

⑵ 災害情報の収集----------【高圧ガス設備等取扱事業所】

高圧ガス取扱事業所、液化石油ガス販売事業者及び火薬類取扱事業所は、地震発生後、県及び一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会の行う災害情報収集に協力し、防災関係機関への防災情報の提供に資する。

(3) 高圧ガス取扱事業所及び液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制の活用----------【県、高圧ガス保安協会、高圧ガス設備等取扱事業者】

県及び一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会は、高圧ガス取扱事業所間及び液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制が円滑に機能するよう連絡調整を行う。

４　毒劇物取扱施設の安全確保

(1) 施設の調査----------【毒劇物取扱施設管理者】

毒劇物取扱施設の管理者は、毒物または劇物のタンク及び配管に異常がないかどうかの点検を行う。

施設外への毒物または劇物の流出等をおこすおそれがある場合、または流出等をおこした場合には、直ちに応急措置を講ずるとともに、管轄保健所、警察署または消防機関に連絡し、併せて、市にも連絡する。

(2) 施設付近の状況調査及び処理と住民の避難誘導----------【市（総務部）、下妻消防署、下妻警察署】

市は、毒物または劇物の流出等の届出を受けた場合には、速やかに施設付近の状況を調査し、県に報告する。県は市から報告を受けた場合は、消防機関等防災関係機関と連携を図り、毒物または劇物の中和、希釈等の応急措置を講じ、被害の拡大を防止する。

また、市は、警察署、消防機関と協力の上で市民への広報活動及び避難誘導を行う。

５　有害物質の漏えい及び石綿飛散防止対策----------【市（総務部、市民部）、建築物等の所有者または管理者】

建築物等の所有者または管理者、建築物等への被害があり、有害物質の漏えいが懸念される場合は、有害物質の漏えいを防止するため、施設の点検、応急措置、防災関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

特に、建築物等の倒壊・損壊により石綿の飛散が懸念される場合は、石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、防災関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策について、「災害時における石綿飛散防止に係るマニュアル」（平成 29 年９月環境省水・大気環境局大気環境課）により行うものとする。

■　資料編　「危険物施設」

第７　燃料対策

■　基本事項

１　趣　旨

災害時においても、市の庁舎や災害拠点病院等の重要施設の自家発電用燃料、応急対策を実施する応急対策車両等の燃料は継続して供給する必要がある。

このため、燃料の供給状況や給油所の被災状況を確認するとともに、応急対策車両の優先・専用給油所の開設等を、迅速・的確に実施する。

２　留意事項

⑴ 迅速な状況の確認と情報共有

適切な燃料対策を実施するため、県内や市内への燃料供給の状況や、給油所の被災状況を速やかに確認する必要がある。

また、防災関係機関間の連絡体制を確保し、必要な情報を共有する必要がある。

⑵ 重要施設への燃料の供給

重要施設の自家発電設備用燃料が不足した場合には、国や防災関係機関が連携して、速やかに燃料を供給する必要がある。

⑶ 応急復旧等を実施する車両への燃料の優先供給

災害応急対策車両への燃料供給を行うため、必要に応じ、優先・専用給油所を立ち上げるとともに、適切な燃料供給を実施する必要がある。

⑷ 市民への普及啓発

燃料不足に伴う市民の混乱を防止するため、定期的に燃料の供給状況や今後の見込み等について情報を提供する必要がある。

３　対策項目

１　連絡体制の確保と情報の収集
２　重要施設への燃料の供給
３　災害応急対策車両への燃料の供給
４　市民への広報

■　対　策

１　連絡体制の確保と情報の収集

⑴　連絡体制の確保----------【県、市（総務部）、県石油業協同組合】

県、市及び県石油業協同組合は、地震発生直後、あらかじめ連絡手段が使用可能な状態にあるかの確認を行うとともに、必要に応じて連絡先の確認を行う。

⑵　給油所の被災状況の確認----------【県、市（総務部）、県石油業協同組合】

県及び市は、県石油業協同組合を通じ、組合加盟給油所の被災状況を確認する。

⑶　燃料の供給状況の確認----------【県、市（総務部）、県石油業協同組合】

県及び市は、県石油業協同組合を通じ、組合加盟給油所の燃料の調達の状況や、石油元売各社の状況について確認を行う。

２　重要施設への燃料の供給----------【県、市（総務部）、重要施設管理者】

重要施設は、燃料の備蓄が不足し、電力等の供給が滞る可能性がある場合には、県に対し、その旨を報告する。県は、重要施設からの報告に基づき、県石油業協同組合に対し、燃料供給の依頼を行う。県域において燃料の調達が困難であると判断した場合には、国に対し、燃料の確保を要請する。

３　災害応急対策車両への燃料の供給

⑴　災害応急対策車両専用・優先給油所の設置----------【県、市（総務部）、県石油業協同組合】

県及び市は、燃料の供給が途絶え、災害応急対策車両への燃料の供給が難しいと判断した場合には、県石油業協同組合に対し、あらかじめ指定した給油所において災害応急対策車両への優先給油を行うよう要請する。

⑵　「災害時緊急給油票」の発行----------【県、市（総務部）、防災関係機関】

県、市及び防災関係機関等は、事前に指定のできない県外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対し、必要に応じて「災害時緊急給油票」を発行する。

なお、「災害時緊急給油票」により給油を行う場合は、その車両がどのような応急対策等を実施するのかわかるような表示を行っておくこととする。

⑶　緊急車両への燃料の供給----------【災害応急対策車両専用・優先給油所】

災害応急対策車両専用・優先給油所は災害応急対策車両及び「災害時緊急給油票」を持参した車両に燃料の供給を行う。

災害応急対策車両及び災害時緊急給油票の交付を受けた車両の使用者が専用・優先給油所において給油を行う場合には、あらかじめ定めるルールに従い給油を受けるものとする。

４　市民への広報----------【市（総務部）】

市は、給油所における車列の発生などの混乱を防ぐため、市民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について、定期的に情報を提供する。

第３章　地震災害応急対策計画

第５節　被災者生活支援

第１　被災状況の把握及び生活再建支援

■　基本事項

１　趣　旨

地震による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な災害応急・復旧対策を推進していくことが必要である。特に、避難所の開設・運営、避難者の状況の把握、保健衛生支援、災害救助法の適用、救援物資の供給、応急危険度判定･被害認定調査、り災証明の発行、応急仮設住宅入居者の選定、義援金の配分、災害弔慰金や生活再建支援金の支給など、被災者の避難生活支援や生活再建支援に関わる対策については、被災者の状況を十分に把握するとともに支援体制を確立し、被災者に寄り添った（実情に即した）対策を推進していくことが重要である。

２　留意事項

⑴ 避難者の把握

避難者の状況を迅速かつ的確に把握するため、避難所に登録窓口を設置するとともに、避難所以外の場所（自宅、車中、テント等）で生活し、食料や水等のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努めるものとする。

⑵ 被災状況把握のための調査体制の整備

効率的かつ漏れなく住宅及び宅地等の被害調査ができるよう、調査実施方針、各関係部局の職員、他自治体からの応援職員及びボランティア等からなる調査チームの編成、調査実施要領及び資器材の調達等を網羅した被害認定調査計画を作成するとともに、各調査チームが調査した事項の調査結果を共用化できるようなシステムを構築するなど、あらかじめ調査体制を整備しておくことが必要である。

⑶ 被災者相談窓口の設置及び広報

住民の被災状況の把握を容易にするとともに被災者の生活再建等についての不安を軽減するため、被災者の相談窓口を設置するとともに、市が実施する被害調査並びにり災証明書の発行、住宅あっせん及び給付金等の生活再建支援策について広報を行うことが必要である。

３　対策項目

１　避難所避難者、疎開者、在宅避難者等の把握
２　被災状況把握のための調査
３　り災証明書の交付

■　対　策

１　避難所避難者、疎開者、在宅避難者等の把握

(1) 登録窓口の設置及び被災者台帳の作成----------【市（総務部、市民部）】

市は、発災後、避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等について登録できるよう登録窓口を設置する。登録窓口の設置担当は、総務部とする。また、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

２　被災状況把握のための調査----------【県、市（各部）】

(1) 調査体制の整備

市は、災害救助法の適用、避難所の開設、食料・水・生活必需品等の供給、義援金の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定等被災者に関わる事項の調査を効率的に実施できるよう、「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き（令和２年３月、内閣府）」を参考に、あらかじめ調査体制を整備する。

【参考】

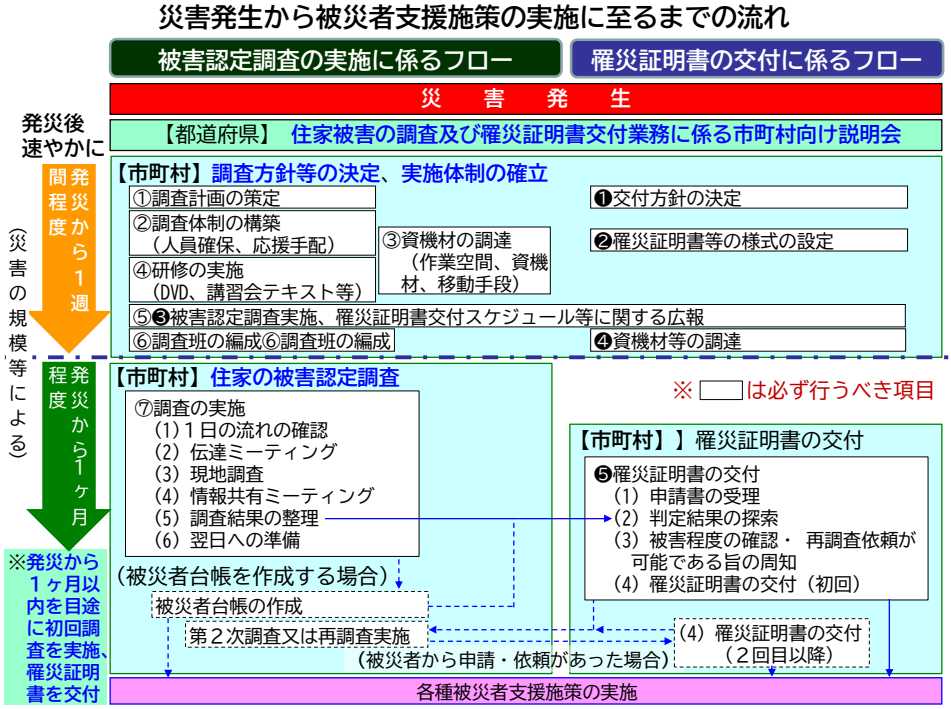

①調査計画の作成

効率的かつ漏れなく住宅及び宅地等の被害調査ができるよう、調査実施方針、調査チームの編成、調査実施要領及び資器材の調達等を網羅した被害認定調査計画を作成する。

②調査チームの編成

各関係部局の職員、他自治体からの応援職員及びボランティア等からなる調査チームを地域別

に編成し、調査責任者を定め調査を行う。

③調査・報告方法の確立

調査用紙、報告用紙を作成し、その周知徹底を図るとともに、調査方法、報告方法についても、あらかじめ定めておくものとする。

⑵ 調査の実施

市の調査チームは、⑴ に基づき調査を実施する。必要があれば、県に調査を要請する。

⑶ 調査結果の報告

市の調査チームは、調査結果を統括し、災害救助法の適用、避難所の開設、食料・水・生活必需品等の供給、義援金品の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定について、関係部局及び県に対し調査結果を報告する。

３　り災証明書の交付----------【県、市（市民部）】

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付するものとする。

なお、市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するほか、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、市では、市民部と建設部等の非常時の情報共有体制について、あらかじめ検討し、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

県は、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付について、被害の規模と比較して市の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、必要な支援を行うとともに、定期的に、り災証明の交付に係る業務のノウハウの提供等を実施する。

第２　避難生活の確保、健康管理

■　基本事項

１　趣　旨

災害によって住居等を喪失した被災者に対しては、避難所等を開設し一時的に受入れ保護する必要がある。しかしながら、不特定多数の被災者を受入れる場合、感染症や食中毒の発生及びプライバシー保護の困難性からくる精神不安定などの様々な弊害が現れる。このため、避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう、避難所の開設、運営及び健康管理等に関する業務を積極的に推進していくものとする。

２　留意事項

⑴ 使用可能施設・設備の把握

災害時において、避難所として使用可能な施設及び設備を、あらかじめ把握しておく。特に、避難生活に不可欠なトイレ、手洗い場、床の状態等は詳細に把握し、また、これらについては、避難生活時にも常に把握しておくことが必要である。

⑵ 協力体制の確保

大規模な地震が発生した場合、市職員の被災、参集の遅れ及び膨大な災害対応業務の発生などにより、市職員のみでは避難所の開設・運営を行うことが不可能であるため、避難所の開設・運営について、自主防災組織等との協力体制の確保に努めることが必要である。また、避難所に指定されている学校については、任命権者と協議し、負傷した際の補償等を確保した上で、学校長以下教職員の協力体制を確保しておくことが必要である。

⑶ 避難者の状態把握

避難所を円滑に運営するため、避難者の人数、性別、年齢、疾病の有無等を把握することが必要である。特に、高齢者等の要配慮者については、病状の悪化等に対応するため、その状態を詳細に把握することが必要である。

３　対策項目

１　避難所の開設・運営
２　避難所における生活環境の整備
３　健康管理
４　精神保健、心のケア対策

■　対　策

１　避難所の開設・運営

⑴ 避難所の開設----------【市（総務部、保健福祉部、教育部）】

市は、発災時に、必要に応じて、避難所及び要配慮者のための福祉避難所の開設を決定し、市民等に周知徹底を図るものとする。

また、指定された避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、緊急の避難所を近隣市町村に設けることとする。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、被災地域外の地域にあるものを含め、公共用地等の活用や旅館・ホテル等を避難所として借り上げ、実質的に福祉避難所として開設するなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

また、市は、避難所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

なお、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

1）基本事項

①対象者

ア　家が被害を受け、居住の場所を失った者
イ　現に災害に遭遇(旅館の宿泊人、通行人等)した者
ウ　災害によって、現に被害を受けるおそれのある者

②設置場所

ア　避難所としてあらかじめ指定している施設
イ　広域避難地等に設置する小屋、テント等の野外収容施設

③災害救助法による設置費用の範囲及び限度額

ア　費用の範囲

(ｱ) 賃金職員等雇上費
(ｲ) 消耗器材費
(ｳ) 建物の使用謝金
(ｴ) 器物の使用謝金、借上費又は購入費
(ｵ) 光熱水費
(ｶ) 仮設便所等の設置費

イ　限度額

(ｱ) 基本額
　避難所設置費１人１日あたり 320 円以内
(ｲ) 加算額
　㋐冬季（10 月～ 3 月）については、その都度定める額
　㋑福祉避難所の設置のための費用については、当該地域における通常の実費

④設置期間

災害発生の日から７日以内とする。
ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、県知事の事前承認（内閣総理大臣の同意を含む。）を受ける。

2）避難所開設の要請

市は、避難所が不足する場合は、県に対し、避難所の開設及び野外収容施設の設置に必要な資材の調達への協力を要請する。

県は、市から要請があった場合、または市からの報告及び被害状況により必要だと認められる場

合は、他市町村に対し避難所開設を指示するとともに、野外収容施設の設置に必要な資材の調達を行う。

3) 避難所開設の報告

市は、避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

①避難所開設の目的 ②箇所数及び収容人員 ③開設期間の見込み

(2) 避難所の運営管理----------【市（総務部、市民部）】

市は、避難所の開設に伴い、職員及び自主防災組織・ボランティアを各避難所に配置し、あらかじめ策定したマニュアルに基づいて避難所の運営管理を行う。その際、避難者主体の避難所運営体制の構築及び女性の参画を推進し、以下のような女性の視点を踏まえた運営や避難所の安全性の確保に十分配慮するよう努めるとともに、公営住宅や空き家などの利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所利用者の早期解消に努める。さらに必要があれば、県、近隣市町に対しても協力を要請する。また、避難所の安全確保及び秩序の維持のため警察官の配置についても配慮する。

県は、市の要請があった場合、職員を派遣するとともに、他市町に対し職員の派遣を指示する。

1) 女性の視点を踏まえた運営

①女性専用の物干し場、授乳室の設置、男女別の更衣室等
②生理用品・女性用下着等の女性用品の女性による配付

2) 避難所の安全性の確保

①防犯と安全・安心を考慮した施設の配置
②防犯の呼びかけ、防犯ブザーの配布及び巡回警備

(3) 避難所における住民の心得----------【住民】

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境の悪化防止に努め、次のような点に心掛ける。また、市は平常時から避難所における生活上の心得について、市民に周知を図る。

【避難所における住民の心得】

①自治組織の結成と主体的な運営及びリーダーへの協力 ②正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等への協力 ③ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールの遵守 ④要配慮者への配慮 ⑤プライバシーの保護 ⑥その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

(4) 福祉避難所の開設・運営----------【市（保健福祉部）】

1) 福祉避難所の指定

要配慮者は、心身の状態や障害の種別によっては、一般的な避難スペースでは、避難所の生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩したりしやすいので、市は、必要に応じて福祉避難所を事前に指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備する必要がある。

その際、避難生活が長期にわたることも想定し、要配慮者が過ごしやすい設備を整備し、必要な物資・機材を確保する。また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定する。

2) 福祉避難所の周知

市は、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く市民に対して周知する。特に、要配慮者やその家族、避難支援者に対しては、直接、広報紙を配布するなどして、周知を徹底する。

3) 食料品・生活用品等の備蓄

市は、食料品の備蓄にあたっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障害者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。

4) 福祉避難所の開設

市は、一般の避難所において福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、対応可能な福祉避難所を開設するものとする。

5) 福祉避難所開設の報告

市は、福祉避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

①避難者名簿（名簿は随時更新する。）

②福祉避難所開設の目的

③箇所名、各対象収容人員（高齢者、障害者等）

④開設期間の見込み

２　避難所における生活環境の整備

(1) 生活環境の維持----------【市（保健福祉部、市民部、教育部）】

市は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、被災者が健康状態を損なわずに生活を維持するために必要な、密集回避を考慮した避難者の収容、各種生活物資及び感染症予防や清潔保持に必要な消毒液・石鹸・うがい薬・マスク・フェースガード等の提供、間仕切りや段ボールベットの設置、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、入浴の提供を行うほか、食事供与の状況等の把握・改善に努めるなどの、必要な対策を講じるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保や、災害応急対策に必要な車両の駐車のためのスペースの確保に努めるものとする。

避難の長期化等必要な場合には、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、季節に応じて扇風機、暖房器具の提供等の暑さ寒さ対策等を講じるよう努めるものとする。

また、やむを得ず避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布等に

より、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

⑵ 避難者の特性に合わせた場所の確保----------【市（保健福祉部、教育部）】

市は、避難所の開設にあたり、避難所に部屋が複数ある場合には、乳幼児用や高齢者、障害者、体調不良者などの避難者の特性を踏まえて居住場所を割り当てる。体育館等の場合には安全のための通路の確保や着替えの場所等の確保を行う。

なお、一般の避難所で対応が困難である場合は、必要に応じて福祉避難所を設置する。

⑶ 感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及----------【市（保健福祉部）】

市は、インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染予防のため、手洗い、うがい、部屋の換気及びトイレ消毒等の保健指導や健康教育を行う。

３　健康管理

⑴ 被災者の健康（身体・精神）状態の把握----------【市（保健福祉部）】

1）市は、避難所において、被災者の健康（身体・精神）状態の把握及び健康相談などの災害時保健活動を実施する。また、必要に応じ、県に災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）の派遣を要請し、医師及び保健師等で構成する健康管理チームを編成して対応する。

2）災害時保健活動については、「茨城県災害時保健活動マニュアル」に基づき健康ニーズの把握や継続治療、避難所生活等による生活不活発病等の二次的疾病の予防など、災害発生からの保健活動の各フェイズに応じた活動を実施する。

3）災害時保健活動で把握した内容や問題等は、災害時保健活動マニュアルに示す記録様式に記載し、その内容等は、チームカンファレンスにおいて、情報の共有と効果的な処遇検討ができるよう努める。

⑵ 避難所の感染症対策----------【市（保健福祉部、教育部）】

市は、避難所において、感染症の発生を防止するため、「避難所感染症対策の手引き」を参考に、感染症予防対策を実施する。また、避難所感染症サーベイランスを行い、感染症発生状況を把握して、感染症の拡大防止に努める。

⑶ 要配慮者の把握----------【市（保健福祉部）】

市は、避難者の中から要配慮者を早期に把握し、処遇に十分配慮する。必要に応じて福祉避難所への移動、社会福祉施設への緊急入所、避難所内の個室利用等を行う。

⑷ 防災関係機関との連携の強化----------【市（保健福祉部）、医療機関】

市は、支援を必要とする高齢者、障害者等に必要なケアの実施やニーズに応じて介護・福祉サービス、ボランティア等の支援につなぐための連携や調整を行う。

４　精神保健、心のケア対策

⑴ 精神科救急医療の確保----------【県】

県は、治療の中断（薬切れ等）や環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者に対して、県精神科病院協会、精神科医療機関の協力を得ながら、受入れ可能な医療機関の確認、搬送の手続きなど、入院できるための体制を確保するものとする。こうした病状の悪化した精神障害者を受入れる病床の確保については、各医療機関と調整を行い、保健所、精神保健福祉センター等に情報の提供を行う。

⑵ ＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）の派遣要請----------【県】

県は、市の要請もしくは必要に応じ、国や医療関係団体へＤＰＡＴの派遣を要請する。ＤＰＡＴは、保健師派遣チーム等と連携し、精神科医療が必要な者への治療にあたるとともに、相談、カウンセリング等適切な対応を行う。さらに、被災者のケアを行っている職員の精神的ケアも行う。

⑶ 災害時のこころのケアへの対応----------【市（保健福祉部）、県、医療機関】

1）市は、保健所と連携し、災害直後から、心理サポートや見守りの必要があると思われる市民に対して、十分に配慮するとともに適切なケアを行う。

2）市は、心のケアに対する正しい知識の普及を図るため、保健所と連携し、災害時の心のケアやＰＴＳＤに関する情報を被災者や関係者に周知する。また、保健所に開設される「こころの相談窓口」を明示し、必要な支援が得られるようにする。

3）治療の中断（薬切れ等）や環境の急変等から病状が悪化し、医療が必要と判断される場合は、保健所や精神科医療チーム等から情報を入手するとともに、かかりつけ（精神科）医療機関がある場合は、その精神科医療機関の受診につなげ、その後も継続して支援する。

■　資料編　「避難所及び緊急避難場所リスト」

第３　ボランティア活動の支援

■　基本事項

１　趣　旨

大規模な地震災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、県、市及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。

このため、県及び市は、ボランティアの協力を得ることにより被災者の生活再建を支援する。

２　留意事項

(1) 被災者ニーズの把握

災害時には、効果的なボランティア活動が行えるよう、被災者のニーズを十分に把握し、ボランティアの活動内容の検討、調整及び派遣について速やかに判断することが必要である。

(2) 被災者ニーズの行政サービスへの反映

ボランティアが被災地で収集した被災者の支援ニーズを災害対策本部各部及び関係機関等と共有・調整し、行政サービスに反映させるようにすることが必要である。

３　対策項目

１　ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営
２　ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力

■　対　策

１　ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営

次に記載するボランティアは、一般ボランティアに関する内容であり、医療・語学・アマチュア無線の専門ボランティアについては、次表を参照のこと

区　分	項　　目
医　　療	第３章　第４節　第５　応急医療　３　後方支援活動　(4)医療ボランティア活動
語　　学	第３章　第５節　第６　要配慮者安全確保対策　３　外国人に対する安全確保対策
アマチュア無線	第３章　第２節　第１　通信手段の確保　３　アマチュア無線ボランティアの活用

(1) 受入れ体制の確保----------【市（保健福祉部、下妻市社会福祉協議会）】

災害発生後、市社会福祉協議会にボランティア現地本部を設置するとともに、県社会福祉協議会にボランティア支援本部を設置して、ボランティアの受入れ体制を確保する。

⑵ 「受入れ窓口」の運営----------【市（保健福祉部、下妻市社会福祉協議会）】

市福祉協議会が運営するボランティア現地本部における主な活動内容は、次に示すとおりである。

①市及び防災関係機関からの情報収集
②被災者からのボランティアニーズの把握
③ボランティア活動用資機材、物資等の確保
④ボランティアの受付
⑤ボランティアの調整及び割り振り
⑥防災関係機関へのボランティア活動の情報提供
⑦必要に応じて、ボランティアコーディネーターの応援要請
⑧ボランティア保険加入事務
⑨防災関係機関とのボランティア連絡会議の開催
⑩情報発信（広報活動）
⑪その他被災者の生活支援に必要な活動

２　ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力

⑴ ボランティア現地本部との連携----------【市（保健福祉部、下妻市社会福祉協議会）】

市は、災害発生後、保健福祉部に設置されるボランティア「担当窓口」に、コーディネートを担当する職員を配置し、市とボランティア現地本部との連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。

⑵ ボランティアに協力依頼する活動内容----------【市（保健福祉部、下妻市社会福祉協議会）】

ボランティアに協力を依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。

①災害・安否・生活情報の収集・伝達
②避難生活者の支援（水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介護等）
③在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介助、食事・飲料水の提供等）
④配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、配達等）
⑤その他被災者の生活支援に必要な活動

⑶ 活動拠点の提供----------【市（保健福祉部）】

市は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努めるほか、市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ等との連携を図るとともに、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付け、ごみなどの収集・運搬を行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

⑷ ボランティア保険の加入促進----------【市（保健福祉部）】

市は、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険についての広報を実施するなどボランティア保険への加入を促進するとともに、ボランティア保険の助成に努める。

第４　被災者のニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供

■　基本事項

１　趣　旨

災害時に被災者が余儀なくされる、不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立を促していくため、きめこまやかで適切な情報提供を行う。

また、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置するものとする。

２　留意事項

⑴ 要配慮者への配慮

高齢者、外国人、障害者等多様な要配慮者の抱える問題は通常より深刻である場合が多いため、ボランティア、医療救護班等の協力のもと積極的にコンタクトをとるよう努めることが必要である。

⑵ 防災関係機関・団体との連携

発災後の被災者の相談内容は、その人の生活すべての問題に係るため、行政のみの体制では十分な対応は困難であることから、日常から防災関係機関・団体との連携を図ることが必要である。

⑶ 的確な情報窓口への振り分け

様々な形で寄せられる問い合わせに対して、的確な情報窓口への振り分けを行うよう努め、「たらい回し」が発生しないように十分配慮する必要がある。

３　対策項目

１　被災者ニーズの把握
２　相談窓口の設置
３　被災者への情報伝達
４　安否情報の提供

■　対　策

１　被災者ニーズの把握

⑴ 被災者のニーズの把握----------【市（総務部、保健福祉部、市民部）】

市は、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員・児童委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数カ所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握にあたる。

【予測されるニーズの内容】

①家族、縁故者等の安否
②不足している生活物資の補給
③避難所等の生活環境及び衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ごみ処理等）の改善
④介護サービスやメンタルケアの実施
⑤家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）の支援
⑥家屋・宅地の被害調査、生活再建支援に関する情報の提供

⑵ 要配慮者のニーズの把握----------【市（総務部、保健福祉部）】

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居）、障害者等のケアニーズの把握については、市職員、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの活用等により、ニーズ把握に努める。

【予測されるニーズの内容】

①介護サービス（食事、入浴、洗濯等）
②病院通院介助
③話し相手
④応急仮設住宅への入居募集
⑤縁故者への連絡

２　相談窓口の設置----------【市（各部）、防災関係機関】

⑴ 総合窓口の設置

市は、次の⑵に示す各種の相談窓口を代表する総合窓口を速やかに設置し、市、防災関係機関、その他団体の設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問い合わせに対して、適切な相談窓口を紹介する。

この総合窓口は、震災被害の程度及び原子力事故等の複合災害の状況に応じて開設時間を延長するなど、弾力的な運営を行う。

⑵ 各種相談窓口の設置

市は、被災者のニーズに応じて以下の様な相談窓口を設置する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。

また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

表　設置する相談窓口・相談内容

No	相 談 窓 口	相　談　内　容
❶	生命保険、損害保険	支払い条件等
❷	家電製品	感電、発火等の二次災害
❸	法律相談	借地借家契約、マンション修復、損害補償等
❹	心の悩み	恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等
❺	外国人	安否確認、災害関連情報等
❻	住 宅	応急危険度判定、被害調査、り災証明書等の発行、仮設住宅・空き家・公営住宅の情報、復旧工事
❼	雇用、労働	失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等
❽	消費	物価、必需品の入手
❾	教育	学校
❿	福祉	障害者、高齢者、児童等
⓫	医療・衛生	医療、薬、風呂
⓬	廃棄物	ガレキ、ごみ、産業廃棄物、家屋の解体
⓭	金融	融資、税の減免
⓮	ライフライン	電気、ガス、水道、下水道、電話、交通
⓯	被災時の手続き	り災証明、死亡認定等
⓰	複合災害に関する相談	原発事故に伴う健康・避難・風評被害等

３　被災者への情報伝達

各防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、地震活動の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報など、被災者等に役立つ情報を適切に提供するものとする。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、広域避難者等それぞれに配慮した伝達を行うものとする。

(1) テレビ、ラジオの活用----------【市（総務部）】

テレビ、ラジオ局、ＣＡＴＶ局の協力を得て、定期的に被災者に対する放送を行い、生活情報の提供を行う。なお、聴覚障害者のために文字放送による情報の提供に努める。

(2) インターネットメールの活用----------【市（総務部）】

インターネットポータル会社の協力を得て、災害情報サービスの提供入手が可能となる場を設けるとともに、防災関係機関は情報の提供に努める。

(3) インターネットの活用----------【市（総務部）】

ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービス等を活用して、被災者に不可欠な生活情報の提供を行う。

⑷ ＦＡＸの活用----------【市（総務部）】

避難所に対する文書情報の同時提供のため、ＮＴＴ、電器メーカー等の協力を得て、ＦＡＸを活用した、定期的な生活情報の提供を行う。

⑸ 災害ニュースの発行----------【市（総務部）】

様々な生活情報を集約して、新聞紙面を借り切るなどの措置を講じ、災害ニュースとして、避難所、各防災関係機関等に広く配布する。

⑹ 臨時ＦＭ局の設置、運営----------【市（総務部）、日本放送協会、茨城放送】

阪神・淡路大震災時にも設置された臨時のＦＭ局を設置し、災害復興・被災者支援の専門局として位置付け、運営する方法も考えられる。

設置にあたっては、ＮＨＫ他の技術的協力及びボランティアの企画運営協力を得るものとする。

４　安否情報の提供

市は、被災者の安否情報について照会があった時は、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り回答するよう努めるものとする。

安否情報の適切な提供のために必要と認める時は、関係地方公共団体、消防署、消防団、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとし、安否情報の提供にあたっては、被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第５　生活救援物資の供給

■　基本事項

１　趣　旨

災害により生活を維持していくために必要な物資の確保が困難になった場合においても、市民の基本的な生活は確保されなければならない。このため、食料、生活必需品、飲料水等の生活救援物資について迅速な供給活動を行うものとする。

２　留意事項

⑴　季節及び被災者の状況を踏まえた物資の調達・供給

物資の供給にあたっては、災害発生時の季節、時間及びライフライン機能の被害状況を地域別に把握し、状況に即した品目を供給するとともに、被災者が求める物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意することが必要である。

夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとする。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、広域避難者等に対しても物資が提供されるよう努めるものとする。

⑵　避難所等における被災者数及び被災者の状況の把握

避難所等における被災者数及び被災者の年齢構成、健康状態等を把握し、状況に即した品目の選定及び必要数量の設定を行うことが必要である。

⑶　協力体制の確保

直下型地震など被害が一部の地域に限られる災害が発生した場合には、生活救援物資の供給について、地域間の相互応援が必要である。また、広域的な災害においては、都道府県間等広域での相互応援が必要であるため、日頃より、企業との応援協定も含め、窓口の確認など体制を整備しておく必要がある。

⑷　通信途絶を想定した調達・供給体制の確保

発災直後は、安否確認等により一般電話回線等の輻輳が予想されるため、代替手段を含めた通信手段の確保や公的備蓄の強化など、通信途絶時の物資の調達・供給体制の整備を図る必要がある。

⑸　災害時支援物資提供体制の構築

上記の課題を踏まえ、災害時に、各指定避難所における避難者等のニーズを迅速に把握し、適時、的確に物資を供給するための仕組みを構築する必要がある。

３　対策項目

１　食料、生活必需品等の供給
２　応急給水の実施

■　対　策

１　食料、生活必需品等の供給

(1) 食料、生活必需品等の給与----------【県、市（総務部、経済部）、他市町村】

1) 炊き出しの実施及び食品、生活必需品等の配分

市は、あらかじめ定めた供給計画に基づき、被災者等に対する食料等の供給を行う。

2) 県、近隣市町への協力要請

市は、市域に多大な被害を受けたことにより、市において炊き出し等による食料、生活必需品等の給与の実施が困難と認めた時は、県及び災害時相互応援に関する協定に基づき近隣市町に、炊き出し等について協力を要請する。県は、市から食料の給与要請を受けた時は、次により措置を講ずる。

①日赤奉仕団、自衛隊等への応援要請
②集団給食施設への炊飯委託
③調理不要なパン、おかゆ等の供給

3) 供給品目

ア　食　料

パックごはん、おにぎり、弁当、パン、ビスケット・クッキー、即席めん、味噌汁・スープ、レトルト食品、缶詰、乳児用粉ミルク・液体ミルク、飲料水等

イ　生活必需品等

①寝具（毛布等、段ボール製ベッド・シート・間仕切り）
②日用品雑貨（消毒液、石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、マウスウォッシュ、フェースガード、トイレットペーパー、ごみ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティシュペーパー、ウェットティシュ、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、おしりふき、使い捨てカイロ、マスク、ガムテープ）
③衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴、雨具等）
④炊事用具（鍋、釜、やかん、ケトル、包丁、缶切等）
⑤食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）
⑥光熱材料（発電機、ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、ＬＰガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等）
⑦その他（ビニールシート、仮設トイレ、土のう袋等）

(2) 集積地の指定及び管理----------【市(教育部)】

1) 集積地の指定

市は、あらかじ定めた集積地を活用して速やかに地域内輸送拠点を開設し、避難所までの輸送体制を確保して、調達した物資の集配を行う。

2) 集積地の管理

市は、物資の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食品等の管理の万全を期す。また、効率的な管理を行うため、トラック協会等との災害時応援協定に基づき、フォークリフト、パレット等の資機材や物流専門家等必要な人材を確保するとともに、積込みに際しては、ボランティア等の活用を図る。

２　応急給水の実施----------【県、市(建設部)】

市は、給水状況や住民の被害状況など必要な情報を把握し、次に示す応急給水の行動指針に基づき、応急給水を実施する。

①被災者が求める給水量は、経時的に増加するので、それに応じた供給目標水量を設定すること
②保管上の注意事項の広報等、応急給水された水の衛生の確保の方策を盛り込むこと
③市等が果たす役割、他の公共機関が果たす役割、自治区等による住民相互の協力やボランティア活動に期待する役割を定めること
④高齢者等の要配慮者や中高層住宅の住人等が行う水の運搬への支援方策を盛り込むこと
⑤継続して多量の給水を必要とする救急病院等の施設を明らかにすること
⑥応急給水実施時に行うべき広報について、給水の場所や時間等の内容及び文字情報等の迅速かつ確実に伝達できる方法を明らかにすること

(1) 応急給水資機材の調達

市は、あらかじめ定めた給水計画に基づき、必要となる応急給水資機材（給水タンク、ポリ容器、浄水器等）等の調達を実施する。被害状況により必要と認められる場合は、県に調達を要請する。

(2) 応急給水活動の実施

1) 給水の手段

市は、給水拠点において応急給水を実施する。給水拠点からの輸送は、下妻市の保有車及び調達車両等によって行うものとする。

また、市は、配水池や飲料水兼用耐震貯水槽の水を有効利用し、給水車等により応急給水を実施する。

県は、市から要請があった場合または県が必要と認める場合は、防災関係機関に支援を要請する。

2) 給水基準

１人１日３リットルを基準とし、次の応急給水目標に基づき給水を行う。

表　応急給水の目標

地震発生からの期間	目標水量	市民の水の運搬距離	主な給水方法
～３日	３ ℓ/人・日	概ね １km 以内	耐震貯水槽、タンク車
～10 日	20 ℓ/人・日	概ね 250m 以内	配水幹線付近の仮設給水栓
～21 日	100 ℓ/人・日	概ね 100m 以内	配水支線上の仮設給水栓
～28 日	被災前給水量 250 ℓ/人・日	概ね　10m 以内	仮配管からの各戸給水共用栓

（注）医療施設、避難所、災害対策本部拠点等の重要施設への給水は、地震発生直後から確保する。

3）給水拠点及び給水能力

資料編「給水拠点」を参照する。

(3) 検査の実施----------【市（建設部）、県】

市は、車両輸送が困難な場合や配水管の破損等による一時的な断水が生じた場合など、井戸水等を飲用しなければならない場合は、飲用の適否を調べるための検査を行う。検査を行うことができない場合は、県に検査の実施を要請することができる。

県は、市から要請があった場合または県が必要と認める場合は、検査機関に検査を依頼する。

■　資料編　「給水拠点」

第６　要配慮者安全確保対策

■　基本事項

１　趣　旨

災害時には、要配慮者は自力では避難できないことや、視聴覚や音声・言語機能の障害から的確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になること等により、非常に危険な、あるいは不安な状態に置かれることとなる。

このため、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で要配慮者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行うものとする。

２　留意事項

⑴　要配慮者への配慮

市は、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、自宅や避難所等で生活する避難行動要支援者の安全確保に努めるとともに、避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への入居にあたって、要配慮者へ十分配慮するものとする。特に、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への高齢者の優先入居、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努め、情報提供についても十分配慮するものとする。

⑵　行政と地域住民及びボランティア等との協力体制の確保

要配慮者に対する応急救助活動の実施にあたっては、地域住民やボランティア組織等、地域全体での協力体制を確保する必要がある。

３　対策項目

１　社会福祉施設入居者等に対する安全確保対策
２　在宅要配慮者に対する安全確保対策
３　外国人に対する安全確保対策

■　対　策

１　社会福祉施設入居者等に対する安全確保対策

⑴　救助及び避難誘導----------【市（保健福祉部）、社会福祉施設等管理者】

施設等管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導する。

市は、施設等管理者の要請に基づき、必要な援助の内容を把握し、速やかに援助のために必要な連絡調整を行う。また、援助可能な社会福祉施設及びボランティア組織等にも協力を要請する。

⑵ 搬送及び受入れ先の確保----------【市（保健福祉部）、社会福祉施設等管理者】

施設等管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入れ先の確保を図る。

市は、施設等管理者の要請に基づき、防災関係機関と連携し、安全に搬送するための救急自動車等を確保するとともに、病院等の医療施設及び他の社会福祉施設等受入れ先を確保する。

⑶ 食料、飲料水及び生活必需品等の調達----【市（総務部、経済部、建設部）、社会福祉施設等管理者】

施設等管理者は、食料、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じた時は、市に対し応援を要請する。

市は、施設等管理者の要請に基づき、食料、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

⑷ 介護職員等の確保----------【市（保健福祉部）、社会福祉施設等管理者】

施設等管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の社会福祉施設及び市等に対し応援を要請する。

市は、施設等管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティア等へ協力を要請する。

⑸ 巡回相談の実施----------【市（保健福祉部）、自主防災組織等】

市は、被災した施設入所者や他の社会福祉施設等に避難した入所者等に対して、地域住民（自主防災組織）、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、要配慮者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

⑹ ライフライン優先復旧----------【市（建設部）、東京電力パワーグリッド、ガス事業者】

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

２　在宅要配慮者に対する安全確保対策

⑴ 安否確認、救助活動----------【市（総務部、保健福祉部）】

市は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、消防団、民生委員・児童委員、地域住民（自主防災組織）、福祉団体（社協、老人クラブ等）、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された要配慮者の安否確認、救助活動を行う。

特に、あらかじめ定める避難の情報に関する伝達マニュアルや避難支援計画、各避難行動要支援者に関する個別計画に基づく適切な避難支援を実施する。

⑵ 搬送体制の確保----------【市（保健福祉部）、下妻消防署】

市は、要配慮者の搬送手段として、地域住民（自主防災組織）等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車を確保する。また、これらが確保できない場合、県等が確保した

輸送車両により、要配慮者の搬送活動を行う。

⑶ 要配慮者の状況調査及び情報の提供----------【市（保健福祉部）】

市は、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員等及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、自宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

⑷ 食料、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の要配慮者への配慮----------【市（総務部、経済部、保健福祉部）】

市は、要配慮者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を確保する。なお、市は、福祉避難所の食料品の備蓄にあたっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障害者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。

⑸ 保健・医療・福祉巡回サービス----------【市（保健福祉部）】

市は、医師、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、自宅や避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。

⑹ 保健・医療・福祉相談窓口の開設----------【市（保健福祉部）】

市は、災害発生後、直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

３　外国人に対する安全確保対策

⑴ 外国人の避難誘導----------【県、市（総務部）、県国際交流協会】

県及び県国際交流協会は、市の要請に基づき、語学ボランティアに協力を要請する。

市は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災無線、インターネット通信などを活用して、外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

⑵ 安否確認、救助活動----------【県、市（総務部、市民部）、下妻警察署、語学ボランティア】

市は、警察、地域住民（自主防災組織）、語学ボランティア等の協力を得て、住民登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行う。

県は、各関係団体への連絡担当者を定め、各関係団体の被災状況、外国人の安否等の確認や在住外国人に関する情報の収集など、避難・救助の支援を行う。

⑶ 情報の提供----------【県、市（総務部、市民部）、県国際交流協会】

1） 避難所及び在宅の外国人への情報提供

県、市及び県国際交流協会は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、災害

多言語支援センターを設置し、地域国際化協会連絡協議会や、語学ボランティア（県国際交流協会登録者）等の協力も得て、外国人に配慮した継続的な生活・防災・気象情報の提供を行う。また、外部からの語学ボランティアの「受入れ窓口」を設置・運営し、外国人の避難誘導等への支援を行う。

2）テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

市は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供に努める。

⑷ 外国人相談窓口の開設----------【県、市（総務部、市民部）、県国際交流協会】

県は、県国際交流協会と連携し、語学ボランティアの協力を得て、災害に関する外国人の「相談窓口」を協会内に開設し、総合的な相談に応じる。

市においても速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。また、県や他市町村との間で「相談窓口」のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。なお、外国人相談窓口の設置担当は、市民部（市民課）とする。

■　資料編　「社会福祉施設一覧」

第７　応急教育・応急保育

■　基本事項

１　趣　旨

災害のため、平常の学校教育の実施が困難となった場合は、市教育委員会並びに私立学校設置者は緊密に連携し、防災関係機関の協力を得て児童・生徒等の安全及び教育を確保していくものとする。

２　留意事項

⑴ 発災時間と応急対策との関連

災害の発生時間が登校時間、在校時間、あるいは夜間・休日となる場合も考えられ、そうしたすべてのケースにも対応し得るよう、発災時の対応マニュアル、連絡体制等の整備及び訓練の充実等が必要である。

⑵ 想定される地震の種類と対策の対応

被災地域が局所的となるような直下型地震に対しては、特に地域間の応援協力体制の整備が重要であり、学校間での施設、教職員等に関する相互協力体制の整備が必要である。

⑶ 避難所との共存

学校等は、教育施設であると同時に避難所となる場合もあることから、学校関係者と地域住民と

の融和・共存を図ることが必要である。

⑷ 保護者への引き渡し

市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童・生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

⑸ 保育所等の連携体制の構築

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市との間及び施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

３　対策項目

１　児童・生徒等の安全確保
２　応急教育
３　応急保育

■　対　策

１　児童・生徒等の安全確保----------【市（教育部）、学校等】

⑴ 情報等の収集・伝達

①市は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、学校の長（以下「校長等」という。）に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
②校長等は、防災関係機関から災害に関する情報を受けた場合、教職員に対して速やかに伝達するとともに、自らテレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。
なお、児童・生徒等への伝達にあたっては、混乱を防止するよう配慮する。
③校長等は、児童・生徒等及び学校施設に被害を受け、または、そのおそれがある場合は、直ちにその状況を、市その他防災関係機関に報告する。
④県、市、各学校は、停電等により校内放送設備等が使用できない場合を想定し、電池式可搬型拡声器等の整備に努めるとともに、情報の連絡方法や伝達方法を定めておくものとする。

⑵ 児童・生徒等の避難等

1) 避難の指示

校長等は、的確に災害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に指示する。なお、状況によっては、教職員は個々に適切な指示を行う。

2) 避難の誘導

校長等及び教職員は、児童・生徒等の安全を確保するため、あらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。

なお、状況により校外への避難が必要である場合は、市その他防災関係機関の指示及び協力を得て行う。

3) 下校時の危険防止

校長等は、下校途中における危険を防止するため、児童・生徒等に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ、通学区域毎の集団下校、または教員による引率等の措置を講ずる。なお、通学路の安全について、日頃から点検に努めるものとする。

4) 校内保護

校長等は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、速やかに保護者へ連絡し、引き渡しの措置を講ずるものとする。なお、この場合、速やかに県や市に対し、児童・生徒数等や保護の状況等必要な事項を報告する。また、保護者との連絡がとれない場合や保護者が迎えに来ることが困難な場合は、保護者への引き渡しができるまで校内での保護を継続するものとする。

なお、通信網の遮断等を想定し、児童・生徒等の引き渡し方法等について、日頃から保護者と連携を図り、共通理解に努めるものとする。

5) 保健衛生

県、市、各学校は、帰宅できず校内で保護する児童・生徒等のため、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。

また、校長等は、災害時において、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒等の保健衛生について必要な措置を講ずる。

２　応急教育

(1) 教育施設の確保----------【市（教育部）、学校等】

市教育委員会並びに私立学校設置者は、相互に協力し、教育施設等を確保して、教育活動を早期に展開するため次の措置を講ずる。

①校舎の被害が軽微な時は、速やかに応急修理をして授業を行う。
②校舎の被害は相当に大きいが、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で、合併または二部授業を行う。
③学校施設の使用不能または通学が不可能な状態にあるが、短期間に復旧できる場合は、臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。
④校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、公民館、体育館その他の公共施設の利用、または他の学校の一部を使用し授業を行う。
⑤施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば仮校舎を設営する。
⑥校舎の被害状況を速やかにかつ安全に確認する体制を日頃から整備するよう努める。

(2) 教職員の確保----------【市（教育部）、学校等】

市教育委員会並びに私立学校設置者は、災害発生時における教職員の確保のために、次の措置を講じるものとする。

①災害の規模、程度に応じた教職員の参集体制を整備する。

②教職員の不足により、応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等必要な教職員の確保を図る。

(3) 教科書・学用品等の給与----------【県、市（教育部）、学校等】

①市は、災害により教科書・学用品等（以下「学用品等」という。）を喪失または損壊し、就学上支障をきたしている小・中学校の児童生徒等に対して学用品等を給与する。
②市は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合は、県へ学用品等の給与の実施、調達について応援を要請する。

(4) 避難所との共存----------【市（総務部、教育部）、学校等】

学校が教育の場としての機能と、避難所としての機能を有するために、災害応急対策を行う総務部、市教育委員会、学校は事前に次の措置を講ずる。

①市は、学校を避難所に指定する場合、教育機能維持の視点から使用施設について、優先順位を市教育委員会と協議する。
②市は、避難所に指定する学校の担当職員を決め、教育委員会、学校、自主防災組織等と災害時の対応を協議し、それぞれの役割分担を明確にする。
③避難所に指定された学校は、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。
④学校は、帰宅できず校内で保護している自校の児童・生徒等への対応と、避難してきた地域住民等への対応の双方に留意する。
⑤避難所に指定されていない学校においても、災害時には地域住民等が避難してくることを想定し、避難所と同様の対応ができるよう努める。

３　応急保育

(1) 保育施設の確保----------【市（保健福祉部）、保育施設等】

保健福祉部等は、保育施設等を確保する。

(2) 保育士の確保----------【市（保健福祉部）、保育施設等】

保健福祉部等は、災害発生時における保育士の確保のために次の措置を講じるものとする。

①災害の規模、程度に応じた保育士の参集体制を整備する。
②保育士の不足により、応急保育の実施に支障がある場合は、保育所間における保育士の応援、保育士の臨時採用等必要な職員の確保を図る。

(3) 幼児の受入れ----------【市（保健福祉部）、保育施設等】

受入れ可能な幼児は、保育園にて保育する。また、被災により通所できない幼児については、地域ごとに実情を把握する。

■　資料編　「文教施設一覧」

第８　帰宅困難者対策

■　基本事項

１　趣　旨

地震発生直後においては、救助・救援活動、消火活動、緊急輸送道路の応急活動を迅速・円滑に行う必要があり、帰宅困難者等の発生による混乱等を防止するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な備蓄等を促す必要がある。

２　留意事項

(1) 自助・共助・公助による対応

帰宅困難者対策への備えを万全とするためには、自助・共助・公助による総合的な対応が不可欠である。

３　対策項目

１　各防災関係機関の取組み

■　対　策

１　各防災関係機関の取組み

(1) 市の取組み----------【市（総務部）】

1) 普及啓発

企業等における一斉帰宅抑制が実行性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

2) 物資の備蓄

市は、帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。

3) 情報提供

市は、交通事業者等との連携を図り、鉄道の復旧見込みや路線バス等の運行状況を把握し、関係者等への情報提供に努める。

4) 交通事業者との連携体制の整備

市は、帰宅困難者の発生が予想される公共交通機関等がある場合には、交通事業者と災害時の対応や備蓄等について、地域も含め、体制を構築しておく必要がある。また、市と交通事業者は、協議の上、一時滞在場所の確保等を推進するものとし、一時滞在場所の確保に当たっては、男女の違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在場所の運営に努めるものとする。

⑵ 企業等の取組み----------【事業所】

1) 従業員の待機

企業等は、鉄道の運行停止や道路状況等により帰宅の見通しが立たない場合には、建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間とどめるよう努めるものとする。

2) 物資の備蓄

企業等は、従業員が事業所内に待機できるよう、３日分の必要な水、食料、毛布などの物資の備蓄に努めるものとする。

3) 環境整備

企業等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止など、従業員等が安全に待機できる環境整備に努めるものとする。

4) 事業継続計画等への位置づけ

企業等は、ＢＣＰ（事業継続計画）等において、大規模災害発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定めておき、従業員に周知しておくものとする。

5) 安否確認方法の周知

企業等は、大規模災害時には、電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル 171、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するよう周知しておくものとする。

6) 市、自主防災組織等との連携

企業等は、市や自主防災組織等と、大規模災害時の対応を事前にとり決めておくなど日頃からの連携に努めるものとする。

⑶ 大規模集客施設の取組み----------【大規模集客施設】

大規模な集客施設においては、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから、事業者等は、市や防災関係機関等と連携し、利用者を保護するため、適切な待機や誘導に努めるものとする。

⑷ 各学校の取組み----------【学校等】

1) 鉄道事業者との連携

日頃から生徒の通学手段を把握し、鉄道を使用する生徒数等の情報を、災害時に速やかに鉄道事業者に提供できるよう努める。

2) 帰宅困難者への情報提供

あらゆる災害を想定しながら、情報を入手する体制の整備や、情報の提供方法の構築に努める。

3) 飲料水等の備蓄

各学校において、飲料水の確保に努める。

第９　義援物資対策

■　基本事項

１　趣　旨

大規模災害時には、全国から提供される多くの義援物資を受入れ、迅速・的確に被災地へ配送しなければならない。このため、被災地が必要としているものを的確に把握し、効率的に配分することが必要となる。

２　留意事項

(1) 被災者のニーズの把握

被災者のニーズは、時間と共に変化することに留意し、ニーズに沿った物資を迅速に現地へ配送することが必要である。

(2) 被災地からの情報の発信

義援物資が被災地に与える影響について、提供申出者に正しく理解してもらうことが必要である。

(3) 民間力の活用

大量の義援物資を迅速・的確に配送するためには、物流業者等民間の資機材や施設、人材、ノウハウを有効に活用する必要がある。

３　対策項目

１　義援物資の供給

■　対　策

１　義援物資の供給

(1) 情報の収集・発信----------【市（総務部、市民部）】

1) 市は、各避難所等における必要な物資・数量を集約し、不足する場合には、県に対し、要請を行う。

2) 市は、各避難所等のニーズ及び受入れ方針等を、市ホームページ等を通じて情報発信する。

(2) 物資の受入れ----------【市（総務部、教育部）】

市は、被災者が必要としている物資を受け入れる。大規模災害時に保管スペースが不足する場合に備え、事前に候補施設等を選定しておくように努める。

(3) 物資の配送----------【市（総務部）、茨城県トラック協会】

災害時応援協定に基づき、茨城県トラック協会等と調整し、実施する。

第１０　愛玩動物の保護対策

■　基本事項

１　趣　旨

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、動物愛護の観点から、市は県や防災関係機関、県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。

２　留意事項

(1) 愛玩動物の保護及び適正飼養

災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うものとするが、市は、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう、県と協力して必要な措置を講ずるとともに、被災した愛玩動物の保護に努める。

なお、飼い主は災害に備え、愛玩動物との同行避難や避難所での飼養について準備しておくものとする。

(2) 協力体制の確立

県は、愛玩動物の保護や適正飼養に関し、県獣医師会及び動物愛護関係団体と連携・協力するため「動物救護本部」を設置する。

３　対策項目

１　避難所における動物の適正飼養に係る措置

■　対　策

１　避難所における動物の適正飼養に係る措置----------【県、市（市民部）】

市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に、愛玩動物の受入れスペース等を検討するなどの動物の飼養に係る措置を行う。また、県は、防災関係機関等と協働して適正飼養の支援に努める。

第３章　地震災害応急対策計画

第６節　災害救助法の適用

■　基本事項

１　趣　旨

市の被害が一定基準以上であり、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法（以下「救助法」という。）の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るものとする。

２　留意事項

(1) 被災情報の迅速な収集及び伝達体制の整備

救助法の適用の判断及びその手続きを行うにあたり、被害の把握及び認定の作業を迅速かつ的確に行う必要がある。このため、被害情報の収集及び伝達体制を整備しておくことが必要である。

(2) 救助の実施に必要な関係帳票の整備

救助の実施にあたっては、救助毎に帳票の作成義務があるので、災害時に遅滞なく救助業務を実施するため、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等についても習熟しておくことが必要である。

３　対策項目

１　被害状況の把握及び認定
２　救助法の適用基準
３　救助法の適用手続き
４　救助法による救助
５　郵便事業に係る特別取扱い

■　対　策

１　被害状況の把握及び認定----------【市（総務部、保健福祉部）】

救助法の適用にあたっては、市が被害状況の把握及び認定を、次の基準で行う。

(1) 被災世帯の算定

1）住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯については１世帯
2）住家が半焼、半壊等著しく損傷した世帯については１/２世帯
3）床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯については１/３世帯

(2) 住家の滅失等の算定

1) 住家の全壊、全焼、流失

住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その延床面積の 70%以上に達した程度のもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの

2) 住家の半壊、半焼

住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの

3) 住家の床上浸水

1) 及び 2) に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(3) 住家及び世帯の単位

1) 住　家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ１住家として取り扱う。

2) 世　帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

２　救助法の適用基準

救助法の適用基準は、救助法施行令第１条に定めるところによるが、災害による被害が、次に掲げる基準に該当し、県知事が救助を必要と認めた時、市町村単位にその適用地域を指定し実施する。

(1) 市における全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数がそれぞれ次の別表第１に示す世帯以上に達した時（救助法施行令第１条　第１項　第１号）

表　施行令　別表第１

市　町　村　の　人　口	住家滅失世帯数
5,000 人未満	30 世帯
5,000 人以上　15,000 〃	40 〃
15,000 〃　30,000 〃	50 〃
30,000 〃　50,000 〃	60 〃
50,000 〃　100,000 〃	80 〃

100,000　〃　300,000　〃		100　〃
300,000　〃		150　〃

(2) 市の区域を包括する県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の別表第２に示す数以上であって、市の区域内の被害世帯数がその人口に応じ、次の別表第３以上であること（救助法施行令第１条　第１項　第２号）

表　施行令　別表第２

都道府県の区域内人口	住家滅失世帯数
1,000,000 人未満	1,000 世帯
1,000,000 人以上　2,000,000 〃	1,500 〃
2,000,000 〃　3,000,000 〃	2,000 〃
3,000,000 〃	2,500 〃

表　施行令　別表第３

市町村の人口	住家滅失世帯数
5,000 人未満	15 世帯
5,000 人以上　15,000 〃	20 〃
15,000 〃　30,000 〃	25 〃
30,000 〃　50,000 〃	30 〃
50,000 〃　100,000 〃	40 〃
100,000 〃　300,000 〃	50 〃
300,000 〃	75 〃

(3) 市の区域を包括する県の被害世帯数が、その人口に応じ次の別表第４に示す数以上であって、市の区域内の被害世帯数が多数あること（救助法施行令第１条　第１項　第３号）

表　施行令　別表第４

都道府県の区域内人口	住家滅失世帯数
1,000,000 人未満	5,000 世帯
1,000,000 人以上　2,000,000 〃	7,000 〃
2,000,000 〃　3,000,000 〃	9,000 〃
3,000,000 〃	12,000 〃

(4) 市の被害が(1) (2) 及び(3) に該当しないが、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失した場合、または多数の者が生命、身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当した時（救助法施行令第１条　第１項　第３号、第４号）

３　救助法の適用手続き

(1) 市の被害状況報告----------【県、市（総務部、保健福祉部）】

市長は、市域内の被災状況、救助の措置に関する情報を収集し、資料編「被害状況等報告様式（茨城県）」を用いて県知事に対して報告する。

(2) 県の被害状況報告及び救助法の適用----------【県】

県知事は、市長の報告により、救助法を適用する必要があると認める時は、同法に基づく救助の実施について、市長及び県各部局に指示するとともに、内閣総理大臣に報告する。なお、救助法を適用した時は、速やかに告示するものとする。

なお、救助法を適用した時は、速やかに告示するとともに、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

４　救助法による救助

市は、地域防災計画に基づき速やかに救助を実施する。

(1) 救助の実施機関----------【国、県、市（各部）】

救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施に関する事務は、県の法定受託事務となっている。

ただし、救助活動を迅速に実施するため必要な時は、救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととする。この場合、県は、事務の内容及び期間を市長に通知する。

なお、市長は、救助を実施した時は、速やかにその内容を県知事に報告することとする。

(2) 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等----------【市（総務部、保健福祉部）】

救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等については、資料編「災害救助法による救助の内容」のとおりである。

５　郵便事業に係る特別取扱い----------【日本郵便】

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

救助法が発動された場合、被災１世帯あたり、郵便葉書５枚及び郵便書簡１枚の範囲内で無償交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物（速達郵便及び電子郵便を含む。）の料金免除を実施する。なお、取扱いは日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

⑶ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

日本郵便株式会社が、公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用または見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受場所は全ての郵便局（簡易郵便局を含む。）とする。

⑷ 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の伝達の確保または交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、または郵便の業務の一部を停止することがある。

⑸ 郵便局窓口業務関係

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局において、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱い時間または取扱い日の変更等の措置を構ずる。

■　資料編　「災害救助法による救助の内容」
■　資料編　「被害状況等報告様式（茨城県）」

第３章　地震災害応急対策計画

第７節　応急復旧・事後処理

第１　建築物の応急復旧

■　基本事項

１　趣　旨

地震の発生により破損し耐震性が低下した建築物が、その後の地震等に対して安全に使用できるか否かの判定（以下「応急危険度判定」という。）を行い、被災建築物による二次災害を防止していくものとする。

また、災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対しては、応急仮設住宅を提供し、または、災害のため住家が半壊もしくは半焼した者または大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対しては、応急修理を行って保護していくものとする。

２　留意事項

⑴　想定される地震への対応体制の整備

本市に被害を及ぼすと想定される地震により発生する建築物の被害に迅速に対応するためには、地域間及び組織間の住宅応急復旧における応援協力体制の整備や、資材輸送のための緊急輸送路の確保が必要である。

⑵　要配慮者に配慮した応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設にあたっては、避難行動要支援者の実情に応じ、その構造、配置に十分配慮することが必要である。

また、応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

３　対策項目

１　応急危険度判定
２　住宅の応急修理
３　応急仮設住宅の提供
４　建築物の応急復旧への支援

■　対　策

１　応急危険度判定

(1) 判定士等派遣要請・派遣----------【県、市(建設部)】

1) 判定士等派遣要請

市は、地震等による二次災害を防止するため、判定士及び被災宅地判定士（以下「判定士等」という。）の派遣を県に要請する。

2) 判定士等の派遣

県は市の要請を受け、必要と認められた場合には、直ちに判定士等の派遣を行うとともに、関係団体と判定士等の派遣について協議する。

(2) 応急危険度判定活動----------【県、市(建設部)、判定士】

1) 判定の基本的事項

①判定対象建築物は、市が定める判定街区の建築物とする。
②判定実施時期及び作業日数は、２週間程度で、原則として１人の判定士は３日間を限度に判定作業を行う。
③判定結果の責任については、市が負う。

2) 判定に関する役割等

①市は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。
②県は、判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。

3) 判定作業概要

①判定作業は、市の指示に従い実施する。
②応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」((一財)日本建築防災協会発行）の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の３種類の構造種別ごとに行う。
③判定調査票を用い、項目にしたがって調査の上判定を行う。
④判定は、原則として「目視」により行う。
⑤判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。
⑥判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。
⑦被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明を行う。

(3) 被災宅地危険度判定活動----------【県、市(建設部)、判定士】

1) 判定の基本的事項

①被災宅地危険度判定は、市長が行う。
②県は、市の要請により、市の区域内における被災宅地の危険度判定活動を支援する。
③判定結果の責任については、市長が負う。

2）判定に関する役割等

①市は、判定の実施主体として判定作業に携わる被災宅地判定士の指揮、監督を行う。
②県は、被災宅地判定士の派遣計画や後方支援を行う。

3）判定作業概要

①判定作業は、市長の指示に従い実施する。
②被災宅地危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会発行）により行う。
③判定調査票を用い、項目にしたがって調査の上判定を行う。
④判定の結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分し、表示を行う。
⑤被災建築物の応急危険度判定調査、住家被害認定調査及び民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明を行う。

２　住宅の応急修理

(1) 基本事項----------【市（建設部）】

1）修理対象世帯

応急修理は、市が、災害のため住家が半壊もしくは半焼した者または大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

2）修理の範囲

応急修理は、災害に直接起因する損壊のうち居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限の部分に対して行う。

3）修理時期

応急修理は、災害発生から１月以内に完了する。

(2) 資材調達----------【県、市（建設部）】

市において資材が不足した場合は、県（土木部）に要請し、調達の協力を求めるものとする。

３　応急仮設住宅の提供

(1) 基本事項

応急仮設住宅の建設は、災害発生の日から 20 日以内に着工するものとし、その供与期間は完成の日から２年以内とする。設置にあたってはリース方式や民間賃貸住宅などの借り上げによる方法も検討し、設置方法を決定する。

(2) 設置基準

応急仮設住宅は、住宅が全壊、全焼または流出し、居住する住宅がない世帯であって、自らの資力では住宅を得ることができない世帯を対象に設置する。

(3) 設置計画の作成等----------【県、市(総務部)】

市は被災状況等を基に必要となる応急仮設住宅の戸数を県へ報告する。県は市からの報告を基に全体計画を作成する。

(4) 設置場所の提供等----------【国、県、市(総務部)】

1) 設置場所の提供

国及び県は、応急仮設住宅の設置計画に応じて、国・県公有地を提供する。

2) 設置場所

設置予定場所は、国、県または市公有地とするが、私有地の場合は所有者と市との間に賃貸契約を締結するものとする。なお、その場所の選定に当たっては災害に対する安全性や洪水、土砂災害の危険性に配慮するとともに、飲料水が得やすく保健衛生上適当な場所とする。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

(5) 建設資材の調達----------【市(総務部)】

応急仮設住宅の建設は、協定締結団体の協力を得て建設する。

(6) 応急仮設住宅の借り上げ等----------【県、市(総務部)】

県は借り上げる民間賃貸住宅の仕様基準や標準契約書、協定締結団体から提供された借り上げ可能な民間賃貸住宅の情報などを市へ提供する。市は必要な民間賃貸住宅の借り上げを行う。

(7) 入居者の選定等----------【県、市(総務部)】

県が、市の協力を得て被災者の状況を調査の上、次の基準に基づき決定する。

1) 住家が全焼、全壊、または流失した者であること
2) 居住する住家がない者であること
3) 自らの資力をもってしては、住家を確保することのできない者であること
   ①生活保護法の被保護者並びに要保護者
   ②特定の資産のない失業者
   ③特定の資産のない未亡人、母子世帯、老人世帯、身体障害者世帯、病弱者等
   ④特定の資産のない勤労者、中小企業者
   ⑤前各号に準ずる経済的弱者

また、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、避難行動要支援者に配慮した仮設住宅を建設するとともに、避難行動要支援者の優先入居に努める。

(8) 応急仮設住宅の管理----------【県、市(総務部)】

応急仮設住宅の管理は、市の協力を求めて県が行う。ただし、状況に応じ市に委任することができる。

４　建築物の応急復旧への支援

(1) 災害復旧用材（国有林材）の供給----------【国、県、市（経済部）】

農林水産省（林野庁）は被災者の救助、災害の復旧及び木材需給の安定のため国有林材の供給を行うこととしている。なお、関東森林管理局への災害復旧用材供給の要請は県が行う。市は、県に対して災害復旧用材供給要請を願い出る。

(2) 応急仮設住宅に必要な資機材の調達----------【県、国】

県は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて、非常災害本部等を通じ、または応急収容資機材関係省庁（農林水産省、経済産業省、国土交通省）に、直接、あるいは派遣したリエゾンを通じて資機材の調達を要請することとしている。

第２　土木施設の応急復旧

■　基本事項

１　趣　旨

災害時の避難、救護及びその他応急対策活動上重要な公共施設を始め、道路、鉄道等の交通施設、河川及びその他の公共土木施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動、また、災害時の応急対策活動において重要な役割を果たす。

このため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

２　留意事項

(1) 被害情報の収集・伝達体制の整備

施設の応急対策は、災害後の利用者の安全確保や市民生活及び社会・経済活動の確保の面からも迅速に行っていく必要があるため、地震発生後各施設の被害状況を速やかに把握し、それに対応した応急対策計画を策定し、実施することが重要である。このため、事前対策として各施設管理者が施設の被害状況の収集・伝達体制の整備を行っておくことが必要である。

(2) 地域間及び事業者間の協力体制の整備

各施設を所管する市及び事業者は、あらかじめ災害時の施設の応急対策に関し、地域間または事業者間の協力体制の整備を行っておくことが必要である。

３　対策項目

１　道路の応急復旧
２　鉄道の応急復旧
３　その他土木施設の応急復旧

■　対　策

１　道路の応急復旧

(1) 情報収集----------【国、県、市（建設部）】

機関名	情報収集等の方針
県（土木部）、市	被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、各工事事務所においてはパトロールカーにより巡視を実施する。また、市町村及び地域住民等からの道路情報の収集に努める。 情報収集に基づき、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、交通規制及び広報等の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努める。
関東地方整備局	被害状況を速やかに把握するため、工事事務所、出張所においてはパトロールカーによる巡視を実施する。また、道路情報モニター等からの情報の収集に努める。これらの情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の応急処置を行い交通路の確保に努める。

(2) 応急復旧----------【国、県、市（建設部）】

機関名	応急復旧措置の方針
県（土木部）、市	被害を受けた道路は速やかに復旧し、交通の確保に努める。特に緊急輸送道路を最優先に復旧作業を行う。
関東地方整備局	パトロール等による調査結果等を基に、被害状況を把握し、速やかに応急復旧工事を行い、道路の機能確保に努める。

２　鉄道の応急復旧----------【関東鉄道】

(1) 組織及び動員

関東鉄道㈱は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において必要があると認めた時は、災害対策本部を本社内に設置し、別に定める動員計画に基づき職員を動員して、応急対策を実施する。

表　関東鉄道㈱の災害対策本部の構成及び担当事項

	班	班　長	担　当　事　項
本　部　長 （鉄道部長）	総　務　班	業　務　課　長	・事故関係者との一般的応接 ・事故に関する情報の収集及び発表 ・負傷者、遺族等に対する乗車証の発行 ・自動車の運用 ・部外に対する応援依頼 ・他の班に属さない事項
	運転車両班	運　転　車　両 課　　長	・列車の運転計画及び整理 ・旅客貨物の輸送手配及び復旧資材の輸送手配 ・上記等についての伝達
	保護・電気 通　信　班	施　設　課　長	・線路、通信、信号保安設備等の復旧及び点検

⑵ 情報の収集・伝達

運転司令は、災害が発生した場合、東日本旅客鉄道㈱連絡駅、ラジオ放送事業者、消防機関及び警察機関等と連携を図り災害の情報を迅速に収集し、災害の状況に応じ、必要と認める箇所に速報するとともに、所要の手配を行う。

⑶ 応急措置の実施

1) 初動措置

ア　乗務員の措置

列車運転中に地震を感知した場合は、橋梁、架道橋、築堤、切取り箇所等を避け、速やかに列車を安全箇所に停止させ、異常の有無を確かめる。

なお、付近に異常が認められない時は、次の停車場まで時速25㎞以下で注意運転（建物、土砂崩壊、地盤沈下等に注意する。）し、異常の有無を次の停車場の駅長に通告する。

イ　駅の措置

①強い地震を感知し運転上危険と認めた時は、列車の運転を見合わせて、直ちに、その状況を運転車両課長に報告する。

②最初に到着した列車の乗務員から異常の有無を確かめる。

③隣接停車場の駅長と打合せて異常が認められない時は、運転車両課長の指令を受けて、最初にその区画に進出する列車の運転士に注意運転の通告をして出発させる。

2) 旅客の救出救護

地震により列車または鉄道施設に被害が生じた場合は、駅長及び乗務員はその状況を速やかに判断し、まず旅客を安全な場所に誘導するとともに、関係箇所、地元機関と連絡をとる。負傷者が生じた場合は、その救護に全力を尽くし、居合わせた職員は、その職種を問わずこれに協力する。

3) 災害時の輸送

地震により鉄道施設に被害が生じ列車の運転が不能となった場合は、その状況により列車の折返し運転、不通箇所のバス代行輸送等の手配を行うとともに、線路及びその他被害箇所の復旧に全力をつくし、早急に輸送の回復に努める。

⑷ 広報活動の実施

災害の状況、復旧の見通し及び列車の運行、バス代行輸送状況等については、駅改札口、待合室の見やすい場所への掲示等により、周知徹底を図る。

３　その他土木施設の応急復旧

⑴ 河川、砂防及び治山施設の応急復旧----------【河川、砂防、治山施設管理者】

地震により河川、砂防及び治山施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には施設の応急復旧に努め、被害が拡大しない措置を講ずる。

1）河川施設

堤防及び護岸の破壊等については、クラック等からの雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機場等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締め切りを行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

2）砂防施設

砂防施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

3）治山施設

治山施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

(2) 農地・農業用施設の応急復旧----------【市（経済部）、土地改良区、農業従事者】

地震により農地・農業用施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努める。

1）点　検

農地・農業用ため池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設については受益土地改良区が点検を行う。

2）用水の確保

農業用ため池、用水施設、幹線管水路については、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高いと判断されるものを優先に補修を行う。

3）排水の確保

排水機による常時排水地帯については、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。

第３　ライフライン施設の応急復旧

■　基本事項

１　趣　旨

上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動、また、地震発生時における被災者の生活確保などの応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

これらの施設が災害により被害を受け、その復旧に長期間要した場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態も予想される。

このため、それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講じるとともに、応急体制を整備する。また、市及び各事業者は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図る。

２　留意事項

⑴ 被害状況の把握

ライフライン施設の応急対策活動を迅速に進めるためには、地震発生後、各施設の被害状況を速やかに把握して、それに対応した応急対策計画を策定し、実施していく必要がある。このため、あらかじめ各事業者が被害情報の収集・伝達体制を整備しておくことが必要である。

また、県、市及び防災関係機関は、情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等について、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、ＧＩＳの活用等による情報提供に努めるものとする。

⑵ 事業者間の協力体制の整備

地震時におけるライフライン施設の被害は、地震の規模や震源の位置、地盤等によって異なる。このため、特に被害の集中した施設については、市内及び市外の事業者による協力が必要となってくることから、事業者間の協力体制の整備を図っておくことが必要である。

３　対策項目

１　電力施設の応急復旧
２　電話施設の応急復旧
３　ガス施設の応急復旧
４　上水道施設の応急復旧
５　下水道施設の応急復旧

■　対　策

１　電力施設の応急復旧----------【東京電力パワーグリッド】

⑴ 応急復旧の実施

1) 通報、連絡

通報、連絡は、通信連絡施設、通信連絡設備及び加入電話等を利用して行う。

2) 災害時における情報の収集、連絡

ア　情報の収集、報告

災害が発生した場合は、（総）支社の（本）支部長は、次に掲げる情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級（本）支部に報告する。

①一般情報

・気象、地象情報
・一般被害情報（一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等公共の用に供する施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報）
・対外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への応対状況）
・その他災害に関する情報（交通状況等）

②当社被害情報

・電力施設等の被害状況及び復旧状況
・停電による主な影響状況
・復旧機材、応援隊、食料等に関する事項
・従業員の被害状況
・その他災害に関する情報

イ　情報の集約

上級（本）支部は、下級（本）支部からの被害情報等の報告及び独自に地方公共団体から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

ウ　通話制限

①災害時の保安通信を確保するため、（本）支部長は、必要と認めた時は、通話制限その他必要な措置を講じる。
②非常体制の発令前であっても、保安通信を確保する上で必要と認めた時は、（総）支社にあっては（本）支部長の判断により通話制限その他必要な措置を講じる。

3）災害時における広報

ア　広報活動

災害の発生が予想される場合、または発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また、災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や通電による火災を未然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。

①無断昇柱、無断工事はしないこと
②電柱の倒壊・折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること
③断線、垂下している電線には絶対に触らないこと
④浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと
⑤屋外に避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切ること
⑥その他事故防止のため留意すべき事項

4）対策要員の確保

ア　対策要員の確保

①夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。
②非常体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する（本）支部に出動する。
③交通途絶等により所属する（本）支部に出動できない対策要員は、最寄りの事業所に出動し、所属する（本）支部に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

イ　対策要員の広域運営

復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生した時は応援の要請を行う。

5）災害時における復旧資材の確保

ア　調達

（本）支部長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達が必要となる資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

・現地調達

・（本）支部相互の流用

イ　輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇等により行う。

ウ　復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

6）災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時において原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、（本）支部長は送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

7）災害時における基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

【応急工事基準】

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

①送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。

②変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

③配電設備

非常災害仮復旧標準工法により迅速、適切な復旧を行う。

④通信設備

可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用による通信を確保する。

8）復旧計画

ア　（本）支部は、設備ごとに被害状況を把握し、次に揚げる各号の事項を明らかにした復旧計画を立てると同時に、上級（本）支部に速やかに報告する。

①復旧応援要員の必要の有無
②復旧要員の配置状況

③復旧資材の調達 ④電力系統の復旧方法 ⑤復旧作業の日程 ⑥仮復旧の完了見込 ⑦宿泊施設、食料等の手配 ⑧その他必要な対策

イ　上級（本）支部は、前項の報告に基づき下級（本）支部に対し、復旧対策について必要な指示を行う。

9）復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

設　備　名	復　　旧　　順　　位
送 電 設 備	①全回線送電不能の主要線路 ②全回線送電不能のその他の線路 ③一部回線送電不能の重要線路 ④一部回線送電不能のその他の線路
変 電 設 備	①主要幹線の復旧に関する送電用変電所 ②都心部に送配電する送電系統の中間変電所 ③重要施設に配電する配電用変電所（この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。）
配 電 設 備	①病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要設備への供給回線 ②その他の回線
通 信 設 備	①給電指令回線（制御・監視及び保護回線） ②災害復旧に使用する保安回線 ③その他保安回線

２　電話施設の応急復旧

(1) 東日本電信電話株式会社（茨城支店）の対策----------【東日本電信電話】

1）電話停止時の応急措置

ア　通信のそ通に対する応急措置

災害時措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等そ通確保の措置、及び臨時公衆電話の設置等を実施する。

イ　災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

市が指定する避難所等に設置され、災害発生時に緊急連絡手段として使用できる。

ウ　通信の利用制限

通信が著しく輻そうした場合は、重要通信を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。

エ　災害用伝言サービスの運用

大規模災害時における電話の輻そうの影響を避けながら、家族や知人との間での安否の確認や避

難場所の連絡等を可能とする災害用伝言ダイヤル“１７１”を提供する。

2) 災害等応急復旧の実施

重要通信の確保に留意し、災害等の状況、電気通信設備の被害状況に応じ、次の各号に示す復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

表　電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

重要通信を確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）	
第 一 順 位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第 二 順 位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第一順位以外の国または地方公共団体
第 三 順 位	第一順位、第二順位に該当しないもの

3) 復旧を優先する電気通信サービス

①電話サービス（固定系・移動系）
②総合ディジタル通信サービス
③専用サービス（国際・国内通信事業者回線、社内専用線を含む。）
④パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む。）
⑤衛星電話サービス

4) 大規模災害時における復旧順位と応急復旧の目標

復旧順位	応急復旧の目標	
第一段階	2) に示す復旧第一順位及び第二順位機関が利用する、 3) に示す復旧優先サービスの復旧のほか、避難所への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の取付け及び街頭公衆電話の復旧を行う。	災害救助機関等、重要通信を扱う機関の業務継続及び災害等応急復旧に最低限必要となるサービスについては 24 時間以内、その他サービス及び重要加入者については３日以内を目標とする。
第二段階	第一段階の復旧を拡大するとともに、住民の復帰状況等に合わせて一般加入電話等の復旧も逐次行う。	第一段階に引き続きできるだけ迅速に行う。長くても 10 日以内を目標とする。

(2) 株式会社ＮＴＴドコモ（茨城支店）の対策----------【ＮＴＴドコモ】

1) 株式会社ＮＴＴドコモ（茨城支店）災害対策本部の設置

地震等による災害が発生した場合は、災害対策本部を設置し、当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行う。

図　株式会社ＮＴＴドコモ（茨城支店）災害対策本部組織図

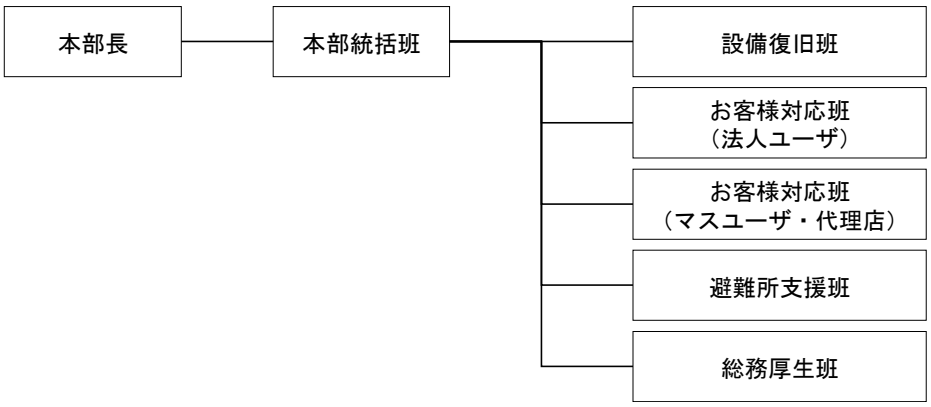

2）株式会社ＮＴＴドコモ（茨城支店）災害対策本部の各班の役割

地震等による災害が発生した場合、災害対策本部各班は、下記の役割に基づいて行動する。

班	主な役割
本部長	支店全体の基本方針決定、総指揮・判断の実施
本部統括班	災害対策本部の運営・調整、各班の取りまとめ業務
設備復旧班	設備の復旧・応急復旧に関する業務
お客様対応班（法人ユーザ）	重要法人・自治体・代理店法人等の支援に関する業務
お客様対応班（マスユーザ・代理店）	ドコモショップの運営に関する業務
避難所支援班	避難所等での避難者支援業務
総務厚生班	社印等の安否／服務／経理、報道機関等に関する業務

３　ガス施設の応急復旧----------【ガス事業者】

⑴　ガス停止時の代替措置

被災者救援対策としては、ＬＰガス供給の早期復旧が最優先ではあるが、防災上重要な施設を点検し、機能及び安全性の確認と復旧作業を行うとともに、臨時供給を含めた代替熱源を確保する。

1）需要家情報から、設備の復旧方法を整備し、臨時供給を含めた供給方法を想定しておく。
2）一般需要家の代替熱源として、カセットコンロ等による対応が図れるよう、調達できる体制を整備しておく。

⑵　ＬＰガスの復旧

ＬＰガスは、容器にて各戸別に供給されるため、都市ガス等と異なり、管路の破損による供給の遅滞は発生しないが、ガス事業者は、家庭内ガス供給設備が損傷した場合の対策を十分に考慮するとともに、付近のガス供給施設が損害を受けた場合の代替調達対策を講じる必要がある。

４　上水道施設の応急復旧----------【市（建設部）】

(1) 上水道停止時の代替措置

第３章　第５節　第５「生活救援物資の供給」を参照する。

(2) 応急復旧の実施

1) 作業体制の確保

市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、本市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

2) 応急復旧作業の実施

市は、次に示す応急復旧の行動指針に基づき応急復旧作業を実施する。その際、医療施設、避難所、福祉施設、老人施設等の施設については、優先的に作業を行う。

【応急復旧の行動指針】

- 施設復旧の完了の目標を明らかにすること
- 施設復旧の手順及び方法を明らかにすること。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにすること
- 施設復旧にあたる班編成（人員・資機材）の方針を明らかにすること。その際、被災して集合できない職員があることを想定すること
- 被災状況の調査、把握方法を明らかにすること
- 応急復旧の資機材の調達方法を明らかにすること
- 応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにすること

ア　配管設備破損の場合

配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網から給水を行う。また、配水管の破損が大規模な場合は、復旧が困難な地区に対して路上または浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

イ　水源施設破壊の場合

取水施設が破壊され復旧困難な場合は、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。

ウ　水道水の衛生保持

上水道施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時停止するよう住民に周知する。

3) 応急復旧資機材の確保

市は、削岩機、堀削機等の応急復旧用資機材が不足する場合は、県に対し調達を要請する。

県は、市からの要請があった場合は、他の関係機関に対し、協力を要請するなど資機材の確保に努める。

4) 市民への広報

市は、断減水の状況、応急復旧の見通し等について、市民への広報を実施する。

5) 災害対策マニュアルの作成

市は、被災施設の被害の最小化と迅速な復旧を図るため、「災害対策マニュアル」を整備し、災害対応体制や防災関係機関との連絡方法、応急復旧の具体的方針を定める。

また、発災直後の巡視や応急工事実施を円滑に行うため、あらかじめ建設業者等と協定を締結しておく。

ア　作業体制の確保

災害時は直ちに災害対策本部、現地災害対策本部を設置するとともに、受水団体や防災関係機関との連携により、速やかな応急復旧を図るための体制を確保する。

イ　災害復旧資機材の備蓄

①応急復旧用の資材は、水道用水供給事業者の備蓄品を利用するが、不足がある場合はメーカーや各工事会社等の貯蔵品で対応する。

②車両、その他機材は、緊急工事の協定業者から動員する。

５　下水道施設の応急復旧----------【市（建設部）】

(1) 下水道停止時の代替措置

1) 緊急汲み取りの実施

市は、便槽等が使用不能となった地域に対し、応急的に部分汲み取りを実施する。

2) 仮設トイレの設置

市は、避難場所、避難所等に仮設トイレを設置する。

(2) 応急復旧の実施

1) 作業体制の確保

市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

県は、市から協力要請があった場合は、他の防災関係機関に対し協力を要請するなど、広域的な作業体制の確保に努める。

2) 応急復旧作業の実施

市は、次のとおり応急復旧作業を実施する。

ア　下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

イ　ポンプ場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

ウ　市民への広報

市は、被害状況、応急復旧の見通し等について、市民への広報を実施する。

第４　災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去

■　基本事項

１　趣　旨

災害による大量の廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）や倒壊物・落下物等による障害物の発生、並びに感染症等の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、災害時の特に処理施設の被害、通信、交通の輻輳等を十分考慮した上で、同時大量の廃棄物処理、防疫、解体・がれき処理等の活動を迅速に行い、地域住民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図っていくものとする。

２　留意事項

⑴ 災害時のごみ及びし尿発生量の推計

ごみ及びし尿処理については、あらかじめ災害時のごみ及びし尿の発生量を想定し、各々の作業計画に反映させておくことによって処理活動の円滑化を図ることが必要である。

⑵ 広域処理体制の整備

清掃事業は、市が個別に行う事業であるため、被災地域が局所的となるような場合は、特に市町村間での協力が必要である。このため、県内及び近隣県の市町村、また、民間の関連事業者に対しても応援を要請できるようあらかじめ広域処理体制を整備しておくことが必要である。

⑶ 防疫措置体制の整備

防疫措置を講ずるために必要な消毒薬・器具機材や要員の確保が迅速にできるシステムを作っておくことが必要である。

⑷ 被災住宅、避難所及び仮設住宅における衛生確保

応急的な避難所などで避難生活が夏期に遭遇したり長期化したりする場合などでは、避難所等における衛生確保を図るとともに生活者に対し必要な啓発を行うことが必要である。

⑸ 食品の安全確保

被災地において供給される炊き出しによる食事及び他の場所から調達される弁当などの食品の安全を確保するため、炊き出し場所や弁当調製施設における衛生指導が必要である。

３　対策項目

１　災害廃棄物の処理
２　防　疫
３　障害物の除去

■　対　策

１　災害廃棄物の処理----------【市（市民部）】

(1) ごみ処理

1) ごみ排出量の推計

市は、被害状況を把握し、被害棟数の情報と発生原単位を用いて災害時のごみの発生量を推計し、仮置場内の測量等による実績値を用いて、適宜、発生量の見直しを図る。

また、市は、災害時に処理するごみを、災害により排出されるものと一般生活により発生するものとに区分し、災害時のごみ処理計画を策定する。

表　ごみ処理算出基準

区　分			被災世帯1㎡当たり
災害発生による予想排出量	木造建築物倒壊	全　壊	1.0ｔ
		半　壊	0.5ｔ
	水害による被害	流　失	1.0ｔ
		床上浸水	0.2ｔ
	火災による延焼	焼失木造家屋	0.2ｔ
一般生活ごみ排出量		1人1日当たり	1.0 kg

2) 作業体制の確保

市は、ごみ処理の主体として、組織体制及び指揮系統を定めるとともに、業務委託等による作業員の確保について検討する。また、災害時に備え、近隣市町、民間の廃棄物処理事業者、土木・運送業者等と連携体制を構築する。

3) 処理対策

①状況把握

市は、職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。

②市民への広報

市は、速やかにごみの分別方法や収集方法、仮置き場の利用方法を定めて市民に広報する。

③処理の実施

市は、速やかに仮置き場を設置し災害時のごみを適正に管理するとともに、災害時のごみを可能な限り再生利用するため分別を徹底する。

また、収集運搬車両を確保し、災害時のごみの収集運搬を効率的に行う。

4) 県との連携

県は、県内５地区に分かれ締結している「相互支援」協定に基づく適切な相互支援が図られるよう市町村間の調整を行うとともに、災害廃棄物処理の協力協定締結団体である県産業資源循環協会と連携し、収集運搬業者や処分先の確保等を支援する等により災害廃棄物の円滑な処理を推進する。

また、県内の市町村や事業者で災害廃棄物処理に対応しきれない場合、県は、他都道府県との災害時の相互支援協定や、「大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画」に基づき、広域的な処理を実施する。

さらに、県及び市は、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）へ人材・資機材の支援を要請し、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を進める。

(2) し尿処理----------【市(市民部)】

1) し尿処理排出量の推計

市は、倒壊家屋、焼失家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日からできるかぎり早急に収集処理を行うことが必要である。このため、市は各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲み取り式便槽のし尿排出量を推計するとともに、作業計画を策定する。

2) 作業体制の確保

市は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町へ収集、処理の応援要請を行う。

3) 処理対策

①状況把握

市は、職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。

②市民への指導

水洗トイレを使用している世帯に対しては、使用水の断水に対処するため、水の汲み置き、生活用水の確保等を指導する。

③処理の実施

市は、必要に応じて避難所、または地区毎に仮設トイレを設置する。また、必要があれば、県、近隣市町、民間のし尿処理関連業者等に応援を要請する。

4) し尿処理の広域応援態勢

市は、一般廃棄物処理事業を行う市町村及び一部事務組合で構成される「茨城県清掃協議会」の協議等を通して、災害時のし尿処理に関する相互応援協力について推進し、災害時のし尿処理に関する広域連携体制の構築を図る。

２　防　疫

⑴ 防疫組織の設置----------【市（市民部、保健福祉部）】

市は、防疫関係の組織をつくるとともに、必要な教育訓練を行う。

⑵ 防疫措置情報の収集・報告----------【県、市（市民部、保健福祉部）、医療機関】

市は、災害の発生後において、気象庁、警察及び消防等との連絡をとり、その被害の状況などの情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域または場所などを把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、医療機関においても、被災者に係る感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合または疑いのある場合など、保健所への通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にするとともに、避難所感染症サーベイランスシステムを活用し、定期的な状況の把握に努める。

⑶ 防疫計画及び対応策----------【市（市民部、保健福祉部）】

市は、地理的、環境的諸条件や被害の状況などを勘案し、災害予想図を作成するとともに、できるだけ詳しい防疫計画を樹立しておく。

災害発生後においては、防疫計画に基づき当該災害の被害状況に応じた防疫対応策を講じる。

⑷ 消毒薬品・器具機材等の調達----------【県、市（市民部、保健福祉部）、薬業団体】

市は、災害時の防疫措置に必要な消毒薬等を迅速に調達する。また、必要に応じ、薬業団体及び県、近隣市町などの協力を求める。

⑸ 防疫措置等の実施----------【県、市（市民部、保健福祉部）】

県は、市の実情に応じ、保健所職員をもって組織する防疫班等により、次の事項を行う。

また、被災状況に応じ、自衛隊に対して防疫活動を要請する。

1）被害状況の調査及び市町村指導
2）積極的疫学調査
3）避難所における防疫上必要な設備整備の指導及び被災住宅・仮設住宅住人に対する衛生指導
4）井戸水の消毒指導
5）その他の防疫措置に必要な事項

市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく県の指示によるほか、必要な防疫措置等を行うものとする。

⑹ 食品衛生指導及び検査の実施----------【県、市（保健福祉部）】

保健所の食品衛生監視員は、被災地の炊き出し場所、避難所及び仮設住宅などにおける食品の衛生指導や弁当調製所及び被災地等における食品営業施設の監視指導を実施するとともに、必要に応じ、弁当等の検査を行う。

なお、衛生指導に当たっては、必要に応じ消毒薬及び衛生手袋の配布を行う。
また、市はその補佐を務めるものとする。

(7) 患者等の措置----------【県、医療機関】

県及び医療機関は、被災地において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき就業制限または入院勧告を要する感染症の患者または無症状病原体保有者が発生した場合、同法に基づき適正な措置を講ずるほか、交通途絶等のため感染症指定医療機関へ移送することが困難な場合は、近隣の非被災地内の適当な医療機関に入院させるなどの措置を講ずる。

(8) 予防教育及び広報活動の実施----------【市（市民部、保健福祉部）】

市は、平常時から、災害時の感染症や食中毒予防等に関する教育を行う。また、災害発生地域や避難所において同様の教育を行うとともにパンフレット、広報車及び報道機関等を活用して広報活動を実施する。

(9) 記録の整備及び状況等の報告----------【県、市（市民部、保健福祉部）、下妻消防署、下妻警察署】

市は、警察、消防等の防災関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を管轄保健所長に報告する。

保健所長は市からの報告を取りまとめ、災害防疫に関する記録を整備するとともに、早急、また必要に応じて逐次、次の事項を県保健福祉部長に報告するものとする。

なお、県は保健所から報告を取りまとめ、県が実施する防疫活動状況とともに厚生労働省に報告する。

【報告事項】

1）被害状況
2）防疫活動状況
3）防疫活動に必要な物品及び経費
4）防疫活動の終息と事務処理の結果等

(10) 医療ボランティア----------【市（保健福祉部）、医療関係団体】

市は必要に応じて薬剤師会等関係団体に医療ボランティアの確保を依頼し、消毒の指導等について協力をあおぐ。

(11) その他----------【県、市（市民部、保健福祉部）、医療機関】

その他、災害防疫の実施に当たっては、災害防疫実施要綱（昭和 40 年５月 10 日衛発第 302 号厚生省公衆衛生局長通知）より行う。

３　障害物の除去

⑴ 建築関係障害物の除去----------【県、市（建設部）】

市は、災害によって建物またはその周辺に発生した土石、竹木等で日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について、被災地における状況を把握し、必要だと認められる場合は除去する。

また、市のみでは処理が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

県は、市の協力要請を受け、比較的小規模な除去については各土木事務所等において実施し、大規模な除去については建築業協会等の協力を得ながら実施するものとする。

⑵ 道路関係障害物の除去----------【市（建設部）、道路管理者】

道路管理者は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。その際、あらかじめ指定された緊急輸送道路を最優先とし、各道路管理者間の情報交換は緊密に行う。

⑶ 河川関係障害物の除去----------【市（建設部）、河川管理者】

河川管理者は、所管する河川内の航路等について沈船、漂流物等障害物の状況を把握し、船舶の航行が危険と認められる場合は除去を実施する。

第５　行方不明者の捜索・遺体の処理・火葬

■　基本事項

１　趣　旨

災害による行方不明者等を捜索し、または災害の際に死亡した者について死体識別等の処理を行い、かつ遺体の火葬を実施する。

２　留意事項

⑴ 関係機関等との協力体制

行方不明者の捜索・遺体の処理・火葬については、市のみでの対応は困難となるため、関係機関等の協力を得て、速やかに実施する必要がある。

⑵ 周辺自治体との協力

死者が多数発生した場合や火葬場に支障が生じた場合等、市の保有する火葬能力では短期間での火葬が困難となる状況が考えられる。周辺自治体との協力のもと、速やかな火葬により人心の安定を図る必要がある。

⑶ 衛生状態への配慮

死者が多数発生した場合には、身元確認、死亡認定の諸手続き、火葬場の手配等にかなりの時間を要する場合も考えられる。特に夏期は衛生状態を良好に保つため、棺、ドライアイスの準備等を

周辺自治体、業者の協力を得て十分に行う必要がある。

⑷ 死者の人格の尊重

災害という混乱状況の中でも、死者の人格を尊重し、遺族、親近者の感情に十分配慮した対処をすることが必要である。

３　対策項目

１　行方不明者等の捜索
２　遺体の処理
３　遺体の火葬

■　対　策

１　行方不明者等の捜索----------【県（警察）、自衛隊、市（各部）、下妻消防署、自主防災組織等】

市は、災害による行方不明者等を、消防署、消防団、自主防災組織をはじめとする地元のボランティア等と協力して捜索する。

市だけでは十分な対応ができない場合、県及び周辺市町、自衛隊等に対し応援の要請を行い、これらの機関の応援を得て実施するものとする。応援要請の手続きは、第３章　第３節「応援・派遣」を参照のこと

発見した遺体については、国家公安委員会規則に基づき、県警察が検視等所要の措置を講ずる。

２　遺体の処理

市は、遺体発生状況により遺体収容所を開設し、警察、医師等の協力を得て、遺体の処理を実施する。ただし、救助法を適用した時には県及びその委任を受けた市町村が行う。

遺体が多数にのぼる等、市で対応が困難な場合には、県は市からの要請に基づき、周辺市町に応援を要請するものとする。

また、県が行う遺体の処理は、日赤茨城県支部が組織する救護班及び県が組織する救護班により実施する。

⑴ 遺体の洗浄等----------【市（市民部）、県】

市は、災害後の混乱により遺族が遺体の処理を行うことができない場合には、人心の安定上、腐敗防止または遺体の識別作業上必要な措置である遺体の洗浄・消毒等の措置を行い、遺体を一時保存し、身元確認、検案、火葬等に備える。

⑵ 検　案----------【市、県（警察）、医療機関】

検案とは、医師法上、医師の診療中の患者でない者が死亡した場合、または、医師の診療中の患者が、最後の診療後 24 時間以上を経過した後に死亡した場合に、その遺体について、死因やその他の医学的検査を行うことである。

市は、県警察が検視等所要の処置をした遺体について、医師会、歯科医師会の協力を得て、医師・歯科医師による検案を実施する。ただし、遺体が多数の場合等で十分な対応が困難な場合には、県（保健福祉部）に協力を要請するものとする。

⑶ 遺体の収容（安置）、一時保存----------【県、市（市民部）】

検視、検案を終えた遺体は、市の設置する遺体収容所（安置所）に収容する。

1） 遺体収容所（安置所）の設置

市は被害地域の周辺の適切な場所（寺院、公共建物、公園等）に遺体の収容所（安置所）を設置する。

被害が集中した場合には遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町に、設置、運営の協力を要請する。

2） 棺の確保

市は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

県は必要に応じ、全国霊柩自動車協会との災害時応援協定に基づき、搬送車両、棺、ドライアイス、遺体収納袋等を確保するとともに、製氷業者等との協力体制の確保に努める。

3） 身元不明遺体の集中安置

市は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を有する場合も考えられることから、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

4） 身元確認

市は、警察の協力を得て、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上、納官する。また、埋火葬許可証を発行する。

３　遺体の火葬----------【県、市（市民部）】

遺体を葬る方法は、原則として火葬とし、市が実施する。ただし、救助法適用時に県が自ら行うことを妨げない。

県は火葬場の状況等情報を収集し、市の火葬能力を超える遺体が発生した場合は、周辺市町に対して遺体の火葬受入を要請する。県内の火葬能力を超える場合は、近隣県に応援の要請を行うものとする。

身元の判明しない遺骨は、公営墓地または寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。

第４章　復旧復興計画

第４章　復旧復興計画

第１節　被災者の生活の安定化

第１　義援金品の募集及び配分

■　基本事項

１　趣　旨

大規模な災害時には、多くの人々が生命または身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、市は、災害時における被災者の自立的生活再建を支援するため、防災関係機関、関係団体等と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び配分等の措置を講ずるものとする。

２　留意事項

⑴ 義援金の範囲

本計画で記載する義援金には、特定の個人、施設、団体等へ配分を指定する見舞金、寄附金等は含まないものとする。

⑵ 義援金の公平かつ適正な配分

被災者あてに寄託された義援金を、公平かつ適正に配分することを目的として「義援金配分委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。

⑶ 手続きの迅速化

県、市、日赤茨城県支部及び茨城県共同募金会は、被災者に対する義援金の募集及び配分等の手続きについて、防災関係機関、関係団体等と協力し、迅速化を図ることが必要である。

３　対策項目

１　義援金品の募集及び受付
２　委員会の設置
３　義援金の保管
４　義援金の配分

■　対　策

１　義援金品の募集及び受付----------【市（保健福祉部）】

市は、市民への義援金品の募集が必要と認められる災害が発生した場合、直ちに義援金品の受付窓口を設置し、義援金品の募集及び受付を実施する。また、募集に当たっては、新聞、テレビ、ラジオ

等の報道機関と協力し、義援金品の受付方法等について広報・周知を図る。

なお、義援品は被災地のニーズに応じた物資を周知し、梱包に際しては品名を明示することなど被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう求めるものとする。

義援金品の受付窓口は、保健福祉部とする。

２　委員会の設置----------【県、市（保健福祉部）、日赤茨城県支部、茨城県共同募金会】

⑴ 委員会の設置

被災者あてに寄託された義援金を、被災者に公平かつ適正に配分することを目的として委員会を設置する。

⑵ 委員会の構成

委員会は、次の関係機関をもって構成するが、被害の状況によりその他の防災関係機関、関係団体等を構成員に加えることができる。

1) 下妻市
2) 下妻市議会
3) 下妻市社会福祉協議会

３　義援金の保管----------【県、市（保健福祉部）、日赤茨城県支部、茨城県共同募金会】

一般市民及び全国から寄託された被災者に対する義援金については、各受付機関において適正に保管する。

なお、委員会が設置された場合は、委員会が各受付機関より義援金の引継ぎを受け、市を通じて被災者に配分するまでの間、適正に保管する。

４　義援金の配分----------【県、市（保健福祉部）、日赤茨城県支部、茨城県共同募金会】

⑴ 配分方法の決定

委員会は、各受付機関で受付けた義援金の被災者に対する配分方法（対象、基準、時期並びにその他必要な事項）について、協議の上決定する。

⑵ 配分の実施

委員会において決定された義援金の配分方法に基づき、市は、被災者に対し、迅速かつ適正に義援金を配分する。

⑶ 配分の公表

市は、被災者に対する義援金の配分結果について、報道機関等を通じて公表する。

第２　災害弔慰金等の支給及び災害援護資金などの貸付

■　基本事項

１　趣　旨

大規模な災害時には、多くの人々が生命または身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、県、市及び市社会福祉協議会は、災害時における被災者の自立的生活再建を支援するため、防災関係機関、関係団体等と協力し、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付等の措置を講ずるものとする。

２　留意事項

⑴ 被災者への広報及び相談窓口の設置

市及び市社会福祉協議会は、被災者の自立的生活再建に対する支援措置について、被災地以外へ疎開等を行っている個々の被災者も含め広報するとともに、相談窓口を設置することが必要である。

⑵ 事務処理の迅速化

市及び市社会福祉協議会は、被災者の自立的生活再建を的確に支援するため、手続きの簡素化、事務処理の迅速化を図ることが必要である。

３　対策項目

１　災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付
２　茨城県等による資金の貸付等
３　住宅復興資金
４　り災証明書の発行

■　対　策

１　災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付----------【市（市民部、保健福祉部）、下妻消防署、下妻市社会福祉協議会】

災害により家族を失い、精神または身体に著しい障害を受け、または住居や家財を失った被災者を救済するため、「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）」に基づき、下妻市条例に定めるところにより、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行う。また、各種支援措置の実施に資するため、発災後早期にり災証明書の交付体制を確立し、被災者にり災証明書を交付するものとする。

【災害弔慰金の支給（下妻市条例）】

対 象 災 害	・市内において住居が５世帯以上滅失した自然災害 ・県内において、住居が５世帯以上滅失した市町村が３以上ある場合の自然災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の自然災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が２以上ある場合の自然災害
支給限度額	①生計維持者が死亡した場合 500 万円 ②その他の者が死亡した場合 250 万円
遺族の範囲	ア　配偶者、子、父母、孫、祖父母 イ　ア項の遺族がいずれも存在しない場合は、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者と死亡当時その者と同居し、または生計を同じくしていた者に限る。）
費用負担割合	国（１／２）、県（１／４）、市（１／４）

【災害障害見舞金の支給】

対 象 災 害	・市内において住居が５世帯以上滅失した自然災害 ・県内において住居が５世帯以上滅失した市町村が３以上ある場合の自然災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の自然災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が２以上ある場合の自然災害
障害の程度	上記の災害により精神または身体に次に掲げる程度の障害を受けた者 ①両眼が失明したもの ②咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥両上肢の用を全廃したもの ⑦両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧両下肢の用を全廃したもの ⑨精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの
支給限度額	①生計維持者が障害を受けた場合　250 万円 ②その他の者が障害を受けた場合　125 万円
費用負担割合	国（１／２）、県（１／４）、市（１／４）

【災害援護資金の貸付】

対 象 災 害	・県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の自然災害
貸付限度額	①世帯主の１ヵ月以上の負傷　150 万円 ②家財の１／３以上の損害　150 万円 ③住居の半壊　170(250)万円 ④住居の全壊　250(350)万円 ⑤住居の全体が滅失　350 万円 ⑥①と②が重複　250 万円 ⑦①と③が重複　270(350)万円 ⑧①と④が重複　350 万円 ( )は特別の事情がある場合

貸付条件	所得制限	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
		１人	220 万円
		２人	430 万円
		３人	620 万円
		４人	730 万円
		５人以上	１人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額
		ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270 万円とする。	
	貸付利率	年３％（据置期間中は無利子）	
	据置期間	３年（特別な事情のある場合は５年）	
	償還期間	10 年（据置期間を含む。）	
	償還方法	年賦または半年賦	
貸付原資負担		国（２／３）、県（１／３）	

２　茨城県等による資金の貸付等----------【県、市（各部）、下妻市社会福祉協議会等】

大規模災害時において、県及び社会福祉協議会等で実施される資金等の貸付や融資等には以下のようなものがある。

市は、県に対し迅速かつ円滑な措置が行われるよう要請するとともに、関係各部、防災関係機関・関係団体等の協力を得て、必要な広報活動に努める。

⑴ 災害見舞金の支給

県は、県内において発生した災害により被害を受けた者等に対して、「茨城県見舞金支給要項（平成 21 年 11 月 24 日制定。平成 21 年 10 月８日から適用）」に基づき、見舞金を支給する。

⑵ 生活福祉資金の貸付

県社会福祉協議会は、「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規程」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯等に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められるものについて、民生委員・児童委員及び市社会福祉協議会の協力を得て生活福祉資金の貸付を行う。

⑶ 母子父子寡婦福祉資金の貸付

県は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和 39 年法律第 129 号）に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行う。

⑷ 農林漁業復旧資金の融資等

県は、災害により被害を受けた農林漁業者または団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法及び茨城県農林漁業災害対策特別措置条例並びに株式会社日本政策金融公庫法により融資する。

1）天災融資法に基づく融資
2）茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資
3）株式会社日本政策金融公庫（農林漁業施設資金）による貸付
4）農業保険法に基づく農業災害補償

(5) 中小企業復興資金の融資

県は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関（普通銀行、信用金庫、信用組合）及び政府系金融機関（株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫）の融資並びに信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により、施設の復旧事業の継続に必要な資金対策が迅速かつ円滑に行われるよう措置し、国に対しても要望する。

３　住宅復興資金----------【県、市（建設部）】

災害により住宅に被害を受け次に該当する者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により災害復興住宅資金の融通を適用し、建設資金または補修資金の貸付を行う。

県及び市は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、独立行政法人住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当する時は、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るよう努める。

(1) 災害復興住宅建設資金

貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」または「半壊」した旨の「り災証明書」の交付を受けた者で、13 ㎡以上 175 ㎡以下の住宅部分を有する住宅を建設する者
貸付限度	原則 1,500 万円以内
土地取得費	原則 970 万円以内
整地費	400 万円以内
償還期間	①木造（一般）25 年以内 ②耐火、準耐火、木造（耐久性）35 年以内

(2) 新築購入、リ・ユース（中古住宅）購入資金

貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」または「半壊」した旨の「り災証明書」の交付を受けた者で、50 ㎡（共同建ての場合 30 ㎡）以上 175 ㎡以下の住宅部分を有する住宅を購入する者
貸付限度	①新築住宅：原則 2,470 万円以内（土地取得資金を含む。） ②リ・ユース住宅：原則 2,170 万円以内（土地取得資金を含む。）
償還期間	25～35 年以内

(3) 補修資金

貸付対象者	補修に要する費用が 10 万円以上の被害を受け、「り災証明書」の発行を受けた者
貸付限度	660 万円以内

土地取得費	400 万円以内
整　地　費	400 万円以内
償還期間	20 年以内

(4) 災害特別貸付金

市は、災害により滅失家屋がおおむね 10 戸以上となった場合、り災者の希望により災害の実態を調査した上で、り災者に対する貸付金の融資を独立行政法人住宅金融支援機構に申し出るとともに、り災者の融資制度の周知徹底を図り、借入れ申し込みの希望者に対して借入れの指導を行うものとする。

４　り災証明書の発行----------【市（市民部）】

(1) り災台帳の作成

市は、災害対策本部に集約された被害調査結果に基づき、り災台帳を整備する。り災台帳の作成にあたっては、必要に応じ、固定資産課税台帳及び住民登録基本台帳を活用する。

(2) 証明の範囲

災対法第２条第１号に規定する災害で、次の事項について証明するものとする。

住　　家	ア　全　壊（全　焼） イ　流　失 ウ　半　壊（半　焼） エ　床上浸水 オ　床下浸水
人	ア　死　亡 イ　行方不明 ウ　負　傷

(3) り災証明書の交付

各種の被災者への支援措置を早期に実施するため、「災害時職員行動マニュアル」により被災者にり災証明書を交付する。申請の受付・交付は、市役所本庁舎で行う。

原則として、り災証明書の交付は１回限りとする。また、り災証明書については、証明手数料を徴収しない。

■　資料編　「り災証明書交付申請書」

■　資料編　「り災証明書」

第３　租税及び公共料金の特例措置計画

■　基本事項

１　趣　旨

災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を積極的に推進していくものとする。

２　留意事項

⑴ 広報の徹底

災害時、市民に対して、対策に関わる情報の提供を充分に行っていくことが必要である。

⑵ 手続きの簡素化及び迅速化

災害により被害を受けた事業者が本対策を迅速かつ有効に活用し、自立復興を進めていくため、手続きの簡素化、迅速化に努める必要がある。

３　対策項目

１　租税等の徴収猶予措置及び減免の措置
２　その他公共料金の特例措置

■　対　策

１　租税等の微収猶予措置及び減免の措置----------【国、県、市（市民部）】

⑴ 市税の納税緩和・減免措置

市は、被災者の納付すべき市税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出または納付もしくは納入に関する期日の延長、市税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

⑵ 国・県税の納税緩和・減免措置

国及び県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出または納付もしくは納入に関する期限の延長、国税、県税（延滞金等含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況により実施するものとする。

⑶ 租税の納税緩和・減免措置等に関する広報

市は、租税の納税緩和・減免措置等に関して広報活動を行う。なお、災害対策本部廃止後においても、適宜、市広報紙もしくはチラシの配布等により行う。

２　その他公共料金の特例措置

⑴ 郵政事業----------【日本郵便】

1) 被災者に対する郵便葉書などの無償交付

救助法が適用された場合、被災１世帯当たり、郵便葉書５枚及び郵便書簡１枚の範囲内で無償交付する。なお、交付場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

2) 被災者の差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物（速達郵便物及び電子郵便物を含む。）の料金免除を実施する。なお、取扱場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日赤、茨城県共同募金会または共同募金連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用または見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受場所は全ての郵便局（簡易郵便局を含む。）とする。

⑵ 通信事業

1) 東日本電信電話株式会社（茨城支店）

「電話サービス契約約款通則 15」に基づき、災害が発生し、または発生するおそれがある時は、臨時に料金または工事に関する費用を減免することがある。

2) 株式会社ＮＴＴドコモ（茨城支店）

株式会社ＮＴＴドコモの各種サービスの契約約款に基づき、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、臨時にその料金または工事費を減免することがある。

⑶ 電気事業----------【東京電力パワーグリッド】

救助法適用地域の被災者に対し、経済産業大臣の許可を得て託送料金支払いに関する特別措置を行うことがある。

第４　雇用対策

■　基本事項

１　趣　旨

災害により、離職を余儀なくされたり災者に対し、国は、職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策を積極的に推進していくものとする。また、市は、県や国と連携を図り、再就職の支援を行うものとする。

２　留意事項

⑴ 広報の徹底

雇用対策を効率的に行っていくため、災害時、市民に対して、対策に関わる情報の提供を充分に行っていくことが必要である。

⑵ 手続きの簡素化及び迅速化

災害により被害を受けた事業者が本対策を迅速かつ有効に活用し、自立復興を進めていくため、手続きの簡素化、迅速化に努めることが必要である。

３　対策項目

１　離職者への措置
２　雇用保険の失業給付に関する特例措置
３　雇用調整助成金の特例適用の要請
４　被災事業主に関する措置

■　対　策

１　離職者への措置----------【市（経済部）、筑西公共職業安定所（下妻出張所）】

筑西公共職業安定所及び下妻出張所の長は、大規模な災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、離職者の早期再就職へのあっせんを行うものとする。また、市は、筑西公共職業安定所下妻出張所の長と協力し、離職者の早期再就職へのあっせんに努める。

離職者への措置内容は以下のとおり。

⑴ 窓口の設置

市は、被災者のための臨時職業相談窓口を設置する。

⑵ 公共職業安定所に出向くことが困難な地域への措置

市は、被災の状況により筑西公共職業安定所下妻出張所に出向くことが困難な地域に、臨時職業相談所の開設、または巡回職業相談を実施する。

⑶ 諸制度の活用

市及び筑西公共職業安定所下妻出張所は、職業訓練受講指示、または職業転換給付金制度等を活用する。

⑷ 労働者のあっせん

救助法が適用された場合、市は、市内の労務需要が見込まれる時は、労働者のあっせんを、国に対し要請する。また、県は、茨城労働局及び筑西公共職業安定所と連携を図り、災害により離職を余儀なくされた者を対象に職業訓練を実施し、再就職を支援するものとする。

２　雇用保険の失業給付に関する特例措置----------【市（経済部）、筑西公共職業安定所（下妻出張所）】

筑西公共職業安定所下妻出張所における雇用保険の失業給付に関する特例措置には、次のようなものがある。これらの活用が図られるよう、市は適宜、失業者への相談、広報を行う。

⑴ 証明書による失業の認定

筑西公共職業安定所下妻出張所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。

⑵ 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

筑西公共職業安定所下妻出張所長は、発生した災害に対し「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号）第 25 条に定める措置が適用された場合は、災害による休業のため賃金を受け取ることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）を、失業しているものとみなして、基本手当を支給するものとする。

３　雇用調整助成金の特例適用の要請----------【市（経済部）、筑西公共職業安定所（下妻出張所）】

筑西公共職業安定所下妻出張所長は、次の休業等をさせる場合、休業手当にかかる賃金負担の一部を助成できるよう厚生労働省へ要請する。

【雇用調整助成金の適用範囲】

(1) 被災地域の事業主が労働者を休業させる場合
(2) 被災地域以外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合
(3) 被災地域の事業主が新卒者等の内定取り消しの回避を図る場合

４　被災事業主に関する措置----------【国】

国は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認める時は、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金もしくは追徴金の徴収免除、または労働保険料の納付の猶予を行うものとする。

第５　住宅建設の促進

■　基本事項

１　趣　旨

自力で住宅建設できない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、市が実施する災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧に対する指導、支援を適切に行い、市で対応が困難な場合は県が代わって災害公営住宅を建設し、居住の安定を図る。また、自力で住宅を建設する被災者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に対する情報の提供と指導を行う。

２　留意事項

⑴ 計画の作成と県からの支援

迅速な災害公営住宅の建設、復旧を図るため、市は災害住宅建設計画、復旧計画の作成を行い、予算の確保、用地の確保等を含めて県からの支援受けを検討することが必要である。

⑵ 情報提供及び事務処理体制

独立行政法人住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に関する情報の提供と、迅速な事務処理体制の検討を行うことが必要である。

３　対策項目

１　建設計画の作成
２　事業の実施
３　入居者の選定

■　対　策

市は、住宅建設に関し、市だけで対応可能かどうかを検討し、市と県の役割分担を明確にする。また、県は市との役割分担を踏まえ、支援の内容を決定するものとする。

１　建設計画の作成----------【市（建設部）】

市は、住宅被害の実態を把握し、住宅災害確定報告書、り災者名簿、滅失住宅地図を作成するものとし、県はこれを助言・指導するものとする。

２　事業の実施----------【県、市（建設部）】

県及び市は、建設計画に基づき、災害公営住宅の建設、既設公営住宅の復旧を実施する。

３　入居者の選定----------【市（建設部）】

市は、特定入居を行うときの選定基準の作成及び選定を行うものとし、県はこれを助言・指導するものとする。

第６　被災者生活再建支援法の適用

■　基本事項

１　趣　旨

市域ないし県域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）を適用し、被災者に支援金を支給することにより、生活の再建を支援し、もって市民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

２　留意事項

⑴ 住家全壊世帯数情報の迅速な収集及び伝達体制の整備

支援法の適用の判断及びその手続きを行うにあたり、全壊世帯等の被害の把握及び認定の作業を迅速かつ的確に行う必要がある。このため、救助法担当との連携を図り、被害情報の収集及び伝達体制を整備しておくことが必要である。

⑵ 支援金支給手続き等の説明

支給決定時に申請者の誤解等による不服等の発生を避けるとともに支援金支給手続きが迅速かつ円滑に進むようにするため、支援法が適用された場合は、制度の対象となる被災世帯に対して、支援金の趣旨、申請書の記載方法、申請期限などその手続きについて懇切・丁寧に説明する必要がある。

３　対策項目

１　被害状況の把握及び被災世帯の認定
２　支援法の適用基準
３　支援法の適用手続き
４　支援金の支給額
５　支援金支給申請手続き
６　支援金の支給

■　対　策

１　被害状況の把握及び被災世帯の認定----------【市（保健福祉部）】

支援法の適用にあたっては、市が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

⑴ 被災世帯の認定

支援法の対象となる被災世帯は、次に掲げるものをいう。（支援法第２条第２号）

①当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯

②当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、またはその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補

修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、または解体されるに至った世帯

③当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続すること、その他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

④当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（②及び③に掲げる世帯を除く。）

⑵ 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

救助法における基準を参照（第３章　第６節「災害救助法の適用」）

２　支援法の適用基準----------【市（保健福祉部）】

支援法の対象となる自然災害は、支援法施行令第１条の定めにより、次に掲げるとおりである。

⑴ 災害救助法施行令第１条第１項第１号または第２号のいずれかに該当する被害（同条第２項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村の区域に係る自然災害（支援法施行令第１条第１号）

⑵ 10 以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害（支援法施行令第１条第２号）

⑶ 100 以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害（支援法施行令第１条第３号）

⑷ ⑴ または⑵ に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村（人口 10 万人未満のものに限る。）の区域で、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第１条第４号）

⑸ ⑶ または⑷ に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口 10 万人未満のものに限る。）の区域で⑴ ～⑶ に規定する区域のいずれかに隣接し、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第１条第５号）

⑹ ⑶ または⑷ に規定する都道府県が２以上ある場合における市町村（人口 10 万人未満のものに限る。）の区域で、その自然災害により５（人口５万人未満の市町村にあっては２）世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第１条第６号）

３　支援法の適用手続き----------【県、市（総務部、保健福祉部）】

⑴ 市の被害状況報告

市長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、資料編「被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書」により、県知事に対して報告する。

当該報告については、自然災害発生後の初期段階では、救助法適用手続きにおける報告（資料編

「被害状況等報告様式（茨城県）」）で兼ねることができるものとする。

(2) 県の被害状況報告及び支援法の適用

県知事は、市長の報告を精査した結果、発生した災害が支援法の適用基準に該当すると認めた時は、内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示するものとする。

なお、市には、支援法が適用されたことを通知する。

４　支援金の支給額

(1) 複数世帯の場合

（単位：万円）

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全　　壊（１－(1)－1)） 半　　壊（１－(1)－2)） 長距離避難（１－(1)－3)）	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃貸	100	50	150
大規模半壊 （１－(1)－4)）	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃貸	50	50	100

(2) 単数世帯の場合

（単位：万円）

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全　　壊（１－(1)－1)） 半　　壊（１－(1)－2)） 長距離避難（１－(1)－3)）	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃貸	75	37.5	112.5
大規模半壊 （１－(1)－4)）	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃貸	37.5	37.5	75

５　支援金支給申請手続き----------【市（保健福祉部）】

(1) 支給申請手続き等の説明

市は、制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続き等について説明する。

(2) 必要書類の発行

市は、支給申請書に添付する必要のある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

1）住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
2）り災証明書類

(3) 支給申請書等の取りまとめ

市は、被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認し、取りまとめの上、速やかに県に

送付する。

６　支援金の支給----------【市（保健福祉部）】

支給申請書類は、被災者生活再建支援法人で審査が行われ、支援金の支給が決定される。決定内容は、被災者生活再建支援法人から申請者に通知書が交付されるとともに、支援金は支給決定に基づき、原則として被災者生活再建支援法人から直接口座振替払いにより、申請者に支給される。

⑴ 支援金の現金支給

市は、口座振替払いによる支援金支給ができないものについて、被災者生活再建支援法人からの委託に基づき、申請者に現金による支援金の支給事務を行う。

■　資料編　「被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書」

第７　茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給

■　基本事項

１　趣　旨

自然災害によりその居住する住宅に著しい被害を負った世帯のうち、被災者生活再建支援法（以下「法」という。）の適用の対象とならない世帯の生活再建のため、茨城県被災者生活再建支援補助事業（以下「補助事業」という。）により、法と同趣旨の支援金を支給することで、被災者間の不公平を是正し、被災者の速やかな復興を支援する。

２　留意事項

⑴ 住家全壊世帯数情報の迅速な収集及び伝達体制の整備

支援法の適用の判断及びその手続きを行うにあたり、全壊世帯等の被害の把握及び認定の作業を迅速かつ的確に行なう必要がある。このため、救助法担当との連携を図り、被害情報の収集及び伝達体制を整備しておくことが必要である。

⑵ 支援金支給手続き等の説明

支給決定時に申請者の誤解等による不服等の発生を避けるとともに支援金支給手続きが迅速かつ円滑に進むようにするため、支援法が適用された場合は、制度の対象となる被災世帯に対して、支援金の趣旨、申請書の記載方法、申請期限などその手続きについて懇切・丁寧に説明する必要がある。

３　対策項目

１　被害状況の把握及び被災世帯の認定
２　補助事業の適用基準
３　補助事業の適用手続き
４　支援金の支給額
５　支援金支給申請手続き
６　支援金の支給

■　対　策

１　被害状況の把握及び被災世帯の認定----------【市（保健福祉部）】

補助事業の適用にあたっては、市が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

(1) 被災世帯の認定

補助事業の対象となる被災世帯は、次に掲げるものをいう。

①当該自然災害により住家が全壊した世帯

②当該自然災害により住家が半壊し、またはその住家の敷地に被害が生じ、当該住家の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住家に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住家を解体し、または解体されるに至った世帯

③当該自然災害により住家が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成 10 年政令第 361 号）第２条に定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難であると認められる世帯（②に掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。）

④当該自然災害により住家が半壊した世帯（②及び③に掲げる世帯を除く。）

(2) 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

救助法における基準を参照（第３章　第６節「災害救助法の適用」）

２　補助事業の適用基準----------【市（保健福祉部）】

補助事業の対象となる自然災害は、茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第３条の規定により、次に掲げるとおりである。

(1) 県内において法が適用された市町村が１以上ある自然災害

(2) 県内において法の適用がないが、住家全壊被害が１世帯以上発生した自然災害

３　補助事業の適用手続き----------【県、市（総務部、保健福祉部）】

(1) 市の被害状況報告

市長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、県知事に対して報告する。

(2) 補助事業適用の通知

県知事は、市長の報告を精査した結果、発生した災害が補助事業の適用基準に該当すると認めた時は、市長に対し、補助事業適用を通知する。

４　支援金の支給額

(1) 複数世帯の場合

（単位：万円）

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊 解体	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃貸	100	50	150
大規模半壊	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃貸	50	50	100
半壊		25		25

(2) 単数世帯の場合

（単位：万円）

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊 解体	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃貸	75	37.5	112.5
大規模半壊	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃貸	37.5	37.5	75
半壊		18.75		18.75

５　支援金支給申請手続き----------【市（保健福祉部）】

(1) 支給申請手続き等の説明

市は、制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続き等について説明する。

(2) 必要書類の発行

市は、支給申請書に添付する必要のある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

1) 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
2) り災証明書類

６　支援金の支給----------【県、市（保健福祉部）】

市は、被災世帯から提出された支給申請書類を審査し、適正と認められる場合は、直接口座振替払いにより申請者に支援金を支給する。

県は、被災世帯へ支援金を支給した市町村に対し、支給の実績に基づいてその費用の一部を補助する。

第４章　復旧復興計画

第２節　被災施設の復旧

■　基本事項

１　趣　旨

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図るものとする。

２　留意事項

⑴　地域間・組織間の応援協力体制の整備

災害後の施設の復旧に関しては、迅速かつ的確な対応が求められるが、災害時の混乱の中、復旧事業計画の作成及び実施等に当たる十分な人員が確保できない場合も想定されるため、地域間、組織間の人員の応援協力体制の整備が必要である。

⑵　迅速な復興のための意思決定等の必要性

地震発生後、被災状況を的確に把握し、原状復旧とするか、復興とするかを、迅速に意思決定し、早急に災害復興対策本部の設置、災害復興方針・計画の策定、関連事務手続き等を実施することが必要である。

⑶　国、県、市間の密接な連携

都市計画決定や事業認可等行政上の手続きを迅速に進めるためには、国、県、市の密接な連携を行っていくことが必要である。

３　対策項目

１　災害復旧事業計画の作成
２　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成
３　災害復旧事業の実施
４　解体、がれきの処理

■　対　策

１　災害復旧事業計画の作成----------【市（各部）、防災関係機関】

市は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査・検討し、所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

災害復旧事業計画の基本方針を次に示す。

(1) 災害の再発防止

市は、災害復旧事業計画の策定にあたって、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう防災関係機関と十分連絡調整を図り、計画を作成する。

(2) 災害復旧事業期間の短縮

市は、災害復旧事業計画の策定に当たって、被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう、防災関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業の種類を次に示す。

1）公共土木施設災害復旧事業計画
2）農林水産業施設災害復旧事業計画
3）都市災害復旧事業計画
4）上、下水道災害復旧事業計画
5）住宅災害復旧事業計画
6）社会福祉施設災害復旧事業計画
7）公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
8）学校教育施設災害復旧事業計画
9）社会教育施設災害復旧事業計画
10）復旧上必要な金融その他資金計画
11）その他の計画

２　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成----------【市（各部）、防災関係機関】

市は、被災施設の災害復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国または県が費用の全部または一部を負担または補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち特に公共土木施設の復旧については、被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営される。

災害復旧事業費の決定は、県知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律または予算の範囲内において国が全部または一部を負担または補助して行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、次のとおりである。

(1) 法律等に基づき一部負担または補助するもの

1）公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
2）公立学校施設災害復旧費国庫負担法

3）公営住宅法
4）土地区画整理法
5）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
6）廃棄物の処理及び清掃に関する法律
7）予防接種法
8）都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
9）農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

災対法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、市は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるようにするものとする。

激甚災害の指定の手続き等の対策及び激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象については、第４章　第３節「激甚災害の指定」に示す。

３　災害復旧事業の実施----------【市（各部）、防災関係機関】

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、市及び防災関係機関等は、復旧事業の事業費が決定され次第、早急に復旧作業を実施するため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

４　解体、がれきの処理----------【市（各部）、防災関係機関】

(1) 作業体制の確保

市は、迅速に解体及びがれき処理を行うため、組織体制及び指揮系統を定めるとともに、業務委託等による作業員の確保について検討する。また、県、近隣市町、民間の廃棄物処理業者、土木・運送業者等と、災害時における人員、資機材等の確保について協力が得られるよう連携体制を構築する。

(2) 処理対策

1) 状況把握

市は、職員による巡視等により迅速に被災地域の状況を把握する。

2) 処理の実施

市は、 1）に基づき、住宅、所管の道路及び河川施設について、解体、がれき処理を実施する。必要があれば、県、近隣市町、民間の廃棄物処理業者等に応援を要請する。

3) 仮置場の確保

市は、解体、収集後のがれき等を一時的に集積するため、仮置場を確保する。仮置場が不足する場合は、交通に支障のない路上や公園等に一時集積するとともに、近隣市町に対して仮置場の提供を要請する。

4）再生利用・最終処分

市は、がれき等の処理・処分に当たって、再生利用を推進し、最終処分量の削減に努める。

5）石綿飛散防止対策

市は、解体及びがれき処理に伴う石綿飛散防止対策について、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成 29 年 9 月環境省水・大気環境局大気環境課）により行うものとする。

第４章　復旧復興計画

第３節　激甚災害の指定

■　基本事項

１　趣　旨

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講じるものとする。

２　留意事項

激甚災害の指定を受けるためには、公共施設の被害情報を激甚法に定める事項に従って迅速に調査、収集を行う必要がある。このため、災害後迅速かつ正確に公共施設の被害情報を把握するための体制整備を行っておくことが必要である。

３　対策項目

１　災害調査
２　激甚災害指定の手続き

■　対　策

１　災害調査----------【県、市（各部）】

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

激甚災害の基準は次のとおり。

表　激甚災害基準

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第３条（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 **Ａ基準** 事業費査定見込額 ＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100 分の 0.5 **Ｂ基準** 事業費査定見込額 ＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100 分の 0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上あるもの (1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額 ＞当該都道府県の当該年度の標準税収入総額×100 分の 25 (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額 ＞当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×100 分の５
法第５条（農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置）	次のいずれかに該当する災害 **Ａ基準** 事業費査定見込額 ＞当該年度の全国農業所得推定額×100 分の 0.5 **Ｂ基準** 事業費査定見込額 ＞当該年度の全国農業所得推定額×100 分の 0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの (1) 一の都道府県内の事業費査定見込額 ＞当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×100 分の４ (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額 ＞10 億円
法第６条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	(1) 激甚法第５条の措置が適用される激甚災害 または (2) 農業被害見込額 ＞当該年度の全国農業所得推定額×1.5%で、第８条の措置が適用される場合 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3) 漁船等の被害見込額 ＞全国漁業所得推定額×0.5% または (4) 漁業被害見込額 ＞全国漁業所得推定額×1.5%で第８条の措置が適用される場合 ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が５千万円以下の場合を除く。

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第８条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 **Ａ基準** 農業被害見込額 ＞当該年度の全国農業所得推定額×100 分の 0.5 **Ｂ基準** 農業被害見込額 ＞当該年度の全国農業所得推定額×100 分の 0.15 かつ、次の要件に該当する都道府県が１以上あるもの ・一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数 ＞当該都道府県内の農業を主業とする者の数×100 分の 3
法第 11 条の２（森林災害復旧事業に対する補助）	次のいずれかに該当する災害 **Ａ基準** 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。） ＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100 分の 5 **Ｂ基準** 林業被害見込額 ＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100 分の 1.5 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上あるもの (1) 一の都道府県内の林業被害見込額 ＞当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×100 分の 60 (2) 一の都道府県内の林業被害見込額 ＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100 分の１
法第 12 条、13 条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）	次のいずれかに該当する災害 **Ａ基準** 中小企業関係被害額 ＞当該年度の全国中小企業所得推定額（第二次産業及び第三次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ。）×100 分の 0.2 **Ｂ基準** 中小企業関係被害額 ＞当該年度の全国中小企業所得推定額×100 分の 0.06 かつ、次の要件に該当する都道府県が１以上あるもの (1) 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額 ＞当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100 分の 2 (2) 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額 ＞1400 億円 ただし、火災の場合または激甚法第 12 条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第 16 条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第 17 条（私立学校施設災害復旧事業の補助）、第 19 条（市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）	激甚法第２条の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害または当該事業量が軽微であると認められる場合は除外
法第 22 条（り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例）	次のいずれかに該当する災害 **Ａ基準** 滅失住宅戸数 ＞被災地全域で 4,000 戸以上 **Ｂ基準** 次の(1)、(2)のいずれかに該当する被害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。 (1) 滅失住宅戸数 ＞被災地全域で 2,000 戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの ①一市町村の区域内で 200 戸以上 ②一市町村の区域内の住宅戸数の 10%以上 (2) 滅失住宅戸数 ＞被災地全域で 1,200 戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの ①一市町村の区域内で 400 戸以上 ②一市町村の区域内の住宅戸数の 20%以上
法第 24 条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等）	１　公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第２条の措置が適用される災害 ２　農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第５条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮

２　激甚災害指定の手続き----------【国】

大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準または局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

第４章　復旧復興計画

第４節　復興計画の作成

■　基本事項

１　趣　旨

地震により被災した市民の生活や企業の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。

復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置付けられる。復興事業は、市民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するためには、被災後速やかに復興計画を作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進するものとする。

２　留意事項

⑴　迅速な意思決定等の必要性

地震発生後、被災状況を的確に把握し、原状復旧とするか、復興とするかを、迅速に意思決定し、早急に災害復興対策本部の設置、災害復興方針・計画の策定、関連事務手続き等を実施することが必要である。

⑵　事前復興対策の実施

災害復興では、地震発生後の限られた時間内に、復興に関する意思決定、都市計画決定や事業認可等の行政上の手続き、土地区画整理や市街地再開発等の事業を行う上での人材の確保や情報の収集等、膨大な作業を処理する必要があるため、手続きの流れや人材の確保等事前に確認しておけることや対応できることについては、事前復興対策として実施しておくことが必要である。

⑶　国、県、市間の密接な連携

災害復興は、国、県、市の密接な連携の中で実施しなければ、円滑な事業遂行は望めない。特に、都市計画決定や事業認可等の行政上の手続きを迅速に進めるためには、県、市間の十分な調整作業等が重要であり、また、復興にあたっての財源の確保等においては、国との調整等が重要であるため、国、県、市間が密接に連携することが必要である。

⑷　民意の反映

災害復興を進めていく際には、復興計画のあり方から復興事業・施策の展開に至るまで、住民の意見を十分反映させていくことが必要である。その際、女性を始めとする多様な主体の意見を反映できるよう配慮するものとする。

３　対策項目

１　事前復興対策の実施
２　災害復興対策本部の設置
３　災害復興方針・計画の策定
４　災害復興事業の実施

■　対　策

１　事前復興対策の実施----------【市（各部）】

(1) 復興手順の明確化

市は、過去の復興事例等を参考として、方針の決定、計画の策定、法的手続き、市民の合意形成等の復興対策の手順を明らかにしておくものとする。

(2) 復興基礎データの整備

市は、災害後、復興対策に必要となる測量図面、建物現況、土地の権利関係等の各種データをあらかじめ整備し、データベース化を図るよう努めるものとする。

２　災害復興対策本部の設置----------【市（各部）】

市は、災害による被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を認識・確認した場合に、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

３　災害復興方針・計画の策定----------【市（各部）】

(1) 災害復興方針の策定

市は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員から構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

(2) 災害復興計画の策定

市は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。災害復興計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生産復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

４　災害復興事業の実施----------【市（各部）】

(1) 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

市は、被災市街地復興特別措置法第５条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等をすることができる。

被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

(2) 災害復興事業の実施

1) 専管部署の設置

市は、災害復興に関する専管部署を設置する。

2) 災害復興事業の実施

市は、災害復興に関する専管部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

下妻市地域防災計画（地震災害対策計画編）

付編　南海トラフ地震に関連する情報発表時等の対応計画

第１章　総則

第１節　計画策定の趣旨

中央防災会議　防災対策実行会議の下に設置された「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告書が、平成 29 年９月に「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について（報告）」として取りまとめられた。

この報告書を踏まえ、政府は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の具体的な防災対応の検討を行い、異常な現象が観測された場合に実施する新たな防災対応の構築に向けて、国、地方公共団体、関係事業者等における新たな防災対応に関する計画の策定の考え方や、防災対応の実施のための仕組み等を整理する予定としている。

その新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁は、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することとし、その運用開始（平成 29 年 11 月１日）に伴い、今後、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わないこととしている。

茨城県は、地域防災計画の付編「東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画」の内容については、政府が、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合に実施する新たな防災対応に関する計画等を整理した際に、必要な修正を行うとしている。

このため市は、県による修正がなされるまでの間については、気象庁が発表する「南海トラフ地震に関連する情報」の発表に基づく対応のため本計画を作成する。

この際、内閣府が平成 31 年３月に発表した「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第１版）」の内容を参考にする。

なお、これまでの「東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画」については、資料編に保持する。

第１章　総則

第２節　南海トラフ地震の被害想定

本被害想定は、内閣府が平成 24 年８月に公表した被害想定を最新のデータに基づき再計算し、令和元年６月に公表した「南海トラフ巨大地震の被害想定について」をもとにしている。

第１　震度想定

静岡県から宮崎県に至る太平洋に面した南岸地域で震度７となる地域が多数発生するとともに、東海、近畿南部、四国、九州南西部など広範な地域で震度６以上となると想定されている。

茨城県は、県南部で震度３～５弱で、県北部では震度３～４が想定されている。

下妻市は、震度４～５弱が想定されている。

第２　津波想定

関東から九州に至る太平洋に面した南岸地域の大部分で５ｍ以上、その内かなりの地域で１０ｍ以上となり、所によっては２０ｍを超えるところも想定されている。

茨城県の海岸地域は、大部分の地域で２～５ｍと想定されている。

第３　人的被害想定

全国の死者数の合計は、約 231,000 人（冬の深夜に発生、東海地方が大きく被災するケースのうち地震動陸側ケースの場合）となっている。

第４　建物被害想定

全国の揺れ、液状化、津波等により全壊したもの及び火災により焼失した建物被害棟数の合計は、約 2,084,000 棟（冬の夕に発生、東海地方が大きく被災するケースのうち地震動陸側ケースの場合）となっている。

第５　経済的な被害

被災地での資産等の被害は 171.6 兆円、全国の経済活動への影響として生産・サービス低下に起因するものと、道路、鉄道の寸断に起因するものとして 42.1 兆円など、経済的な被害が想定されている。（地震動陸側ケースの場合）

第１章　総則

第３節　南海トラフ地震に関連する情報

第１　情報の種類

気象庁は、南海トラフ地震に関連する情報として、「南海トラフ地震臨時情報」と「南海トラフ地震関連解説情報」の２種類の情報名で発表する。このうち「南海トラフ地震臨時情報」は以下の条件によりキーワードを付記して発表する。

【南海トラフ地震臨時情報（調査中）】

下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合

・監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生

・１箇所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源領域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測

・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測

【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）】

・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）

・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合

【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）】

・想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合

【南海トラフ地震臨時情報（調査終了）】

（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

第２　発表の流れ

南海トラフ地震関連情報については、関連する異常な現象が発生してから、検討した結果が随時に発表される。（下図参照）

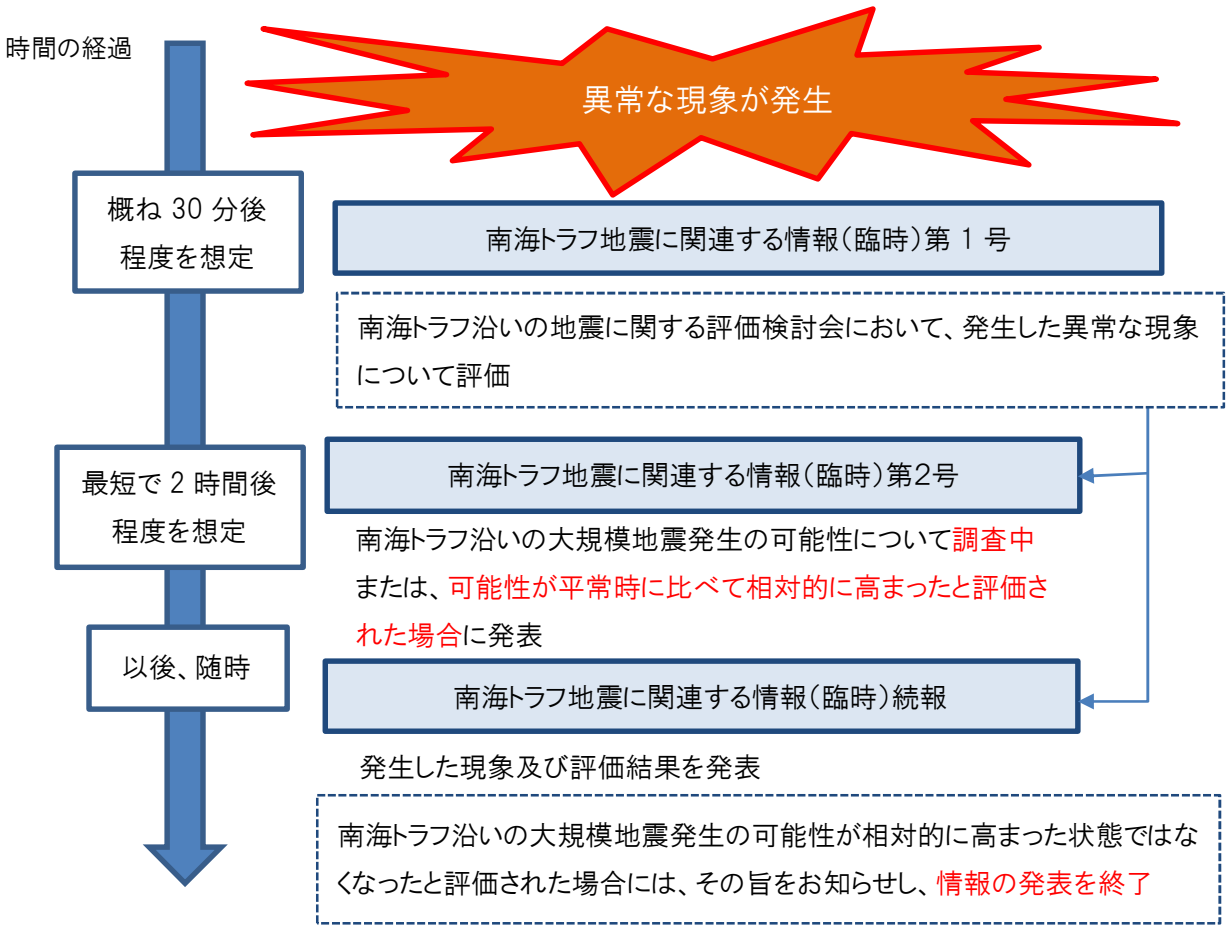

※本情報以外に、状況に応じて、地震速報、津波警報等を発表

第２章　対応方針

第１節　基本的な考え方

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の地震発生の可能性は、平常時より高まったと評価できることがあるものの、地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、「地震発生の可能性」と「防災対応の実施による日常生活・企業活動への影響」のバランスを考慮しつつ、一人一人が、自助に基づき、災害リスクに対して「より安全な防災行動を選択」するという考え方が重要である。

このため市は、市民に対して必要な情報提供を行う等により、被害を最小限にするとともに、社会的な混乱が発生しないように努める。

第２章　対応方針

第２節　南海トラフ地震臨時情報発表時等の対応

第１　南海トラフ地震発生時

南海トラフ地震臨時情報が発表される前提となる地震が発生した場合は、必要な体制をとり対応を開始する。市内が被災した場合においては、「地震災害対策計画編」に基づき対応する。

市内に被害が確認されない場合においても、必要により防災関係課による連絡配備に移行し、主として以下の項目について情報収集等に努める。

①被災地の被災状況から市民に影響を及ぼす事項
②災害協定締結市区の被災状況
③被災地等への応援要請に関する情報
④南海トラフ地震臨時情報の発表に関する事項
⑤国・県及び防災関係機関の状況
⑥市民からの問い合わせに関する事項

第２　南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時

必要により防災関係課による連絡配備体制に移行し、以下の項目について情報収集等に努める。

①南海トラフ地震臨時情報（調査中）の内容に関する事項
②国・県及び防災関係機関の状況
③市民からの問い合わせに関する事項

第３　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時

必要により警戒体制または非常体制に移行し、以下の項目について対応する。

１　情報収集

①南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容に関する事項
②国・県及び防災関係機関の状況
③広域応援に関する事項
④市内等の混乱状況

２　市民等への広報

必要により市民に対して防災行政無線、市公式ホームページ、メール配信サービス、Twitter、LINE 等により注意報の内容や、防災確認、混乱防止について広報する。

第４　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時

必要により警戒体制または非常体制に移行し、以下の項目について対応する。

１　情報収集

①南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容に関する事項
②国・県及び防災関係機関の状況
③広域応援に関する事項
④市内等の混乱状況

２　市民等への広報

必要により市民に対して防災行政無線、市公式ホームページ、メール配信サービス、Twitter、LINE 等により注意報の内容や、防災確認、混乱防止について広報する。

３　その他

・市民からの問い合わせに関する事項
・広域支援の検討

第５　南海トラフ地震臨時情報（調査終了）発表時

１　必要により市民に対して防災行政無線、市公式ホームページ、メール配信サービス、Twitter、LINE 等により調査終了について広報する。
２　継続的に実施すべき関連業務等の終了等により対応体制を解除する。